

令和6年2月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月21日〔関係部局所管事務概要説明・委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明	2
審査内容等に関する委員間討議（協議）	3

(第1日目)

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	5
4、付託事件	6
5、経過	
分科会（土木部）	
土木部長予算議案等説明	7
監理課長補足説明	8
建設企画課長補足説明	9
砂防課長補足説明	10
決議に基づく提出資料の説明	10
予算議案等に対する質疑	11
予算議案に対する討論	28
委員会（土木部）	
土木部長総括説明	28
道路維持課長補足説明	29
建築課長補足説明	31
都市政策課長補足説明	32
議案に対する質疑	32
議案に対する討論	35
決議に基づく提出資料の説明	35
監理課長補足説明	35
港湾課長補足説明	37
陳情審査	38
議案外所管事項に対する質問	39

(第2日目)

1、開催日時・場所	63
2、出席者	63
3、経過	
分科会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長予算議案説明	63
決議に基づく提出資料の説明	65

予算議案に対する質疑	6 6
予算議案に対する討論	8 5
委員会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長総括説明	8 5
国際観光振興室長補足説明	8 8
議案に対する質疑	8 9
議案に対する討論	8 9
決議に基づく提出資料の説明	8 9
文化振興・世界遺産課企画監補足説明	9 0
議案外所管事項に対する質問	9 1

（第3日目）

1、開催日時・場所	1 1 3
2、出席者	1 1 3
3、経過	
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長予算議案等説明	1 1 4
資源循環推進課長補足説明	1 1 7
自然環境課長補足説明	1 1 8
決議に基づく提出資料の説明	1 1 8
予算議案等に対する質疑	1 1 8
予算議案に対する討論	1 2 9
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長総括説明	1 2 9
自然環境課長補足説明	1 3 1
議案に対する質疑	1 3 2
議案に対する討論	1 3 2
決議に基づく提出資料の説明	1 3 2
生活衛生課企画監長補足説明	1 3 3
水環境対策課長補足説明	1 3 5
議案外所管事項に対する質問	1 3 7

（第4日目）

1、開催日時・場所	1 5 9
2、出席者	1 5 9
3、経過	
分科会（交通局）	
交通局長予算議案等説明	1 5 9
管理部長補足説明	1 6 1
予算議案等に対する質疑	1 6 2
予算議案に対する討論	1 7 0
委員会（交通局）	
交通局長総括説明	1 7 0
議案に対する質疑	1 7 3
議案に対する討論	1 7 4
決議に基づく提出資料の説明	1 7 4

乗合事業部長補足説明	174
議案外所管事項に対する質問	176
委員間討議	188
審査結果報告書	189

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・ 分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部：追加1)
- ・ 分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・ 分科会関係議案説明資料(交通局)
- ・ 委員会関係議案説明資料(交通局)
- ・ 委員会関係議案説明資料(交通局：追加1)

2 月 21 日

(関係部局所管事務概要説明・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年2月21日

自 午前10時00分
至 午後3時34分
於 委員会室3

文化振興・世界遺産課企画監
（世界遺産担当）

園田幸四郎 君

観光振興課長

長野 敦志 君

国際観光振興室長

高橋 圭 君

物産ブランド推進課長

松尾 泰子 君

国際課長

坂口 育裕 君

国際課企画監
（平和推進・国際協力担当）

貝淵 裕幸 君

スポーツ振興課長

江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長 千住 良治 君
副委員長 初手 安幸 君
委員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 深堀ひろし 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 山本 由夫 君
" 饗庭 敦子 君
" 本多 泰邦 君
" 大久保堅太 君

県民生活環境部長

大安 哲也 君

県民生活環境部次長

峰松 茂泰 君

県民生活環境部次長

吉原 直樹 君

兼地域環境課長

県民生活環境課長

猿渡 圭子 君

男女参画・女性
活躍推進室長

松尾 由美 君

人権・同和対策課長

石田 祐子 君

交通・地域安全課長

濱田 次則 君

統計課長

下野 明博 君

生活衛生課長

岩松 尚 君

食品安全・消費生活課長

立石 寿裕 君

水環境対策課長

松尾 晴彦 君

資源循環推進課長

赤澤 貴光 君

自然環境課長

笹淵 紘平 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

交通局長 太田 彰幸 君
管理部長 猪股慎太郎 君
乗合事業部長 柿原 幸記 君
貸切事業部長 江頭 興祐 君

土木部長

中尾 吉宏 君

土木部技監

川添 正寿 君

土木部次長

吉田 弘毅 君

土木部参事監
（まちづくり推進担当）

坂田 昌平 君

監理課長

岩崎 次人 君

建設企画課長

中村 泰博 君

建設企画課企画監

田崎 智 君

文化観光国際部長 伊達 良弘 君

文化振興・世界遺産課長 峰松美津子 君

文化振興・世界遺産課企画監
（地域文化・国民文化祭担当） 山浦 義次 君

都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	田中 良一 君
砂防課長	小川 秀文 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

さて、この一年、私どもが審査を行います部局といたしましては、地域住民が主体となって取り組む、魅力ある観光まちづくりの推進や、県産品のブランド化の推進、歴史や文化・芸術、スポーツによる地域活性化、国際交流の推進などに取り組む「文化観光国際部」。

男女共同参画・女性活躍の推進、多様な主体による連携・協働や、人権が尊重される社会づくりの推進、プラスチックごみ対策や節電、省エネルギー等の取組など豊かな社会づくりと暮らしの安心、人と自然が共生する地域づくりに取り組む「県民生活環境部」。

観光の振興や交流人口の拡大などを支える、高速交通ネットワークの確立や生活に密着した道路ネットワークの拡充、国内外との交流の拠点となる港湾の整備、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた防災・減災対策など、社会資本の整備に取り組む「土木部」。

そして、県民に必要な生活路線の確保と、観光県長崎を足元から支える「交通局」。と、4つの部局を所管しておりますが、いずれも県内経済の活性化や、県民生活の向上に重要な役割を担っているものばかりでございます。

委員各位におかれましては、各部局の課題解決に向けて、県民目線での議論を尽くしていただきますようお願いいたしますとともに、理事者各位におかれましては、委員会における論議を真摯に受け止め、未来の長崎県づくりのために行政を推進していただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、一年間よろしく願います。

(拍手)

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開会

【千住委員長】ただいまから、観光生活建設委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付しております委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、観光生活建設委員長を仰せつかりました千住でございます。初手副委員長をはじめ委員の皆様、理事者の皆様方のご指導、ご協力をいただきまして、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。
【太田交通局長】交通局長の太田彰幸でございます。

よろしくお願いいたします。

観光生活建設委員会の開会にあたり、理事者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

観光生活建設委員会におきまして所管いただきます、文化観光国際部、県民生活環境部、土木部、交通局の4部局においては、文化・観光やスポーツの振興、安全・安心な生活の確保、環境の保全、社会資本の整備、公共交通の維持など、県民の生活に密接に関連した事業を行っており、長崎県総合計画をはじめ、各部局が策定した計画の着実な推進とともに、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を活かしたまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

千住委員長、初手副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、観光生活建設委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【千住委員長】ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、本多委員、大久保委員の

ご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

お手元に配付しております審査順序のとおり、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要について説明を受けることとし、その後、3月5日からの委員会の審査内容等について、協議することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、所管事務の概要説明に関するご質問等につきましては、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月5日からの委員会の中で行うことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午後 3時33分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時34分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月5日

自 午前 9時58分
至 午後 4時39分
於 委員会室3

道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	田中 良一 君
砂防課長	小川 秀文 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委員	田中 愛国 君
"	外間 雅広 君
"	深堀ひろし 君
"	中島 浩介 君
"	ごうまなみ 君
"	山本 由夫 君
"	饗庭 敦子 君
"	本多 泰邦 君
"	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	中尾 吉宏 君
土木部次長	吉田 弘毅 君
土木部政策監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	岩崎 次人 君
建設企画課長	中村 泰博 君
建設企画課企画監	田崎 智 君
都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（観光生活建設分科会）
第1号議案
令和6年度長崎県一般会計予算（関係分）
第8号議案
令和6年度長崎県用地特別会計予算
第11号議案
令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
第14号議案
令和6年度長崎県交通事業会計予算
第15号議案
令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算
第59号議案
令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）
第67号議案
令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第3号）
第70号議案
令和5年長崎県交通事業会計補正予算（第1
号）

第71号議案

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

7、付託事件の件名

観光生活建設委員会

（1）議案

第33号議案

長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

第34号議案

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第35号議案

長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第36号議案

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第44号議案

契約の締結について

第45号議案

契約の締結の一部変更について

第46号議案

権利の放棄について

第47号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第48号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第52号議案

第四期長崎県教育振興基本計画について（関係分）

第53号議案

長崎県観光振興基本計画の変更について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【千住委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第33号議案「長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」外10件であります。そのほか陳情2件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分外8件であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員一回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いたします。

これより土木部関係の審査を行います。

なお、川添技監から、本委員会を欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承願います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の土木部をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第8号議案「令和6年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、第67号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」であります。

はじめに、土木部所管の令和6年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の課題である「人口減少」、「県民所得の低迷」、「頻発化・激甚化する自然災害」を克服し、持続可能な活力ある地域を形成するため、交通ネットワークの形成や個性あるまちづくりなど、生活・産業基盤の整備を推進するとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って必要な予算を確保することにより、防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。また、インフラの機能を将来にわたって発揮し続けるための戦略的な老朽化対策の推進や、地域の守り手である建設業の担い手確保・育成のため、建設業の魅力発信や就労環境・処遇の改善につながる働き方改革や生産性向上などの取組を強化し

てまいります。

これにより、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」の土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ3ページと4ページに記載のとおりであります。このうち歳出予算につきましては、公共事業費が519億3,990万6,000円で、対前年度当初予算比95.7%、単独事業費は169億2,442万8,000円で対前年度当初予算比127.6%となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、4ページからをご覧ください。

都市計画関係では、重要幹線街路費16億7,320万円、道路関係では道路新設改良費146億9,157万7,000円。5ページをご覧ください。交通安全施設費公共単独合計で48億767万円、道路災害防除費公共単独合計で47億3,218万6,000円、港湾空港関係では港湾改修費公共単独合計で65億271万3,000円。次に6ページをご覧ください。河川・砂防・ダム関係では総合流域防災費22億6,380万円、河川改修費41億5,947万8,000円、堰堤改良事業費14億2,986万9,000円、通常砂防費11億40万円。7ページをご覧ください。急傾斜地崩壊対策費17億8,867万5,000円、建築関係では長崎県大規模建築物耐震化支援事業費611万5,000円、住宅関係では公営住宅建設費18億7,576万2,000円、県営住宅維持管理費13億6,886万円などを計上しております。

8ページをご覧ください。

令和6年度当初予算においては、県議会や市町、有識者懇話会のご意見等をお伺いしながら策定した「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、施策を推進していくための基礎づくり・土台づくりを中心に、部局横断的に取り組んでいくこととしております。

併せて、県勢のさらなる発展を図るため、長崎県総合計画の着実な推進にも力を注いでまいりたいと考えております。

このうち、土木部においては、本県が全国を代表するドローン活用の先進地になることを目指し、ドローンの活用による遠隔化、生産性向上及びイノベーション創出を図るため、需要と供給、両面に対する支援を実施するもののうち、3次元データ取得ガイドライン作成等に要する経費として、「空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費」673万2,000円、このほか令和6年度新規事業として、「長崎空き家deミライ創出事業費」2,520万円などを計上しております。

このほか債務負担行為については、9ページから11ページに記載のとおりであります。

次に、第8号議案「令和6年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」につきましては、それぞれ11ページから12ページに記載のとおりでございます。

13ページをご覧ください。

第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容は、14ページ以降に記載のとおりであります。道路新設改良費14億5,165万9,000円の減、橋りょう補修費3億6,261万の減、総合流域防災費6億6,852万8,000円の減、堰堤改良事業費8億1,153万2,000円の減、急傾斜地崩壊対策費4億3,221万円の減、国直轄港湾事業負担金4億576万6,000円の減、重要幹線街路費2億4,485万9,000円の減、都市公園整備費6,720万円の減、公営住宅建設費1,401万

1,000円の減、河川等災害復旧費31億5,429万6,000円の減などを計上いたしております。

このほか繰越明許費につきましては16ページに記載のとおりでございます。

次に、16ページからの第67号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」については、それぞれ記載のとおりであります。

最後になりますが、令和5年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未決定のものがあり、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものがありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【千住分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】私から、土木部関係の令和6年度当初予算案の概要について、補足してご説明いたします。サイドブックの観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

土木部関係の令和6年度当初予算案の総額は、上の表の太線で囲んでおります。一般会計909億7,161万4,000円と、特別会計65億3,027万7,000円の合計で、975億189万1,000円となっております。令和5年度当初予算との比較における増減額、前年比率については、記載のとおりでございます。

土木部の一般会計歳出予算の約82%を占める普通建設事業の内訳として、中段の表の太線で囲んでおります。公共事業費519億3,990万

6,000円、単独事業費等169億2,442万8,000円、直轄事業負担金60億3,485万6,000円となっております。

なお、公共事業費が、昨年度から約23億円の減、対前年度比で95.7%になっておりますが、防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策関連予算が前年度に前倒しで配分されることから、それを踏まえた、いわゆる15か月予算で比較した場合につきましては、一番下の表に記載しておりますとおり約7億円の増、対前年度比で100.9%となっているところでございます。

また、一般会計歳出予算の内訳につきましては、表の右側に記載しているとおりでございます。

引き続きまして、土木部関係の繰越明許費について、補足してご説明いたします。資料の4ページの繰越額理由別調書をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は上から総務費、土木費、災害復旧費、一般会計の合計、続きまして特別会計、土木部合計となっております。なお、特別会計においては令和6年度当初予算に係る繰越明許費は計上しておりませんので、一般会計の合計が土木部関係となります。失礼しました。令和5年度予算にかかる、でございます。

繰越明許費の一般会計の合計額と土木部合計は、一番下に記載しておりますとおり906件、528億5,603万4,000円となります。

この額は、9月定例会から11月定例会で議決をいただきました経済対策補正予算に係るものを含めた金額と、今回計上しております繰越明許費を合わせた令和5年度の繰越明許費の累計額となっているところでございます。

一般会計合計欄には、内訳として通常分 と

経済対策補正分 に区分いたしまして件数、金額を記載しており、11月定例会で議決をいただきました経済対策補正分に係る繰越明許費 は365件、261億2,557万3,000円、経済対策補正分を除いた通常分 として541件、267億3,046万1,000円となっております。

次に、繰越明許費を理由別にご説明いたします。表の横の区分に繰越理由を6つに区分して整理しております。

それぞれの合計額は、まず地元調整に係る繰越明許費が370件、186億449万3,000円、次に用地補償に係るものが25件、11億4,960万円、設計・工法等に係るものが80件、36億7,172万円、補正予算や事業決定の遅れによるものが376件、264億8,637万3,000円、資機材や人材の逼迫、入札の不落・不調によるものが54件、17億3,230万円、その他1件、12億1,154万8,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住分科会長】次に、建設企画課長より補足説明を求めます。

【中村建設企画課長】課長補足説明資料5ページをご覧ください。

空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費についてご説明申し上げます。

この事業は、ビジョン特別事業のイノベーション分野として、「挑戦と失敗の先へ、見たことのない暮らしをつくろう」のテーマの下、「最先端のデジタル技術で地域課題を克服し、県民が豊かで快適な生活を送っている」というありたい姿の実現に向けて、企画部、農林部、土木部、教育庁の複数の部局が連携、融合して一つの事業を構築し取り組む事業でございます。

他分野多種のドローン導入によるドローン活

用先進地の実現を目指し、長崎県ドローンプラットフォーム、仮称でございますが、この設置や、ドローンサービスの利用拡大を推進するほか、オペレーター資格取得の支援等による人材育成や、農業、建設業、教育などの各分野におけるドローン活用の拡大を図るため、関係部局において予算を計上しております。

このうち土木部では、ドローンの飛行許可申請や資格取得の方法、災害時において迅速に被災状況を把握するための三次元点群データの取得方法などを整理したガイドラインを作成するとともに、建設業を含めた全産業に対して研修を開催し、ドローン活用の普及を図ることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【千住分科会長】次に、砂防課長より補足説明を求めます。

【小川砂防課長】補足説明資料6ページをご覧ください。

説明に入ります前に、大変申し訳ございませんが、資料に記載しております文字に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。項目2の「指摘の概要」のところですが、頭の方に「平成28年度から平成元年度」と記載しておりますけれども、正式には「平成元年度」ではなく「令和元年度」の間違いでございます。大変失礼いたしました。

それでは説明いたします。

今回、砂防課において、会計検査院実地検査結果に伴う国費返還に係る経費として2月補正予算に計上しております1,807万8,000円について、補足して説明いたします。

令和5年1月に実施された会計検査院実地検査において、財政力指数が低い都道府県に対し

補助率を引き上げて交付される国費率差額金に関し、平成28年度から令和元年度に交付申請を行ったもののうち、新上五島町での地滑り対策事業について、交付要件であります一級河川、または二級河川水系の流域に属する事業に該当しないことから、交付の対象とは認められないとの指摘を受けたものであります。

そのため、項目3の返還額の内訳に記載しておりますとおり、指摘を受けた平成28年度から令和元年度分1,452万1,190円、及び、検査対象ではなかったものの同様に交付を受けていた令和2年度分355万6,769円の合計1,807万7,959円について、令和5年度中に国に対し返還をするものであります。

資料7ページをご覧ください。

今回のミスの発生原因は、図1のとおり、事業箇所の確認を詳細な図面等により行わないまま、二級河川水系の流域に当たると誤って認識し交付申請を行っていたことによるものでございます。

そのため、今回の指摘を受け、図2のとおり事業箇所が交付要件である二級河川水系の流域に属するか、河川の流域が明示された図面により複数人で確認を行うよう地方機関に対し通達したほか、また会議等においても周知を行い、再発防止の徹底を図ったところでございます。

今後、このような事態が二度と発生することのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住分科会長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩崎監理課長】私から、「政策等決定過程の

透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました資料についてご説明いたします。当資料は、文化観光国際部、県民生活環境部、土木部の共通の資料となっておりますので、サイドブックの土木部の一つ上の委員会の欄に掲載されているところでございます。

政策的新規事業の計上状況の一覧でございますが、土木部については資料2ページの表の上から2つ目にある「空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費」のうち、建設企画課の計上額673万2,000円、3ページの表の一番下にある「長崎空き家deミライ創出事業費」の2件となっております。事業概要等については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】何点が質問させていただきたいと思えます。

部長説明資料の5ページ、空港整備費でお伺いしたいと思います。上五島空港ほかの空港施設の整備に要する経費として1億5,120万円計上されておりますが、この主な内容を教えてください。

【松本港湾課長】5ページの上五島空港等の整備というところであります。長崎県には、空港が長崎空港のほか壱岐空港、対馬空港、上五島空港、小値賀空港、福江空港と6空港ありまして、そのうち離島の5空港が県で管理している空港であります。

空港の整備については、補助事業で滑走路整備とかエプロン整備、それと併せて照明灯の整

備があります。今回は上五島空港、小値賀空港、福江空港も含めて、その照明灯の老朽化に伴う更新で、全部LED化したいと考えているところです。

【饗庭委員】今のご説明でいくと、上五島と小値賀と福江空港のLED化ということによろしいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）上五島空港は現在、使用されていないかと思うんですけれども、その中でLED化が必要なのか、今後使われるのか、どういうことでLED化する予定なのか教えてください。

【松本港湾課長】上五島空港は今、定期便は就航していない状況ですけど、ドクターヘリとか自衛隊のヘリとか、救急患者が出た時の救急搬送が夜間にもありますので、その点を考慮しましてLED化の更新をしておくという状況です。

【饗庭委員】理解しました。

その中で、もしわかったら、使用・活用状況がどれくらいなのか教えてください。

【松本港湾課長】上五島空港につきましては、令和4年度で120回の利用がされています。そのうち民間機が68機、官公庁機が52機で、医療関係利用の割合が大体8割ぐらい使われている状況です。

【饗庭委員】わかりました。

次に、7ページの長崎県大規模建築物耐震化支援事業費についてお伺いしたいと思います。

耐震化対策に要する経費として611万5,000円計上されておりますが、どのような建物に、どのような形で耐震化をするのに経費として出すのか、教えてください。

【宮川建築課長】委員お尋ねの長崎県大規模建築物耐震化支援事業は、耐震改修促進法で、一定の規模、一定用途の建物につきまして、耐震診断が義務化されています。全部で39棟ありま

して、耐震化されていないものが11棟ございます。そのうち自前の建替えとか、そういったものを除きまして、今後、県の方で耐震化を支援していく建物が7棟ございます。

これは、市町が事業主体になりまして、市町がやる場合に、県がお付き合いということで継ぎ足し補助をするものでございまして、先ほど申し上げました7棟につきましては、市の担当の方と個別訪問などをやりながら、建替えのタイミングとか耐震改修のタイミングとかを把握していきまして、令和6年度の予算につきましては、雲仙市にあるホテルの耐震化に伴う建替えの解体の令和6年度の年割分ということで、県の補助金が6分の1となっておりますので、その6分の1を計上させていただいている次第でございます。

【饗庭委員】この分は、そのホテルの建替えと理解したらよろしいでしょうか。

【宮川建築課長】耐震化には、耐震改修と建替えも耐震化と定義されておりますので、今回はホテルの建替えに伴う解体の令和6年度の年割分の県の負担金という形になっていきます。

【饗庭委員】今後も地震がいつあるかわからない状況で、こういう形で民間から申請があると、補助金を出して今後も耐震化していくと理解してよろしいのでしょうか。

【宮川建築課長】先ほども申し上げましたように、義務化の建物は全て把握していますので、その動向をつかみながら、今後も市町と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

【饗庭委員】義務化されたところということでですね。ありがとうございます。

次に、8ページの空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費の673万2,000円、これは三次元データ取得とご説明いただいたところ

でございますが、この説明を受けた時に、令和5年8月17日には県内全域のデータを既に三次元で公開しているということだったかと思いません。

その中で、今回の予算で、どの部分をまた進めていかれるのか、教えてください。

【中村建設企画課長】今後の三次元点群データの進め方というご質問でございます。

委員のご質問にありましたように、昨年8月には三次元点群データということで公表をしております。これにつきましては、静岡県で災害があった時の処理が非常に早かったということで、県もいち早く公表したいと8月に公表したんですけれども、今回のドローンワールドの中では、公表している三次元点群データを取得するためのガイドラインを作成したいというふうに思っております。

3つの構成で考えておきまして、ドローンの飛行申請であったり、飛行時の留意点をまとめるとともに、点群データを取得する時の計測機器、ドローンも含めてですけれども、携帯電話で計測もできますので、ドローンも含めた機器での取得方法についてが1つ。

それと、その取得したデータを、どういうふうな格好で処理していくかと。ソフトウェアもいろいろ、高いものから安いものまでありますけれども、我々としては、極力安いもので、簡単な方法でできるような形で考えています。そういうふうなところでの三次元点群データの処理のためのガイドラインですね。

それと、我々土木部としては、公共事業でいろんな構造物を造っていくわけですけれども、完成した後の構造物を三次元点群データとしてデータを取得して、その後、現在公開しているものに載せていきたいというところで、いろん

な構造物の三次元の計測ガイドラインということとで考えております。

ということで、取得する時点と処理する時点と、最終的にいろんな構造物ができた後に、その三次元データの公開の分にまた載せていくやり方というところで、3ポイントに絞った形でガイドラインを今後つくってまいりたいというふうに思っております。

【饗庭委員】ガイドラインをつくっていくということかと思えます。

その中で、先ほどちょっとお話がありましたのが、ドローンの飛行申請や資格制度というところでは、長崎でどこに申請して、資格を取るにはどのようにしたらいいかというのは土木部でも説明をされるのでしょうか。

【中村建設企画課長】ドローンの飛行申請は、基本的に国土交通省に申請するんですけども、どなたが申請しても同じような形になりますので、そこは土木部で一旦まとめまして、こういうふうな形で申請ができますと皆さんにわかりやすい形でまとめて、その際の留意点も含めて皆さんにお知らせして、ドローンを使用する際には使用していただくという形で、ガイドラインを作成して皆さんに公表していきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】わかりました。ドローンは今後いろんなところで活用ができるかと思っておりますので、ますます進めていただければと思います。

その次の長崎空き家deミライ創出事業費で、一般質問でもいろいろご質問があったかと思うんですけども、これを今、市町がしている中で、県が支援することで進めていくというお話だったんですけども、もう少し詳細なところを教えてください。

【森住宅課長】委員ご質問の長崎空き家deミ

ライ創出事業についてご説明いたします。

まず目的ですが、空き家はご存じのとおり増えていまして、その中で私どもが問題と思っているのは、利用目的がない戸建ての空き家でございます。これに対して、空き家の相談は市町に寄せられるんですけど、それが1,300件ぐらいしか相談対応がきていない。桁が4万8,000戸と1,300戸では全然違うということもあります。

空き家というのは、できるだけ早く処分なり活用を、働きかけなり知恵を出すとか、そういうことが必要だと思っておりますので、その1,300件では、なかなかマンパワーも足りないだろうと思っております。

たまたま、そういう事態に合わせて国の法改正がございまして、12月から施行された改正空き家法の中では民間団体等を使う空き家等管理活用支援法人、私たちは支援法人と申し上げているんですが、そこを活用するのが一番効果的ではないかと県では考えております。

ここが自然にできてきて、どんどんビジネスをやってくればいいんですけど、何せ空き家というのはご存じのとおり、なかなか民間で流通しないから、そういう活用が図られていないということになっていきますので、そういうのをビジネスでメインに商売するというのは、いきなりは無理だろうということがありまして、私どもとしては、初期の3年間をめぐりとして、支援法人に対しての初期の支援といいますが、相談の支援、それからその法人が関わって改修することになりましたら、改修費の一部支援ということを想定して、この予算を計上させていただいております。

【饗庭委員】3年間ということですけども、3年たつと、この法人が独自でできるような形

で支援をしていくということによろしいでしょうか。再度お伺いします。

【森住宅課長】ご指摘のとおり、これは自走しないと、補助が終わったら終わりますということではないので、その3年間に、支援法人自体は市町が指定することになるんですけれども、そちらとの連携がより図られていって自走されるものと思っています。

実は、この支援法人ではないんですけれども、その前の空き家活用団体ということで県が以前に支援した団体が2つくらいございますが、そこも初期は3年間支援したんですが、その後、市町から空き家バンクの委託を受けたり、別に自分たちで空き家を活用して賃料を取って自走している団体もありましたので、そういう形です。もちろん私どもが補助さし上げるところだけをやれば、それで終わりなんですけど、それ以外の横展開といいますか、地域の方にその間に信頼してもらって仕事を持ってきてもらうようなことを考えていまして、それで自走するのじゃないかなというふうに期待しております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】幾つかお尋ねをしたいと思います。

先ほどの補足説明で、公共事業費が15か月予算ベースで780億円と報告がありました。昨年度も同じベースで考えれば773億円で、国土強靱化5か年加速化対策の中で一定の公共事業費が配分されたというふうに理解をしております。

ちなみに、この数年間の15か月ベースの公共事業費の推移がわかれば、教えてください。

【岩崎監理課長】令和3年度補正と令和4年度の6月補正後予算が公共事業費として753億円、令和4年度補正と令和5年度当初を加えた額が773億円、令和5年度の補正と令和6年度の当初

を加えた額が780億円という形で、直近3年間はそのように推移しているところでございます。

【深堀委員】課長、令和4年と令和5年は私がいきましたよね。

令和3年で753億円ということですから、この3年間は750億円から770億円くらいできているわけです。一定の額は確保できたというふうには理解しているんですが、昨今の物価高騰、人件費の高騰によって、工量が同じであっても実際の支払いの額が変わってきていると思うんです。そのあたりを、令和6年度ベースでいけば780億円ですが、そういった価格が劇的に変わってきていることを当然反映されているという理解でいいですか。

結局、予算の総額が750億円で変わらないとすれば、物価が上がってきているわけだから、実際に100できた工事が95になっているとか、そういう理解でいいですか。

【中村建設企画課長】物価上昇等に伴うご質問ですけれども、委員からご質問がございましたように、100の事業をやった場合に、今は人件費、資材関係も上がってきておりますし、公共事業の諸経費自体も上がって、その辺のところでは全体の実際の実予算が上がってきますので、同じ100の事業をしようとした時には、その辺の影響があって、例えば90%になったり80%になったりということ、実際事業できる量的なものは減っていくというふうな状況になります。

【深堀委員】今の答弁はある意味、当然ですよ。価格が上がってきているわけだから、できる工事量が減ってくる。

これは事業によって全く違うとは思いますが、どんな工事なのかによって違うとは思いますが、本当に感覚的でいいんですが、概算、概要でいいんですけど、何割くらい上がっていると

いうふうに思っていますか。

【中村建設企画課長】資材であったり人件費であったり、過去5年ほどで申しますと、約3割程度上がっているというふうな状況がございますので、その逆算分が若干影響が出てきているのではないかとこのように考えております。

【深堀委員】約3割だから、予算が同じくらいだったら、今までの工事の要は7割くらいしかできないということの裏返しですね。

一つの指標として設計労務単価があるわけで、過去の分を取り寄せて見せていただきました。課長は約3割上がっていると言われました。設計労務単価の人件費、令和2年3月と令和6年3月で資料をもらって確認をしたんですが、率で特に、上がっているのが交通誘導警備員、令和6年3月期で1万5,900円、令和2年3月では1万3,600円だったので、上りは16.9%。主要12職種の中で、交通誘導警備員Bが、プラス18.4%、交通誘導警備員のAが、プラス16.9%。その次が特殊作業員で16.8%、主要12職種ではばらつきはありますが、そういうふうには上がっているわけですね。

これは令和6年3月に示された労務単価ですから、1年間継続するわけですね。価格は、これは以前、何年も前に土木部長と、一般質問でも委員会でもやり取りをしたことなんですけど、実勢価格と設計価格の乖離がないですかという話をよくしたんです。

宮崎技監のおられる頃だったんですけど、その時の土木部長の答弁は、「実勢価格と設計価格の乖離はありません」というふうに本会議場でも強弁したんですけど、その後の委員会で、「実勢価格と設計価格に乖離があるので、いろんな支援をします」というような説明が土木部からあって、「全然言っていることが違うじゃ

ないですか」と、何年も前ですけども、やった記憶があります。

心配しているのは、実際に実勢価格と設計価格の乖離がないか、結局、事業者の皆さんが逆ザヤを生むようなことがないのかということが心配で言っているんです。そういう懸念はありませんか。一年、設計労務単価が決まってしまって、その後、万博とか2024年問題とかでかなり額が変わってくる、人が確保できないという状況に陥ってくる中で、実勢価格との乖離が発生するおそれは考えられませんか。

【中村建設企画課長】労務単価における実勢価格の上昇変化はないかというふうなご質問ですけども、基本的に労務単価については国の方で毎年調査を行っている状況でございます。委員がおっしゃるように、今後、万博とかいろいろな大型事業があった時に人材が不足する状況であれば、労務単価が実勢単価として上がってくる状況があるんですけども、そのあたりは国で調査をされていますので、そういう状況が見受けられるようであれば、また国の方で再度調査をされるんじゃないかというふうに思っております。

材料関係につきましては、我々は毎年、県で調べておりまして、主要な燃料であったり鋼材、アスファルト、セメント、コンクリートについては、毎月、価格については更新をしております。ただ、これは実際の実勢取引を調査した結果をベースに反映させておりますので、実際の実勢取引の調査をした後、例えば2か月とか3か月後に実態の結果を把握しているというふうな状況でございますので、若干そこでのタイムラグが出てくる状況はございます。

【深堀委員】課長の答弁は理解をしますし、設計労務単価は国の調査の結果に基づいたものだ

から、それに従うというのはもちろんある。

ただ、そういう懸念があるということ、そして部材、鋼材、毎月更新していると言っていますけど、かなり価格の動きが、今がどうかは把握をしていませんが、数年前であればかなり価格が動く状況があって、その当時は毎月の更新じゃなかったと思います。今は毎月更新で適正な価格を把握しているのは理解しますけれども、いろんな動きがあるということ、懸念材料があるということ、土木部としてはしっかり意識をした上で進めてもらいたいというふうに思います。

そこで、先ほどの資料の次のページに繰越理由別調書がありました。不調・不落が54件で、17億円程度の金額ということですね。

これ、近年の動きはどうなっていますか。

【岩崎監理課長】繰越額の推移でよろしいでしょうか。（「いや、不調・不落」と呼ぶ者あり）

【中村建設企画課長】不調・不落の近年の状況ですけれども、令和3年度1月末現在で7%というふうな状況でございます。令和4年度が5.2%、令和5年度が3%と、1月末現在ではそういうふうな数字になっております。

ちなみに、平成30年から令和4年の間の平均で6.5%という形になっておりまして、不調・不落の率については、毎年ちょっと低下をしてきているというふうな状況でございます。

【深堀委員】54件という件数は、パーセンテージでいけば3%ということなんですね。わかりました。

減少傾向にあるということですが、以前はもっと低かったはずですよ。もっともっと前でいけば、こんな3%もなかったんじゃないですか。

それはいいんですけれども、不調・不落の要

因は、価格だけではないというふうに私は思っています。要は、適正な工期を示されているのかということだと思います。2024年問題とか万博によって人手不足が発生します。また、週休二日モデル工事の対象を拡大したりしているわけですね。

当たり前ですけど、工期を延ばさないと、完全に週休二日にしてくれなんて、言葉で言ってもできるわけではないですよ。従来の工期だけ示して、週休二日でやってくださいなんて言ってもですね。

そのあたりをどういうふうに適正な工期を設定しているのか、考え方をまず教えていただきたいと思います。

【中村建設企画課長】適正な工期につきましては、国の方でも設定されているんですけども、県の方でも、過去数年間の実態と、県のここ数年の状況と国の算定方法の式を比較しまして、それをベースに見直しを行っている状況でございます。

これにつきましては、令和4年から見直しを行っておりまして、一部の工事について、若干工期的に延びている工事があるというふうな状況でございます。

【深堀委員】もう少し具体的に教えてもらっていいですか。令和4年度から工期の考え方を見直していると言われていたんですけども、全体の工事に対して、従来100日だったものが同じ工事量で120日になっているのか、そういった数字はないですか。

【中村建設企画課長】以前の工期の取り方につきましては、道路工事は全て1本と、道路工事は全て同じ工期という形で考えていたんですけども、再度また見直しして、道路の改良工事、道路の大きな構造物を造る工事、道路の維持工

事というふうな格好で、3パターンに分けて工期の設定を見直しております。

改良工事については以前の工期の考え方と変わらなかったんですけれども、道路の維持工事につきましては、例えば2,000万円クラスの工事であれば、以前は160日というふうな状況であったものを210日という形で若干延ばしている格好です。道路系については維持工事の分が若干延びている状況でございます。

河川においても、河川の維持工事が以前よりも30日から50日程度、金額帯によるんですけれども、若干工期が延びている状況でございます。

【深堀委員】今、課長から答弁があったのは、土木部全体としているんな事業がある、工事種別があるわけなんですけれども、全体総じて、そういうふうに工期に関して延ばしていると理解をしていいですか。

【中村建設企画課長】工期について、担い手3法の中にも「適切な工期で発注しなさい」というふうな形で明記されておりますので、我々もそれは遵守したいと思っています。

発注する際には、また別途余裕工期というものをとっておりまして、契約してから工事に着手するまで、ある程度一定の準備期間ということで、期間を取って発注する対応をしているところでございます。

【深堀委員】わかりました。考え方は理解をしました。

ただ、令和4年に見直したとおっしゃっていますね。今から2024年問題が実際に影響してくる、万博の工事量が今からかなり増えてくる、人手不足になってくる。その一方で週休二日という仕組みも、建設業界の人手不足、人材を確保するためにはやっていかなきゃいかんという状況を考えた時に、やっぱり工期というものも

価格以上に重要視しながら、そういう設定については認識をしていただきたいということは要望しておきたいと思います。

ちなみに、週休二日の話で言うならば、国土交通省が2022年に、技能者の4週8休を取得できる企業を調べています。12.8%です。国土交通省の調査ですよ。

じゃあ、長崎県はどのくらいですかということ、誰かわかる人はいらっしゃいますか。

【中村建設企画課長】申し訳ございませんが、長崎県においては、現在その状況については把握しておりません。

【深堀委員】調べるべきだと思いますか。部長、ね、週休二日モデル対象工事やっています、「やります」とか土木部は言いながら、実際に長崎県の建設業界の勤務実態を把握していないんですよ。

これは今いきなり言っているのでもあれですけども、ぜひそういったところも調査して、把握をして、適正な工事の発注ができるようにしなければ、せっかく予算を780億円積んだと言ったって、実際にそれを請け負う事業者の皆さんがきゅうきゅうしている状態では、何の意味もないというふうに私は思いますので、ぜひそのことは、予算の議案なので申し上げておきたいと思います。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】久しぶりの土木委員会なので、数字の確認関係から始めさせていただこうと思います。

一般会計の総予算は前年度とあまり変わらないという話ですが、公共事業で前年度比95.7%、直轄事業で88.4%という感じになっているんですね、数字はね。

やっぱりマイナスはあまり、こういう時勢に

好ましくない。11月補正があったからという回答が来るかもわからんけれどもね、11月の補正が大型補正だったのでね。

我々は、予算を見る時に当初予算でずっと従来は確認してきていた。最近は大補正が、進捗について言うとありがたいことなんだけれども、大補正がどんときてね。当初予算の前に2月でマイナス補正をやって、大体こう繰り返していたわけ。これは国がそういうことをやるわけだから、ありがたい話。当初予算にしたって、6月ぐらいにならないと数字的には確定できない。

そういう流れなんだけれども、数字の確認だけ、今年度予算の公共事業費の95.7%、直轄の88.4%、これの原因を聞かせてください。

【岩崎監理課長】 公共事業費の20億円減の主な要因といたしましては、事業の進捗等によりまして、新幹線整備費が9.5億円の減となっております。河川事業におきまして、大規模な災害復旧事業が終了したことで8.6億円の減となっております。それから住宅市街地事業で4.2億円の減でございますが、これはスタジアムシティの進捗に伴う減という形で、トータルで23億円の減となっているところでございます。

それから、直轄事業負担金の主な減の箇所でございますが、長崎空港で5億7,000万円の減、本明川ダムで2億5,000万円の減、国道57号の森山拡幅で約2億円の減という形になっているところでございます。

【田中委員】 国から来る金が少なくなって、県の単独事業が増えている。これは予算がつかないから、仕方なく県単でやらざるを得ないという時もあるかもわからんけれども、できるだけ国の予算を活用してやった方が、長崎県は貧乏県ですからね、有名な貧乏県だから、そういう

ことで言うと、県単にしわ寄せがきているのはあまり好ましい予算とは思わない。全体の底上げということになると、それはありがたい話だけれどもね。

だから、公共事業、直轄事業、この辺に力を入れてやらなければ。県単は、交付税措置などでできている金を県が配分するだけの話なんだから。公共事業、直轄事業関係で、もう少し頑張ってもらいたい。右肩上がりでないとおかしいよ。

それから、直轄事業で言うと、大きなものを3つ4つ、多課にまたがっていると思うけど、金額的に大きなものはどこら辺ですか。西九州自動車道あたりが一番大きいのかな、何か所があるだろうから、ちょっと聞かせてください。

【松本港湾課長】 直轄事業のうち、負担金の中で空港事業については、全体4億円近い額の減になっている、負担金です。状況で言えば15億円くらい減っているところです。

それについては、空港の照明施設の更新をやられていまして、それを令和5年度までに、債務負担なんですけど、工事が終わるということで、その分が減って空港の直轄負担金は減っている状況です。

【田中委員】 私が聞きたいのは、負担金が減っている云々じゃなくて、今、直轄事業でやっている箇所を、大きなところを知りたい。

【大我道路建設課長】 直轄事業の県内の大規模なところですが、道路事業としましては、西九州自動車道の松浦佐々道路につきまして、令和5年度には当初予算と補正予算を合わせて約120億円ほどの予算で、例年この程度の規模の予算を確保して進められています。

同様に、県内の直轄事業につきましては、ほぼほぼ1.0というところでの事業費の推移を見

せている状況でございます。

【田中委員】1.0じゃあ困るという話をしているんだよ、私は。右肩上がりでやってもらわなきゃいかん。特に国の事業はね、頑張ってる。

60億円という数字は、実工事量じゃないでしょう。予算上は60億円だろうけど、5倍ぐらいの発注になるんじゃないの、道路で言うと。この予算、実働どおりの60億円だから60億円しかありませんよという話ではないと思う。

新幹線も入っているという話もさっきしたね。新幹線も令和6年度までは入っているの、新幹線はまだ土木の中に残っているんですか。令和6年度までは一応、残っていなきゃおかしいんだけれどもね。あとは起債の分を払っていただけだから、よそに移したって、借金払いの話だけだからね。

【岩崎監理課長】新幹線整備事業につきましては、先ほど9.5億円の減と申し上げましたけれども、令和6年度の予算につきましても18.9億円を計上させていただいているところです。

【田坂都市政策課長】今、委員から新幹線のことについてのお話がありましたけれども、令和7年度までと県の方は承知をしております。

【田中委員】予算措置だけは土木部でやるわけか。実態は企画か地域振興か、どっちかでやっていくのね。

それで、結論は直轄、もう少し頑張ってる、いろいろな意味でね、直轄事業、港湾もあるでしょうし。港湾も直轄はあるんでしょう。だから、直轄事業で頑張れば頑張るほど、長崎県の年間公共事業の工事量は増えるわけだから、直轄で、横並びでいいんですよという話にはならない。

もう一つは、直轄事業の業者選定は、大体県内企業ですとやられていますか、県内企業を中心に。そこら辺の分析はどうなっていますか。

【中村建設企画課長】直轄工事における県内企業への受注・発注はというご質問です。

我々も毎年、副知事とともに、防衛省、国土交通省、直轄事業の発注について、大きい事業で分割できないものはしょうがないですけども、分割できるものは極力分割して、地元企業が受注できるような形で発注していただきたいという形でやっておりますし、実際にそのような形で地元企業が受注しているというふうな状況でございます。

【田中委員】直轄事業を中心に話が入ったので、もう少し聞きたいと思うんだけど、何しろ長崎県の直轄事業の進捗は進まないね。私が知っている西九州自動車道、もう50年近くなりますよ。武雄 - 佐世保道路だったんだから、最初は。九州横断自動車道ができて、武雄から佐世保まで、武佐世道路だった。もう50年以上。それから、今度は福岡の方から西九州道路、こう来た感じで、まだ中間が残っているんだけれどもね。50年以上も進まない。

これは小さな仕事だけれども、針尾バイパスも50年。ひとまずつながっていますよね、今は4車線化をやっているからね。50年。

東彼杵道路、30年前に、35年前に、新幹線で県北が外された時に、道路はやりましょうと、金子衆議院議員の提案でやったんだ。まだ土俵にものっていない、実工事に関して言うとね。若干土俵にのったという話は聞くけれども、まだ目に見える形になっていない。

西彼杵道路。西彼杵道路を東彼杵道路よりも先にやらせてくれと、西彼杵はまだ全然ないところに入れるからと。

島原の方は私はあまり詳しくないけれども、私が知っている感じでいうと、30年、50年たっても完成していない。

こちら辺は、もう少し頑張ってもらわないと。国会議員の皆さんに頑張ってもらいたいと言いたいんだけど、それはあなたたちが、国会議員の先生たちをいかにうまく使って予算を取ってくるかということなんだ。あなたたちが、スタートはやらなきゃいかん。黙っていて、国会議員の皆さんも全部が把握できていない、県の要望が強いところからやっついこうとするのは当たり前なんです。

どうですか、見解を聞かせてください。長くなった原因。

【中尾土木部長】なかなか芽を出さない活動もありますけれども、実は芽を出し始めている話もありまして、西九州道の4車線化の事業化がなかなかされない、佐世保大塔から東側の区間についてですね。

実は昨年5月に道路整備特別措置法が改正されて、有料道路のお金の償還期限を延ばす改正がされました。これができた余裕の中で高速道路を進化させる取組が始まったので、県としての要望活動、本当に様々な人の力を借りながら強化してきた経緯があります。その中で、今回3月1日に、佐世保大塔から東側の区間、全部ではなくて半分ですけれども、4車線化の候補に挙がっておりまして、3月中の国土交通省の有識者会議を経て事業化の決定がなされてくる流れになっております。

そうした芽も出始めておりますし、東彼杵道路につきましても、国土交通省の方で計画段階評価を既に終えております。事業化する見込みが全然ないものは、当然そうした手続を始めたり終えたりすることにはなりません。しっかりと土俵にのっておりますし、東彼杵道路につきましては有料事業の手法の活用も視野に入れた形で地域から要望活動をしております。そうし

た意味で財源が、ほかのものと比べるとしっかりと確保される流れになっておりますので、私としては、土俵にのって地域としては環境影響評価の手續などを進めていくのかなと考えております。

ただ、今申し上げたものは流れにのっているものでありまして、それ以外の事業につきましてもしっかりと国に働きかけて、関係者の皆様のお力をいただきながら活動を続けてまいりたいと思います。

その中で、9月に県議会で国土強靱化の意見書を出していただきました。これは本当に様々な活動の弾みにつながっていると思います。全体のパイが国において確保される、その力に長崎の県議会がなったという構図で、その中でいろんな事業が県の方に返ってくるものが必ずあると思いつながりながら活動を続けてまいりたいと思います。

お礼を申し上げますとともに、自分たちで頑張つてやっていきたいと思つています。

【田中委員】部長から「ありがとうございました」と言われると、こっちの方が「ありがとうございました」と言わなきゃいかん話なんだけども。

西九州自動車道の高速の4車線化、残念ながら佐世保市内は入っていない。武雄から波佐見まで。波佐見 - 三川内、三川内 - 大塔というのがまだ確定していないわけだね。あのくらいなら一度にできると私は思った。若干、土地などは確保されているから、そんなにかからない。三百数十億円とか書いてあったけれどもね。

西九州道路自体は武雄佐世保道路だったんですよ、武佐世道路。それは50年余の流れがある。まだ結ばれていない、向こうからの関係もね。今度、平戸インターまで、来年かな、松浦平戸

ができるという話だけれどもね。もうちょっと先。

そういうふうにして国からの金を持ってきてもらわないと、長崎県は大変だと。だから、国から人材をもらっているんですよ、部長、お願いします。

国道自体の話もしたいけれども、本当はね。国道が貧弱だ、佐賀県に比べたら、私の見ている感じの、三川内から有田、三川内から入ってくる35号線にしたって、歩道も満足にない。国道ですよ、二桁国道ですよ、何も無い。

34号線は、谷川議員が頑張ってやってもらって、諫早から大村の方は、こういっているかも知らんけど、35号線は、とんとして話もない。

だから、国からの関係をね、何しろ予算を取ってくることに全力を尽くしてほしいと。1~2%くらいアップしたって、5年で1割いくか、いかんかだからね。特に今は強靱化の時代なだから、河川とか港湾とか砂防は比較的、私も流れを見ていて、結構な頑張りをしているなど。道路、道路建設が目に見えない、西彼杵道路にしたってね。

それから、予算だから、細目をちょっと聞きたいんだけど、IR関連事業の予算はどうなったのか。これは決算になってくるんだけど、令和5年では結構な予算を組んでいたんだよ、IR関連予算。IRがだめになって、どうなったのか。

ハウステンボス線で5億7,700万円、南風崎指方線で2億6,200万円とか、8億円、9億円の予算が組まれていた。これはどこに消えたのかという気もするんだけどね。これは決算にならんとはっきりしないけれどもね。組まれていますか、今年度。

それからもう一つは石木ダムだ。石木ダムが

今年度予算でどのくらい進展するのか、進捗するのか。これも部長、50年ですよ、50年、あまりにも長いと思わないのか。

長崎県から国への予算要望の中に、石木ダム、予算をつけてくれという話だ。国は予算をつけないんですか、石木ダムに関しては。私は、県の原因で予算がついていないのかなと思うけど、いや、国が予算をつけないんだという話になっている、来年度要望に関して言うとね。国に予算確保をぜひお願いしたいと。

国の動向はどうなんですか、石木ダムに関して言うと、予算をつけてくれるんですか。

【田中河川課企画監】石木ダムについてのお尋ねでございます。まず、石木ダムの進捗率でございますが、令和4年度末時点で、事業費ベースで69%でございます。令和5年度、令和6年度の予算要求をさせていただいている金額を含めると、現在はまだ精算作業中で具体的には確定していないのでお答えするのは難しいですが、概略で70%は超えるものと今は考えております。

予算につきましては、現在、国とも協議をさせていただいて、必要な工事の進捗状況に合わせて工事予算を要求させていただいておりますので、県の要求額に合わせて補助をいただいていると考えております。

【田中委員】進まないのが一番悪いんですよ。50年も進まなくて、まだいろいろ言っていること自体がおかしい、石木ダム。

最後にもう一つ、私の地元の大きな事業で早岐川というのがあるんです。1期、2期合わせると200億円ぐらいの大変な事業なんです。これは、まちなかに新しい川を移設するわけ。50人以上の人に協力してもらって、移転してもらってつくっているんですよ。ところが、進まない。

やっぱり予算額が少ない、はっきり言うかね。

今は10億円以上かけて6年7年という感じで遺跡調査をやっているから、進まないのはわかるんだけど、地元の人から見ると、遺跡調査をやるために予算が使われるのは本当に心外だと、本予算、川の予算を見てくれという話もあるのでね。今のままで言うと、完成予定は1期だけでも15年だ。今から10年ぐらい先だ。2期となると大変なこと、これまた30年、40年事業になる。

まちづくりなんですよ。川づくりだけれども、まちづくりなの。周辺の町は壊れてしまっているわけ。ぜひ、こういう事業は短期間に集中してやってほしいと。

早岐川の予算、箇所付け表をちょっと見せてもらったけど、1億円ぐらいかな。丸が1つ足りない感じがするよ。そうしないと、あと70億円、80億円の事業費は10年でできない。ぜひ、次は補正でしょうから、これは予算とは別にしてお願ひしておきたいと思います。ひとまず終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】皆様、予算編成お疲れさまでございました。

私からは、今回の目玉の一つでもあると思っております、ビジョンの中のドローンについてお尋ねをしたいと思っております。これは部局横断でもされているということで、行政はなかなか部局横断しにくいところを、横串を指して取り組んでいただいているということで。

まず、ドローンプロジェクトについて、部局横断でどういった形を組んで、そしてさらに部局の中で細分化していつているのか、その体系をお尋ねしながら、もう一つは、土木に関して、建設企画課に関してのこのビジョンは、全国に

先駆けた先進地としてどのようなイメージを持たれているのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

【中村建設企画課長】ドローンが今後解決していく課題と申しますが、そういうところは、土木部については建設から建設部の点検等々に活用していくんですが、それ以外にも医療分野、中山間地域へ薬やワクチンを配達するとか、防災分野では災害時にいろんな救援物資を届けるというようなところがございます。農林業については、農薬散布はもう既に行われていますし、種もみの自動散布も始まっています。あとは防犯分野であったり、空撮でイベント関係、映画とか、その辺もかなりの範囲でいろんなところに広がっていくのではないかと考えております。部局横断でドローンを活用しているいろんな展開をしていきたいというところで、今回立ち上がっているものと我々としては把握をしているところでございます。

ドローンにつきまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、基本、ベースのところを、国も含めて取組が細かいところまでなされていないというふうなところでございます。その辺のガイドラインをつくりたいという我々の思惑もありますし、もう一つ、我々土木の分野として思っていますのは災害ですね、先ほど申しましたけれども、静岡であったような形で、大きな災害があった場合に現地になかなか測量にも行けないと、現状把握ができないというふうなところを、まず第一に早期にそこを把握したいというところがございますし、道路であれば、土砂が崩れて寸断された場合に、片側交互通行でもそこを早期に開通させたいので、それをやるためのいろんな方策がかなり早期にできるというふうな考えておりますので、そういうところ

で活用していきたいと考えております。

ちなみに災害査定、災害があった場合に国の方から来る災害査定において、通常は現地に行つて災害査定を行うんですけども、この前、五島で、リモート災害査定といいまして、振興局に査定官等々は部屋の中におり、現地をリモートで遠隔で見て、その査定をやっていきます。

そういうところで働き方改革と申しますが、我々の時間外の短縮とか、その辺も図られると考えておりますので、いろんなところで活用を図っていければというふうに思っております。

【大久保委員】ドローンについては私も楽しみにしております、これは省力化だったり効率化、または業界の活性化にもつながるといふふうに思っております。

長崎県を全国を代表するドローンの活用先進地にするということですが、土木業界に関して、全国の先進地というのはどの分野なのか。多分多岐にわたると思いますし、次年度にされる三次元が全ての入口なのか。例えば橋梁の点検、いろんな部分でドローンを活用すると思うんですけども、その分野がどこに絞られているのか、そこがちょっと見えていないのがあってですね。今後、こういった段階を踏んで、次年度のことはわかりました、3Dのこと、またガイドラインをつくる。その先、どこに向かっていくのかというのを教えていただきたい。

【中村建設企画課長】今後の展開についてというふうなご質問でございますが、我々も、このドローン関係、三次元データの扱い関係は、いろんな方といろい、セミナーとかで話を聞く中で、毎年、日々、日進月歩で変わってきているというふうな状況でございます。委員がおっしゃったように、構造物関係の維持管理にも当然使っていきますけれども、それにドローンを

メインに使っていくのか、それともドローン以外のものを使っていくのかというところは、今後の技術の革新の中でかなり変わってくると考えられますので、そこは全国のほかの、国の先進的な取組を含め我々も勉強していった、県でできることで全国に先駆けてやれるようなところがあれば、そこをどんどん取り入れてやっていければというふうに思っております。

【大久保委員】今、日進月歩ということで、やるツール、ドローンも一つの道具ですから、目的ではないのは重々承知しております。その中で長崎県は今後、ドローンの先進地としてやっていくとうたっておりますし、この説明にも書いてあるんです。

じゃあ、そのドローンを活用した行き先がどこですかと私は聞いているんです。そこらあたりをビジョンとして教えていただきたいと思うんです。もう一度お願いします。

【中村建設企画課長】今後の展開、取組というふうなところですけど、課長補足説明資料にありましたように、事業の目的が「ドローンの活用による遠隔化や生産性向上、イノベーション創出へ向け、各産業側での活用フィールドの創出（需要）とオペレーターの創出（供給）をともに拡大」というようなところでうたっておりますので、とにかくまずはオペレーターを創出しながら、今後、各産業でいろんな活用フィールドがあると思いますので、その辺に活かすような形で、まずは点群をベースに、我々としては、いろんな活用を図るような普及をやっていきたいというふうに考えております。

【大久保委員】単年度の単独事業として673万円を次年度は使われます。私は、日本を代表する先進地になるなら、この予算では足りないんじゃないかと漠然的に思っております。これが、

よく業界であるように設計が来年度はありますと、本事業は再来年ですと、これはこういうことに使いますということであれば、再来年は大きな事業費になると思いますし、そこで日本一を目指していくんだというビジョンを今日おっしゃれば理解もできたと思うんですけども、ちょっとそこらあたりの明確な答弁がなかったので、先はどうなるのかなというところがまだ未確定なところでございます。

部長、もしそこらあたりの説明があれば教えてください。

【中尾土木部長】このガイドラインのイメージがうまく共有できていないと思うので、どういふものかをご説明したいと思います。

DXを進めよう、そういう話をしたとしても、結局、民間の工事でそれが自由に使われるようになっていない。なぜならないかといいますと、どう使ったら発注者が要求する形で成果物を納められるか、そこが整理されていないからです。

例えば盛土工事、設計があって、それに沿った道路の盛土をするわけですけど、これが狙った設計どおりになっているかどうかを工事の後にはどうチェックしているかという、測量をしてやっています。これにはたくさんの方が要ります。時間もかかります。

それをドローンでやると、ドローンを1回飛行して点群データを取って、目的物に合った形になっているかがすぐに確認できるわけです。ただ、これは話だけすると何もしこりが無いように聞こえるかもしれませんが、例えば画像をどう重ねて、どれぐらいの密度で撮ったらいいのかとか、ドローンをどういう使い方をして、画像の撮り方をしてどう使ったら、できた形の確認がちゃんとできるのか。それを発注者として、こういうふうに使ってもらえれば、

工事にドローンを使ってもらって大丈夫ですよという考え方が、マニュアル、ガイドラインとして整理されていない、だから活用が進まないというふうに考えておまして、これのみそは、そこを発注者である我々の立場でしっかり整理してお示しして、活用が進むようにするという取組です。

ですので、その検討に必要な予算を670万円ぐらいここに上げさせていただいていて、その検討はこの金額でできますので、それをまさにお願したいというふうに、ここで整理させていただいております。

【大久保委員】部長の説明で大分わかりました。要するに、行政と民間の業者とのこれからの効率化、まさにそういうのを図って省力化を生んで、効率化でこの業界をしっかりと盛り上げていくということだと思っております。

先ほど言ったように、何をもって日本一にするかというのは明確にしていけないとそこにたどり着かないのかなと思っておりますし、長崎県はドローンで日本一をというところをしっかりと成果を残してもらいたいと思っておりますし、ドローンは一つのツールでもありますし、例えばiPadでも、iPad日本一と言っても、中身をどう使うかが大事だと思うので、まさにそういったところをしっかりと。ほかの部署もそうなんですけれども、このドローンでしっかり成功に導いていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【千住分科会長】土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時29分 休憩

午後 1時28分 再開

【千住分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

質疑はありませんか。

【本多委員】 部長説明資料の7ページにございます公営住宅建設費とか、そういったことでちょっとお尋ねしたいと思います。そのページの公営住宅建設費、公営住宅の建替え及び改修改善等に要する経費として約18億7,500万円、その下の段に県営住宅維持管理費、これは県営住宅の維持管理に要する経費として約13億6,000万円と記載があるんですが、公営住宅の建替えというのは何となくイメージがつくんですけども、改修改善と下の段の県営住宅の維持管理、そこら辺の違いを教えてくださいませんか。

【森住宅課長】 先ほど委員がおっしゃった建設費の方は主にハード事業で、新しく建替えたり、もしくは今ある建物を改善したりすることです。

維持管理費の方は、公営住宅は入退去があり、その中で多少の維持管理はあるんですけど、そちらの方は指定管理者に管理をお願いしているので、そちらに支出する分、それから指定管理者がする分も含めて通常の小修繕とかはこちらでやっております。通常のメンテナンスプラス建物と入居者の管理がこちらに入っていると認識しております。

【本多委員】 それでは、県営住宅の外壁の修繕は、このハードの方に入るというイメージでよろしいでしょうか。

【森住宅課長】 おっしゃるとおりです。

【本多委員】 細々になってすみません。お尋ね

したいのは、県営住宅は定期的なメンテナンスをしながらもっていくものだと思うんですけども、県営住宅が何棟あるのか。

また、県民の皆様から、いつになったら壁を修繕してくれるんだと、そういった問い合わせが結構ありまして、多分、計画立ててやっていらっしゃると思うんですが、その計画を教えてくださいいただくことはできるのか、そういったところも併せて教えていただければと思います。

【森住宅課長】 後半にご質問された計画ですけども、2年前の令和4年8月に改定いたしました公営住宅の長寿命化計画がございまして、基本的には70年が公営住宅の耐用年数と決まっているんですけども、その間の長寿命化をどうするかとか、古くなったものについて、例えばバリアフリーとかエレベータをどれだけつけていくとか、もちろん外壁も含めて、どういう定期的なメンテナンスをどのサイクルでやるかというのを決めております。最終的には、人口も減っていくものですから、そういった修繕もしながら、どこを残して、どこを集約化してどこに寄せるかとか、そういうことを考えています。

棟数については、正確ではないんですけど、500棟ほどあります。戸数にしては1万2,300戸あります。

【本多委員】 長寿命化計画に基づいて修繕の計画を立てられるかと思うんですけども、例えば毛井首団地のN棟はいつ塗装をやる計画だとか、そういった形では出ていないものではないでしょうか。

【森住宅課長】 1つ1つの団地の計画自体は、その年度の予算の中で縛りがあるものですから、大まかな計画は長寿命化で決めて、そのとおりに予算はある程度想定はしているんですけど、

外壁改修とエレベータ改修、それから建替えの予算を総合的に調整しながら、進めるところは進めていくし、ちょっと遅れがちなところももちろんあるので、何とか団地の何棟がいつするというのは、2~3年先ぐらいまで私どもはつくっているんですけども、こちらの方は10年計画ぐらいでつくっているんですけども、その整合を図りながら進めていくので、入居者の方には1年後ぐらいにそういう工事をしますよと説明会をしながらということになると思います。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】1点だけ、空き家deミライ創出事業費についてお伺いをしたい。私の中で整理ができていなかったの。

先ほど住宅課長から、空き家の戸数について4万8,000戸という話があって、県の空き家対策等のチラシには、空き家率としては15.4%という数字が出ていて、これは4万8,000戸は使えると言われたのかな。

だから、全体の空き家の数、それから、県の方でどの程度分類をされているかわからないんですけども、いわゆる特定空き家と言われるようなレベルのものとか、レベルに応じて何戸、何戸、何戸という分類をされているのか、それをまずお伺いしたいんです。

【森住宅課長】空き家の全体数は、山本委員がおっしゃった10万戸単位でございまして、平成30年の数字では10万8,000戸と記憶しております。

その中で、先ほど饗庭委員にお答えした4万8,000戸は使う見込のない空き家で、いわゆる賃貸でもなくて別荘でもなくて売る予定もないと、ないないないを3つ引いたものが使う予定がない空き家と呼ばれているものです。

さらに、4万8,000戸の中で特定空き家というのは、前の一般質問でも答えましたけれども、県内で1,111戸あると確認をしております。

【山本委員】今回、空き家等管理活用支援法人、これは去年12月に特措法が改正されて、それで出てきた法人ということです。若干説明がありましたが、国の資料によるとNPO法人とか一般社団法人等を想定しているということです。どういう業種というか、今、実際に民間でも、宅建業者であったり、リフォーム業者であったり、そういうのを取り組んでいる方がいらっしゃるんですけども、どういう団体を想定しているのか、先ほど2つぐらいあるとおっしゃったんですが、その辺をご説明いただきたいんです。

【森住宅課長】空き家等活用支援法人は、認定は市町がするんですけども、市町が、自分たちはこの分野が薄いと、取組ができないということをするために指定するものと認識しておりまして、例えば、言ってみれば離島半島部は不動産業者がなかなか少ないから、そういう人たちを含めたグループになるし、それから都会というか、長崎とか佐世保だと不動産業者はいっぱいいるんだけど、手がつけられない斜面地の空き家、そういったところの相談相手がいないというふうに、不足部分についての指定がされるものと思います。

ご質問の、どういった法人が、どういう団体が指定されるかということ、国はNPO法人とかとおっしゃっていますが、基本的に市町が不足する部分が何かということについてお尋ねがあって、なおかつその要求に応えられる団体で、必ずしも不動産屋がだめとは書いていないんですけど、公益法人とか、もしくはある程度の不動産業者の団体とか、もしくはその支部とか、そういったところでも指定できるものと、ガイド

ラインとか国が出されているものを見るとそういうふうには書いています。

【山本委員】今、県では、長崎県空き家対策協議会という形で、宅建業者であったり建築士の団体であったり、それから県と市町で構成する協議会をつくっていらっしゃる。それから、県の窓口として今、宅建協会の中に窓口を持っていらっしゃる。それから各市町でも、それぞれの所管の部というか課というか、そういったところが今は窓口になって、そこが協会と連携をして空き家バンクなどをやっているケースがあるんです。

こうした既存の取組とか窓口とか、そういったところとの整理はどういうふうに行われているのでしょうか。

【森住宅課長】市町が今、取り組んで連携されているところがございましたら、そこをそのまま支援法人に認定することもできると思いますし、プラスアルファで、例えば私どもの予算の中ではソフト事業とハード事業も入れておりますから、改修の方もできるということであれば、一つ目は窓口を今やっている既存団体で、もう一つはハード事業まで手を出す団体というふうな複数の認定をすることも可能かなと思っております。

【山本委員】次にお聞きしようと思っていたんですけど、除却とか改修についても多分国の補助があるし、市の方でもそういうものに助成をしているんですが、今の説明資料の中に、解体及び跡地活用、改修DIYに要する費用も助成の中に入っているとなると、この辺のところは二重というか、市町が既に負担している部分を補助すると、そういう形になるのでしょうか。

【森住宅課長】私どもが今回、空き家deミライで出しているハード事業、改修補助について

は、目的といいますか、私どもも何でも改修の補助を出しますということではなくて、委員がおっしゃった、今までは移住者が、例えば空き家バンクのものをを使って、そこに住むために改修するのは市町が国の補助を使って出していました。それ以外に私どもとしては、例えば未来大国のビジョンに挙げられているこども場所をつくるとか、地域貢献するような場所につくり変えることについても私どもは補助を出そうと思っております。逆に言うと、市町の既存の補助でできるものについてはそちらをさせていただき、私どもでやる方は、未来大国のビジョンに沿ったものができるようにハード事業を寄せて使っていただきたいというふうに考えております。

【山本委員】最後にします。昨日の新聞ですが、国は、子ども向けの住宅の改修については、また国の方でも補助を出しますよというふうな形で、いろんなものが出てきているなと感じています。

一方で、宅建業者もそうですし、直近何日間かの新聞記事に、長崎新聞も含めて、空き家に関する取組がいろいろ載っています。だから、いろんなパターンが出てくるんだろうなと思っていて、それはそれでいいことなんですけれども、そういう情報が、今、空き家バンクに流れている、宅建業者に流れている、またこの新しい法人の方にも流れていくと、なかなか情報があちこちに飛んでいくというふうな懸念が一方であります。窓口が増えること自体はいいと思うんですけれども、そういったものを整理しながら、ある程度整理されるという話はしていらっしゃると思いますので、国の助成制度も含めて進めていただければと思います。

特措法の改正に関しては、議案外でまた少し

述べさせていただきたいと思います。以上です。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います

第1号議案のうち関係部分、第8号議案、第11号議案、第59号議案のうち関係部分及び第67号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。観光生活建設委員会関係議案説明資料、土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第34号議案「長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、第35号議案「長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第44号議案「契約の締結について」、第45号議案「契約の締結の一部変更について」、第47号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であり、その内容は記載のと

おりであります。なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和4年度及び令和5年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定7件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

起訴前の和解及び権利の放棄について。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て9件、権利の放棄2件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

次に、公共用地の取得状況について。

令和5年11月1日から令和6年1月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、対馬市における一般国道382号道路改良工事の1件であります。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

4ページ以降の記載になりますが、まず、令和6年能登半島地震に対する支援についてでございます。

去る1月1日に発生し、石川県を中心に甚大な被害をもたらした「令和6年能登半島地震」につきましても、土木部としましても、応急仮設住宅建設業務や港の被災状況調査業務の支援として、技術職員の派遣を行うとともに、避難生活を余儀なくされている方々のために、県内の公営住宅への一時避難に関する相談窓口を設置

し、受け入れなどの支援を行っているところがございます。

今後は、派遣先における業務が、応急対応業務から復旧・復興に向けた中・長期的業務に移行していくことが想定されることから、土木部としましては、被災地の要望も十分に踏まえて、引き続き、技術職員の派遣など支援を積極的に行ってまいります。

石木ダムの推進。

石木ダムについては、川棚川の洪水被害を軽減するとともに、佐世保市の安定した水源を確保するために必要不可欠な事業であり、一日も早い完成が必要であります。

現在、工事工程に沿って、ダム本体左岸の掘削工事や付替県道工事などを進めており、付替県道工事については、3号橋の全ての橋脚が3月中旬に完成する見込みでございます。引き続き、ダム本体の左岸掘削や付替県道の6号橋上部工、付替町道工事などを進めてまいります。

一方、川原地区にお住いの皆様に事業へのご理解とご虚力をいただいたうえで事業を円滑に進めていくことが重要であるという考えに変わりではなく、毎月、職員により話合いのお願いを行っているほか、昨年末には、知事が話合いのお願いのために現地を訪問しましたが、お会いしていただけませんでした。引き続き、話合いの実現に向けた努力を重ねてまいります。

また、2月9日、川棚町長から知事に対し、石木ダムの話合いによる解決と、公園や道路整備など地域振興に関する地元総代からの要望を十分に考慮することについての要望がありました。地域振興策については、現在、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画を佐世保市、川棚町とともに検討しているところでございますが、このたびの要望も踏まえて、計画の早期

策定に努めてまいります。

さらに、ダム建設により水没する地域及びダム周辺地域における住民の生活再建と地域振興を目的とした基金、「一般財団法人石木ダム地域振興対策基金」につきましては、2月15日に設立いたしました。

基金の業務を執行する理事会は、馬場副知事を理事長とし、佐世保市長、川棚町長、以下関係職員のほか、弁護士も理事に就任しております。また、理事会を牽制・監督する役割を有する評議員には、県議会議長、佐世保市議会議長及び川棚町議会議長にご就任いただいております。

今後も、当基金の活用も図りながら、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を注いでまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、長崎港元船地区整備構想（案）について、海砂採取限度量に関する県の基本方針について、令和6年能登半島地震の発生を受けた緊急耐震相談の実施についてであり、内容は記載のとおりでございます。

なお、「長崎港元船地区整備構想（案）について」、そして「海砂採取限度量に関する県の基本方針について」につきましては、補足資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

【千住委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【村川道路維持課長】私から、3件について補足して説明をさせていただきます。

委員会補足説明資料3ページをご覧ください。

はじめに、第34号議案「長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

国が管理する国道の道路占用料について、令和5年4月1日に道路法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、本県が管理する国道・県道についても、長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正し占用料単価の見直しを行うものであります。

国は、全国的な地価の変動を踏まえ、3年ごとに見直しを行っております。占用料については、民間における地価水準である固定資産税評価額、また、地価に対する賃料の水準である使用料率等を基礎として算定を行っており、県も国に準じております。

資料4ページの表に、見直しの具体例として電柱や電話柱、地下埋設物の占用料単価について、改正前、改正後案を示しております。また、令和3年9月の道路法施行令の一部改正により、防災拠点自動車駐車場内に設けられる災害応急対策施設が道路占用物件に追加されたため、県条例においても当該施設に係る占用料の項目の追加を行うものであります。

さらに、高架道路の路面下の占用料について、これまで月割計算にしておりましたが、イベントの一時的利用と様々な用途・形態に対応できるよう、占用の期間に関わらず日割計算へ算出方法を見直すものでございます。

いずれの改正も、施行日は令和6年4月1日としております。

第34号議案の説明は以上となります。

続きまして、補足説明資料6ページをご覧ください。

第44号議案「契約の締結について」ご説明い

たします。

一般国道383号橋梁補修工事（平戸大橋・橋梁補修工事）でございまして、工事場所は平戸市岩の上町から田平町小手田免でございます。

平戸大橋の橋梁点検において、床組縦桁支承部の損傷や縦桁垂直補剛材に亀裂が確認されたこと、またその他橋梁施設にも損傷が確認されていることから、補修工事を実施するものでございます。

工事概要としましては、縦桁改良工が25横断、床組改良工が1か所、一般補修工事が1式でございます。

契約相手は、株式会社大島造船所長崎営業所で、契約金額は消費税を含め12億1,000万円であり、契約工期は970日間でございます。

7ページに位置図、橋梁一般図、標準断面図を記載しております。

8ページをご覧ください。入札結果一覧表でございます。

総合評価落札方式による入札を行い、応札のあった1者の参加資格、技術提案等の審査の結果、株式会社大島造船所長崎営業所を落札者と決定し仮契約を行っており、今回、契約の締結について上程させていただいております。

第44号議案の説明は以上となります。

続きまして、補足説明資料15ページをご覧ください。

第47号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」でございます。

相手方は、熊本県熊本市の個人及び東京都千代田区の法人であります。

事故は、令和2年5月24日の20時ごろ、主要地方道佐世保日野松浦線の佐世保市中里町で発生したものです。

事故の概要としましては、路面と排水升の約

8センチの段差に自動二輪車のフレームが接触し、車両及び人身に損害を与えた事故であります。16ページに事故現場を示しております。

示談交渉において、過失割合で被害者と話がまとまらず、訴訟に至りましたが、熊本地方裁判所から和解案が示され、路面と排水升との段差の発見は容易でないこと、自動二輪車のマフラー改造の違法性も問えないこと、また、相手方の走行ルートによる法令違反も大幅な過失は認められないことから、県の過失割合は8割と判断されました。今後、過失割合を見直すための新たな客観的証拠の提出が困難であることから、県としては、和解案に応じ、早期解決を図りたいと考えております。

損害賠償額につきましては、原告との解決金が47万円、原告に対し治療費や慰謝料の支払いを行った損害保険会社への賠償金が70万8,171円、合計で117万8,171円であり、全額を道路賠償責任保険から支払うこととしております。

なお、段差につきましては、県が委託した業者により路面の補修を行っております。

以上、3点について補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【千住委員長】次に、建築課長より補足説明を求めます。

【宮川建築課長】私からは、第35号議案「長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

補足説明資料の5ページをご覧ください。

今回の議案は、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、関係する2つの条例を改正するもの

でございます。

まず1点目は、資料の左側、建築基準法の施行に関して、必要な事項を定めた長崎県建築基準条例の一部改正でございます。

建築基準法の改正により、建築物における部分的な木造化の推進を図る観点から、建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化がなされ、引き続き防火規制が適用される主要構造部を、新たに「特定主要構造部」と定義されています。具体的には、これまで壁、柱、床などの主要構造部の全ての部位に例外なく一律の耐火性能を要求していたものが緩和されまして、防火上、他と区画された範囲内での木造化が可能となりました。このことを受けまして、長崎県建築基準条例におきましても、制限の一部が緩和されるよう規定の整備を行うものでございます。

2点目は、資料の右側でございます。建築に係る事務に関しての手数料を規定した長崎県建築関係手数料条例の一部改正でございます。

建築基準法の改正に伴いまして、新たに設けられた既存建築物の認定等の審査に係る手数料を、審査に係る人件費や経費が同等であるほかの手数料と同様に定めるものでございます。具体的には、表に記載の既存建築物の接道規制の適用除外に対する認定、既存建築物の道路内建築制限の適用除外に係る認定、既存建築物の移転に対する制限の適用除外に係る認定、これら3件の認定申請手数料を定めるものでございます。

、では、認定を受けることで接道義務や道路内建築制限の不適合を現行基準に適合させることなく、屋根、外壁等における省エネ改修等の大規模修繕等の工事が可能となります。

条例の施行日につきましては、改正法の施行日と合わせまして令和6年4月1日としています。

以上が長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例の内容でございます。

以上で第35号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】続いて、9ページをご覧ください。第45号議案「契約の締結の一部変更について」、ご説明いたします。

事業名は高田南宅地整備事業、事業場所は西彼杵郡長与町高田郷でございます。事業の目的は、土地区画整理事業により良好な住環境を創出するため、幹線道路等の公共施設の整備改善と併せて宅地整備を行い、都市機能の確保や都市防災上の安全性の向上を図るものでございます。

事業の概要ですが、設計と工事を一括して契約し、施工面積18ヘクタール、道路築造6.3キロメートル、宅地造成9.5ヘクタールの施工を行っております。

契約相手は松尾建設・西海建設・田浦組・第一復建・ベック高田南宅地整備事業共同企業体でございます。

現在の契約額は51億4,865万2,300円ですが、今回、2億8,412万100円増額し、54億3,277万2,400円に変更するものであります。

契約工期は令和2年3月19日から令和7年3月31日まででございます。

変更理由といたしましては、契約期間中に生じた公共工事設計労務単価及び材料費の上昇に伴うインフレスライド、土工事等の数量の見直し及び詳細設計の追加を行うものでございます。

10ページをご覧ください。位置図ですが、事業箇所を赤色で示しております。

11ページをご覧ください。平面図と標準断面図、事業概要を示しております。

12ページをご覧ください。今回の変更内容ですが、まず、労務単価や資材単価などの上昇に伴うインフレスライドにより約1億7,300万円の増額となります。

13ページをご覧ください。次に、大規模土工の完了や仮設道路設置に伴う土工数量の変更、大規模土工時における騒音振動対策の追加、現地精査に伴う擁壁構造の変更などにより約7,700万円の増額となります。

14ページをご覧ください。最後に、エリア内の現地精査に伴い、擁壁等の詳細設計の追加により約3,400万円の増額となります。以上が今回の変更内容となります。

以上で、第45号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】第44号議案と第45号議案について、ちょっと確認をさせていただきます。

第44号議案の平戸大橋の橋梁補修工事で、今説明があった資料の入札結果一覧を見ると、一般競争入札だったと思うんですが、1者ということですね。これについての認識というか、それはどうなっているのか、確認させてください。

【村川道路維持課長】今回の入札結果については、1者の入札にとどまっているところでございます。

当工事は補修工事で、少し手間がかかる工事でございます。そういったことから業者も、改良工事などと比べると参加をしにくい状況にあるのかなとも思っております。

また、この工事が3か年弱、長期にわたる工

事でございますので、昨今の技術者不足とされている中で、技術者を長期間拘束することも原因になっているのかなと思っております。そういったことで、なかなか参加意欲がわからないという話があるかと思えます。

当工事に参加できる長崎県内の業者が、応札されました大島造船所1者のみでございますので、そういったところが1者になった結果だと我々としては認識をしております。

【深堀委員】わかりました。

県内では、この手の工事については、1者しかできるようなところはなかったということ、そこは事前にわかっておったわけですよ、当たり前ですけど。それでもやっぱり一般競争入札にしなければいけなかったのかどうかですね。

【村川道路維持課長】今現在行っております入札の方法としましては、指名競争入札、一般競争入札の価格設定、それから総合評価方式といった形になりますけれども、このクラスの入札になりますと総合評価方式でやるのが県内統一事項でございますので、そういった形で実施をさせていただいております。

【深堀委員】わかりました。

先ほど予算の時に議論をした工期の設定の考え方です。説明でもあったように3年弱、970日という工期は、もちろん当たり前ですけど、そちらで算定をされているわけですよ。その算定のやり方を、概要でいいんですが、こういった考え方で算定をされるのか確認させてください。

【村川道路維持課長】こちらの工事を行うに当たっての工程を作成する形になりますが、おのおのの工事に関して歩掛り等がございますので、そういった歩掛り等から作業日数等が出てきます。そういった作業日数をもとに、休日である

とか、雨で作業が行えないことなども踏まえまして、全てトータルしまして今の工事日数を算出している状況でございます。

【深堀委員】工量といたしますか、出して、休日とか天候を加味して、できない日にちを算定しているということですね。当然のことながら休日は週休二日という形での算定ということなんですね。わかりました。

3年弱という非常に長い工期ですので、途中で想定をされないようなこともあるかもしれませんし、そういった時には当然柔軟に受注者と調整をすることは可能ですね。わかりました。

次に、第45号議案ですが、メインはインフレスライドによつての増額ということですが、工量も見直して、その分が約1億円程度増えていきますね。今回は、契約工期は見直しをしていないんですね。そのあたりは、増額契約をするに当たって、工期のあり方は検証されているんですか。

【田坂都市政策課長】今回、増額変更をお願いしているところですので、工事費としては増えます。今回の工事工期は、令和2年3月から令和7年度3月ということで約5年間、来年3月までの工事でございますので、今年度の工事内容もありますし、来年度の工事内容もございます。

現在の工事進捗率あたりを考慮しながら、その辺の工期、本当に間に合うのかということも精査をしているんですけれども、現在、工程としては、全体工期からいって進捗が図られているという確認がとれております。そして、来年度の工事につきましても、予定どおり来年度いっぱい完了する予定ということで検証しておりますので、今回工期の変更はしておりません。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】私も、第45号議案について質問をさせていただきたいと思います。

今あったように工期は延長しないということですが、インフレスライドによるということでも増額を行っております。これでもう十分なのかということと、もう一つ、騒音対策をされているんですけども、予想しなかった騒音が起こったので対策をしたということなのですが、今後もまた行うことによって騒音が発生する可能性もあるのかなと思っているんですけど、それがこの予算の範囲内で行えるのかどうか、お伺いします。

【田坂都市政策課長】まず、インフレスライドに関するご質問でございます。12ページにも書いていますとおり、当初設計から第1回変更、第3回変更、第4回変更で、これが今回のインフレスライドでございます。先ほど申しましたように、この工期が来年度いっぱいでもまだ1年以上でございますので、また価格が、単価の変動等がその中でございましたら、当然また来年度、インフレスライドによる変更を、もちろんこれは受注者からの申し出があつての話ですけども、あれば対応させていただくところでございます。

それと騒音対策につきましては、これが5か年の工事で今は4年目で、令和2年の発注時と比べてまして近隣に建つ家が増えてきております。地元要望がございまして、大型ブレーカーによる岩掘削とか破碎で一番騒音、振動が出るわけですが、その時間の短縮を求められておりましたので、そこで、騒音・振動対策に要する日数が当初の想定よりもちょっと長くなったことで工事費は増額となっております。

ただ、もう整地工事等につきましてはほとんど終わっておりますので、騒音対策については

今後増額になる要素はないものと思っております。

【饗庭委員】騒音対策についての増額はないだろうということです。

騒音対策で時間を短縮して行うということですが、それでも工期に影響はないのか確認をお願いいたします。

【田坂都市政策課長】整地工事を含めまして複数の工事をここで行っておりますので、その辺は並行して工事作業等を行うことで、全体の工期が延びるということはありません。

【饗庭委員】長与町、地元のことでございまして、ここは長年ずっとして、ずっと工期が延びてきている状況でございますので、ぜひともこの工期内で終わっていただければと思います。以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

【中島委員】第47号議案の和解及び損害賠償の決定についてです。事故現場の写真を見ると、高低差が8センチということなんですけれども、この構造物ができたのはかなり古いような状況だと思うんです。

通常、我々もよく、道路の凹凸に関しては地元の方から要望をいただくんです。特に、勾配があつたりとか、急カーブだつたりしたところの凹凸に関しては、運転される方の声が大きくて、また、農繁期などで、ある程度の段差があるためにコンテナの崩落のおそれがあるので早く対応してくださいみたいなこともございます。

この状況を見ると、かなり古い状況じゃなかったのかという嫌いがあるので、できれば、今回の件を受けてパトロールの強化と、こういった事例がありましたということは、ぜひ県下全域のパトロールをされる方に事例を示していただいたうえで、こういう発見はなるべく注意喚

起するようとお伝え願いたいと思うんですけど、対応はどのような形でしておられるでしょうか。

【村川道路維持課長】委員ご指摘のように、この構造物はかなり古いものと認識をしております。

県では、交通量に応じてパトロールをする頻度を決めていまして、5,000台以上は週に3回、1,000台から5,000台は2回、それ以外は1回行っているところでございます。

当路線は5,000台以上あるかと思っておりますので、週に3回程度のパトロールは行っているところですが、場所を見ますと、道路のわきに存在をしているということで、少し見落としやすいものであったかなと思っております。

ご指摘のように、こういった事例等を踏まえて、情報共有を図りながらパトロールをすることは重要かと思っておりますので、その旨、各地方機関に改めて通知をして、意識を高めていきたいと思っております。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第34号議案、第35号議案、第44号議案、第45号議案及び第47号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩崎監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。今回の報告対象期間は、令和5年11月から令和6年1月までに実施したものでございます。なお、補助金内示一覧表については、今回は該当ございません。

はじめに資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、資料の313ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に338ページから348ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住委員長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】海砂採取限度量に関する県の基本方針について、補足して説明いたします。

サイドブックスの左下の資料になります。観光生活建設委員会補足説明資料をご覧ください。

まず、前提といたしまして、本県における海砂採取につきましては、長崎県海域管理条例に基づき、各年度の採取限量を定め、告示を行っております。

現在未定となっている令和6年度以降の採取限量を定めるに当たり、幅広い見地から有識者等の意見を求めるため、検討委員会を設置し、昨年10月に提言をいただいております。

その概要については、さきの11月定例会において説明させていただいたところでございますが、その際の説明資料を次のページに再掲しております。

県といたしましては、いただいた提言を踏まえ、関係部局による庁内の検討会議において今回の基本方針案を取りまとめたところでございまして、県議会のご意見も賜りながら本年度内に正式に決定し、各年度の採取限量の告示を行いたいと考えております。

まず、基本方針案の1、基本的な考え方でございます。

海砂採取については、骨材資源の確保とともに水産資源の保護、自然環境の保全との調和を図っていくことを基本認識としております。そのため、海砂採取限量については、県内需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、これまで段階的に削減をしてまいりました。

一方、壱岐海域では、生コンの原料としてのJIS規格に適合する品質を備えた海砂の確保が年々難しくなっており、骨材資源の安定供給が懸念される状況も生じているところでございます。

このような状況を踏まえまして、県内需要に

近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢は維持しつつも、骨材の安定供給・確保の観点から、頻発している災害など予測できない需要も想定し、一定の余裕幅を考慮するとともに、近年の採取実績を踏まえ、令和6年度以降の海砂採取限量を設定いたしました。

また、併せて国や他自治体の動向も注視しながら、海砂に過度に依存しない方策の検討を進めていくことを基本的な考えとしているところでございます。

次に2、令和6年度以降の県全体の海砂採取限量でございます。検討委員会からは、各年度の採取限量について、平成31年度から令和4年度までの県内採取量実績を見ると、限量を30万 m^3 程度下回っており、このような採取の実績を踏まえた上で、一定の余裕幅を持たせつつ、採取業者の経営の安定にも配慮すると、最終的に現在の限量250万 m^3 から10万 m^3 程度削減すべきという提言をいただいております。

県といたしましては、提言を尊重し、新たな限量の設定期間を前回同様、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、各年度の限量については、現在の限量250万 m^3 から10万 m^3 削減した240万 m^3 に設定いたしました。

なお、3つ目の丸に記載のとおり、大規模な自然災害や海域環境に対する異常な影響が疑われる事象の発生など突発的な事態にも対応できるよう、設定期間の途中であっても必要に応じて採取限量の見直しを行う旨を付しているところでございます。

最後に3、壱岐海域の海砂採取限量でございます。検討委員会からは、維持すべきという意見が多数を占め、最終的に現在の限量175万5,000 m^3 を維持すべきとの提言をいただいているところでございます。県といたしましては、

提言を尊重し、今後5年間は現在の採取限量である175万5,000m³を上限としたところでございます。

補足説明は以上でございますが、今後とも骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境の保全との調和を図りつつ、引き続き海砂の適正採取が行われるよう、業界団体とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【千住委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】長崎港元船地区整備構想案について、補足してご説明いたします。補足説明資料の17ページをご覧ください。

長崎港元船地区におきましては、施設の老朽化や交通混雑などの課題解決を図り、港湾機能の再編に合わせたにぎわいのある「みなとまちづくり」を目指す長崎港元船地区整備構想の作成を進めており、このたび、県や長崎市、関係団体等で構成する検討会議で構想案がまとまりましたので説明させていただきます。17ページが構想案の概要となりますが、18ページ以降で具体的に説明させていただきます。

18ページをご覧ください。元船地区は、平成初期にふ頭の再開発を行い、供用から30年近く経過し老朽化が進むとともに、港湾貨物の取扱い等の港湾活動と観光・交流機能との車両復そうや交通渋滞などの課題が見られております。また、周辺エリアでは駅周辺の開発やスタジアムシティプロジェクトなど新たな開発が行われており、元船地区においても周辺地区と連携を図りながら新たなにぎわいの創出が求められます。

このため、港湾活動となる国内ターミナル機能を西側に集約するとともに、東側に観光・交流機能を配置し、ベイエリアやまちなか等と連

携を図ることで、さらなるにぎわいを創出していきたいと考えております。

にぎわいの創出につきましては、元船地区の特徴である海や船にちなみ、コンセプトを「長崎元船OASIS～海と船の楽しさを感じる、島と食と人との交流空間～」としております。

19ページをご覧ください。

整備構想のポイントとしましては、国内ターミナル機能の強化及びにぎわいの創出のほか、車両や歩行者の回遊性向上、海が感じられる景観による魅力の向上、民間資本導入によるおもてなしの向上を考えております。

構想の内容としましては、ふ頭北西部、Aゾーンに新たな岸壁や貨物上屋など物流機能を集約し、フェリー等の安定的な就航を目指します。また、現在、屋上ドラゴンプロムナードとして活用しているBゾーンにつきましては、上屋を撤去して新たなにぎわい施設を配置します。駐車場があるCゾーンにつきましては、駐車場の収容力を増強するとともに、観光・交流施設の併設も想定しています。Dゾーンにつきましては、出島ワープからの連続性やおくんちに活用されている現状を踏まえまして、交流広場を配置します。

ふ頭全体としましては、紫色で示しています各施設をつなぐ連絡通路を配置することで、歩行者は2階以上で移動が可能となり、安全性、快適性、回遊性が向上するものと想定しています。

20ページをご覧ください。

先ほどご説明しましたコンセプトや構想のポイントに沿った内容を、一つのイメージとしてパース図に落とし込んだものです。PFIによる事業者提案の中で変わることが想定されますが、施設の屋上を緑化し連続的につなげることで、

景観性だけでなく回遊性の向上を図るとともに広場や展望機能として活用する、活用できることをイメージしております。

21ページをご覧ください。

港湾活動を行う国際ターミナル機能につきましては、旅客フェリーや貨物船を集約し荷捌きの効率化を図るとともに、本土と離島を結ぶ貨物の安定的な輸送を確保したいと考えております。

にぎわいの場となる観光・交流機能としては、飲食・物販施設について、長崎の新鮮な農水産物などを購入したり、その場で食べることができたり、営業時間を広げることなどの工夫も考えられます。広場におきましては、長崎くんちなどイベントの活用もでき、普段はカフェやキッチンカー、屋台などが並び、歩いて楽しくなるような空間の利用も考えられます。

具体的な内容につきましては、事業の採算性等を考慮し検討していくこととしていますが、多くの県民や観光客の方が集まるにぎわいの場を創出していきたいというふうに考えております。

17ページにお戻りください。

右下、最後の3に記載しています今後の進め方ですが、パブリックコメントや本日の委員会でのご意見を踏まえ、今月下旬に長崎港元船地区整備構想を策定、公表したいと考えております。本整備構想の策定後は、港湾計画の変更や国との事業調整など新規事業化に向けた検討に着手してまいりたいと考えており、2～3年程度は要するものと考えております。なお、新規事業化後は、概ね10年程度の施設整備完了を目標に整備を進め、順次供用を開始していきたいと考えております。

以上で、長崎港元船地区整備構想（案）につ

いての補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は80番と1番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【深堀委員】海員組合から上がっている陳情の件で、土木部に関係する部分でいけば、岸壁の使用料等々に対する減免措置の拡充という要望になっております。

それに関しては、政策等決定過程の資料の336ページに県の考え方が記載されています。その内容は、令和2年度から令和4年度においては、使用料等の納付期限の延長措置とともに国の臨時交付金を活用した係船料相当分の支援を行ってきたと。令和5年度より人の移動も回復傾向にあることから、国の支援等今後の状況を見ながら判断していきますと、陳情要望対応要旨に記載されているんです。

確かにこの記載のとおりだとは思いますが、実際に燃油の高騰であったり、公共交通を取り巻く2024年問題であったり、そういったところで県内の公共交通を担う立場でこういう要望が上がっているわけで、これに対して四角四面の回答ではなくて、例えば全国のいろんな港湾管理者が、公共交通に関わる接岸料、岸壁使用料の減免とかをやっていないのか、そういったところの調査、研究をしていただくべきじゃないのかなと思って、ちょっと尋ねたいと思います。

【田中港湾課企画監】 今、手元に資料がございませんが、九州各県について、そういった支援

策を行っているかいないかという調査は行ってあります。その中で、岸壁使用料とか、そういった形での特別な支援を行っていないところも踏まえまして、こういった形で整理をさせていただいております。

これとは別に、燃油高騰といったことにつきましての公共交通の安定化支援といたしましては、別の交通政策サイドから支援をさせていただいておりますので、そういった全体を見た上での判断をさせていただいているところでございます。

【深堀委員】わかりました。今、九州とおっしゃいましたけれども、特に長崎県は海洋県でもありますし、港を使う頻度等々も非常に多いと思います。これは陳情なので、もし可能であれば、そういったところも調査のうえ、できることを、対応をお願いしておきたいと思って取り上げましたので、お願いをしておきます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】たびたびすみません。久し振りにこの委員会に来て、政策等決定過程等の資料、348ページになるそれを眺めてみて、幾つか気になった点を質問したいと思います。

予算審議の時もいろいろ、工期であったり価格の上昇の件を言いましたけれども、例えば62ページの入札結果で、もちろん指名で、10者の業者の方々が応札されて、落札はもちろん1件

ですけれども、それ以外はみんな失格という事例があったりとかですね。98ページは、15業者の方々に指名をしていますけれども、そのうち10者が辞退、同じように102ページは業者数10者に対して8者が辞退、198ページも3分の2が辞退、226ページもそうです。255ページもそうです。適正な入札が行われたことはもちろん理解をしています、少しレギュラーといいますが、1者だけが。

さっき言った62ページの方でいけば、落札者以外は全員失格だった。それ以外の方で辞退、指名競争入札の中の半分以上、3分の2とか5分の3が辞退をするというような入札の中身を見てですね。それぞれ事業、所管は違いますよ。こういったものを見た時に、何といひかな、どういう原因といひますか。不調・不落の話も先ほどしましたけれども、こういった入札を踏まえて、実際の工事自体、入札自体に課題がなかったのかという検証といひますか、振り返りをされているかどうかを確認したいと思います。

【中村建設企画課長】入札結果に対する検証を行っているかという状況でございますが、委員ご指摘のとおり、失格であったり辞退であったりと、入札の状況でいろんな結果が出ております。

先ほど言われました失格については、ランダム係数の中で、たまたま1者が残って、ほかは失格ということで、基本、皆さんは取りに来ていると。結果的に9者ぐらいが失格で1者が落札ということで、そこはある程度、一定競争も働いて皆さん取りたい工事だったんだろうなというふうに思っているんですけれども。

辞退が多い箇所については、昨今、不調・不落が過去にちょっと多かったこともありまして、基本10者指名ではあるんですけれども、15者指

名に拡大したりとか、それは不調・不落対策でやっております。

実際、辞退が多いというところも結果として、不調・不落にならずともございましたので、そこについては各振興局でまた別途、参加者にアンケート等々を行って、ヒアリングを行っているところでございます。

我々が現在把握している主な原因としましては、技術者の配置が困難であるとか、施工体制を整えることとか下請けを確保することが今のところは困難とか、あとは手持ち工事量が多いとか、作業員に余裕がないと、そういう状況は把握しているところでございます。

それに対応するように我々も、これまでは90日という余裕期間を設けていたんですけれども、それをマックス120日まで拡大しまして、手持ち工事量があっても、一回入札が終わって、次の工事にかかるまでにある程度、一定余裕期間をとることで受注をしやすくなるというふうな方策もあって、入札時における対応を行っている状況でございます。

【深堀委員】わかりました。課長の説明はよく理解ができます。

ただ、私が言っているのは、そういう避けられない事情で辞退をするのはわかるんですけども、発注する側の設定の仕方によって、そこが変わってくる可能性もあるのではないかと。発注する側として、こういった案件が出てきた時に、どういう課題があるのかと一応振り返りをした方が、よりよい発注につながるというふうに思っているんで、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、62ページの件ではランダム係数で、取りにいったと言われますけれども、中身を見た時に、本当にそうなのかなというふうにちょっと私は感じたものですからね。入札は成り立

っていますのでいいんですけれども、こういったケースもしっかりと検証しながら進めていただきたいと思います。終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田中委員】議案外で、まとめて質問をいたします。

まず、道路建設関係で。先般、針尾バイパスの一部というか、崎岡町早岐線が開通をしました。しかし、結果から言うと、ずさんな開通で、地元は大迷惑だ。信号が、右折ができないし、1回の青信号で1台も行かないようなケースもあるわけだ。しかし、それはやり方によってはどうにでも、どうにでもというのはおかしいけれども、解決できる。早岐方面から来る車線の左折帯をつくれば、この交差点での動きは早くなって右折する時間が生まれてくるんだけれども、だらだら、だらだら、やっているものだからね。

それから、歩道がまともじゃない、中断されたまま。どうするのか。国道だからね。歩道が、片側だけでも中断されたまま、現場は見に行けばすぐわかる。ずさんな工事の形でやっている。

それから、国道202号の4車線化、これは浦頭の活用の道路なんだけれども、佐世保がまたクルーズ船を再開しようとしているので、早急にこれは解決しなきゃいかん問題だ。令和5年度に完成する予定が令和7年度と、いつの間にか延期してしまっている、あなたたちは勝手に。令和7年度でも、今の状況を見ていると解決できないと私は思う。

この2点について、お聞きします。

【大我道路建設課長】針尾橋のところのご意見で、ハウステンボス入口交差点との名称になっているところです。ここは、3差路だったのを4差路と、近くにあった交差点部がそこに集約された形で、先日供用を開始したところです。

この交差点を中心としたところで混雑が見られていると、特に、今委員がおっしゃったハウステンボス入口交差点も、以前と大きく様変わりしていることは、私も、現場の状況とか、実際の現場を見たところでは感じているところです。

この交通状況の調査を、2月と3月3日の2日に分けて休日と平日の渋滞の状況を調査したところとして、この調査データの分析とか周辺の交通状況を観測して、警察もしくは佐世保市と対策の協議を進めている状況でございます。

もう1点、国道205号の歩道が消えているというお話をされました。直轄の国の管理の道路でありまして、現在、新しくできた交差点の部分を含めて、歩道が片側しかなかったり、途中で切れていたりという状況ですので、こういうふうになった経緯につきましては、国の方にも状況を聞いてみたいと思います。また、歩行者の使い方についても調査する必要があるかなと思っております。

次に、浦頭の拡幅につきましては、佐世保港の浦頭地区にクルーズ船が就航するように、佐世保市で港湾の改修を行うと。県としましても、観光客を誘致するためには道路の拡幅を行う方が適切だということで、IRとは別で事業に着手をした経緯がございます。

つい先日、東明中学校の入り口まで800メートルほどを供用したところでございます。残りの部分については今、工事を行っている状況です。令和5年の完成予定が、用地交渉の状況

とか、現在、山切りの工事をしているところが地すべりの傾向があることが判明しまして、いわゆる逆巻工法で、切土をしながらアンカーを引いて、切土をしてアンカーをしてというような工事も必要になったところで、事業の期間をやむなく延長させたところであります。

また、用地についても地域の方々に協力をいただいているところで、引き続き、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

【田中委員】針尾バイパスはある程度、ハウステンボス入口のところまで、4車線化だけでも解決しなければ東彼杵道路のスタートはできないわけで、ぜひ、若干進んではおるから。

しかし、IRの予定からすると遅れていた。IRがだめになったので、もっとだめになるのかなと、どうなるのかなとちょっと心配しているけれども、針尾バイパス自体は4車線化工事、ちゃんとやってもらわなきゃいかん。これはぜひお願いしておきたいと思います。

それから国道202号に関して言うと、いろいろあなたたちは言っているけれども、予算さえつけば、どんどん進んでいくんだ、予算さえつけば。予算をつけないから進まないんだ。それから、途中の舗装も2年も3年もあんな感じで、工事中みたいな形で。事故が起きるよ、あんなそのまました感じでやっている。線引きぐらいちゃんと入れればいいんだ、白線を。それを要望しておきたいと思います。

次に道路維持課で、歩道の整備率はどうなっているのかなと。昔から歩道、歩道と私は言っているんだけどね。幸い、国道202号は今年、新しく浦頭の先をやってくれそうなので期待していますけれども。

もう一つは、橋梁の老朽化。判定3といふのかな、30橋ほどが残っていると、判定3ですね、

今まで調べた中でね。30橋の中に、202号関係の観潮橋が入っているのかどうか、ちょっと聞かせてください。

【村川道路維持課長】まず、歩道の整備率でございますが、我々が歩道を造っていかうとしているところは655キロメートルほどございますが、そのうち402キロメートルは整備済みでございます。令和3年度末現在、約61%といった数値です。

それから、橋梁の判定3に観潮橋が含まれているかということですけど、今ちょっと把握をしております。後ほど報告をさせていただきたいと思います。

【田中委員】歩道はやっぱり必要なんですよ。あなたたちは、要望すると「誰も歩いていないじゃないですか」という話。危なくて歩けないから歩道をお願いしている。ぜひ、進捗率というよりも整備率が上がっていくように、お願いをしておきたいと思います。

観潮橋については、個別でお聞きしましょう。

次に河川課、石木ダムですよ。水源地域整備計画が今ごろ、地元から上がってきたどうのと。過去においても何回もそういう構想はあったんだ、水源地域整備計画、決定していなかっただけ。

30年前だって、いいかげんな構想があったんだよ、あの上部に県のゴルフ場をつくるなんていう構想が。ゴルフ場で農薬をどうのこうのして問題になる。我々、あの当時は市議会議員だったから、市の立場から見ると、なんで県はこんないい加減な整備計画かと言った記憶がある。だから、早くつくって、地元の人に安定して協力してもらえる体制をつくらなきゃいかん。

我々は、行政を待っておれんので、議会筋で地元から要望を上げさせてもらって、話合いを

しなきゃいかんかなというぐらいな気持ちであるけれども。

この石木ダムに関する水源地域整備計画、どうなって、どうするつもりなのか、簡単に結構です。

【田中河川課企画監】委員からご質問がありました石木ダムの地域振興策、水源地域整備計画のスケジュール等について回答させていただきます。

先日の外間議員からの一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、地域振興策につきましては、令和6年2月9日に、川棚町から知事宛てに要望が出されております。その内容につきましては、県道嬉野川棚線、または町道、農道の整備、河川の改修、公園、グランドゴルフなどができるような多目的な広場、あとは水汲み場が上流の方にございますが、その周辺整備等の要望が出されております。

こういったことを踏まえまして、佐世保市、川棚町とも水源地域整備計画の検討を進めて、策定に向けて努めたいと考えております。また、関係住民の生活の安定と水源地域の活性化のために、ダム建設に合わせて地域振興策を講じることは大変重要だと認識しておりまして、水源地域整備計画の素案については、令和6年度中に公表したいと考えております。

川棚町民の皆様には地域振興策に対する具体的なイメージを持っていただいて、石木ダム事業への理解促進につながるものと考えております。

【田中委員】50年も60年も70年もかけてやろうとするダム事業で、地域振興策を早めにやっただけいいじゃないの。終わってからやろうなんて話じゃあ、話にならない。先行してやるべし。ぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、石木ダムに関して言うと、我々は

本体工事、本体工事と意識づけてきたけれどもね、発注がないのでね。付帯工事で県道等々をやっているけれども、付帯工事が、計画ではあと何十億円お金が要って、いつ頃終わる計画になっているのか、本体工事と付帯工事と分けて考えるとするならば、ちょっとお聞かせください。

【田中河川課企画監】委員の質問についてでございますが、石木ダムについては現在、令和7年度までに、現在の総事業費285億円で完成できるように努めております。しかし、人件費等資材価格、建設業における働き方改革等の取組などに加えて、現在も反対住民による妨害活動が工期、事業費に影響する可能性があるとして認識しておりまして、非常に厳しい状況であると考えております。現在、そういった影響を踏まえて検討を行っているところでございます。

来年度実施を予定しています長崎県公共事業再評価監視委員会において、内容等についてご審議いただきたいと思っておりますので、今の検討状況、本体工事、付帯工事についても、その中でご審議いただきたいと考えております。

【田中委員】厳しい発言になるけれども、そんなに遅れていて、まだ今からいろいろ、いろいろという感じはもうないよ、どんどん、どんどん進めていかなければ。順調にいったって、今から10年でできないだろう、誰が見たって。令和7年完成なんて、本体工事も発注していないのに、令和7年度にやれるわけがない。それをずっと議論としてやる。議論としてやることに、不思議だね、できないことを。ここで結論は出ないから、そこまでにしておきます。

次に港湾課です。長崎県は海岸線が長いので、海岸線の護岸の整備は、建設護岸に関して大変なことだとは思っている。ただ、私が要望した

いのは早岐瀬戸、もう何回も議論をしているからわかると思う。早岐瀬戸の両岸の整備だけは、人口集積が高いところだから、多いところだから、両岸の護岸整備だけはお願したいと思っておりますが、何か計画がありますか。

【松本港湾課長】早岐瀬戸の護岸の整備ですが、現在、緊急自然災害防止対策事業等でできることの工事を進めていることが1つと、委員から最近お聞きしたところによると、以前に新規事業化を目指した中で地元の調整が整わずに事業化できなかった話を聞いていますので、県北振興局に再度確認するようにという指示をしています。その中で、事業化できるものであれば、必要な整備だと考えていますので進めたいと考えております。

【田中委員】海岸線の建設護岸に関して言うならば、やっぱり管理責任があるわけで、お願いをしておきたいと思えます。

次に、砂防課で、急傾斜事業を中心に聞きます。要望と予算化の関係が、昔は悪かった。10分の1も予算化できない事業があったけど、今は、要望と予算化の関係で言うと、どのくらいの渋滞率になっているのか、どのくらいの感じになっているのか、聞かせてください。

【小川砂防課長】急傾斜事業についての要望と予算化についてのお尋ねでございます。現在、急傾斜事業につきましては、地元の要望があつて、市を経由して県の方に上がってくるんですけども、今、要望がある中で新規事業をストップしているといいますが、県サイドで止めているのは特にはございません。

ただ、どうしても急傾斜事業は市町の地元負担金等々が生じます。そのあたりについても今後調整していく必要があると思っております。

【田中委員】実態はわかりました。びっくりしたのは、昔に比べて、即工事はできないけれども、調査に入るスピード感は早いね。去年、ある箇所をお願いしたら、今年予算をつけてくれるから、これは昔と全然違うなど。強靱化で予算が取りやすいのもあるかもわからんけれどもね。

ただ、予算化して、実工事に入るまでが結構長いよね、実際の工事に入るのは。工事に入ってからもあるから、やっぱり10年事業というような感覚しか残らない。そこら辺のスピード化を図っていただきたい。急傾斜地は危ないからやるわけだからね。

それからもう一つは、県の事業、市の事業があるよね。佐世保市でいうと佐世保市の事業がある。市の事業の渋滞と申しますか、市の事業の要望は大体わかりますか。昔、これも市が10年かかって、ようやく予算化ですよという話で、途中で5年ぐらいに縮めたと思ったけれども、今はどのぐらいの概念になっているのか、3年ぐらい待つとできているのかどうか。

【小川砂防課長】市が行う急傾斜事業についてのお尋ねでございますが、今どれぐらい渋滞率があるかは詳細には把握しておりません。ただ、先ほど言いました市町における地元負担金の中で、個人から負担していただく市町もございしますので、そのあたりについては市の方も地元と調整が必要なのかなというふうに思っているところです。申し訳ございませんけれども、今、渋滞率については、市の状況については詳細には把握できていないところです。

【田中委員】大ざっぱではあるけど、財源というか、中身は国が半分やって、あとは1・4で、県の事業は県が4、向こうは1、市の事業はまた逆転してやる。しかし、市の事業だったとして

も、県がちゃんと裏打ちをしてオーケーを出さなきゃできない、独自では。だから、そこら辺でどうなのかという話を聞いたんだけど。

しかし、総じて昔に比べれば急傾斜は早いね。去年頼んだのが、今年度の11月の補正に入っているなんて、3か月、4か月ぐらいで採択してくれたようだったので、こっちがびっくりしている。ただ、さっき言ったように、工事にいつ入るのか、いつ完成するのかというのは定かではない。10年事業だ、大体ね。そこら辺をぜひ改善してほしいと思います。

次に住宅課。花高団地というのがあるんだけど、改善事業をやってもらっている。1丁目、2丁目は大体、2丁目の半ばぐらいまで進んでいるのかな。途中で1年間やらなかったの、なんでやらないのかと言ったら、エレベータが納入できないんですと、購入できないんですと。エレベータが1台も入らないのかどうか、びっくりしたけれどもね。それで1年遅れてしまった。その後、やっているかどうかはまだ確認していない。

だから、2丁目がどのぐらいの進捗になっているのか、3丁目は県と市で話し合っとうするかを決めると聞いているけれども、ここら辺の内容について聞かせてください。

【森住宅課長】委員のご指摘の花高団地は、2群は合計で11棟あるうち、今、6棟目のエレベータ工事をやっております。

先におっしゃいましたが、エレベータの技術者が足りないということで、実はこれは繰越しをしまして、今施工中のものは繰越しして来年度、今年の5月に完成する予定としております。その後も順次、エレベータをつけたり、もしくは外壁改修工事を2群についてはやっつくつもりです。

3群については、以前、長崎県と佐世保市で、どうするかという協議をしたんですけれども、その中で協議がまとまらず、私どもとしては、県と市、それぞれで考えることになったと承っておりますので、今のやり方でいくと、例えば民間の参入をしながらということになると思うんですけれども、順番的に、限られた予算の中で、2群が終わりというか、終わる前にはもちろん始めるんですけれども、終わる時を待たずに検討を始めなきゃいけないなどは思っていますが、今、いつ検討を始めるかというのは、ちょっとお答えはできません。

【千住委員長】時間になりましたので、次の方にいきたいと思います。

【大久保委員】続いて質問させていただきます。

分科会の審査中も、国からの仕事の確保等、要望もありましたが、一方、心配しているのがやはり人材確保、人材不足により執行がなかなかできない状況がこれから起きるのではないかなというふうに思っております。

建設業の就業者数は、高齢化も含めて、65歳以上が2009年では8.1%、2019年には16.4%に上昇とも言われておまして、現在の65歳以上の従事者の状況が、きちっと数字がなくても、つかみの部分をお尋ねしたいと思います。

【中村建設企画課長】建設業に従事する高齢者ということですよ。今、65歳というお話がありますけれども、50歳以上の構成比が約53%という形で、非常に高い比率となっています。

【大久保委員】50歳以上が大部分を占めているし、数字を聞いてはいませんが、60歳、65歳以上の方も、一次産業と同じく、あと何年かで退職される方も多いんじゃないかというふうに推測しております。

インフラというのは、行政が発注するものを

しっかりこなしてもらわないと社会基盤が崩れるのではないかと感じておまして、そういったことを考えれば、どうやって人材確保をするか。

県としては、例えば2030年を見た時にどれくらい不足するのか、その把握をしておられるのかと、その対策をどのように当て込んでおられるのかをお尋ねします。

【中村建設企画課長】不足数については、後ほどご回答させていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり、今後、人材不足になってくるのは目に見えているところでございます。そういうところで建設業協会ともタイアップいたしまして、工業高校と建設企業との意見交換会であったり、工業高校を卒業して建設業者に入った卒業生による講話をやったりですね。

最近、ICT、DX関係で、県内もそうですけど、県外の業界の中でも、人は減る中でもICT、DXの技術を用いて、現場の工事もそうですけれども、職員の管理であったり、そういうふうなところも含めて、いろんな人手不足対策を打っているところがございますので、そういう企業を呼んで、経営者向けの意識改革セミナーを行っているところでございます。昨年度は2回、今年度は3回やっております。担い手不足は喫緊の課題でございますので、今後も建設業協会、建設業協会の中にまた支部、青年部という新しい組織もできておりますので、その組織も一緒になって、今後の担い手対策については検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

【大久保委員】参考として宮崎県では、若いエンジニアを育成するために、そういった資格を取る勉強をする研修の場をつくっているということです。高校とかの勉強は、幹部というか、

設計だとか、そっちの方であって、なかなか実務の現場、たたくと言いますけれども、たたく人の研修の場はなかなかないということでございます。そういった場をつくることは考えられないのか。

人材不足で、これから県外から呼ぼうとしても、今は大阪の万博だとか、または災害、TSMCみたいな大きな仕事に人が取られて、なかなか長崎まで帰ってこないんじゃないか、またはIターン者も来てくれないんじゃないかと、これは最低賃金の話もありますし、いろんな要素があってなかなか厳しいんじゃないかと思っておりますので、こういった施策があるかということで研修の場をつくられないかと思っておりますけれども、そういった検討をしたことはあるのか、お尋ねします。

【中村建設企画課長】技術者育成のための研修関係の取組はなされているのかというふうなご質問ですが、委員がおっしゃる宮崎であったり富士に、教育センターとか技術者指導の育成機関が既にございます。

長崎県といたしましても若手の技術者を育てていきたいということで、平成31年から、県内の業界に入った若手、中堅クラスまで含めて、技術者育成のための機関を設置しております。既にこれはスタートをしております、厚生労働省からの授業料の補助であったり、離島から来られる分については県・市で一部旅費の負担を行ってまいりました。

これについて、スタートは県の方でやったんですが、県の事業としては令和3年度で終了いたしました。令和4年度以降はNERCにお願いして、NERCで技術者養成をやっていただいているところです。そういうふうな取組を現在進めているところでございます。

【大久保委員】私も議員として、人材確保についての施策は、予算を伴うものもあれば、伴わないものもあると思うんです。そういったところを一元化して見られるようになれば、もっとわかりやすく、こんな質問もしなくてもよかったのかもしれないんですけども。

そういった人材確保についての施策、予算を伴わないことも含めて、計画がどうなっているかということも要るのかなと私は思っております。そういった計画が一元化できれば、例えば入札でもそうだし、報告、検査についてもかなりの膨大な量があると言われておりますけれども、そういったことを簡素化するだけでも、会社にとって、現場に回る人員が増えることも考えられるし、そういったことも見えやすく計画があればというふうに思っておりますので、今後、これは1年2年の課題ではなくて、ずっと続く課題だというふうに思っておりますので、そういった人材確保に係る計画をつくってはどうかと提案を申し上げて、質問に代えさせていただきたいと思っております。何か答弁があればいただきたいと思います。

【中村建設企画課長】工事検査に関わるご質問が出ましたけれども、国の方でも既に、工事検査時の書類の簡素化ということで、10種類の書類に限定して検査をするというやり方を行っております。

長崎県におきましては、来年度4月から、全ての工事に一気にはいけないんですけども、モデル工事として、国の工事になった形で、書類を限定した形での工事検査を取り組んでいきたいと考えております。

初めての取組になりますので、それを行っていったら、改善点は改善しながら、検査時の書類の資料の煩雑さ、業界からもそういう話は出て

おりますので、それを少しでも改善していく取組は、今後また続けていきたいというふうに考えております。

【大久保委員】そういった、例えば全国に先がけてとか、先進的に取組をしていることは教えていただければ、各業界に我々も、県はそれだけ簡素化をしよう、省力化をしようやっていると伝えられますので、そういったところは連携を図りながら、人材確保について連携を図っていければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

【千住委員長】審査の途中ですが、しばらく休憩いたします。3時25分から再開をしたいと思います。

午後 3時11分 休憩

午後 3時26分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】私からも何点か質問をさせていただきたいと思っております。

部長説明にありました中で、令和6年度能登半島地震に対する支援について、お伺いしたいと思います。

地震から約2か月たちましたけれども、まだまだ復旧・復興には、今後も長期的なことになるかと思っております。その中で、県職員の健康面も考えながら派遣していただきたいと思いますと思っておりますが、その派遣の現状と今後の計画を教えてください。

【岩崎監理課長】人的支援の状況でございますが、土木部職員につきましては、これまで技術職員4名の派遣をしているところでございます。具体的には、応急仮設住宅建設の支援のために3名、漁港関係の被災状況の調査のために1名、

これについては水産部でも1名出しているところで2名という形で支援を行っているところでございます。

それから全庁的な取組といたしまして、事務職員等の派遣がございます。ここは割当てという形で、これまで5名の派遣を行っているところで、技術職員の4名と合わせて9名が、派遣済みであったり現在派遣中でございます。年度内に、これから事務職員等の3名の派遣が、もう既に決まっております。

あと、中・長期的な派遣といたしまして、現在のところ建築職の1名の派遣が決まっております。その他の技術職の派遣につきましても要請をいただいておりますので、現在、鋭意人選を行っているところでございます。可能な限り、積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

【饗庭委員】ぜひ積極的に支援をしていただきたいと思いますと思うんですが、その派遣は期間で人が入れ替わるのか、技術職員なので専門もあろうかと思うんですけれども、どれくらいのスパンで行って、帰ってこられているのか、そのあたりも教えてください。

【岩崎監理課長】事務職員につきましては1週間、7泊8日で交代で第何陣、第何陣という形で派遣をしているところでございます。

技術職員につきましては、港湾の職員につきましては、当初から少し延びた形がございましたので、1月21日から31日まで10日間の期間で対応しているところでございます。

それと、建築職の応急仮設住宅建設の支援につきましても、派遣期間をある程度スパンをとっていただきたいと思いますということで、2月18日から3月4日までという形で派遣をしているところでございます。

今後、中・長期的な派遣の要請が来るようになっております。被災地からの要望といたしましては、ある程度長いスパンで、例えば1年であったり2年であったりというような要請がございますけれども、令和6年度についてはそこは難しい部分がございますので、まずは3か月交代のローテとかで支援を行いつつ、令和7年度については、ある程度長期間で派遣ができないかと検討してまいりたいというふうに考えております。

【饗庭委員】そういう中で入れ替わりもあったり、今後は長いスパンでということですけど、先ほど申し上げましたが、職員の健康の面も対応する必要があるかと思うんです。職員の健康の面で、体の面とメンタルケアが必要かと思っているんですけれども、そのあたりはどのようにお考えか、教えてください。

【岩崎監理課長】その点につきましては、被災地の方、受ける県の方で、こういった対応を用意しておりますということを事前にいただいておりますので、派遣する前に、現場での対応はこういうことになっていきますと、こういったことがあったらこういう体制が整っているの、いつでもご相談くださいというような形で、事前にそういったことを受けてから派遣をされることになっております。

【饗庭委員】事前にちゃんとなっているということですけども、一定現場を見ると、いろんな現場があろうかと思うんです。そこで一生懸命にしてくられて帰ってきた時に、やはり疲れとメンタル的なところがすごく心配かなと思うので、帰って来られた方も県でフォローが必要じゃないかと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【岩崎監理課長】確かに帰って来られた時に負

担にならないようにという配慮は、こちらとしても必要だと考えておりますので、各職場でしっかりとそこら辺はフォローしていきたいというふうに考えます。

【饗庭委員】ぜひフォローをお願いしたいと思います。

次に、県内の公営住宅に一時的に避難して来られる方を受け入れるということですが、現在、何人くらい受け入れておられて、今後、県営の公営住宅にどれくらいまで入れるのか、教えてください。

【森住宅課長】現在の受入れ状況ですけども、石川県から、被災された1世帯が県営住宅に入居いただいております。

発災当時、1月から始まって、私ども、翌週には国土交通省に、提供可能ということで県営住宅の100戸、市町営住宅129戸をご報告しているところがございます。今、2か月たっております、私どもも次の入居募集もありますので、100戸用意していたんですけども、今は受入れ戸数は10戸と減らしています。もし多数の方が来られるということであれば、それを調整して増やしたりしたいと思っております。

【饗庭委員】今は1世帯ということですね。

その中で相談に来られる方は増えているのか、石川から来ると遠いので、なかなか難しいかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【森住宅課長】直接ご相談は支援室という別の福祉部局が受けているみたいですけど、私どもが聞いている範囲では、現状入られている1世帯の方だけと、ご相談を受けているのもその方だけと聞いております。

【饗庭委員】わかりました。

次に、石木ダムについてお伺いしたいと思っております。工事の内容もですけども、川原

地区にお住まいの方との話合いがずっと平行線のように感じております。毎月、職員は話合いのお願いをしていると、知事も行ったけど会えないという状況かと思いますが、これは今後、歩み寄って話合いをしないと進まないのではないかと考えているのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【田中河川課企画監】委員からの質問でございますが、令和5年12月20日に知事が現地を訪問しています。川原にお住まいの方が現地には来ていただけなくて非常に残念だったと知事が申しております。事業に反対されている川原地区にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただいたうえで事業を円滑に進めていくことが重要であることには変わりはありません。

ただ、湯水や洪水など自然災害から県民の安全・安心を確保するためには、早急にダムを完成させることが行政の責務であり、工事については工程に沿って進めていく必要があると考えております。

川原地区にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただいて事業を円滑に進めていくことが最善の方策ということに変わりはありませんので、先ほど委員からもお話がありましたとおり、職員が毎月のようにお会いさせていただいて、今後どのようにすれば知事とお話ししていただけるのかと、そういったことを丁寧に説明して、お会いいただけるようお願いを続けておりますので、今後もその状況を続けていきたいと考えております。

【饗庭委員】同じような状況で全然進まないの、今後も同じように進めると進まないのではないかなと思うんですけれども、何かもうちょっと、歩み寄る。

知事は残念だったということですが、

その前に会わないと言っていたみたい報道もありまして、どのように捉えるかわかりませんが、その中で毎月同じように訪問しても一緒かと思うので、そのあたりは何か策を考えた方がいいのではないかと考えているのですが、いかがですか。

【田中河川課企画監】今、拒否といいますが、お会いいただけない状況でございますが、職員はいろいろお話をさせていただいておりますので、どういった形でアプローチといいますが、対応すればお会いできるのかということを検討しておりますので、今後とも粘り強く対話を続けていきたいと考えております。

【饗庭委員】粘り強くは必要かと思いますが、なかなか。

私、3年前にこの委員会に入ったんです。その時に申し上げて3年たっているけど、何も変わっていないような気がします。

先ほどお話があったように、50年間変わっていないということですけど、令和7年度には終了しますと言うけど、結果的には、工事を進められないから終了もしないんじゃないかなと思うんです。

毎月職員が行った時には、会っていただけるような兆しが見えるんでしょうか。

【田中河川課企画監】職員がお会いして、知事と会っていただけるように話をしております。その職員とはしっかりと対話はできておりますので、そこをしっかりと信頼関係をつくって、今後とも、会っていただけるように進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、信頼関係を築いていただく。今もう信頼関係ができていないといけないのかなとも思いますけれども、信頼関係を築いて、お互いにちゃんと納得のできる話合いをしていただき、石木ダムも、予定通り、3月の付替県

道工事を進めていただければというふうに思います。以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島委員】総合評価方式の入札の件で、ちょっとお伺いしたいんです。総合評価方式においては、県の評価点を検討する中で、建設業協会その他の団体を含めたうえで協議されて、今日の評価方式になっているとは理解しているんですけども、今、技術者不足が騒がれている中によく聞くのが、新卒で卒業生を雇って技術者を育てるのがなかなか難しい状況であり、ほぼ、Uターン組の方が地元に戻ってこられて、多業種から参入されて、そこで一定経験をされて資格を取ることが多い状況と聞いております。

総合評価方式で見ますと、配置予定技術者資格Aということで評価基準が0.6から0まであるんですけども、技術検定取得後5年以上、または技術取得後3か月以上が0.6、技術検定取得後3年以上5年未満が0.45ということ。

これでいくと、先ほど申しましたとおりUターンで帰ってきて、1級の資格を取るまで、すぐには取れないでしょうから、2級を取って1級を取る場合は3年から5年かかると、会社として、その後5年たたないと0.6が取れない状況であれば、抱えている技術者をいつ0.6に持っていかと、非常に年がかかるんじゃないかと懸念するわけです。

現状、この制度の中でどうお考えか、お伺いします。

【田崎建設企画課企画監】総合評価落札方式の配置予定技術者の配点についてだと思えます。

総合評価落札方式は、おおよそ1億円以上の工事で実施しておりまして、価格と企業技術者の評価ということで、加算点の総合評価で最終的に決めていますので、配置予定技術者につき

ましても、それなりの資格なり経験を持った人と考えております。今はそういう制度になっていますが、ある一定の基準は必要かというふうに考えているところでございます。

【中島委員】例えば、5年たっていなくても、資格を持っているし、工事実績があって、なおかつ、例えば80点以上の点数を取る監督がいますと、この方が仮に2年だとして0.4になるのかな、低い点数になるわけですよ、実際としてですね。技術は持っているのに、5年たたないと0.6とならないと、ちょっと矛盾を感じるわけです。

技術者が育たない中で、会社としても0.6は取りたいけれども、そういったスパンを要することによって、非常に会社としてデメリットになっている現状があるならば、今後、一定の見直しの検討も必要じゃないかなという思いがありましたので、できれば、状況を見たいうえでぜひ協議をしていただければと思います。

もう1点あるんです。島原振興局の工事の評価、総合評価落札方式評価表、施工能力型ということで、振興局の一つの工事の例で、14者入札しておりまして、従業員数というのがございます。これは0.1がマックスですけども、見ると0.05とか0.06とかございます。

これは何人以上が0.1、マックスの点数になるんでしょうか。

【田崎建設企画課企画監】従業員数のお尋ねだと思います。従業員数につきましては、すみません、後ほど調べて回答させていただきます。

【中島委員】私は、30人以上だったと思うんです。20人か30人、30人だったと思うんです。

言いたいのは、この14者は島原半島の恐らく900点以上の業者と思うんですけども、30人以上となると、この14者の中で0.1を取っている

のが8者、それ以外6者ということです。従業員数で評価に差をつけるのは、30人というのは多いんじゃないかという思いがございませう。

評価するのであれば、例えばこれまでの優秀工事の表彰とか、施工実績の件数とか、こういうのが点数の評価として比較できる対象となるのはわかるんです。

ただ、私が思うに、この従業員の人数で点数を振り分けるのは、現状から見ると非常に雇用も厳しい中で、恐らくできれば少数制でやりたい会社もある中で、厳しい状況じゃないかなという思いがあるんですけど、その辺のお考えをお聞きします。

【田崎建設企画課企画監】先ほどの従業員数でございませうが、0.1が30人以上、0.05が10人以上ということです。先ほどの島原の例でいくと、半分くらいが30人以上の会社となろうかと思ひます。

これは企業の評価ということでございませう。総合評価の加点の中で、企業の評価と配置予定技術者の評価ということで、企業の評価の中の1項目として従業員数がございませう。

確かに従業員数が少ない会社が多いということでございませうけれども、会社の規模等も総合評価の中で加点する制度にして、会社の規模なり大きさも参考にしているということでございませう。

【中島委員】会社の従業員数と売上高は比例すると私は思ひていません。30人で50億円の会社もあれば、20人で80億円の会社もあると思ひます。年間の平均の売上がですね。

そこで従業員数だけで比較するのはちょっと、会社の従業員30人からそれに見合う点数をつけるのは、売上の関係と比べるとおかしいんじゃないかという思いが私はちょっとございませう

て。

あくまで会社間の競争となると、実績とか、これまでの点数とか、努力してきた積み重ねで、この会社はこの項目に関しては点数が高いねというのわかるんですけども、従業員が30人とそれ以下というのは、ちょっと現状に合っていないんじゃないかという思いがございませうので、ぜひ検討していただければと思ひて要望して終わりたいと思ひます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】先ほど予算の時の空き家の関係で、空き家対策の推進の特別措置法の一部改正のことで、ちょっと確認をしたいんです。

この特措法の改正の内容を見ると、活用の拡大であったり、管理の確保であったり、特定空き家の除却であったり、それぞれに対して、内容によっては大きな変更がされているなというふうに感じています。

現在だと特定空き家、先ほど1,111件だったかな、おっしゃったんですけども、特定空き家と判断された後に指導、助言をする、それにしなければ勧告をする、それにしなければ命令とか強制代執行という形に流れていくんですけども、今現在、県下の市町における、特定空き家は1,111件と言われたと思ひますけれども、これから指導とか勧告、行政代執行に至っている件数が、もしわかりましたら教えていただきたいです。

【森住宅課長】申し訳ありません。今、手元にその数字がないので、後でお知らせしたいと思ひます。

【山本委員】わかりました。

今回の改正の中で、特定空き家に加えて、その前段階ですね、管理不全空き家についても指導・勧告ということで、今の特定空き家のよう

な流れで、その段階で固定資産税も住宅用地の免除が外されるということです。

この管理不全空き家になりそうだという件数も、今は把握しておられませんか。

【森住宅課長】 今回の法律が今年の12月に始まっておりまして、どれを管理不全空き家とするかというのは、国がガイドラインを示し、なおかつ市町が、そのガイドラインを使うか、もしくは別の視点で点検するかと、そういうところがまだ決まっていますので、現在それが幾らあるかというのは、多分どこの市町もまだ数は上げていないし、それを指定しているところもまだないと思っております。

【山本委員】 多分、各市でそれぞれ調査をされているところもあって、島原市は、空き家を4段階に分けて評価をしているんです。特定空き家になりそうなところ、その前の段階、使える空き家、改修すれば使える空き家というような形で、多分、4段階で言うと3番目のあたりが管理不全空き家になってくるのかなというふうに思っているんです。ですから、もちろん活用もしていかないといけないんですけども、やっぱり除却であったり、そういったものもしていかなくちゃいけない。そういう意味で、少し踏み込んだような改正になっているのではないかなというふうに思っています。

もう一つ、改正のポイントの中に、空き家等活用促進区域を定めることができると、これが例えば第1種住専の中にお店をつくることのできるという形で、まちの活性化にもつながっていくということで、今いろいろ市の方でも考えているんです。

ただ、課長がおっしゃったみたいに、この改正が6月に公布されて12月に施行ということで、ガイドラインも含めて、市の方でもまだよく把

握できていないと、イメージはあるんだけども把握できていないということがあります。基本的にはこれ、一義的には市町がやることで、県がそれを支援する、サポートする内容になるかと思うんです。そういったものをうまく適用できるように、これは要望になりますけれども、県としても国の情報を注視しながら、県としてのガイドラインをつくるのであれば、そういったものを進めていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、知事専決の権利の放棄の関係で、これもやっぱり住宅の関係なんですけれども、保証人がいない、不在ということで2件、権利の放棄をなされている。内容をご説明いただきましたので、この人はなぜ保証人がいないのかというのはわかったんですけども、こういった事例がほかにもあるのか、保証人がいないケースがどれくらいあるのかというのを伺いたいです。

【佐藤住宅課企画監】 基本的には、県営住宅に入居する場合は連帯保証人が必要としております。令和2年4月から保証人制度の取扱いを変更いたしましたして、従前は2名必要だった保証人を1名にしております。それと、生活保護の世帯とか、60歳以上の方、身体障害者の方につきましては、どうしても連帯保証人が付けられないと、個別審査をした上で連帯保証人なしで入居を認めております。

令和2年4月からの実績で、今は26名が連帯保証人なしで入居しています。

【山本委員】 ここで思ったのが、どうしても回収をするのにかなり手間もかかる、時間もかかる中で、他県では、民間にあるような保証会社を使っているケースがある。本県では、そういうものを検討しているのか、その辺についての

考え方を。

それから、私も全部は調べていませんけれども、全国でどれくらいの県が保証会社を使っているのかを把握しておられましたら、併せてお願いします。

【佐藤住宅課企画監】家賃保証会社につきましては、県内で先進的に進められている市がありまして、佐世保市と西海市が導入をなさっていますので、少し聞き取りをしております。

実際、保証制度をする場合に、保証が通らない方がやっぱりおられるそうです。過去に保険等、借金等があって信用保証情報に載った方で保証が通らない方がおられて、それぞれの市で3割程度は審査が通らなくて、どうしても人的保証、連帯保証人をつけていただいて入居をしているケースがあるようです。

県で導入を検討するに当たって、まず保証料が必要になることが懸案事項として思っております。家賃については低額で入居をしていただいているんですけれども、保証料という部分については原則入居者が負担していただくこととなりますので、その分の毎月の保証料の負担等を検討する必要があるかと思えます。

それと、他県で家賃保証をしている県として私が把握しておりますのは、岩手県、奈良県、大分県、鹿児島県は、保証会社を導入している事例があるようです。

【山本委員】これも最終的には要望ですけれども、保証料も民間みたいに最初に入れて毎月入れてというケースもありますけど、県営住宅という状況を見た時に、それに特化することによって少し保証料自体を下げることも可能なのではないかと思いますので、そういったところもご検討いただければと思います。

それから3つ目が、ちょっと話は変わります

けど、島原道路の関係です。島原道路につきましては、昨年、森山東から西が部分開通をしたことで、おかげさまで順次進んでいるんですけども、残りの区間の現在の進捗状況と見通し、用地の取得率であったり、事業の進捗率であったり、そういったところをご説明いただけませんか。

【大我道路建設課長】島原道路の進捗状況のご質問であります。

まず、一番島原側の出平有明バイパスにつきましては、現在、全線で工事を展開している状況であります。島原三会インターチェンジの部分については、広域農道の切り替えを行うとか、インターの形状が整いつつある状況でありまして、令和8年度の完成を目指せる状況にあるのではないかと考えております。

次に、諫早側に移りまして瑞穂吾妻バイパスにつきましては、用地の協力を得られまして、現在8割を超えるような用地の進捗が図られているところです。工事に関する予算が必要な状況ではありますが、現在、一番諫早側の愛野町の農地のところ、600メートルの工事を集中的に行っているところでありまして、引き続きこの部分の農地が早く地域の方々に使ってもらえる状況になるように工事を進めてまいりたいと考えているところです。

最後に、この2つの工区に挟まれた区間であります有明瑞穂バイパス、ここは延長が10キロと長いものですから、区間を分けて地元の説明を行ってまいりました。今月末、令和6年3月には国見インターチェンジ付近の地元説明会を開催する予定としてありまして、まずは用地取得を進めて、工事に着手できる態勢をつくっていきたいと考えているところです。引き続き、早期の完成に向けて取り組んでまいりたいと考え

ております。

【山本委員】今、森山東から森山西が部分開通をして、本来ならばかなり早くなると思ったんです。今まで部分開通するたびに、5分であったり、10分はないですけど、明らかに時間短縮効果があったと感じていたんですけども、森山東から西に関しては、途中はすっというていんですけど、最終的に出るところ、森山西のところ、開通当時にとんでもなく混んでいたのは解消されているんですけど、やっぱり時間帯によっては混んでいる。あまり時間短縮がされていない。やっぱりここは尾崎のところまでつながらないと、なかなか厳しいのかなというふうに感じておりますので、引き続き、もちろん私も頑張っていくんですけども、よろしくお願いをしたいと思います。

それに関連して1点ですね。今は長野からつながっているんですけど、長野のところに超大型の商業施設が計画をされている。これを不安視されている方が多いです。島原道路との関係で、この道路についての情報といいますか、県としての考えであったり、そういったものがありましたらお示しをいただきたいんですが。

【大我道路建設課長】島原道路の、長野から尾崎の区間が、計画がないということに関するご質問でしょうか。

【山本委員】商業施設で混雑するのではないかとということに対する島原道路の影響です。

【大我道路建設課長】商業施設の混雑に関する地域、周辺の交通状況に対して、どういうふうに関後対応していくのかというご質問かと思えます。

この区間は国道57号で、国が管理している区間になります。大規模な開発が行われるという情報は既に入っているところです。

しかしながら、現在、この長野尾崎間は4車線の拡幅事業が一定終了しまして、現在は以前と比べて混雑は緩和された状況にあります。

しかしながら、委員がおっしゃったように開発の情報があります。この情報は国も把握している状況ではありますが、具体的にこれに対する対応は、県としてはまだ聞き及んでいない状況でございます。

【山本委員】私もその辺の情報をつかめていなかったものですから、ただ、地元からは、かなり大きな施設になる、ちょうど長野インターの乗り口のところに隣接をするような状況になるから、これが何らかの影響を与えると島原道路自体の定時性というか、その部分が損なわれてしまうのではないかという懸念がありますので、そういった意味で、関われる部分があればお願いをしたいと思います、定時性の確保という意味でお願いをしたいと思います。

今の4車線に関しては、もちろん島原道路の全体の話として、全線開通する時に、次にステップとしてお願いしたい。あるいは、全線開通時には何らかの形でお願いしたいという要望は地元からずっと出しておりますので、その問題と別にといいいますか、その問題も絡んでくるのかもしれませんが、この計画自体の即時性、定時性が失われないように、ぜひお願いをしたいと思いますことなんですけど、何かありますか。

【大我道路建設課長】この区間は、島原道路のミッシングリンクということで、2キロメートルから3キロメートル程度の区間が、まだ自動車専用道路としての計画がない状況にあります。

国の管理する並行区間に当たることも踏まえ、たうえで、今後、島原道路が更に開通していくことにより交通の流れが変わってくるとか、大規模な開発に伴い定時性とか高速性が損なわれ

るんじゃないかということも踏まえて、国の方とも連携して協議を進めていく必要があると考えております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】海砂の件でお尋ねをしたいと思います。

海砂採取限量に関する県の基本方針ということで、今回、10万 m^3 を削減して年度ごとに240万 m^3 、そして優良な海砂の海域である壱岐海域については、175万5,000 m^3 を上限にするという説明がありました。

ちょうど12年ほど前に、この壱岐の海域について、佐賀県との境界のトラブルといいますが、紛争があったと、私、県議会議員1年目の時だったので、よく記憶しているんです。

その歴史等々を踏まえて、今はどうなっているのか。その歴史といいますが、どういうことがあって今に至っているという概要をまず説明していただけますか。

【岩崎監理課長】長崎県と佐賀県との間の、海砂採取の許認可区域の境界についてのお尋ねでございました。

佐賀県から、当時使っていたいわゆる見通しライン、そこはおかしいのではないかというような異議申立てがございました。その後、なかなか両県の間で解決がなかったということで、総務省の自治紛争処理委員に佐賀県が調停の申立てをいたしまして、自治紛争処理委員から調停案が示されたところでございます。それが平成24年2月のことでございます。

その調停案の内容を精査したところ、受諾できる内容でございましたので、平成24年3月26日に、長崎・佐賀両県議会の議決を得たうえで、両県で調停が成立したという経過がございます。

調停案につきましては、10年間の経過措置の

ようなものがございまして、その間に境界ラインを確定しなさいよというような内容でございましたので、それ以降、長崎県と佐賀県で境界ラインの確定作業を行いまして、一応、見通しラインから等距離ラインという形で新たな管轄境界を設定したところでございます。

それによりまして、令和4年4月1日からは、新たな等距離ラインというもので管轄区域が設定されたということでございます。

【深堀委員】いろんな歴史がある中で、令和4年4月1日から、現在は等距離ラインに基づいて採取を行っているということですね。

そこで幾つかお尋ねをしたいと思います。まず、基本方針の中で、「県内需要量に近づけるよう乖離幅を縮小する基本姿勢のもと」という表現があります。ですから、長崎県が今、構想で考えているのが年間240万 m^3 ですが、実際の需要量はそうじゃないということですね。

需要量が過去どのくらいだったのか、現在どうなっているのかを教えてください。

【岩崎監理課長】県内需要量の実績でございまして、令和元年度が133万 m^3 、それから令和2年度は136万 m^3 、令和3年度は135万 m^3 と、大体135万 m^3 をまたぐような形で推移しているところでございます。

【深堀委員】本県の海砂の需要量は、大体135万 m^3 ぐらいだということですね。それに対して、今回240万 m^3 を予定しているということです。

海砂というものは、ある意味資源ですよ、限りある資源、無尽蔵にあるわけではない。結局、今まで250万 m^3 だったわけですけども、長崎県では135万 m^3 しか使わなかったわけですから、それ以外は他県に流れていったわけです。

限りある資源という観点から考えた時に、この優良な壱岐の海域の、今の等距離ラインの本

県側の埋蔵量というか資源量はどれくらいと算定をしているんですか。

【岩崎監理課長】 11月の本委員会でもご説明しているんですが、非常に粗い試算とはなりませんけれども、平成23年度に、過去の調査結果等も踏まえたいわゆる賦存量、どれだけの量があるのかという推計を行っているところでございます。それによりますと、壱岐海域の海砂の賦存量については、水深20メートルから60メートルの間に約3億4,700万 m^3 、水深60メートルから100メートルのところに約12億400万 m^3 、合計で約15億5,100万 m^3 というふうに推計されておまして、このうち、採取可能量を仮に2分の1とするのであれば、約7.7億 m^3 になります、計算上はですね。

それで、現在の壱岐の採取量が175.5万 m^3 でございますので、非常に粗い試算ではございますけれども、単純計算上は400年以上というような推計がされているところでございます。

【深堀委員】 今年この委員会に入ったので、昨年の審議のことは理解をしていなくて申し訳なかったんですが、埋蔵量としてはあるんですね、今の報告でいけば7.7億 m^3 はあると。

ただ、例えば水産業に関わる影響とか、そういったことももろもろ想定をされるわけで、あるからこれぐらいの量はということはどうなのか。需要量に合わせていくという基本的なスタンスがあるわけで、その一方で実際にそれを産業としてやっている方々もいらっしゃるわけで、いきなり削減していくのは難しいかと理解はしております。

この件に関しては、長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会を設置したと報告がありました。ちなみに、この委員会の構成メンバーはどういった方ですか。

【岩崎監理課長】 会長は法律の専門家を入れております。それから土木の専門家、具体的には長崎大学出身の土木の専門家、同じく長崎大学の水産の専門家、同じく長崎大学の環境の方の専門家。それから、昨今の建設資材の高騰という状況がございましたので、新たに長崎大学にお願いをしまして、経済の方の専門家を入れていただいたところでございます。それから行政といたしまして、一番採取量が多い壱岐市と新上五島町に入らせていただきまして、合計7名の委員構成となっております。

【深堀委員】 そういった形であれば、今の話でいけば利害関係者はいないということですね。

5年ごとに見直すということですから、今想定しているのは令和6年から10年ですから、それ以降にまた同じような検討委員会を設けて、需要量に近づけていくという方針が記載されていますので、確認ですけれども、そういう考え方でよろしいですか。

【岩崎監理課長】 今まで海砂は、平成11年の600万 m^3 をピークに段階的に削減してきておまして、今回は240万 m^3 をご提案させていただいているところでございます。

海域影響調査というものをこれまでも3回実施しておりますが、今回も令和7年度から令和8年度にかけて、また同じような調査をと考えております。その際は、これまで3回の調査に加えまして、ケンサキイカはどういった時期にどういった産卵をしているのかとか、そういった新しい調査の方法、やり方につきましても水産部と検討を進めているところでございます。

そういった中で基本方針として、申し上げているように骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境の保全、調和を図るという考え方の下、今後も検討してまいりたいというふうに考

えております。

【深堀委員】わかりました。

もう一つだけです。公共事業の費用対効果についてですが、先般、国の公共事業の費用対効果が着工後に悪化する事例が相次いでいるという報道を目にしました。道路やダムなど、2010年から2023年の約1,200事業で、5割で費用対効果が低下し、46事業、4%で費用が効果を上回っていたことがわかったということです。いわゆるB/Cですよ、1を下回るケースも4%ほど、国の公共事業ですが、着工後に判明したということが載っていました。

今回の土木部の審査の時に、今の公共事業費のもともとの単価、人件費であったり部材、鋼材であったり、そういったものが大きく上昇してきていると。答弁の中では、概算的な考え方ですけれども、3割ぐらいアップしているんじゃないかという答弁もいただきました。

そこから考えれば、もちろん費用も上がるけれども、便益も上がるんでしょう。ただ、便益が費用よりもさらに上がるケースは非常に考えづらいと私は思っています。

このことは公共事業評価監視委員会等々でも恐らく審査されていると思うんですが、国の事例で恐縮ですが、費用対効果が1を下回るようなケースが長崎県で発生するおそれがないのかどうか、見通しについてお尋ねをしたいと思います。

【中村建設企画課長】費用対効果が今後、1を切る事業があるのじゃないかというご質問です。

委員のご質問にありましたように、長崎県の公共事業評価につきましては、平成10年から公共事業評価監視委員会で評価を進めてきております。そうした中で、当然B/Cも公共事業評価監視委員会の中の一つのファクターになるんで

すけれども、委員ご指摘のように、物価上昇に伴って当然コスト、B/CのCは上昇していくわけですけれども、Bについても、物価上昇等々も含んで、これは各事業ごとで結構改定をされているところが実情でございます。

平成10年以降やっているとお申し上げましたが、昔のデータまで拾いきれなかったんですが、直近ここ5年ぐらいは、県事業においては1.0を下回る状況はございませんでした。ただ、委員ご指摘のとおり、新規事業の時から比べると、5年後もしくは10年後に当初のB/Cよりも下がってきているところも事実ではございます。

そうした中でも、公共事業評価につきましては基本5年なんですけれども、総事業費が増えたり工期を延ばすというふうな時には5年を待たずに改めて再評価をするというシステムでっておりますので、今後も事業継続の要否については、しっかりとその中で検証してまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】今の仕組みで十分だというふうには理解をしています。ただ、これは報道の中身で申し訳ないですけれども、国の道路でよく使われている推計交通量が過剰になり過ぎていると。交通量の計画と実績を報道が調べているわけですが、2018年から2022年の公表分のうち、比較可能な127件の7割強で実績が計画を下回った、うち14件は計画の半分以下だったと、これは報道ベースです。

本県はそうじゃないと信じていますけれども、どうしても道路の交通量の推計はそういうふうに見られがちではないかなと、この報道を見て感じたところです。そういったところもしっかりチェックをしながら、間違いなく費用対効果、特に今、物価が、経済が上がってきている中で、もう一度検証するべきだというふうに思います

ので、その点はよろしく願いしておきたいと思います。終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多委員】短く終わります。昨日の日経新聞に、公営住宅子育て向け改修、国土交通省、空き家含め10年で30万戸、何か国の方で補助を出すというような記事が出ておりました。「24年度予算案に必要経費を盛り込んでおり」ということですが、これは長崎県としても手を挙げている、もしくは手を挙げる予定でしょうか。

【森住宅課長】正直言いまして、この情報自体を私どもは国土交通省からまだいただいておりませんで、実際に私どもでやりたいところと当てはまる場所があれば、積極的に取りに行きたいとは思っております。

【本多委員】と申しますのも、予算をいろいろ調べていたら、予算の資料で57ページに「長崎よかじゃんHOUSE整備推進事業」というのがあって、よかじゃんHOUSEとは何だろうかと思って調べたら、今やっているよかじゃんHOUSEのものは、新築住宅への取組がそのまま残っているかと思うんですけども、その前に、古い空き家、空き社宅を改修して、低い金額で子育て世代とか、そういった人に貸し出すのを民間にやってもらう事業があって、それはちょっと断念した経緯があるということまでわかりまして、先ほど申し上げた国の補助をうまく使えれば、よかじゃんHOUSEの事業の内容自体は面白そうだったので、再チャレンジできるのではないかと考えて質問いたしました。お聞かせください。

【森住宅課長】2年前のよかじゃんHOUSEは、基本的に県のものでありますけど、それを民間に補助して、1棟丸ごとの空き家を子育て世代向けに改修して使わせるというものでござい

ました。

今回の国土交通省の、私どもは新聞でしか実は読んでいないんですけど、基本的に既にある公営住宅でということだったので、公営住宅丸ごと1棟空きがあれば別なんですけれども、そういったものは逆になかなかないものですから、ぽつぽつと空いていて、そこを今回の国土交通省の補助で子育て向けに改修するというイメージを私どもは持っておりまして、そこはもしかしたら委員がおっしゃっているものと整合しないかもしれないんですけど、目指すところは子育て向けに低廉な家賃で過ごせる住まいの供給ということですので、注意して見ていきたいと思っております。

【本多委員】私も、長崎市は特に家賃が高いというふうに感じて今暮らしておりますので、ぜひ低い価格で若い方に貸せる、そういった住宅づくりに向けて、またお力を貸していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。（発言する者あり）

【中村建設企画課長】先ほど、大久保委員から、長崎県内における建設事業者の将来の年齢構成についてご質問があったんですけども、申し訳ございませんが、集計にちょっと時間がかかりますので、後日改めて報告させていただきたいと思っております。

【森住宅課長】先ほど山本委員からのご質問で、空き家法で空き家に対してどれだけ指導をしているかということで、ちょっと古いですが、令和3年度末の集計がございましたので、ご報告します。

まず、指導、勧告、命令、代執行と4段階があるんですが、指導は1,468件ございました。勧告が165件、命令は5件で、最後の代執行、行政

がお金を立替えてやるものは11件ございました。

この数の中には既に自分で解体されているものもあるとは思いますが、令和3年度時点で区切った数字として、こういう指導実績がございましたのでご報告します。

【千住委員長】質問はありませんか。

【初手副委員長】私は、石木ダムの地域振興策の件で、もう少し質問をさせていただきたいと思っております。

経過等につきましては、先ほど来、委員の質問、そして行政側の答弁とあっております。本定例会では知事の説明、そしてまた本日の分科会では部長による説明がございました。

ダム周辺における地域振興策の要望が、2月9日に川棚町から提出をされております。併せて基金は2月15日付で設立されたという状況でございます。そういうふうを考えますと、令和6年度は、地域振興策の具体化に向けたスタートの年になるんだというふうに私は理解をしているところでございます。

併せまして、この地域振興策が具体化されていくことによって、石木ダムに対する理解をさらに深めてもらう意味でも重要な役割を持つものであるというふうに認識をいたしております。

県、佐世保市、川棚町の3者での協議で今から進められていくと思っておりますけれども、先ほど、今後のスケジュールにつきましては6年度中に具体的な地域振興策を発表するという答弁がございました。その流れからいきますと、令和7年度には事業に対する予算化がされると、予算が計上されるというふうに理解をしていいものか、まずその点についてお尋ねをいたします。

【田中河川課企画監】水源地域整備計画、地域振興策の行程、スケジュールについてのご質問

だと思っておりますが、先ほど答弁しましたように、水源地域整備計画の素案につきまして、令和6年度中には公表したいと考えております。公表することで、町民の皆様様に具体的にイメージを持っていただきたいと考えております。

その後、佐世保市、川棚町とともに水源地域整備計画を策定して国に提出することになりますので、それについては早期策定に向けて努めていきたいと考えております。

【初手副委員長】よろしくお願いをしたいと思います。

具体化に向けて令和6年度中に協議がなされると思うんですけれども、今、川棚町の3地区から出されている計画にプラスアルファ、川棚町のダムをつくることによって川棚町の活性化につなげる施策も当然必要ではなからうかというふうに思っております。その中には、やはり民間の力を借りて活性化策を進めていくと、そして、その中でも金を生む。いわば建てただけで終わりじゃなくて、金を得るためのいろんな方策も当然ご検討いただきたいと思います。そして、住む住民が使い続ける施設ということも必要ではなからうかというふうに思っているところでございます。

熊本県の川辺川ダムには、ダム湖の上を通過してバンジージャンプの施設を民間が造って、それでお客さんも集まってくると、そういうふうな、ダム周辺を使っているいろいろなことができる柔軟な活用の仕方があると伺っております。せっかく整備するわけですので、人が集まるダム周辺の整備ということも、今後具体化を進めていく中では念頭に置きながら、県の立場でアドバイス、あるいは情報提供を積極的に進めていただきたいと思います。と思うんですけれども、いかがでございますでしょうか。

【田中河川課企画監】 地域振興につきまして、民間の活用等、町の活性化が必要だというご質問だと思います。

石木ダム建設予定地の上流の木場地区、木場郷で今、水汲み場が整備されております。ここにつきましては、水汲み場の横で地元の方が農産物を販売されたり、活動されています。

また、他県の事例で、ダム周辺でキャンプ場を設置されたり、先ほどおっしゃったようにバンジージャンプをやったり、施設を使ったイベント等を開催されたり、民間の方々が活用されています。

また、全国のダム周辺の飲食店におきましては、ダムを模したダムカレーを販売されて、ダムを活用した商品化をされた事例もございます。県内では、大村の萱瀬ダム周辺の飲食店でダムカレーを販売されていますので、他県のこういった事例をご紹介しながら地域振興を進めたいと思っております。

また、具体的に水源地域整備計画の素案をお示しすることで、イメージを持って、どのようなものに使えるかとアイデアを持っていただければと思いますし、そういったことに対して、行政としましても県・市町で今後とも検討していきたいと考えております。

【初手副委員長】 ありがとうございます。ぜひそのような形で対応していただきたいと。

ただ、財源が伴うものでありますので、水特法の関連の補助対象になる分、そうではない分と、いろいろ具体化していく中で出てくると思います。

基金も設立していただいておりますので、ぜひ、基金も幅のある運用対応の中で、これからの周辺地域整備計画を進めていただければと思いますので、くれぐれもよろしく願いをいた

したいと思います。

あと1点、東彼杵道路の関係でお尋ねします。

IRが不認定になりまして、東彼杵道路は今後どうなるのかと。できてはいくんでしょうけれども、期間的に長くなるとか、そういうふうな懸念を地元の方々がされている面もありますので、環境アセスを今は進められておりますので、ルールに載って進んでいくというふうには理解しますけれども、その辺についての県としてのご見解をいただければと思います。

【大我道路建設課長】 東彼杵道路について、IRの不認定の影響はどういった状況かというお尋ねかと思っております。

そもそも国が計画段階評価を進めていく段階の時には、速達性、定時性の確保による利便性の向上とか、災害時に機能する信頼性の高い道路ネットワークが必要じゃないかとか、救急医療へ支援する道路というようなことを施策目標として掲げて、計画段階評価を終わったという経緯があります。

併せまして、先ほど委員がおっしゃいましたように、環境影響評価についても遅れることなく、予定どおり公告縦覧が進められている状況でありまして、影響はないと考えております。

私たちとしましては、引き続き早期実現に向けて関係自治体と協力して力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

【初手副委員長】 ありがとうございます。心強い解釈をしていただいて、ありがとうございます。

地元も、この前の推進大会等を開催して、もっと盛り上げていこうと機運も高まっておりますので、ぜひこれからも県の立場で、早期事業着手ができますようにご尽力をお願いしまして、質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。

【千住委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】先ほどの花高団地の改善事業の延長ですね。

要は、改善事業をスタートしたのは、もう10年ぐらい前かな、スパンが長過ぎると、同じ団地の中で不協和音が出てくるんですよね。だから、できるだけ10年ぐらいで事業に一つ区切りをつけるぐらいの気持ちでやってもらわなきゃいかんけど、今の感じで言うと、3丁目などはどうなるかわからないという感じなんです。そうすると20年、25年とかかる可能性がある。

それともう一つは、空き室というか、相当空いているという話も聞くので、参考までに、花高団地に限ってどんな感じなのか、大ざっぱな感じでいいと思うけど、教えてください。

【森住宅課長】棟によるとは思うんですけども、全体では7割を下回るぐらい、県全体では8割、85%空いているんですけど、それをちょっと下回って、7割を下回るぐらいではないかと思っています。

【田中委員】最初から5階まで上ったり下りたりするのは大変だね、あれはね。私も1回やってみただけでも、大変でした。ひとつ短期間に解決するように、お願いしておきたいと思います。

最後に、IR関連事業予算の問題で、もう少し流れを知りたいと思うんです。IR関連で予算化していた事業があるんです。例えばハウステンボス線の4車線化とか、南風崎指方線の指方の左折帯も予算化できていた。それから針尾橋の5車線化。

そのほかに、先送りしていた事業とか、中断していた事業、例えばハウステンボス港の板張りの部分、長崎県の港湾だけれどもね。指定管

理者が管理するヨットハーバーの補修等々も若干中断されていた。

パールライン、西彼杵道路等々、IRが来れば間違いなく無料化するという流れができていたと思うんだけど、これもどうなるのか、パールラインの無料化という問題。それから港湾の臨港道路も、あのままでいいのかなという感じもする。

だから、そういうもろもろ、事業化していたもの、先送りしていたもの、中断していたもの等々の関係で、ある程度どういう形になるのか、細目いちいち答弁しなくていいから、大体どういう流れになるのか、港湾の場合は、板張り等々の問題も予算化を早急にするのか、お聞きします。

【松本港湾課長】ハウステンボスのハーバーとマリーナについては、IRが決まった場合には譲渡を検討したところで、そういうことで事業はしていませんでした。

ただ、今も利用されていますので、必要な補修については、指定管理者の制度をとっていますので、その中で進めていた状況です。状況が変わりましたので、それを受けて、今後の対応については検討していきたいと思っています。

【大我道路建設課長】委員の針尾橋に関するご質問の時にもお答えしましたが、周辺の道路の形状が変わってきて、交通の流れが変化している状況があります。そういったところを改めて観察して、地域の振興につながるこういったものがあるのかということ在地元佐世保市とも協議を進めていく必要があると考えております。

【田中委員】要は、IRがだめになったから全てだめというような感じでは、ちょっと納得できないところがある。これだけ期待させて、いろいろな事業をやります、やりますと地元と言

っていて、だめだったから、もうやりませんというのでは、ちょっと問題があると思う。

特に、針尾バイパスが比較的目に見えて動き始めたから、そうなると、交差点の関係でいうと、行き着くところは左折、直進、右折というのができるのよ、どこでも。ハウステンボスから出る時もそうだし、向こうから入る時だって。だから、やっぱり左折、直進、右折の3車線くらいの確保をしなければ、混雑解消にはならない。交差点改良です。という感じで、針尾橋の5車線化もやっぱり対応してもらわないと。

1つは、花火の時の関係等々もあって大騒ぎした。企業がせっかく頑張っているのに、躊躇して、いろいろ事業ができないような環境ではいかないので、これは公共、行政としても、ちゃんと手助けすべきだと思いますよ、私は。ハウステンボスに花火をやめろと言うよりも、どうぞやってください、渋滞対策はちゃんとやりますからと。県北にとっては大きなハウステンボスという企業だからね。ぜひ、検討方をお願いして終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時39分 休憩

午後 4時39分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の

審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時39分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月6日

自 午前 9時58分
至 午後 3時14分
於 委員会室3

国際課企画監
(平和推進・国際協力担当)
スポーツ振興課長

貝淵 裕幸 君
江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
”	外間 雅広 君
”	深堀ひろし 君
”	中島 浩介 君
”	ごうまなみ 君
”	山本 由夫 君
”	饗庭 敦子 君
”	本多 泰邦 君
”	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	伊達 良弘 君
文化振興・世界遺産課長	峰松美津子 君
文化振興・世界遺産企画監 (地域文化・国民文化祭担当)	山浦 義次 君
文化振興・世界遺産企画監 (世界遺産担当)	園田幸四郎 君
観光振興課長	長野 敦志 君
国際観光振興室長	高橋 圭 君
物産ブランド推進課長	松尾 泰子 君
国際課長	坂口 育裕 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

【千住委員長】おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

予算をご説明させていただきます前に、今回、提出資料の一部に誤りがございましたことをお詫びを申し上げます。内容につきましては、後ほど、文化振興・世界遺産課長よりご説明を申し上げます。

それでは、「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の表紙をお開きいただきまして2ページからでございます。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づ

けが変更され、社会経済活動の正常化に伴い、県内観光業界をはじめとする地域経済の回復や、インバウンド需要の拡大などの明るい兆しも見え始めていることから、今後はそれらの効果を取り込みながら、さらなる地域経済の回復に取り組んでいく必要があります。

新年度におきましては、県議会や市町、有識者懇話会のご意見等をお伺いしながら策定した「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、施策を推進していくための基礎づくり、土台づくりを中心に、部局横断的に取り組んでいくこととし、本県が持つ多様なコンテンツの掘り起こし・磨き上げを進め、国内外から多くの方に訪れていただくための施策に取り組んでまいります。

併せて、県勢のさらなる発展を図るため、長崎県総合計画に掲げる魅力ある観光・文化・スポーツのまちづくりの推進、海外活力の取組や地域資源の価値を積極的に発信することにより、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出等を一層推進してまいります。

主な施策としましては、旅行者に消費を促し、観光消費額の拡大を図っていくために、個人の嗜好の多様化に対応した観光コンテンツづくりなどの“魅力ある観光まちづくり”や、ターゲットを絞った効果的なプロモーションを推進し、また、アジアをはじめとした海外の活力を取り込むため、インバウンドの早期回復や、海外への県産品販路拡大に取り組んでまいります。

また、長崎県を舞台とした小説やアニメ、酒などの魅力あるコンテンツを活用して様々なジャンルの聖地、本場、人が集う拠点として、県内各地に多くの人々が集うよう取り組んでまいります。

このほか、本県の2つの世界遺産をはじめとする、多様で魅力ある地域資源の価値の積極的発信、日本スポーツマスターズ2024の開催、ながさきピース文化祭2025に向けた開催機運の醸成、歴史文化やスポーツを活かした交流促進やブランド力の強化に取り組んでまいります。

それではまず、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は7億1,488万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

歳出予算の総額は53億1,347万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

歳出予算の主な内容につきましては、4ページから6ページに記載のとおり、計上いたしております。

それでは、6ページをお開きください。

6ページ上段の債務負担行為について。

令和7年度の債務負担の主なものについてご説明いたします。

アルカスSASEBOの監視カメラ設備更新工事等のため、文化施設改修等整備費に係る令和7年度に要する経費として6,532万円、美術館で使用する職員用パソコン等の賃貸借及び保守に要するため、長崎県美術館運営事業に係る令和7年度から令和10年度に要する経費として2,209万6,000円を計上いたしております。

次に、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の内訳は記載のとおりでございますが、合計で1,321万6,000円の増であります。

歳出予算の内訳は記載のとおりでございますが、合計で4億4,270万9,000円の減であります。

歳出予算の主なものについては、記載のとおり

りであります。

次に、8ページをお開きください。

8ページ上段の債務負担行為について。

令和6年度の債務負担についてご説明いたします。

令和5年度に実施を予定している九州・山口8県と連携した多言語コールセンターの運営等の業務期間を確保するため、インバウンド受入環境強化事業費に係る令和6年度に要する経費として631万円を計上いたしております。

繰越明許費について。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

文化施設改修等整備費に係る経費については、長崎歴史文化博物館の奉行所等の木部に係る補修において、専門技術者の配置が困難であること、及び長崎県美術館の大型映像装置に係る更新において、一部部品の納期の見通しが立たないことが判明し、適正な工期確保が困難であることから、企画費8,982万2,000円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

この結果、令和5年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は49億7,328万円となります。

最後に、令和5年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和5年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和5年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】次に、提出のあった「政策等

決定過程の透明性等の確保等に関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【峰松文化振興・世界遺産課長】おはようございます。

それでは、説明に入ります前に、先ほど部長が申しあげましたように、資料の訂正をご報告させていただきます。

「令和6年2月定例会県議会予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料」のうち、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」関係部分の歳入予算、48ページでございます。国際課の予算の目の部分、3環境保健費国庫補助金、予算額53万4,000円の記載が当初の資料から漏れておりました。

なお、現時点のSideBooks上の資料は訂正されたものが掲載されております。

お詫びして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料についてご説明申し上げます。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上事業についてであります。

資料の2ページをご覧ください。

当部に関係するのは、1番目及び3から6番目に記載しておりますマニアが集う長崎プロジェクト費、ながさき未来のアーティスト応援事業費、宿泊施設インターンシップ受入支援事業費、「長崎の食+（プラス）」魅力創出事業費、インバウンド受入環境ステップアップ事業費の5事業でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

予算に関して何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、ピース予算の関係でお伺いしたいと思います。

一般質問でも質問をさせていただきましたけれども、「ながさきピース文化祭2025」の予算の中で機運醸成のためにいろんなことを考えているというところで、アンバサダーとか、大きくは一般質問の中で、本会議で聞いたところでございますけれども、そのほかどのような形で盛り上げていくのか、詳細を教えてください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】ながさきピース文化祭の情報発信に係る予算に関するご質問と思います。

一般質問でも答弁させていただきましたとおり、「ながさきピース文化祭2025」の準備経費として1億3,469万2,000円を計上しておりますが、そのうち広報費として5,013万8,000円を計上させていただいております。

具体的にその内訳としましては、プレイベント、これは節目節目に、例えば1年前でありますとか、先日、600日前イベントで開・閉会式の総合演出家として金沢知樹さんに委嘱をすると発表いたしました。が、節目節目に国民文化祭のことをご報告といえますか、皆様にお知らせするためのプレイベントを予定しております。

それと、アンバサダーにつきましては、スペシャルアンバサダーにさだまさしさんをお願いしておりますが、今後、長崎ゆかりで長崎に思

いを持っていただいている著名な方にアンバサダーの委嘱を検討してまいりたいと思っております。

それと、ホームページでありますとか、もろもろの印刷物、グッズ、グッズにつきましては例えばメモ帳でありますとか、いろんなグッズを作って、それを節目節目のイベントで配布して国民の皆さんに認識を高めていただくような取組も考えたいと思っております。

それと屋外広告ですね。多くの方が通られるようなところにいろんな広告物を設置したりしまして、視覚的にも県民の皆様の機運を盛り上げるような取組を行ってまいりたいと考えております。

【饗庭委員】アンバサダーにさだまさしさんを起用するというところで、そのほかにも長崎県で著名な方をということですが、どなたにするのか、予定がわかれば教えてください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】現在、著名な方をリストアップしているところで、まだ具体的なご依頼をする段階ではございませんので、追って、そういった段階になって受けていただけるような状況になりましたらご報告させていただきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひいろんな方に関わっていただき、盛り上げていただければと思います。

その中で、さだまさしさんにどれくらいの費用がかかるか、言えるかどうかわかりませんが、もし費用がわかれば教えてください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】さだまさしさんにつきましても、今、何を願うかということ具体的にリストアップしている段階でございます。まだ具体的に幾ら経費がかかるということをお知らせする段階ではござい

せんので、こちらにつきましても段階が来ましたら、さだまさしさんをお願いする内容を含めてご報告させていただきたいと思っております。

【饗庭委員】わかりました。

次に、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の中で、観光費の減額のところでちょっとお尋ねをしたいと思います。

減額の主なものとしては、宿泊施設の生産性向上支援事業費と、しま旅グレードアップ事業費ということになっておりますが、その要因を教えてください。

【長野観光振興課長】補正予算の内容についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の宿泊施設の生産性向上支援事業費でございます。こちらは6月の補正予算で宿泊施設の省力化でございますとか、そういったものに取り組むための施設の機器の導入に関する補助金でございます。

今回、実行の中で最終的に減額となってしまったのは、その補助金の執行残というような形になります。

主な要素といたしましては、当初の想定の間数は約130件程度、申請をいただくように想定しておりましたけれども、採択件数は137件ということで、個別の限度額まで申請の中で出ていないというのが大きな要素としてございます。

我々の想定としましては、10室とか29室、30室といったような部屋数に分けて限度額を設けさせていただいたんですけれども、特に中規模の部分で想定していたところが、業務用の掃除ロボットなんかは省力化の最たるものだということで、それを想定して限度額を約200万円程度で設定したんですけれども、最終的には投資は自己資金も伴いますので、そういったところ

が申請としては少し抑えられて出てきたのかなというところが大きな原因かなと考えております。

もう1点でございます。しま旅グレードアップの事業費の減の内容でございます。

こちら、市町が国境離島の交付金を使いまして、これは五島列島、壱岐、対馬といったところが中心になりますけれども、そちらの市町が観光まちづくりに取り組むのための費用に対して国からの交付金を受けてやるものでございます。

当初、予算を要求する際には、年度の途中、昨年でございますと、一昨年10月、早い段階で要望額を固めながら予算要求をやっていくんですけれども、最終的に国に申請する際には、この当初予算を計上する、ちょうど今の時期から約1年ぐらい前になりますけれども、その際に各市町も負担を生じますので、予算査定であったりとか、精査であったりとか、そういったものがございまして、最終的に申請を行わなかったものが5件程度ございます。その減額の部分を今回大きく補正予算で落とさせていただいたような内容になっております。

【饗庭委員】当初の見込みと若干違ったのかなということかと思うんですけれども、しま旅の方で5件ほど申請がなかったというお話でしたけれども、それはご説明もあったかもしれませんが、どんな理由でなかったのか、再度お願いします。

【長野観光振興課長】市町から事業の要望を受けるといったような形で国が採択する事業になりますので、最終的に市町がその事業を自己負担も持って申請するかどうかということに、まずは1点かかってまいります。

その申請をする際に最終的に取り下げといい

ますが、申請を行わなかったといったようなものが、今回、当初予算に反映しておりまして、これはどうしても要望額をお聞きして当初予算を計上するものですから、最終的に確定の段階で落とさせていただくといったような事情がございます。

【饗庭委員】わかりました。

次に、マニアが集う長崎プロジェクト費の中でお尋ねしたいと思います。

マニアということでファンになってもらい、いろんな形で進めるということで、事業がいろんな形で、長崎県産マニアとか、ロケ地を使ってすることとか、アニメや小説の聖地化というふうにいろんな形で掲げられております。これをどのように広めていくのか、ファンの方にだけ広めるということではもちろんないんでしょうけれども、どういうふうに県民も含め、県外の皆さんに浸透させていくのか、お伺いします。

【峰松文化振興・世界遺産課長】マニアが集う長崎プロジェクト費ですけども、もちろん、マニアだけではなく、いろんな方に興味を持っていただきたいというふうに考えております。そういうことで広報、PRにも注力してまいりたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】このマニアという表現に限られているような感じがしてならないなというふうに思ったところです。

最近ドラマのロケで、長崎県は五島も含めてたくさんあるので、それで有名になっているところもあるかと思うんですけども、今後、ロケ地の誘致とかも書いてありますけれども、具体的に考えていることがあれば教えてください。

【長野観光振興課長】誘致に関しましては観光振興課で所管しておりますので、私の方からお

答えさせていただきます。

これまでも県観光連盟の中にありますフィルムコミッションを通じまして、ロケ地の受入れに関しまして様々な支援を行ってきたところでございます。皆さんご承知のように、ただいま放送しておりますフジテレビ系のドラマも我々も支援させていただき、県庁舎の周辺でもロケをやっていただいたという経緯があります。

そういった受入れに関しては、これまでもやってきたんですけども、先ほどのマニアの話ではございませんけれども、様々な興味、関心というものが、旅行についても個人旅行化、多様化しているというような状況でございます。きっかけは様々でございますして、例えば、小説であったりとか、お酒であったりとか、我々がやっているいわゆる映画という部分の切り口で本県を訪れるというのがございますけれども、それを総合的にメディアに取り上げていただくという活動は来年度以降もやっていきたいというふうに我々は思っております。

ですので、先ほど文化振興・世界遺産課長が答弁しました内容というところでいきますと、役割分担をもってコンテンツづくりという部分を各課でやっていただいて、我々はそれを発信していく、テレビ、映画のいろんな関係者にそれを届けていくということで、その魅力を逆に映像化していただいたりするということについては、今後も力を入れていきたいと考えております。

【饗庭委員】そういうことでぜひ長崎県を皆さんに知っていただいて、よりたくさんの人に来ていただき、交流人口の拡大にということかと思えます。

現在、ロケもされている中で、交流人口として、どれぐらいという表現がいいのかわかりま

せんけど、拡大したという実感がありますでしょうか。

【長野観光振興課長】ロケによってどれくらい来たのかということをお示しするのは、なかなか難しいところでございますけれども、旅のきっかけ、いろんな統計であったりとか見てみますと、やはりロケに取り上げられたので来てみましたといったような方は多数いらっしゃるというようには感じております。

様々な方に聞けば、ロケだけじゃなくて、ロケ地周辺の観光を楽しみたいというようなお話もございますので、いろんな方がテレビドラマであったりとかロケをきっかけに多数の方がいらっしゃるっていただいているということは感じているところでございます。

【饗庭委員】わかりました。ぜひ選ばれる長崎県へということで部局を横断しながら進めていただければと思います。

以上で終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】おはようございます。

今の饗庭委員のマニアが集う長崎プロジェクト費の件でちょっと質問します。

補足説明資料の中でそれぞれ3項目、同じものが上がっています。非常に意義のある事業だというふうに私は認識しております。

お尋ねしたいのは、この予算を使って事業をする成果指標ですね、どういうふうに描いているのか。やることに関しては非常にいいことなんだけど、これをするによって10年後のありたい姿という先の話じゃなくて、来年に向けて、この事業を行うことによってどういう、具体的な、定量的な目標を設定すべきだというふうに思っているんですけども、それぞれのこの事業に対して、そういう考え方がないのか、

お尋ねをしたいと思います。

【峰松文化振興・世界遺産課長】マニアが集う長崎プロジェクト費、総合的なところですので私の方から答弁させていただきたくです。

プロジェクトの成果指標といたしましては、事業それぞれでKPIとして設定しているところです。例えば、アニメ・小説の部分につきましては、イベント参加者数ということで令和6年度は8,000人ということを目標にしております。物産ブランド推進課のお酒につきましては、動画再生回数11万6,500回を目指しております。また、観光振興課によりますロケ地誘致につきましては、Webページの閲覧数を月1万ページビューというふうに設定して事業を推進しようとしているところでございます。

【深堀委員】それぞれあるんですね。お酒、そしてロケの分、ここは確かに目に見える形の数値なんでしょうけれども、実際に長崎県の観光振興に直結するような、例えば再生回数というのは直結するんでしょうかね。観光消費額にどれだけ影響するのかという意味では、直結する指標だというふうに認識されているんですかね。

【峰松文化振興・世界遺産課長】委員おっしゃいますように、なかなかすぐに直結するというふうなところを見つけることは難しいかとは思いますが、ただ、先ほど観光振興課長が答弁いたしましたように、それを見てきたとか、そういうお話もあるところでございますので、そういうところが一つの成果にもなるのではないかというふうに考えているところでございます。

【深堀委員】わかりました。成果指標というのは、別に今あるものが絶対ではないでしょうし、これからいろんな事業を進めていく上で、よりよい指標といたしますが、目標値、設定項目があるのであれば、そういうものをちゃんと目標を設定して、それを明らかにしてほしいなという

ことを要望しておきたいと思います。

もう一つだけ、宿泊施設インターンシップ受入支援事業についてであります。これも具体的な数というか、実際に700万円程度の予算を使っているような支援をやるわけですが、実際にどれだけの数を設定しているのか、インターンシップ受入れの想定をしているのか、そのあたりを教えてください。

【長野観光振興課長】今回の事業での具体的な受入れ人数ですけれども、インターンシップとして海外から新たに受け入れるのは20名というような想定をしております。宿泊事業者の皆様方は、やはり外国人を受け入れるというのは、なかなか抵抗感もあるといった中で、どれだけを設定するかというのは、今回、補助対象先であるホテル・旅館組合とも協議をさせていただきまして、まず20名から始めていくということで設定をさせていただいたところでございます。

【深堀委員】ありがとうございます。一応20名を想定しているということですね。了解です。

この事業と直結するかわかりませんが、今、長崎県内の宿泊事業者の皆さんで外国人労働者を受け入れている部分というのは、今、何人程度なのか、国別等がわかれば教えてください。

【長野観光振興課長】手元にある資料は全体になってしまうんですけれども、令和4年4月現在の宿泊施設に雇用されている方々は243名といったような形になっております。全体で約1万人でございますので、全体の約2.4%程度といったようなところでございます。

【深堀委員】全体の宿泊施設等の従業員の方が1万人に対して外国人労働者の方が243名いるということですね。これからますます少子・高齢化、労働人口不足に陥る長崎県にとって、観光業界の継続的な事業を運営していくためには、当然のことながら、外国人労働者の方々の受入

れというのは必須になってくるというふうに思います。

そこで、今、コロナ禍から回復傾向に移って、宿泊業界では人手不足というのが当然のことながらあると思うんですよね。どの業界も、介護も、建設業界も、公共交通もみんな一緒なんですけど、そのこの逼迫状況を踏まえた時に、このインターンシップの受入れの20人というのが数としてどうなのかというのが気になって聞いているわけですよね。

ざっくり把握していればいいんですが、今、1万人、宿泊施設の従業員の方がいらっしゃるということですが、感覚的にどれくらい人が足りなくなっているというふうに理解をしておりますか。介護事業でいえば、話は違いますが、2030年には1,500人くらい、介護人材が足りなくなるんだと、今の規模でいけば。そういったことで業界ごとに想定されていると思うんですよね。そのあたりの人手不足の状況を確認だけさせていただきます。

【千住分科会長】 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

【千住分科会長】 分科会を再開いたします。

【長野観光振興課長】現在の宿泊業界での人手不足の数字でございますけれども、令和4年度の宿泊業界における新規求人数に対しての充足率は15.4%というのが出ております。単純に計算しますと、正社員の数として約1,000人不足しているといったような状況でございます。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありますか。

【本多委員】 私もマニアが集う長崎プロジェクト費の件で2点ほどお尋ねです。

まず、マニアが集う長崎プロジェクト費で、今回はまず初めに酒、アニメ・小説の分野でス

ターゲットするということですが、先日、「呑みさるく2024」というイベントがあって、あれが大盛況でした。前売りは完売してしまって、缶バッジをつけて歩くんですけど、当日はあっという間に売り切れて参加できないというような事態もありました。そういうことで酒というのは、すごく魅力的なコンテンツかなというふうには思っております。

説明の中で、「酒蔵のこだわりやストーリーなど県産酒のコアな魅力発信」とありまして、補足説明資料の22ページに「ターゲットを定めて発信」とあります。このターゲットはどういうふうなものを考えているのか。また、ターゲットを定めて発信して、ある程度効果があるという見込みだと思っておりますけれども、どこかの成功事例などがあつたら、それも教えていただけますでしょうか。

【松尾物産ブランド推進課長】マニアが集う長崎プロジェクト費のお酒関係の取組ですけれども、ターゲットにつきましては、首都圏、関西、あと福岡の主要な都市圏の20代以上の女性でお酒に興味、関心がある方をターゲットとしてインスタグラムやYouTube等で広告を打ちまして、それで動画を見ていただくということでターゲットとして定めております。

今、若い方たちによる飲酒の機会が少なくなっている中で、女性とかでも、今、飲み方とかもいろいろ工夫されているということもあって、そういうところにターゲットを定めているところがございます。

他県の成功事例までは承知していないんですけども、酒蔵さんの思いとかストーリーとかを動画で配信することで、お酒を飲まれている方は全国にたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそういう方に県産酒の魅力を知っていただいて購入につなげていただいたり、ひいて

は長崎県に来ていただいて、実際、そこで飲んでいただくということで考えているところがございます。

【本多委員】特にどこかの成功事例があって、それを基に効果を期待しているというわけではないというような、それでよろしいでしょうか。

では、もう1点、アニメ・小説のところですが、これは補足資料でいくと10ページにあります。これは本県ゆかりの作品、本県舞台の作品とあるんですけれども、私が不勉強で、具体例を教えてくださいませんか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】「描いてみんなね！長崎」事業におきまして、これまで23作品が長崎県を舞台にした小説、漫画等の作品になっております。

この事業は、出版社を通じて長崎に興味、関心のある著名な作家に長崎へ来ていただいて、取材旅行をアテンドしまして、具体的な長崎のストーリーも含めて、歴史的なことなどを学芸員的な立場から情報を提供させていただいて、小説等にしていただいております。

直近の例で申し上げますと、例えば漫画では、「戦争めし」という漫画で、魚乃目三太先生が、長崎を舞台に戦争にまつわる物語を漫画化していただいた事例がございます。小説では、川越宗一さんという直木賞を受賞された先生に「見果てぬ王道」という梅屋庄吉を主人公にした小説を書いていただきました。そういった作品が今までに23作品ございます。

【本多委員】ありがとうございます。「描いてみんなね！長崎」事業で23作品が書かれていて、その作品というのは、お客さんがたくさん来られるような、マニアックな人が好きなものというような認識でよろしいのでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】漫画も小説もマニア的な方がたくさんいらっしゃると思

識しております。今後、この事業では、そういった方に情報が届くような書店でのフェアみたいなものを検討していきたいと思っております。

【本多委員】ありがとうございました。私も勉強してみます。

続いて、インバウンド受入環境ステップアップ事業費についてです。

補足説明資料でいくと19ページです。この中に県内飲食店の他言語メニューの整備という項目がございまして、「海外向けキャッシュレス決済システムを導入している県内飲食店を対象に、取材・撮影等を行い」と続くんですけども、この海外向けキャッシュレス決済システムを導入している県内飲食店がどれぐらいあるのか、割合であったりとか件数であったり、そこを教えてくださいませんか。

【高橋国際観光振興室長】インバウンド受入環境ステップアップ事業費のキャッシュレス決済システムの現在の導入状況といったご質問と存じます。

こちらについては正確な統計がない状況でございまして、1つ参考としてご紹介をさせていただきますと、経済産業省が2019年から2020年までに行ったキャッシュレスポイント還元事業というのがございました。中小店舗とかで決済をすると5%還元しますよと、コンビニとかでもそういった形で還元事業が行われておりました。こちらの事業に参画した中小・小規模事業者が、長崎県では約1万1,500店舗ございました。

こちらは全国的にどうなのかというところで言いますと、人口当たりの加盟店数でいうと、長崎県は全国29番目というような順位でしたので、他県と比べても、今、そこまで高いキャッシュレス化の状況ではないのではないかとというふうに我々としては認識しているところでござ

います。

【本多委員】29番目、海外のお客さんに来てほしいという県の割には少ないというような印象かと思えます。

ちょっとそれと思うんですけども、キャッシュレス決済については、どんどん取り入れていっていただかないいけないと思っているんですけども、そこら辺は部署として県内の店舗にお勧めしたりという事業はされていらっしゃるんですか。

【高橋国際観光振興室長】キャッシュレス決済の導入につきましては、産業労働部とも連携して行っております。我々としても、インバウンドの獲得のためにはキャッシュレス決済を進めていきたいというところもありまして、過去、平成27年から29年にかけて、キャッシュレス化に係る端末機が初期投資で必要になってくるんですけども、その部分について一定補助する事業を行っておりました。

また、その後、国の方でも同様の補助制度が創設されたことに伴って、現在、国の補助を活用していただいてキャッシュレス決済を導入してくださいというような呼びかけを行っているところでございます。

また、来週にもキャッシュレス決済の導入促進セミナーという形で県内の店舗を対象にして、大手の銀行さんと地方銀行さんと連携してキャッシュレス決済を導入することでどれだけの効果があるのかとか、そういったことを講演をしてもらおうと思っております。

そういったことでキャッシュレス化を進めていきたいと考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】今の本多委員の質問に関連するんですけども、インバウンド受入環境ステップアップ事業費の中でキャッシュレスの件は今ご

報告がありましたが、今現在で多言語メニューを作成している店舗がどれくらいの比率であるのかということをもっと教えてください。

【高橋国際観光振興室長】こちらなかなか正確な統計がないところがございます、我々がなぜこの食の多言語メニュー化に着目したかというところで、国の統計がございまして、訪日外国人が訪日前に期待していたことというのは、日本食を食べることが第1位なんです。また、受入れ環境整備における課題というところでアンケート調査を国が行っていますが、こちら多言語表示の少なさとわかりにくさで困った施設、これは飲食店が第1位。また、施設のスタッフとのコミュニケーションで困った施設、これも飲食店が第1位と。また、クレジットカードとかデビットカードとか、そういった海外で使われるキャッシュレス決済の利用で困った施設も飲食店が第1位だというような統計がございまして、これは特に地方部において顕著な数字が出ていました。

なので、県内においても多言語メニュー化というのは、なかなか進んでいないというような状況を我々として認識しております。

【ごう委員】ありがとうございます。私も随分前から、これがすごく問題だというふうに認識しておりまして、以前、外国人の方から伺ったのが、長崎に来ておいしいものを食べようと思ってお店に入ったら、姿を見た瞬間にお店の方からバツとされると、外国人は来てほしくないみたいなことをされたということがあったので、これは今後、インバウンドのお客様を受け入れていく中では非常に印象が悪い。飲食店の印象イコール長崎県の印象になってしまうので、この事業を進めていくのは非常に重要だと思っております。

そこで、この予算額ですが、この予算をどの

ように使っていくのかということをもっと具体的に教えてください。

【高橋国際観光振興室長】来年度のインバウンド受入れ環境ステップアップ事業費の予算の執行の概要でございます。

まず、こちらは1年間で200店舗ほど多言語メニュー化を支援したいと思っております、これは県内各地域、ある程度枠を設定して、満遍なく多言語メニュー化を進めていくということで考えております。

また、2年目、3年目以降につきまして直接的な多言語メニュー化の支援というのも行うんですけれども、我々としては、委員からお話があったとおり、飲食店がインバウンドの客を受け入れることによって、しっかりもうけられるんだよというところの意識醸成をしていって、それを好事例として今回の事業で稼げる店舗とかというものを事例集にまとめて横展開をしていきたいと思っております。そういったことを後続の年度で行って、県内全体で受入れ環境整備の機運を高めていきたいと考えております。

【ごう委員】1年目で200店舗を目標にしているということですが、希望する店舗をまず募って決めていくんだらうと思いますが、お店さん側の負担というのは今回はあるんでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】店側としては、まずは自分たちでキャッシュレス決済を導入いただくというところで一定の負担が生じる場所です。

また、現在、例えばグーグルとかで店の情報を登録すると、それがグーグル上の地図とかで近くにある飲食店ということで海外の人に対しても見せられるような機能があります。そういったところでの登録作業といったことを行って

いただこうと考えております。

【ごう委員】わかりました。この資料の中に「取材や撮影等を行い」ということになっておりますが、これは全て県がこの予算を使って取材とか撮影したものを店舗に提供するというこの理解でよろしいでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】概ねお見込みのとおりでございます。

【ごう委員】わかりました。ぜひこれ、今、キャッシュレス導入をしていないところに、まず導入をしていただくという動機づけにもなると思います。それと併せてお店の売上げアップにもつながることですので、しっかりとサポートして横展開をしっかりとさせていただければと思います。

以上です。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】1点お尋ねをいたします。航空路対策でございます。これは未来大国のビジョンにも、国際航空路線の誘致強化ということでうたってありますので、お尋ねしたいと思います。

まず、第59号議案の補正ですけれども、54ページです。減額されているところの大きい要因をお尋ねしたいと思います。

【高橋国際観光振興室長】お答えいたします。

エアラインの国際航空路線の誘致につきましては、国際定期航空路線維持拡大事業といったもので主に計上しております。こちら、基本的に国際航空路線の維持拡大というところで、外国の航空会社に対する着陸料の支援だったりとか、旅行会社に対する連携プロモーションだったりとか、そういったことを各航空会社別にある程度予算を取って、航空会社への誘致活動などにつなげているものでございます。こちら、1億7,800万円ほど2月補正で減額しております。

こちらについては、もともと予算を計上していた際には、今年度、令和5年10月から再開している上海線に次ぐ、またさらに新たな路線も含めて再開しようというような形で当初想定しておりましたけれども、上海線に次ぐ2路線目の路線の再開がなかなか難しかったというところで、そこに係る先ほど申し上げたような着陸料だったり、旅行会社とのプロモーションだったりとか、そういった経費を減額しているところでございます。

【大久保委員】当初、2億4,300万円に対しての1億7,800万円の減額ということで大きいと思っております。これが執行できなかったということは、観光振興に資するところの一つのマイナス要素にもなったのかなというふうに思っております。もちろん、コロナ禍が開けた後のスタートダッシュがなかなか切れない状況も、長崎県内だけじゃなくて全国的にもまだあるのかなというふうに思います。

そんな中に、上海路線が思うような計画であったのかどうか、まずそこをお尋ねしたいと思っております。その成果はどうだったんですか。

【高橋国際観光振興室長】上海線につきましては、いわゆる冬ダイヤと言っているんですけども、令和5年10月30日から冬ダイヤとなっていて、そこから再開したところでございます。

もともとは上海線の再開後に搭乗率も一定見込めるだろうというふうに考えておりましたけれども、なかなか現在、搭乗率に苦戦をしているような状況でございます。これは中国全体の経済力の低下であったりとか、そういったことが影響をしている部分、また、夏にありました福島原発での処理水の放水の問題等もございまして、なかなか中国国内で日本向けのプロモーションというのが、なかなか打ちづらい状況にあったということも影響しているというふう

に考えております。

中国の旅行会社などにいろいろとヒアリングなどをしていると、今後は中国の誘客というのでも、どんどん回復してくるだろうというような見込みがありますので、我々としても、そこに合わせて、イン、アウト両方、旅行会社とも連携して搭乗率を向上させていきたいと考えております。

【大久保委員】 ありがとうございます。

そこで、そういった背景を基にして、22ページですが、令和6年度の予算ということでございますけど、今回、2億2,200万円、維持拡大事業ということで組まれてますけれども、この内容、そして計画は、例えば増便しようとか、また、ほかの国と、という計画があれば、そこをお示しいただきたい。内容を教えてください。

【高橋国際観光振興室長】 こちらについては、内容としては、性質としては、主に先ほど申し上げたような着陸料の支援だったりとか、旅行会社へのプロモーションということで予算を計上しております。まずは上海線に係る通年の安定運航の支援というところ、また、プロモーションの費用を計上させていただいております。

また、上海線に次ぐ新たな路線についても、もちろん誘致をしていきたいと思っております、そちらについて当面必要と思われる予算を計上しているところでございます。

【大久保委員】 上海線の安定運航ということは、増便を含めた中であるのかどうかということと、もう一つは、ほかの国もということで、そこは具体的にどの国を、例えば今まではソウル便だとか香港便だとかあった、そこを掘り起こしていくのか、別のところを戦略的に考えているのか、そこはお示しできるのか、できないのか、お尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】 上海線については、

搭乗率が向上すれば増便についても検討するというような形で、これは今現在、上海線を運航いただいている外国の航空会社からも言われているところもございますので、我々としても、搭乗率が向上した暁には、もちろん増便を考えていきたいと考えております。

また、ほかの上海線に次ぐ路線についてでございますけれども、こちらについては県に対して、今、アジアの方が非常に多いです、特に東アジアの方が非常に多いです。なので基本的に東アジアを中心に誘致活動をしてまいりたいと考えております。

具体的な国ということに関しては、長崎空港では空港の受入れ体制の部分で、カウンターであったりとか、手荷物を搬送するような、いわゆるグランドハンドリングと言われる事業者の人材不足というのも一つ課題になっております。現在、日本国内の大手の航空会社がグランドハンドリング事業者として担っているんですけれども、例えば外国の航空会社が直接実施してもらえるかどうかとか、そういったところによっても長崎空港の再開しやすさが変わってくるというところがございますので、東アジアを中心に誘致活動を継続して、その中で先ほど申し上げたグランドハンドリングの直接実施の可能性ですとか、搭乗率がしっかり見込めるかどうかとか、そういったところを総合的に考慮しながら最終的な誘致先は決めていきたいと考えております。

【大久保委員】 これはグランドハンドリングも入っているということですね、予算額500万円も入っているということですね。

この2億2,200万円に対しての500万円がグランドハンドリング、これも長崎空港において一つの大きな課題であるというのは一般質問でも聞いておりますけれども、まだ2億2,000万円弱

がなかなか見えない状態かなと、今の答弁ではですね。大体どの国というのは今絞って動いてますと、次年度それが成就するだろうということでの予算ならいいんですけども、今から何か模索みたいなふうに聞こえたんですけども、もちろん国が言えないなら言えないでいいんです、いろいろ水面下で動く部分はあるかと思えますので。ただ、この予算に対しての裏づけというのが、もう少し強くあるのであれば答弁としてもいただきたかったかなと。

特に、昨年、この予算執行を減額しているの、今年も力強くこの予算というのは使えるということをもう一回、答弁としてあればいただきたいと思えます。

【高橋国際観光振興室長】そちらについては、誘致活動は今からではなくて、今年度からずっと継続してやってきているところでございます。先ほど申し上げた国、東アジアというところで中国以外の国であれば、韓国、台湾、香港と並行して誘致を続けているところであります。

来年度、そこについてはしっかり成就させていきたいと思っております、その見込みも一定あるのかなというふうに思っております。誘致活動を継続していく中でいろいろ課題があったりとかという部分もありますけれども、新しい航空会社の中で長崎に興味を持ってもらえる会社も一定いるというところもわかってきているところでございますので、来年度については、計上した予算によって新しい路線を誘致できるようにしていきたいと考えております。

【大久保委員】ちなみに、次年度は他国側とすれば何か国を予定されているんですか。

【高橋国際観光振興室長】現在、予算に計上している中では、上海線のほかに1～2路線程度というふうに考えております。実際、誘致をする際には、支援額についてどれだけの金額を要す

るかというところで交渉のフェイズもございませので、概ね1～2路線程度の予算ということで現在計上させていただいております。

【大久保委員】本当だったら県民の皆さんがこうやって質問を聞く中で、どの国を今狙っているということを聞いた方が、もっと具体的なことかなと思うんですけども、恐らく言えないだろうということで、ここにとどめたいと思っております。ぜひとも来年はしっかりこういったアクセスを長崎県に引っ張っていただきたいというふうに思っております。

私、この委員会に初めて属したので、航空の国際線は観光が持っているということを初めて知りました。この航空路線というのが、特に国際線が観光目線なのかとした時に、まだまだこれから企業誘致とかする時にビジネスをされる方が来られるに当たっても大事な要素なんじゃないかなと思っております。

そこで、そういった視点を、企業誘致目線だとか産業目線でもしっかりと国際線は持っていないと、長崎の産業振興にもかなりの大きな、これはクルーズ船でもなければ、船でもないと思っております。

だから、そういった要素をどうやって今入れられているのか、連携されているのかということをお尋ねしたいと思っております。

【高橋国際観光振興室長】長崎県は、もともと路線としては観光客が非常に多い路線ではあります。ただ、一方、ビジネス需要というのも非常に重要でして、定期的な需要が見込めるということもありますので、我々としてもビジネス需要についても取り込んでいきたいと思っております。

具体的には、旅行会社の方で中国への出国とかビザとかの手続を代理しているような旅行会社が一定いるんですけども、そういったとこ

ろはビジネスの企業とも日頃から連携しているところがございまして、そういったところで我々としてもビジネス利用に対する一定の助成メニューがありますので、そういったところを紹介しながら、ビジネス利用の促進についても努めていきたいというふうに考えております。

【大久保委員】そうですね、先ほどおっしゃられたとおり、観光よりも搭乗のリターンとしてはビジネスで乗ってもらうとかなり大きいと思うので、そういった視点においても何かインセンティブを持ちながら、今の上海便の搭乗率をしっかりと上げていきながら、実績をつくって次の他国に行くという視点も大事なのかもしれませんというふうに思っておりますので、ぜひとも足元をしっかりと固めながら、観光目線だけでなく、産業振興にもしっかりと当てていただきながら、この国際航空線の振興に努めていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】私も久しぶりの委員会なので、若干、総論的なところから入りたいと思います。

文化観光国際部として令和5年度の予算が49億7,328万円、令和6年度が53億1,348万円という数字になっています。伸びているといえば伸びているんですけどもね。要は、我々が今まで長崎県は観光立県でやっていくんだという時代があったんですよ。私は、まだその流れがあると思うよ。観光立県なんだ、長崎県は。観光で未来を築くんだと、長崎県の将来は観光なんだよという流れをつくった時代があるので、予算総額について若干物足りない。全体予算の1%にもならないわけだからね、七千数百億の。だから、ぜひ頑張ってもらいたいということを冒頭話しておきたいと思えます。

それから、内容に入っていきますが、歳出を

見せてもらおうと、一番大きなのが国境離島振興事業費ですかね、9億2,301万円。これについてまず、このシステムみたいなものを、この予算の内容の、積み上げ方式になっているみたいだね、今の予算を見るとね。大きな流れで観光の予算が組まれているわけじゃなくて、実務的にいろいろなことを積み上げて総額が出てきている。

まず、9億2,301万円について、ちょっとお聞かせください。

【長野観光振興課長】今回、国境離島交付金を活用して、今、委員お尋ねの事業については実行しているというような状況でございます。

中身につきましては、大きく2つございます。

1点は、しま旅滞在促進事業費ということで、こちら、単純に申し上げますと、国境離島に行っていたくための、いわゆる旅行支援的な意味合いで旅行商品の造成あるいはPRをやっていくという部分です。

もう一つの事業につきましては、先ほど補正予算でも少しお話をさせていただきましたけれども、国境離島地域側での受入れ体制ということで、観光コンテンツづくりでございますとか、そういったものに取り組むような予算というような中身になっております。

それぞれ観光に関しましては、当然、送客といった部分もございまして、そういったまちづくりも一緒になってやっていこうということで、今回、国境離島交付金の事業につきましては、昨年度に引き続き計上させていただいているというような状況でございます。

【田中委員】内容については理解しましたけれども、今度は財源の中で国庫支出金と一般財源、これはわかる。その他ということで1億5,700万円かな、大きな数字が出ているんだけれども、このその他の内容について、入りについてお聞

かせください。

【長野観光振興課長】今回の国境離島交付金の財源につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、国庫支出金で国境離島交付金ということで充当させていただいております。これが約55%、充当されるような形になっております。資料でもご覧いただいたとおり、その他のところ、1億5,700万円、これは市町村の負担分ということで、一般財源、県の負担分で1億7,900万円でございますけれども、国庫支出金の55%を除く地方負担分として市町村と県で概ね1対1で負担するような形になっておりますので、市町村の負担金が1億5,700万円というような形になっております。

【田中委員】市町村の負担金があって事業が成り立つということで、市町村の方は満足しているんでしょうね、負担させられて困っているという話はないんでしょうね。そこら辺は聞きませんが、懸念としては頭に残りました。

2番目に大きい文化施設行政推進費6億2,287万円についても内容をお聞かせください。

【峰松文化振興・世界遺産課長】こちら、文化施設改修等整備費になるんですけども、こちらの課では施設を持っておりまして、それが佐世保のアルカスSASEBOと県の美術館、歴史文化博物館がございます。こちらの整備に係る費用です。補足説明でも説明しているところですが、壊れてから直すのではなくて、事前に整備をしていこうというような形で整備の費用を計上しているところで、アルカスSASEBOの整備費が1億8,900万円程度、県美術館が1億1,600万円程度、歴史文化博物館の整備に2億5,200万円程度、計上させていただいているところでございます。

【田中委員】3施設で使う費用が入っているということで、それはまた別途内容を聞きたいと

思います。

次に、3番目に長崎県美術館で3億6,669万円、長崎歴史文化博物館で4億990万円の予算が組まれているけれども、これは指定管理者の形になっているので、その支出だとは思いますが、私の記憶では美術館は県独自だったけれども、歴史文化博物館は長崎市の関与が結構あったような気がするよ。私が何かの時にいった時に、県の施設と思って行ったら、どうも長崎市の施設と間違えるような実態の感じがした、対応が。市の皆さん方にいい対応して、我々、県の方は若干ね、という感じがしたんだけど、これは折半でやっているという感じでしたかね、お聞かせください。

【峰松文化振興・世界遺産課長】委員おっしゃいますように、2対1で、県2、長崎市1というような形で建設費を賄っております。今現在、管理費につきましては1対1ということで長崎市からも負担をいただいているところでございます。

【田中委員】長崎市から応分の負担というよりも、どうも長崎市の施設みたいな感覚があったので。それはそれとして、市の施設の方がより市民、県民にとっても近い存在になるので、それはそれで私も理解はしますけれどもね。

もう一つ、アルカスSASEBOが出てきたのでね、これはつくった時は県に結構出してもらったよ。どちらかというと新幹線の見返りだ、アルカスSASEBOは、県が勝手に新佐世保駅を外して短絡ルートでいったからね、その見返りとしてアルカスSASEBOが入ってきた。建設の時には相当お金を入れてもらった。今は運営と施設管理の関係は、どういう案分で負担するようなことになってますか、お聞かせください。

【千住分科会長】 暫時休憩します。

午前11時 9分 休憩

午前11時 9分 再開

【千住分科会長】 分科会を再開します。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 アルカス SASEBOの共有部分につきましては、共有部分の割合によって工事費の負担を決めております。共有部分を改修する場合の県と佐世保市の負担割合につきましては、県が82.22%、市が17.78%となっております。

運営につきましては、県から佐世保市の方に委託しておりまして、指定管理者である佐世保地域文化事業財団に佐世保市からお願いしているところでございます。

【田中委員】 運営の方は佐世保市が指定管理者をお願いしてやっている。しかし、相当古くなりましたからね、そろそろ30年という感じがします。だから、老朽化しているので、あちこちいろいろと出てくる施設関係の補修は県が大体中心になってやっていってもらえると確認をしてもらっていいですか。何か方程式みたいなものが、ちゃんと取り決めがあるとは聞いていたんだけど、若干あうんの呼吸でやったようなところもある。あの当時あったのでね。新幹線のわーわー言う時代の中でね、県は何もやってくれないじゃないかというような感じの中で、県が仕方なくだと思ってくれるけれども、やってくれた記憶がね、武道館なんかもしっかりだけでもね。その辺、確認をもう一回しておきましょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 アルカス SASEBOの共有部分の施設改修につきましては、先ほど申し上げた共有部分の割合で負担をさせていただいております。建築から24年目を迎えているところで、先ほど文化振興・世界遺産課長からも答弁がありましたように、壊れてから修繕ではなく、壊れる前に改修することで施設を長持ちさせるという考え方で対応しております。これも佐世保市と一緒に、施設

改修、維持に努めていきたいと考えております。

【田中委員】 予算ですから終わりたいと思いますが、要は、ちょっと冒頭に述べたように、観光立県長崎として重要な部なんですよ。だから、ぜひ頑張ってもらいたいと思うし、議案外で後でまたいろいろと、旅博とか、炎博とか、ああいう時代もあったのでね、ぜひ議案外でやらせてもらおうと思います。

終わります。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】 おはようございます。

ピース文化祭のことでお伺いをしたいんですけど、今回、令和6年度準備経費ということで1億2,000万円が上がっているんですが、これ、そもそも全体の総事業費というのがあるんですか。例えば、令和5年度までに幾ら、令和6年度で幾ら、開催年である令和7年度に幾らというふうな形でできているんでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 開催までの総事業費につきましては、具体的には来年度、令和7年度に市町が実施される事業に対して県が支援を行います。そういった具体的な事業が出揃ってから予算要求をしていくことになるので、具体的な総額はまだ固まっておりませんが、過去の開催県の例によりますと、主に10億円を上回るような規模のイメージでおります。

【山本委員】 ありがとうございます。今回の資料の中で、事業として県の実行委員会が主催する事業、県が主催する事業、市町実行委員会や文化団体が主催する事業というふうに大きく分かれるわけですが、事業費で幾ら、先ほど広報費というのを今年度はおっしゃっていましたが、広報費とか事務費で幾らとか、そういう内訳というの、まだなかなか難しいですか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 事業費の

内訳についてでございますが、これは大きくは先ほどおっしゃられた当課で計上しております予算と、全国障害者芸術・文化祭、これは福祉保健部の障害福祉課が所管しておりますが、そちらの事業費を合算しまして約1億3,500万円の事業を令和6年度に計上させていただいております。

内訳としましては、広報費に約5,000万円、事業そのものに対する経費としては約6,200万円、事務費、総務費的な予算として約2,200万円の内訳となっております。

【山本委員】市町の事業であったりとか、そういったものはこれからですね。今、多分、各市で実行委員会を立ち上げて市町の事業を今年度決定していくような形になると思うんですけども、そういったものに対して、例えば市町に幾ら補助しますよとか、そういった話はまだこれからということでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】市町の支援につきましては、来年度に補助制度をつくらうと思っております。補助の割合、率につきましては大きく2つございまして、いわゆる文化事業の全国規模の大会、全国大会の部分については、県が3分の2、市が3分の1。それともう一つ、地域文化発信事業、これは地域独自のプログラムを各市で考えていただくんですけど、これについては2分の1ずつの負担ということになっております。

【山本委員】わかりました。これからだということ。ただ、去年ぐらいから多分補助事業という形でスタートしていらっしゃるというふうに理解しておりますので、あと、これが今年度、それから来年度にかけて、イメージとしては10億円、10億円が独り歩きしちゃいかんと思いませんけれども、大体それぐらいの感覚で動いていくんだなということは把握いたしました。詳細

については、今後また詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

特に今回、後で委員会審査でご説明があると思えますけど、班から課になるということで人員の方も増強されるというふうになるかと思っておりますので、また協議をさせていただければと思っております。

次に、総論になるんですけども、私も4年ぶりぐらいにこちらの所管に来たんですけども、以前から食であるとか、データであるとか、富裕層であるとか、ターゲットであるとか、そういうキーワードがずっと出てきているんですね。これずっと、4年どころじゃないと思うんですけども、こういったものが名前を変えた形で出てはきているんですけども、これらの今までの取組の成果とか課題とかいうのをどう捉えて今年度の事業を組んでいるのか、非常に漠然とした言い方なんですけれども、これまでの取組をどう今回の予算に反映しているのかということで総括的にご説明をいただきたいと思っております。

【長野観光振興課長】私の方から答弁させていただきます。

まず、食の取組でございます。今回、「長崎の食＋（プラス）」ということで予算を計上させていただいているところでございます。これまで旅行商品の造成でございますとか、食に関しましてはSNSでの情報発信、あるいはテレビ番組で取り上げていただくといったようなところを手法としてやってきたという経緯がございます。これに関しましては、一定程度、集客であったりとか、そういったものにつながってきたのかなというふうに感じているところでございます。

しかしながら、個人旅行化というのがかなり進んでいく中で、先ほどのマニアの事業もそう

でございますけれども、やはり興味、関心というのがかなり多様化しているといったような状況がございます。

今回、「食+（プラス）」の取組に関しましては、具体的には今から調整にかかるところでございますけれども、例えば本県でありましたら海がございます。そうすると釣りというのが一つのコンテンツ、テーマになろうかと思えます。そういったところに關心といいますか、親和性のあるメーカーさん、例えば釣り具のメーカーさんであったりとか、そういったところはたくさんの会員を抱えられていて、その中には長崎をまだ認識いただいてない方というのが当然いらっしゃるのかなというふうに思っております。というのは、ターゲットを少し目線を変えて、旅をしたいという方を中心のところもありますけれども、旅に行きたいと思わせるところをいかに掘り起こしていくかというのが、今後の観光の誘客には非常に重要だというふうに考えております。

今回、そういった民間事業者とできるだけコラボレーションを組んだ形の情報発信、あるいは旅行商品の造成につなげていきたいということで、旅行代理店だけではないんですけれども、そういったところと組み合わせた何か情報発信ができないかということで、今回、新たに組ませてもらっているところでございます。

あと、もう一つデータというお話でございます。これまでも様々なデータ、国の統計でございますとか、リアルタイムで見る仕組みというのが、ないということが我々の課題でありました。どうしても1年後に出てきたデータを新たな施策として打ち込んでいくといった場合でも、やっぱりそれは既に過ぎ去っているような状態、これはなかなか、先ほど申し上げました個人の嗜好の多様化であったりとか行動の変容を捉え

るというのは非常に難しいところでございます。

今年度、観光の関係に関しましては、DX化ということで、人流のデータ、あるいは宿泊のデータ、もう一つはSNSのトレンドキーワード、こういったものを一つのデータベースの中に組み込ませて、いわゆるダッシュボードという形で見るような仕組みをつくっていらっしゃるでございます。

こういったものを活用して、来年度以降は、できる限り今を捉えながら情報発信に取り組んでいきたいということで予算の計上もさせていただいているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

最後に、「日本橋 長崎館」のことでお伺いしたいんですけれども、令和6年度も1億600万円ぐらい組んであったんですけれども、これはここ2~3年で結構ですけれども、来館数と売上げというのが、令和5年度でいうと直近までということになるんでしょうけど、把握しておられましたらご紹介いただきたいと思えます。

【松尾物産ブランド推進課長】 「日本橋 長崎館」についてのお尋ねでございますが、「日本橋 長崎館」の来館者数につきましては、コロナの影響を受けまして今落ち込んでいるところですが、令和5年1月ぐらいからは順次、回復基調にあります。

令和4年度の来館者数の実績ですと28万7,000人、売上額でいいますと2億1,200万円といったところで、来館者数はまだ伸び悩んでいるところですが、売上額については、コロナ前とほぼ同程度ということで、新規のお客さんが、外国の方とか、まだ戻ってきていないような状況ですけれども、固定されたお客様が買い物にはよく訪れていただいているのかなという印象でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。私も上

京するたびに「日本橋 長崎館」には必ず寄るようになっているんですけども、以前に比べて確かによくなったと言ったら偉そうな言い方ですけども、よくなっているし、かなりイベント等もやっていらっしゃるなというのは思うんです。

ただ一方で、コロナの頃に私は一般質問でやり取りをさせていただいたんですけども、やっぱりそれなりの費用をかけてやっている。コロナでなかなか来店客が少なくなっている。時代もデジタルであったり、そういう形に流れている中で、実店舗でなければできないこと、それから実店舗を拠点としてインターネット等を使って、先ほど課長から、SNSであったり、DXであったり、そういう話があったんですけど、そういったものとして「日本橋 長崎館」をどう捉えているのか。このまま実店舗としてやり続ける必要があるのか、そこも考えていただきたいということを申し上げた記憶があります。

そういった意味で、今、実店舗である強みとありますか、そうしながら情報の発信拠点でもあるわけですから、そういったものをどういうふうに、平成28年から始められて、そういったものを今年度どう生かしていこうとされているのか、その考え方を伺いたします。

【松尾物産ブランド推進課長】「日本橋 長崎館」におきましては、長崎の県産品だけでなく、観光とか文化とかも含めたところの情報の発信拠点であるとともに、都心の拠点であるとも思っております。首都圏で県産品を初めて出す事業者さんたちの商品とかを「日本橋 長崎館」に置きまして、それに対しての消費者のお声でありますとか、バイヤーさんのお声でありますとか、そういうお声をフィードバックして県内事業者の商品開発とか販路拡大につなげていくといったような役割も重要と考えております。

そういうフィードバック機能がなかなか、県内事業者さんにもアンケートとかを毎年取っているんですけども、そういったところが少しまだ足りないところのお声も聞いておりますので、その点につきましては運営事業者と一緒になって取り組んでいこうと思っております。

また、新規客の取り込みに関しましては、今、その店舗が少し前面から見えにくいということもありまして、柱とかに柱巻きの装飾を行うとか、そういうことを今年度末に予定もしておりますので、ぜひ誘客も促進して、また、SNS等でのキャンペーンとかも継続して打って新規客の取り込みをしていきたいと思っております。

【山本委員】ありがとうございました。ちょっと話はずれますけれども、アミュプラザの1階が食のフロアに変わりましたね。あそこに入ったら北海道という部分ですね、すごいインパクトあります。私も入った時、何か買わんばいかんようなインパクトがあるんですよ。北海道とか、沖縄とか、博多とかというブランド、その次ぐらいのところに長崎があるんだろうなというふうなイメージを持っています。

だから、今、入り口の話をされましたけど、すごくいい場所にあって、以前よりは見やすくなったと思うんですけども、もっと漢字で「長崎」、あるいは外国人の方には英語で「NAGASAKI」と、多分それだけでかなりインパクトがあるんじゃないかなと思いますので、見せ方も含めて考えていただければなと思います。

最後に、部長にお伺いしたいんですけども、今まで成果指標が、どうしてもアクセス数であったり、来店数であったりという、それはそれでももちろん広報の効果として大事なことだと思うんですけど、最終的には販売額であったり、実際に長崎に来てくださったり、その観光消費

額であったり、物産の販売額であったり、そういったものが最終的な成果であろうというふうに思います。

先ほどの部長説明資料の中に「実需」という言葉が出てきます。「実需の創出を一層推進してまいります」ということですから、ここでいうところの実需というのは金額だろうと思うんですね。そういったところについてどのように取り組んでいかれるのか、最後に部長にお伺いしたいと思います。

【伊達文化観光国際部長】山本委員からお話がありましたように、我々の観光でありましたり、物産でありましたりというのは、本県の魅力、本県の製品のよさというのを、いかにしっかりと国内外に情報を発信して、それをしっかりと知っていただいて本県に来ていただくと。本県に来ていただく、要は交流人口を拡大していくことで、それを本県の活性化につなげる。観光消費額の増であったり、物産の売上げであったり、そういった具体的な実需の創出につなげていくことが重要であろうというふうに考えております。

そうした意味で、我々としては、まだまだ、特に先ほどもありましたけれども、食の部分については、本県の食のすばらしさを国内外に、わかっていたききれていないという思いもございますので、そういったものをいかにしっかりと国内外に発信していくのか、わかっていたのかということも今後さらにしっかりと取組を進めて具体的な実需の拡大につなげてまいります。

そして、観光の面におきましても、やっぱり観光というのは本県は古くからの文化もございまして、歴史もありますし、そして、非常に豊かな観光資源も、温泉もございまして。そういった意味では、他県から見ても非常にすばらしい

コンテンツを有した県であろうと思いますので、そうした魅力をしっかりと全国に発信し、多くの方においでいただいて具体的な観光消費額の増、実需につなげてまいりたいと考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】先ほど質疑の中で確認し漏れていたことが1つだけあったので、どうしても確認したくて質疑をさせていただきます。

マニアが集う長崎プロジェクト費、文化芸術振興費の部分ですけれども、説明資料の中で、「アニメや小説等の聖地化、拠点化及び誘客促進のため」ということになっております。この対象が「アニメ・小説等」となってますが、ここにゲームという感覚が入っているのかどうか、確認させていただきます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】来年度の事業につきましては、アニメ・小説、酒等を選択をして予算化しております。今後は、広くマニアの対象を検討していく中で、ゲームについても候補として上がってくる可能性はあると思っております。

【深堀委員】なんでゲームというふうに言ったかということ、実は先月、九州の観光議連の大会が佐賀であったんです。この中にも参加された方がいらっしゃいますけど、部局の方で、どなたかそこに参加した人がいたんですかね、ちょっと確認だけ。

【長野観光振興課長】観光議連に関しましては、私、部長とともに出席をさせていただき、何申されたいのかというのは、何となく承知しているところでございます。

【深堀委員】何を言いたいかは、多分わかっておられると思います。佐賀に行った時の議連の講師の方が東京から見えておられましたけれども、「ロマンシングサ・ガ」というゲームを開

発した方で、その方は佐賀県に縁もゆかりもない人ですけど、もともとゲームの名前が「ロマンシングサ・ガ」、もともとは佐賀県の「サガ」じゃない「サ・ガ」ですけども、そのつながりで佐賀県とコラボして、今では佐賀県の各地の観光名所とかがそのゲームにどんどん、どんどん出てきて、世界各国からいろんなマニアの方が佐賀県に来ているということで、その時に参加した議員の皆さんは、長崎も入ってくればいいのになというふうなことを言ってたんですね。参加されたのであれば、それは感じられたと思います。

いきなりそんなことが無理なことは、もちろんわかっているんですが、ただお願いしたいのは、佐賀県がこの「ロマンシングサ・ガ」とコラボしたことによってどれだけ観光振興に寄与しているのかというのは、一度、確認した方がいいと私は思うんですよ。その上で長崎県としてこういったゲームとかにもターゲットを絞り込んで、どんな戦略でPRしていくかというのは考えるべきだと思うんですけど、部長、参加してそんなふうには感じませんでしたか。

【伊達文化観光国際部長】私も当日は参加をさせていただいて、しっかりお話も聞かせていただきました。そうした中で、いろんなアイデアと申しますか、交流人口を拡大するためのアイデアというのは、いろんなところから生まれるんだなというふうに考えています。

今回のマニアの事業におきましても、当面、この3つのことを来年度はやっていこうとしますが、今後、こういった視点で、どういう形のものが出てくるのかというのは、やはり庁内でもしっかり連携しながら考えていきたいと思えますし、佐賀みたいな先催県で具体的に取組を進めているようなところの情報もしっかり収集しながら、そういったものを参考として、我々

としてこういった形で交流の拡大につなげていけるのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。分科会長を交代します。

【初手副会長】分科会長、発言をどうぞ。

【千住分科会長】総括質疑の中でも一つお話をさせていただいたんですが、「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」に関してなんですが、そのマスターズに関して、どれくらい来県されるか。それと、総事業費をどれくらい見ておられるのかをお聞きしたいと思います。

【江口スポーツ振興課長】まず、マスターズにつきまして、数値目標としましては、関係者の皆様、選手、スタッフ、監督、それからご家族も含めて1万人の方にご来県いただくということを目指して掲げております。

それから、総事業費につきましては、県の予算といたしましては、来年度8,800万円ほど計上しております。実は、スポーツマスターズにつきましては、これ以外にスポーツマスターズの仕組みといたしまして、日本スポーツ協会が負担する部分もございまして、その部分が過去の大会の例でいきますと2億5,000万円ほど計上されております。それと8,800万円を足した金額がスポーツマスターズに係る経費と理解いただけるかと思っております。

ちなみに、来年度の長崎大会の日本スポーツ協会の予算につきましては、3月に決定されると聞いておりまして、来年度の予算については、まだ把握しておりません。過去の大会でいけば2億5,500万円ほど日本スポーツ協会が負担しているということでございます。

【千住分科会長】ありがとうございました。マスターズに関して様々な市町で開催されるんですけども、そこにおもてなしというのが一つ

出てくるわけですね。ここにもおもてなし事業への助成というのがあるんですけども、そのあたりを具体的に教えていただけないでしょうか。

【江口スポーツ振興課長】このおもてなしの部分につきましては、今年の大会は10の市町で開催されます。おもてなしの部分につきましては市町で担っていただこうと考えておりまして、市町が行うおもてなしの事業に対しまして、県で2分の1を負担するという考えでございます。つまり県の予算と市町の負担、1対1を足しまして競技会場にブースを出していただいて物産のアピールをしていただいたり、その市町における観光スポットをご紹介いただくという取組を市町にお願いするようにしております。

【千住分科会長】ありがとうございます。おもてなしの市町の分は2分の1補助ということですけど、運営は各競技団体が行うわけですね、市町じゃなくてですね。スポーツ協会から各団体に運営費ということでおりにてきます。あと、競技団体の上部組織からも多少おりにてくるということになっております。

私もある団体の役員をやっているんですけども、1つの団体に30万円の県からの補助があるということです。各団体でもおもてなしをやったりして、それぞれの団体の持ち出し分が非常に大きいところがございますので、そのあたりもぜひ、3月に予算が決定するというところですけれども、その後、各競技団体としっかりとお話をされて、各団体が非常に負担に感じないようにぜひお願いしたいと思っております。各競技団体でもおもてなしをやられると思いますので、そのあたりも十分考慮していただいて取組をお願いしたいと思います。

以上です。

【初手副会長】分科会長を交代します。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終わりましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第59号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異義なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

まず、文化観光国際部長より総括説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】「観光生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部」をお開き願います。

今回、「観光生活建設委員会関係議案説明資料」の当初版のほか、「追加1」もお配りしております。

まず、当初版の2ページをお開き願います。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分、第53号議案「長崎県観光振興基本計画の変更について」の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分につきましては、現在の「第三期長崎県教育振興基本計画」が今年度末に終期を迎えることから、新たに令和6年度から5年間の本県教育の振興に向けた基本的な方向性や主要な施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

第53号議案「長崎県観光振興基本計画の変更について」は、長崎県観光振興条例第10条第5項で準用する同条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による社会情勢の変化や数値目標の進捗状況を踏まえ、目標値の一部見直しを行おうとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、県事業中止による宿泊取消しに係る損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につきまして、損害賠償金合計1万8,885円を支払うため、去る1月29日付で専決処分をさせていただいたものであります。

県事業中止による宿泊取消しに係る損害賠償事案の内容としましては、降雪の影響により、長崎県デジタルコーディネーターの産地視察等を中止したことによる宿泊の取消手数料が発生し、相手方に損害を与えたものであります。

また、公用車による交通事故に関しましては、損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

続きまして、議案外の主な所管事項について

ご説明いたします。

世界文化遺産の保存活用については、記載のとおりでございます。

次に、3ページ下段をご覧ください。

「ながさきピース文化祭2025」の開催準備について。

令和7年度の「ながさきピース文化祭2025」につきましては、令和4年に策定した基本構想を基に、基本方針、事業別計画、広報計画など、文化祭の全般的な計画として「実施計画(案)」を取りまとめ、5月に予定している県の実行委員会にお諮りすることとしております。

また、文化祭の開催日から600日前となる節目の日である1月23日、県庁において、開会式及び閉会式の総合演出家として、本県出身の脚本家である金沢知樹さんに就任いただくことを発表したほか、県民の皆様へ広く文化祭を周知するため、吊下げバナーと横断幕を県庁に設置いたしました。

県といたしましては、開・閉会式及び県・市町事業の実施準備、プレイベントの開催など、市町をはじめ関係団体と一体となって、開催に向けた準備を進めてまいります。

観光の振興について。

ここで「追加1」をお開きいただき、2ページ下段をご覧ください。

令和5年10月から12月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、西九州新幹線の開業や全国旅行支援の開始などで好調だった前年の反動減により、前年同期と比較すると1.5%の減となりましたが、令和5年の1年間では、前年に比べ17.3%の増となり、コロナ前の令和元年と比べても同水準に回復しております。

当初版の4ページへお戻りください。

回復に向かう観光需要を本県に着実に取り込んでいくためには、魅力ある観光コンテンツの

磨き上げが重要であり、県では、県観光連盟や関係市町とも連携しながら、地元事業者が主体となって取り組む「ながさき大村湾サイクルージング」を後押ししているところであります。

この取組は、大村湾周辺道路での「サイクリング」と、湾内での「クルージング」を組み合わせた新たな観光コンテンツを造成するもので、本年3月16日から旅行商品として催行が予定されており、去る2月18日には、県内外からの誘客を目指してJR博多駅大屋根広場にて販売開始をPRするプロモーションを実施いたしました。

今後、この大村湾サイクルージングを本県の新たなコンテンツの一つとして成長させていくため、引き続き、市町と連携し、地元事業者を中心とした取組を支援してまいります。

また、これまで宿泊施設における質の高いサービスの提供と、本県ならではの価値や魅力を伝えることのできる方を「長崎コンシェルジュ」として認定してきたところであります。

昨年9月から実施したおもてなしや県内観光情報など計6回の勉強会を経て、去る2月7日に実施した「第7回 長崎コンシェルジュ認定試験」には、16施設から19名の方が受験され、今回、コンシェルジュとして認定された方については、本年3月21日に認定授与式を行うこととしております。

このような取組を通じて、さらなる観光客の満足度向上や再来訪につなげるとともに、今後も観光関係事業者とも連携しながら観光人材の育成・確保に努めてまいります。

インバウンドの推進について。

インバウンドにつきましては、本県を旅行先として選んでいただけるよう、SNS等を活用した情報発信に取り組むとともに、九州観光機構や市町と連携し、アドベンチャーツーリズムな

どの富裕層等向け観光コンテンツの磨き上げに取り組んでいるところであります。

また、昨年12月には、中国において旅行会社と連携し、教育旅行誘致のための現地セミナーを開催したほか、本年1月には五島市と連携し、韓国からの巡礼ツアー誘致に向けて、韓国の旅行会社等を招聘して視察ツアーを実施するとともに、他県と連携し、オーストラリアで観光説明会を開催するなど、本県の旅行商品等の造成に向けた取組を実施してまいりました。

引き続き、本県の認知度向上と、さらなるインバウンド需要の拡大を図るため、地元市町や関係事業者等と連携し、誘客拡大に向けた情報発信や誘致活動などに積極的に取り組んでまいります。

県産品のブランド化と販路拡大について。

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、店舗への誘客促進を図るため、長崎を舞台としたテレビドラマ「君が心をくれたから」の放送に合わせた店頭装飾やSNSを活用したプレゼントキャンペーンを実施しているところであります。

また、首都圏では、世界各地に最高級リゾートを展開するホテルでの長崎フェアや県外料理人が参加する食材勉強会を開催したほか、去る1月26日から3日間開催された北関東のイオン45店舗での「長崎県フェア」では、旗艦店で知事によるトップセールスを行い、食や観光、文化、歴史など、総合的に本県の魅力を発信いたしました。

デジタルマーケティングを活用した食の魅力発信につきましては、リニューアルを実施した食のウェブサイトの閲覧数が前年の約3倍となったほか、インスタグラムではフォロワー数が1万人以上となるなど、発信の強化に努めてまいりました。今後も、効果の測定・検証を行い、

情報発信の最適化を図ってまいります。

県産品の愛用につきましては、去る1月25日に今年で55回目となる長崎県特産品新作展の審査会を開催しました。入賞商品については、4月2日から長崎市内の百貨店で展示・販売するほか、「日本橋 長崎館」や長崎県物産展等においてもPR・販売を実施することとしております。

今後、創意と工夫にあふれた特産品の顕彰とPRを行うことで、県内事業者の新商品開発意欲の向上に取り組んでまいります。

県産品の輸出促進につきましては、2月にバンコク及び香港の小売店等において「長崎フェア」を開催し、いちごや大根などの農産物、県産酒やカステラなどの加工食品の試食販売及び観光プロモーション等を通して、多くの方々に県産品をはじめとした本県の魅力を総合的に発信することができました。

引き続き、市町や生産者団体等と協議しながら、県産品のブランド化の推進や販路拡大に努めてまいります。

国際交流について及び7ページのスポーツの振興につきましては、記載のとおりでございます。

再び「追加1」をお開きいただき、2ページ上段をご覧ください。

令和6年度の組織改正について。

令和6年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

本県におきましては、令和7年9月から11月にかけて「ながさきピース文化祭2025」として本県初となる「第40回国民文化祭」、「第25回全国障害者芸術・文化祭」を開催するに当たり、令和4年度から文化振興・世界遺産課に国民文化祭班を設置し、準備を進めてきたところであります。

開催まで2年を切り、今後は、本県の文化的ブランド価値の向上や交流人口の拡大に向け、県内各地の文化資源の魅力向上や情報発信など、開催に向けた準備を一層推し進めていくことが必要となっております。

このため、文化観光国際部におきましては、国や市町、各地域の関係団体等との連携を強化し、「ながさきピース文化祭2025」の成功に向けた準備体制を強化するため、「ながさきピース文化祭課」を新設することとしております。

今後とも、新たな組織体制の下、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

ここで当初版7ページへお戻りをお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【高橋国際観光振興室長】長崎県観光振興基本計画の変更についてご説明させていただきます。

資料は、お手元の委員会補足資料の1ページをご覧ください。

同計画の所管は、観光振興課となりますが、変更の内容については国際観光振興室所管部分の変更のため、国際観光振興室から補足説明をさせていただきます。

変更の内容につきましては、観光振興基本計画に定める数値目標7項目のうち、重要評価指標の一つである国際定期航空路線の利用者数の令和7年度の目標値を20万人から12万人に変更するものです。

変更する理由としましては、もともとの目標の設定時から新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、現地での誘致活動が予定どおりに行えなかったということに加えまして、グラ

ンドハンドリングの課題等により、長崎空港の国際線の運航再開が当初の想定から約2年遅れるということから、現行の目標値を概ね2年、後ろ倒しするという事で目標を再設定しているものとなっております。

また、11月定例会に付議案件として提出された「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の変更との整合性も図るものとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

審査の途中ですけれども、午前中の審査はこれにてどめまして、午後は1時30分から議案に対する質疑を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時28分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第52号議案のうち関係部分及び第53号議案については、原案のとおり、可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異義なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【峰松文化振興・世界遺産課長】 それでは、私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

令和5年11月から令和6年1月の1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおり、3事業でございます。

次に、4ページをご覧ください。

令和5年11月から令和6年1月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、7ページまでに記載しております。

次に、8ページをご覧ください。

附属機関等の会議結果について、令和5年11月から令和6年1月までの実績としまして、第2回長崎県観光審議会のほか5つの審議会及び委員会が開催され、その概要を14ページまでに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料としまして、土木部営繕課で実施している集中契約のうち文化観光国際部関係の契約2件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、文化振興・世界遺産課企画監より補足説明を求めます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】私からは、「長崎ピース文化祭2025 実施計画（案）」につきまして補足して説明させていただきます。

補足説明資料として提出しております「ながさきピース文化祭2025 実施計画（案）」をご覧ください。

実施計画とは、令和4年度に策定した基本構想を基に、基本方針、事業別計画、広報計画など、文化祭の全般的な計画をまとめたものでございます。

実施計画の1ページをご覧ください。

正式名称、統一名称、キャッチフレーズ、基本方針について記載しております。

基本方針につきましては、令和5年8月に策定しました基本構想に掲げる6つの方針を記載したものでございます。

「歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流」、「文化芸術によるまちづくり」、「文化資源を活かした観光の推進」、「若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来」、「文化芸術を通じた平和の継承」、「心のバリアフリーの推進」、この方針に基づきまして、これまで県や市町において事業を企画、検討してまいりました。

各事業につきましては、後ほど詳しくご説明いたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

会期、主催者について記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

シンボルマーク、ロゴマーク、公式ポスターについて記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

事業構成、事業別計画について記載しており

ます。

このうち県実行委員会主催事業のうち、コア事業につきましては、文化関係の各分野で構成する企画会議での検討を経まして、基本構想に掲げる6つの基本方針に基づいて、長崎県の文化芸術資源を活用して観光など交流人口の拡大や地域振興につながる9つの広域的な事業を計画しております。

地域文化発信事業につきましては、多くの県民の皆様や来県される方々が独特の文化など、長崎の魅力に触れ合える事業を県の各部局や関係機関で取り込まれる予定の事業、例えば県美術館、長崎歴史文化博物館の20周年記念事業や県教育委員会が取り組む文化財関係の事業などとも連携して取り組んでまいります。

障害者交流事業につきましては、障害者団体や文化関係の各分野の専門家で構成する企画会議での検討を得まして、障害のある人の文化芸術活動の発表の場を創出することにより、障害に対する理解を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進につながる5つの事業を計画しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

市町実行委員会及び文化団体主催事業のうち、地域文化発信事業につきましては、各地域の多彩な文化資源や観光資源を活用して、地域の魅力を発信する文化・芸術事業を実施します。

また、障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる美術や音楽、演劇等の文化芸術事業を実施します。

実施計画案には、現時点で市町から提出があった109の事業を掲載しております。

分野別交流事業につきましては、これまでの国民文化祭でも全国規模の文化団体等とともに継続的に実施されてきた分野における発表、

公演、交流を行う事業でございます。

計画に当たっては、全国組織の文化団体の意向を基に、県が市町と調整を行い、現時点で開催市町が決定した19の事業を掲載しております。

これらの市町実行委員会主催事業につきましては、引き続き、県に地域担当を配置し、市町と協議を重ねながら事業の磨き上げ等を行っていくこととしております。

続きまして、20ページをご覧ください。

その他事業についてですが、協賛事業につきましては、国民文化祭の趣旨に賛同し、その目的に沿った長崎県以外の自治体・文化団体・企業等が行う事業について、文化庁が承認したものを協賛事業としております。

応援事業につきましては、長崎県や県内の市町、文化団体などが例年開催する文化イベントなど、「ながさきピース文化祭2025」の趣旨に賛同し、相互に広報等を協力する事業を応援事業として位置づけております。

この2つの事業につきましては、例年、各県の国民文化祭において設定している事業でありまして、今後、協賛事業は文化庁で、応援事業は県で事業の募集を行っていく予定でございます。

続きまして、広報・PR計画について記載しております。

令和5年度は、統一名称、キャッチフレーズ、ロゴマークを発表したほか、開催600日前となる1月23日に横断幕とバナーを県庁に設置いたしました。

令和6年度は、カウントダウンボードの設置やPR動画の制作、屋外広告、交通広告などの掲示を行う予定でございます。

令和7年度は、公式ガイドブックの制作のほ

か、令和5年度、6年度に引き続きましてプレイベントの開催などを計画しております。

このほかにも随時効果的なPR活動を実施することで、文化祭の開催周知及び機運醸成に取り組んでまいります。

続きまして、21ページをご覧ください。

受入体制について記載しております。

まず、ボランティアの募集に関しましては、本県においても文化祭の円滑な運営等のため、障害者対応業務サポートに携わっていただくボランティアスタッフなどの募集を予定しております。そのほか、個人のSNSでの情報発信や、ロゴマークが入ったバッジやステッカーなどの掲出といった皆様をお願いできる様々な広報活動にご協力いただく広報ボランティアを広く募集し、文化祭のさらなるPRや機運醸成にも取り組んでまいります。

次に、トラベルセンターの設置に関してですが、分野別交流事業の出演団体をはじめ、全国から来られる団体や個人の宿泊、旅客輸送、観光のサポート等を行うトラベルセンターを設置することとしております。全国からの参加者等を万全の体制で受け入れ、気持ちよくご参加いただけるような体制づくりを目指してまいります。

最後に、この実施計画案については、今年5月に予定しております県実行委員会総会、8月に開催予定である国の実行委員会総会で審議されることとなっております。

以上、「ながさきピース文化祭2025 実施計画（案）」のご報告でございます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な

どに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【饗庭委員】 皆さん、お疲れさまです。何点が質問させていただきたいと思います。

部長説明の中の観光振興についてお伺いします。

この中の「ながさき大村湾サイクルージング」で県が後押しをするというところで、私の地元の長与、時津でも関わる事が多くあるかというふうに思います。その中で県としてはどのような形で後押しをしていかれるのか、お伺いします。

【長野観光振興課長】お尋ねの大村湾周辺で今造成を進めていますサイクルージングのお尋ねでございます。

これに関わる関係者は様々でございまして、実際にこの旅行商品をつくって運営しているのは船会社の方々でございます。大村湾周辺を船で各地を回っていく、今回は4商品、琴海、大村、長与、時津、この4か所を3月に回すんですが、そこには地元の果樹園の方だったり、いろんな方々がコンテンツとして受け入れるというような形で商品を造成しているところでございます。

この商品の造成を組み上げるに当たりましては、県の観光連盟に民間から専門人材を招いて一緒になってこのコンテンツづくりに取り組んできたところでございます。現在、そのコンテンツ開発支援室を観光連盟に設置しているんですけれども、その活動経費については、このサイクルージングに限らずですけれども、県と

しても支援をしているというような関わり方をしているのがまず1点でございます。

あと、財源的なもの以外については、各関係者をついにまとめていこうということで、いろんな話し合いの場であったりといったものやっけていくといった形で後押しをさせていただいているところでございます。

【饗庭委員】ありがとうございます。その財源の支援ですけれども、それはどのような形でされるのか、何割とか決まりがあるのか、財源支援にですね、その商品を出すところに、そのあたりはどのようになっているのか教えてください。

【長野観光振興課長】事業の財源に対してのお尋ねかと思えます。

今回、大村湾サイクルージング事業の構築の中では、国の補助事業を活用していこうということで、この申請書の作成は、観光連盟の専門人材も活用しながらやってきたといったようなところでございます。

この中で商品の開発でございましてとか、サイクルージングの拠点整備に係る、例えばサイクルスタンドであったりとか、自転車の購入であったりとか、そういった初期投資に係る部分については、この事業の中で賄ってきたといったようなことでございます。

あと、残りの観光コンテンツづくりといったものについては、各市町であったり、地域が主体となってまちづくりに取り組む団体がございます。そういった方々に対しましては、県は、この大村湾サイクルージングにかかわらず、2分の1程度の支援を行うという支援制度を設けています。今後、こういった観光コンテンツづくりを進めていく中で、間接的にでも、この大村湾サイクルージングのコンテンツ作成に支援していけるのではないかと考えております。

【饗庭委員】わかりました。その中で2月18日に福岡の方でプロモーションをされているようですが、これをされた結果というか、どれくらい効果が見られたか教えてください。

【長野観光振興課長】2月18日にJR博多駅でイベントを開催させていただいております。これはサイクルージングだけではなくて、本県の魅力発信も含めまして、五島であったり、そういった島々のPRもやっておりますし、JR九州ともタイアップしながら、現在、コラボしたいいろんな切符の販売なんかもやっておりますので、そういったPRもやってきたところでございます。

全体のイベント来場者数としましては、目標として1万人を想定しておりましたが、倍の大体2万2,000人の方に来場いただいたというふうに数では伺っているところでございます。

具体的にサイクルージングとのつながりというところは、まだちょっと見えてないのでございますけれども、来場いただいた方のアンケートを300ほど取らせていただきました。その中で約9割の方が、「このイベントをきっかけに長崎に旅行したい」というようなご回答もいただいておりますので、一定程度のPR効果はあったのではないかとこのように考えているところでございます。

【饗庭委員】その中でイベントへ参加する目標人数というのは決めておられるのか、お伺いします。

【長野観光振興課長】繰り返しになりますけれども、JR九州との共同イベントでございますので、来場者については約1万人を目標として掲げさせていただいたところでございます。

【千住委員長】サイクルージングのということです。

【長野観光振興課長】サイクルージングの目標ですね。失礼いたしました。

サイクルージングの実際の目標、このイベントというわけではないのでございますけれども、今回、30回程度の催行を予定しております。1回当たり、最低でも20名乗っていただかないといけないということがございますので、最低の採算性の取れる目標としては600人の方に乗っていただくということを、先日、マスコミあたりにもお話しさせていただいているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ多くの皆さんに来ていただいて、地元の長与、時津も知っていただきたいというふうに思っております。

次に、その下の長崎コンシェルジュですけれども、今回、19名の方が受験されたということですので、受験されて何名認定されたのか、お伺いします。

【長野観光振興課長】具体的な数は、まだ公表はしてないのでございますけれども、トータルの数だけお答えさせていただきます。

ゴールド、シルバー、ブロンズと3段階ございますけれども、この3段階の全てを合わせまして19名受験いただきまして、12名の方を新たに認定するというような形で、今回、認定式に臨もうと考えております。

【饗庭委員】第7回ということですので、これまでずっと認定してこられたかと思うんですけれども、その中で合計で何名認定されて、その方がどんな活躍をされているのか、お伺いします。

【長野観光振興課長】これまで7回のトータルで76名を認定させていただいております。この間、当然、退職であったりとか、そういった方もございますので、現在、55名の方に活躍いただいているというような状況でございます。

この制度で認定されたコンシェルジュの方々については、観光情報発信についても様々な場

面でご協力をいただいているところがございます。例えば、観光情報サイトのながさき旅ネットでは、その方の通常の様々な活動をブログで掲載するというような形でございましたり、あと、広報の機会で長崎コンシェルジュの方々に、いろんなプレゼンターであったり、例えばほかの事業で、コンシェルジュ以外に高校生向けにミライニナイ塾というのをやっております。これは観光人材の育成といいますか、今後の新たな観光人材の発掘ということでやっておりますけれども、その講師をしていただいたりとか、あとは個々のインスタグラムであったりとか、Xであったりとか、そういったもので日々の情報発信にご協力いただいているといったようなところがございます。

【饗庭委員】多方面で活躍されているということかと思えます。今後もこのコンシェルジュを増やしていったら、県として最終目標みたいなことがあるのかどうか、お伺いします。

【長野観光振興課長】県内各地に認定されたコンシェルジュが一定いらっしゃるものが、おもてなしの向上につながるのではないかなというふうに思っております。ですので、できる限り県内全域ということで、現在、離島部においても取組を進めていこうと思っております。21市町というところまではいきませんが、全体としては、今、7~8地域ございますので、最大15地域ぐらいまで伸ばしていけるように頑張っていきたいと考えているところがございます。

【饗庭委員】ぜひ多くの方が認定されて活躍されることを願っております。

次に、県産品のブランド化と販路拡大についてお伺いします。

この中で北関東のイオン45店舗で「長崎県フェア」ということで知事がトップセールスを行ったということですが、この知事のトッ

プセールスの効果をお伺いします。

【松尾物産ブランド推進課長】北関東イオンでの知事のトップセールスについてのお尋ねでございます。

まず、イオンと長崎県におきましては、包括連携協定を結んでおりまして、イオンの北関東では昨年度から「長崎県フェア」を総合的に実施しているところがございます。知事がトップセールスに行っていたことで、北関東の核となる店舗は、年間5,300万人ぐらいの来場者がいて、フェアの期間中もすごく多かったですけれども、その来場者の方に知事が自ら県産品の魅力、そのほか観光とか文化の魅力とかも発信していただいたことで、即、長崎県の魅力を伝える成果になったと思っております。

また、知事がイオンの関係者の方との、実際、県産品の売り込みもしていただくということで今後の販路拡大につながるものと期待をしております。

【饗庭委員】知事が行くトップセールスと県職員の方が行くセールスとの違いが、なかなかわからないかなと思うんですけれども、そのあたりを再度お伺いします。

【松尾物産ブランド推進課長】先ほど、イオンの方とかのお話ということに触れましたけれども、知事に行っていたことでイオンの北関東グループの支社長さんとお会いできて、直接すごく熱心にお伝えしていただいたということもございます。

また、知事が一般の方たちにお伝えすることでは、長崎県の顔として、すごく魅力発信につながったのではないかと、私たちがするよりはですね、と当然思っております。

【饗庭委員】わかりました。

今後、ほかの地域に広げていった方がいいかと思うんですけれども、今は北関東ということ

ですけれども、地域的にどこまで広げていこうという考えがあるか、お伺いします。

【松尾物産ブランド推進課長】我々の県産品の取組としましては、県外、特に首都圏とか関西圏を狙ったPR、また、海外等もごさいます。知事が実際トップセールスに行く場合は、先ほど言いましたように相手のトップの方とかとお会いして直接語ってもらおうといったような機会を設けないといけないと思っておりますので、そういった店舗、そういったところを私どもいろいろ検討してまいりたいと思っております。具体的にここというのは、まだ言えないところですが、引き続き頑張ってもらいます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】今、話があった大村湾周辺道路、サイクルージングについてちょっとお聞きしますが、私もあんまり認識がなかった。去年だったか一昨年だったかわからんのだけれども、パールラインが通行止めになったことがある、何時から何時まで通れませんよと。地元ではびっくりして何があるのかなという感じでね、そういう記憶がある。ハウステンボスの沖合でヨットの大会みたいなことがあったとかね。ところが、我々は何も知らされてなかったし、知る機会もなかった。行政がこんなに後押ししているというのは初めて認識した。もう少し詳しい内容を聞かせてください。

【長野観光振興課長】サイクルージングの取組についてでございます。先ほどお話ししたように、きっかけについては、実は長与町のある無人島を活用するといったところの検討から始まっております。その無人島を見ていく中で、その関係者、先ほどの船会社の方であったりとか、地元の漁協の方だったりとか、何かやれないかということで活動が始まったという経過がございます。

大村湾は、たしか9市町に面していると認識しておりますけれども、そこに船を使って周遊する。それだけじゃなくて、降りた場所で自転車を使ってその地域を楽しむといったことができなにかということで、昨年のちょうど今ぐらいの時期から取組を始めたというような経過がございます。

そういった中で仲間がどんどん、どんどん増えていく中で、今、9市町全部で旅行商品ができればというふうに思っておるところでございますけれども、やはり港に船をつけるという関係がございますので、船をつける棧橋でございますとか、そういったものをこれからどんどん広げていく中で、先ほど申し上げました長与、時津、大村、琴海といったところがございますけれども、今後、大村湾の北部の東彼杵であったり、ハウステンボスもその中に入っておりますので、今、そういった検討を秋に向けて進めているといったような状況でございます。

この大村湾、あらゆるところにつけていけるので、今後、コンテンツをつくっていくことで、9市町一つずつではなくて、たくさんのいろんなコースが出来上がると周遊にもつながっていくのではないかと期待しているところでございます。

【田中委員】いいことだからぜひやってもらいたいと思うけれども、佐世保市も正式にメンバーに入っているんですか、どうですか。

【長野観光振興課長】国の補助金を頂戴する際に、連携先として実施体制はどうなっているのかということに記載するところがございます。我々、これを観光連盟から出す際にも各市町に対してお願いをしているところでございまして、佐世保市にもこちらからお話をさせていただいておりますし、仲間には入っていただいているというふうに認識しております。私の方からも、

今後、佐世保の方で広げていきたいということでお話はさせていただいているところでございます。

【田中委員】2回目という認識になるんですかね、今回あればね、去年からですか。ちょっとびっくりしたのは、ちょうどダブった日だったのよ、私の記憶では。というのは、針尾地区の行政で公民館祭りのな、うず潮祭りというのが盛大に行われていた。それでパールラインが通行止めになったので大騒ぎになった記憶があるのよ。だから、支所あたりにきちっと言ってくればね、地元もびっくりしなかったんだけれどもね。そんな記憶がちょっとあるので。これは何もどうのこうのじゃないですよ、やることには別に問題はないわけだから。やる以上は大村湾一周の道路整備をあなた方からも土木部に、やればやるほど発展していくと思うよ、大村湾一周、そういう感じがします。これはここでおきます。

次に、私が午前中、観光について観光立県的な話をしたんだけれども、期待していたのよ、一番は、IR。IRが実現すれば、長崎県はもう本当に観光の発展は無敵大だったんだ。IRというのは、カジノ半分、あとの半分は観光なんです。ハウステンボスにできるIRの中で外国のお客様さんに宿泊等してもらって、あそこを拠点にして全国にという話だった。全国は無理にしても、九州一円ぐらいは、例えばあそこに1週間宿泊してもらって、九州一円に行くような拠点が大きな要素だったのよ、IRは。2つの大きな要素、カジノ事業と、もう一つはこの拠点づくりの、それがなくなったので大変残念なんだけれどもね。あれがあったら長崎観光は九州の中心になれた。今もってちょっと残念なんだけれどもね。

ここでちょっと議論したいのは、どうもこう

見てると観光は長崎中心、島原方面で終わっている、県北の観光の話があんまり出てこない。県北はどういう位置づけをしているのか、ちょっと参考までに聞かせてもらいたい。

【長野観光振興課長】県北地域の観光振興でございますけれども、長崎市だけではなくて、佐世保においても県北の観光の拠点、中心だというふうには認識しているところでございます。

現在、大型の旅行の部分でいきますと、ハウステンボスがどうしても中心にならざるを得ないというところがあるかと思っておりますけれども、現在、佐世保市とも連携しながら、いかに九十九島、あるいは県北のもっと奥の方まで来ていただけないかということで、様々なコンテンツづくりにも取組を、九十九島地域をしっかりと生かしながらやっつけていこうということで、一つ一つ、コンテンツづくりを進めております。

例えば、離島地域であれば高島、今まさにあのあたりが地元の漁師の方々であったり、生産者の方々が地元で何とか迎え入れていこうと、高島を人が来るような場所にしていこうというような動きもございます。ああいったところまで人に来ていただけるようなルートをつくる、あるいは江迎地域においても、いろんなまちづくりを今進めております。拠点、拠点で、今、点となって取り組んでいるものを何とか面につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

【田中委員】あなたたちの考えは聞いたけれども、実態は冷たいね。佐世保観光は何だと言われればね、どれだけの応援体制をあなたたちが組んでくれているのかという疑問を持っているけどね。私は地元だから言い過ぎかもわからんけど、やっぱりハウステンボスなくしては、県北、特に佐世保の東南部あたりはハウステンボスがお手上げしたら、もう本当、大変なことな

んです。IRの影響で、必ずしも万全じゃない、ハウステンボスは、IRが駄目になった、4～5年、設備投資もあんまりできないような実態だったからね。

だから、ハウステンボス観光については、やっぱり県も責任があると思うよ、IRを失敗した責任は県にあるわけだから。だから、ハウステンボスの支援については、特別、やっぱりある程度気を使ってほしい。一私企業ではあるけれども、県北観光の中心は、今はハウステンボスですよ、三十四、五年前にできてからね。一番多かったのは、工事期間中が一番多かったんだから、発足する3年前ぐらいの工事期間中が。その前はどこかというと、西海橋ですよ、県北で観光客が一番多かったのは西海橋観光よ、40年前。調べてみてください、わかるから、観光客数、弓張とか鹿子前じゃなかった、佐世保の場合、西海橋だった、それからハウステンボスだ。このルートについては、クルージングの関係もあるのでね。先ほど、いいなと思って飛びついたんだけどね。

そういうことでは、県北観光にもう少し力を入れてほしい。なぜならば、IRという長崎県で最大の大事業、大プロジェクトに県は失敗したんだよ。ある程度責任を感じててこ入れをしてもらわなければ。私は、そういう感覚を持っています。

だから、ハウステンボスの活性化について支援的なものがね。例えば、昔だけれども、モーレン会員なんかに県庁で全部入る運動をしたことがあるよ、モーレン会員に県庁全員で入りましょうと、私も三十数年、オープンからずっと。今は安いからね、年会費5,000円で365日行けるわけだから。モーレン会員の的なもので協力する時代があったんです。我々、議員としても会派で宿泊したことがある、ハウステンボスに。少

しでも売上げがということだね。そういう体制をぜひお願いしたい。

IRの失敗というのはね、これは本当、100年単位で語れるぐらい、大変なことだという認識がどうもない。これはもう収入も大きかったけれどもね、納付金等々で。それもまた活用もできたけれども。

だから、本当にハウステンボスについては、ある程度、一私企業といえども、県は応援体制を組んでほしいと要望したいわけですが、見解だけ聞かせてもらおう。

【伊達文化観光国際部長】 今回のIRの不認定という結果につきましては、我々、観光振興をつかさどる部局におきましては非常に残念な結果であったと思っております。

我々といたしましては、今回のIRにかかわらず、やはり県北、佐世保地域の振興というのはしっかり進めていかなければいけないというふうに思っています。

そうした中で、今、委員がおっしゃるように、一番の核になる施設としてはハウステンボスであろうと思いますし、観光の統計を見ますと、一旦ハウステンボスに入って、そこからいろんなところに観光に出かけられるというような統計データもございますので、我々としては、ハウステンボスを核とした観光振興をしっかりと進めていく必要があるということで考えております。

ハウステンボスは一つの事業体でありますけれども、今後もどういった支援ができるのか、そういったところも含めてしっかり検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】 ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

それから、もう一つ、クルーズ客船の誘致というのも大きな柱になっているみたいだね。こ

れもちょっといびつな感じで、長崎港を県が管理しているから港湾が中心になってやるんだろうけど、ソフト的にはあなたたちが頑張っていてやっているのかもわからんけれども、実績の発表とかなんかいうのは、大体、港湾課がやっているね。

佐世保の場合は、佐世保の港は佐世保市の占用になっているものだから県はあまりタッチしない。しかし、クルージングに関していうならば、港湾の管理云々よりも、全県下というよりも、長崎と佐世保しかないわけだ。佐世保の中でも浦頭という港が再整備された。これも専用ですよ、クルージングのね。行かれたことがあると思うけれども、もう大変な施設、あれだけの施設を国と佐世保市で設定してくれたんだ、県はあんまり関与してない。式典だけは知事も来て、議長も来て、テープカット的なことはやったけれどもね。

だから、県は、クルージングに関して言うならば長崎だけじゃなくして、佐世保の三浦、浦頭を併せたところでやっぱり頑張ってもらわなければ、特に浦頭だ。あそこは佐世保の中心から若干外れていて、極端にいうと、いくら押し寄せても大丈夫だ。バスだって往復しようが、そこら辺はそんなに混雑しない。国道整備は今ちょっと遅れているけれども、やっているし、ハウステンボスとも直結している。

HISがハウステンボスに支援に来て失敗したことが1つだけある。それは浦頭を港にして上海航路をやろうとした。これは失敗した。なぜ失敗したかなと考えれば、行政の支援がなくて単独でやろうとしたから。それはもう単独でやれませんよ、国際的な問題だからね。だから、上海航路なり、台北航路でもいいと思いますよ。

だから、県の方針として、今はどうなっているか知らないけれども、中国一辺倒では駄目だ、

台湾もやらなきゃ。まだ10年内のことだけでも、台湾とはあんまり親しくしてくれるというのが県の方針だった。それはわかると思うよ。なぜならば、私が議長をしていた時に、熊本空港の定期路線ができて、長崎にも挨拶に来たいと言ってアポがあった。私は会おうと思ったけど、県からストップがかかった、会ってくれるなど。これは事実だからね。議長は会ってくれるなど。しかし、断るわけにはいかなので、副議長さんにしてくださいと、あんまり大差ないんだけどね。そういう方針を正式に伝えられたことがある。今は、そういうことないでしょうね。あの当時の政府の一つの取り決めみたいな感じでやっておられた時代がある。

今はどうですか。政治的なものもあるけれども、見解を聞かせてください。

【坂口国際課長】台湾との交流についてのお尋ねでございます。

インバウンドの重点地域の一つでありまして、本県にも多くの観光客の方が来ていただいているところではあります。

一方で、本県は古くから中国とのつながりというのが非常に深く、本県議会においても全国に先駆けて日中国交回復と貿易促進に関する要望決議というのを採択された歴史もございます。そうした中で全国で唯一、本県のみを所管する総領事館も長崎市内には設置されております。

長崎と上海の国際定期航路も全国で3番目に設置されたという歴史もございまして、中国との友好関係というのを非常に重視してこれまで取り組んできたところでございます。

台湾との関係につきましては、基本的に県としては民間ベースの交流、市民レベルの交流というのは積極的にやっていくという考えでございますけれども、中国との関係性を考慮した時

に悪い影響を及ぼしてしまうようなケースについては、慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

【田中委員】中国と親しくしてきた歴史があるのは事実です。私も浙江省の省庁で習近平さんがその支所長で、李強さんが、今の中国のナンバー1、ナンバー2が長崎に来て我々と一緒に歓迎会をやった記憶がある。私は習近平さんに2回会った。まだ日本の方がちょっとこうという感じの時代だったから、年も若かったから肩を組んだような形で頑張ってくださいよという話をした記憶があるけど、今はそんな話じゃないね、大変な話だ。

しかし、そういう歴史はあるけれども、経済は経済でやっぱりやる雰囲気ができつつあるから、両方仲良くすればいいんだ、片方に決めろと言っているわけじゃない。

そういう意味から、税関業務等々もある、今からできるだろうけれども、浦頭にクルーズ船だけじゃなくて定期航路ぐらい、HISが頑張ろうとして駄目だった定期航路を復活するぐらいの大きなプロジェクトを観光振興課もたまには話し合ってくださいよ、夢を。

もう一つ、ちょっと午前中話したけど、旅博、炎博とやってたよ、長崎県。旅博は本当に画期的だったよね。そのために何とかトンネルを早急に供用を開始したんだ、佐世保からずっと来れるから、長崎大学経済学部の奥の方の、何というのか、私も今出てこないけど。炎博もハウステンボスを含めて有田でやった。これもまあまあだった。しかし、あれから15年ぐらいやってない、何も、長崎県は。10年スパンぐらいで大体やろうという雰囲気でやったんだよね。

一番残念だったのは、佐賀県は明治維新150周年事業で盛大にやった。長崎県はというと、私も相当発言したけど、何もやらなかったね。

観光立県という大きな流れで私は話をしているんだけど、そのくらいの意気込みは、今、予算を見てると、やらなきゃいかんことだけをやっているという感じで、外向きにもう少し観光立県の考え方をぜひ深めているいろいろチャレンジしてほしいなと、我々も応援していきたいと、議会としてもね。そう思ってますので、よろしくお願いして、終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】続いて質問させていただきます。

一つは、先ほど田中委員からもありましたけれども、県北にとっても大きなIR事業が、今、厳しい状況になったということで、確認だけさせていただきたいんですけども、IRは観光だけの担当ではなかったんでしょうけども、観光目線で見たと時に、まだ先はわからない状態ですけども、IRがゼロということではないかもしれないんですけども、今までの観光に資する県北振興または県の振興に対して計画がありました。もっと言えばKPIの数値がありました。そこあたりが、このIRを落とした時に、今後、この計画はどういうふうになっていくのか。全くそれを落としてしまうだけなのか、観光振興に資する内容を変更して、さらにつくり直していくのか、ちょっとそこあたりが見えてないのでご説明いただきたいと思います。

【長野観光振興課長】今後の計画地についてのお尋ねだと思います。現在、観光振興基本計画というのを5年間のスパンで観光振興の方向性ということで計画を立てさせていただいております。これは総合計画とほぼ周期を同じくしてということで計画を立てさせていただいております。そこに基本目標としまして観光誘客数であったりとか、あるいは延べ宿泊客数であったりということをお計上させていただいております。

具体的に数値目標として令和7年度以降は、まだ実際のところ、掲げていないということになりまして、今、IRが仮になくなったとした場合においても、そういったことを考慮しながら、今後どうしていくのかというのは、再度、検討していくことになるかというふうに考えているところでございます。

ですので、今、掲げている目標が我々の具体的な数値として、将来のIRに関してのいろんな目標は、来場者数とかというのは目標があると思うんですけども、観光振興の基本的な目標については、まだ掲げているところではございませんでしたので、最終的には、今のところ、影響はないのかなというふうに認識しております。

【大久保委員】であれば、これからの計画の時にIRが今後どうなるかということも見極めながら、さらに長崎県の、または県北の観光振興策、計画をつくっていくということでもよろしいですか、確認です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続いて、ながさきピース文化祭についてですけれども、これは事前の準備ということでの予算は上がっていましたが、準備段階を超えて本番のことも聞きたかったので、ここで聞かせていただきます。

スポーツマスターズの話にも似てまして、誘客については、各市町で事業はされる、ステージが県内各地でやられるということでもございますけども、誘客については、どのようなすみ分けだとか、例えば市内外、または県内外のすみ分けというのは、どういうふうにされるようなイメージになるのでしょうか、誘客に対して市町と県のすみ分け、よろしく申し上げます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】誘客については、県と市と連携してということで、一緒

にやって誘客促進を図っていきたいと考えております。具体的には、例えばトラベルセンターをつくって、エリアごとを回っていただくコースをつくるとしました時に、実際の受入れは市町に担っていただくこととなりますので、大きな情報発信であったりツアーの催行であったり県の方のトラベルセンターが役割分担して、現地での対応を市町で受けていただくような、そういうことで連携しながら対応していくようなことは想定しております。

【大久保委員】そういうことであれば県がトラベルセンターを総合的につくるということでもよろしいのでしょうか。

それとも一つ、前回は石川県であったんですかね。実績としてどれぐらいの来場者があったのか、長崎はどれぐらい見込みがあるのか。それ以上なのか、以下なのかという見込みはどうなんでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】トラベルセンターにつきましては、全県的な取組として県の方で実施を予定しております。先催県におきましても、全国的な文化団体、いわゆる文化団体の全国大会の参加者の宿泊の手配でありますとか、いろんなそういった利便性を図る。例えば他県では弁当の手配とか、観光のサポートとか、参加者が来られてスムーズに気持ちよく参加できるような体制を取られております。他県におかれましても、県がそういったトラベルセンターを構えております。

それと参加者数、石川県の事例でございますが、石川県につきましては、まだ総参加者数の報告がされておられませんので、そこは今、災害関係とかもあって、そういった手続についてはまだご報告はいただいておりませんが、過去の開催県の事例を申し上げますと、これまで開催した過去7県の平均では、イベント数につきま

しては、全国大会や地域イベントを合わせて平均127件、総参加者数は約188万人となっております。

ですので、長崎県につきましても、180万人を上回る目標を設定したいというふうに考えております。

【大久保委員】188万人ということで、想像というか、どれだけの混雑があったり集中的になるのかというのが想像できないんですけども、全県の中で、例えば長崎市がこの半分以上をもっていくのか、全県としてどういうふうな割合になるのかなという想像はいかがでしょうか、大型離島も含めてですね。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】参加者数の目標についても、これから積み上げていくような部分もございますので、あくまで今の時点では過去の事例に基づく目標設定ということをさせていただこうと思っております。これもいずれ市町の事業がどんどん具体的になってくれば、そういった参加者の目標値みたいなものも集計する機会が出てきますので、そういったものをちゃんと正式にご報告できるタイミングが来ると思っております。

それと、事業の配置ですけれども、県主催事業についても、できるだけ都市部に偏らない配慮というのはさせていただこうと思っております。これまで1年以上かけて全21市町を県の地域担当が回って、頻りに足を運んで、できるだけたくさんの文化の掘り起こしであったり、情報発信も含めて市町の対応といいますか、一緒に臨んでいただく姿勢というか、そういったものも県と一体となってやっていただけるよう、お願いをしてまいりました。そういった結果が、先ほどご報告した109件ということです。

もう一つ、文化事業の全国大会につきましても、離島を含めて都市部に偏らないような形で

市町と協議をしてマッチングさせていただいた経緯がございます。

【大久保委員】今、他県からの来場ということでも聞きましたけれども、もう一つの視点で県内の周遊、周回というところはどのように、何か、例えば県内で他地域に行く時にインセンティブがあるとか、何かそういう振興策というのは図られるつもりなのか、その予定がありますでしょうか。来年度は準備期間ということで、あえて聞かせていただいております。よろしくお願いいたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】参加者に県内を周遊していただく取組について、たくさんの参加者が長崎県においていただきますので、参加するだけでなく、長崎県内で開催されている文化事業、他の地域も回って見ていただくような、そういった旅行商品の組み方は検討していきたいと思っております。

【大久保委員】今日提案させていただきたいのは、そういった中で県民はお客さんとしてではなくて、県内にどういった文化が根づいているのかとか、自分の地域と似たような伝統文化が結構あったりするんですね、流れがあったり。やっぱりそういったところは見てほしいなという、そういった意義が今回のながさきピース文化祭にはあるんじゃないかなと思っております。

そういった商品というか、県内で動けるような、例えば学生または児童生徒たちが行けるような、そんな商品があったら、もっと動いて長崎のことを知れるんじゃないかなと。今、ふるさと学だとか、また、探究だとか、そういった言葉も多くあっておりますので、そういった視点において、こういった機会はなかなかないんじゃないかと。今の田中委員の話も拾わせていただければ、博覧会が一つあるようなものじゃないかなというふうに思っております、全国が

ら集めるのと併せて県内のこういった機会に子どもたちに学びの時間を与えるのも必要なんじゃないかなと思うので、そういった視点はぜひ入れていただきたいと思いますけれども、もう一度、答弁があったらよろしくをお願いします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】委員ご指摘のとおり、すごい、せっかくの文化事業、全国的な大会を久しぶりに長崎県で開催するわけでございますので、県外からの誘客はもちろんのこと、県内にいらっしゃる、県民の皆様に自分の地域の文化だけでなく、県内独自の文化を併せて体験していただくようなプログラムを商品化していくことができればなと思っております。他県からでも日帰りといいますか、短い、単価もそんなに高くないような体験プログラムみたいなものを商品化している事例もございましたので、長崎県においても検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【大久保委員】このことについて私が日頃から思っているのは、県民が長崎のことを知らない。我々大人も、大型離島も含めて、どれだけ行ったことがあるのかというのを観光目線でも、数字まで出ているかわからないんですけれども、思いを馳せていただきたいし、私もそこは長崎県がこれだけ広いからこそ、長崎県内で旅行ができるような県だというふうに思っておりますので、そういった機会を醸成していかなければならないなと、長崎のことをもっと知る大人になるために子どもたちにたくさん体験をさせなければならぬんじゃないかなというふうな観点も持って、このながさきピース文化祭をいい機会にさせていただきたいなというふうに思っております。

先では、子どもたちに、夏休みでもいいですから、フリー切符で夏休みに県内どこでも行っていいような切符を渡せたら、この長崎県をも

っと子どもたちが知って大人になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういう先で展望になるようなながさきピース文化祭のチャンスをつかんでいただければなというふうに思っております。

まだ再来年の話なので、次年度、検討段階ということなので提案も含めて質問させていただきました。よろしくをお願いします。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多委員】大久保委員と似たような内容になってしまいますが、52号議案の中に政策の柱04、これ、教育がメインで書いてあったので、ここでもないのかなと思ったんですけれども、観光生活建設委員会説明資料の5ページに「人生や地域に潤いと活力をもたらす、文化芸術・スポーツ活動を推進する」というのがございます。先ほど申し上げたように、これは教育に係ることだと思うんですけれども、その中で「ふるさとへの誇りを育む文化芸術の振興と次世代への継承」というところがございます。

実は、昨年12月15日に県内高校生と議員の交流事業があって、私は島原高校の生徒と対話する機会があったんですけれども、その高校生が、その子たちにしたら島原のことだったんですが、ふるさとの魅力と言われても実はよくわからないんですと、それなので伝えることもできないというようなお話がありました。県内での進学とか就職、そして、もし県外に就職したとしてもUターンを考えると、中学生、高校生時代の思い出が大事との話もございます。先ほど、大久保委員がおっしゃられたように、県内のことを長崎県の人を知るといえるのは重要なことだと思います。

そこで、その高校生との会話の中で、ここだと歴博とかあると思うんですけれども、そういったものをもっと知ってもらえるような、そうい

ったところに人がどんどん増えるような、そういった事業というか、取組があれば教えてください。

【峰松文化振興・世界遺産課長】委員おっしゃいますように、ふるさとの誇り、そういうものを子どもたちが持つということは、本当に重要なことだというふうに考えております。

そういう中で、美術館や歴史博物館が移動展とか遠隔授業等を行っているところです。それはご覧になっております「教育振興基本計画」の27ページの指標に掲載しておりますが、こういうふうに本展、移動展、遠隔授業の実施市町数というふうに書いておまして、必ずしもそこに行けなくても、移動展もしくは遠隔授業ということで触れられるような仕組みをつくっているところでございます。

【本多委員】ありがとうございました。

では、「こどものスポーツ機会への充実と地域に活力を与えるスポーツの振興」、この中の地域に活力を与えるスポーツの振興についてお尋ねです。

私がランニングが趣味ということもありまして、県内のランニングイベントに出しております。皆様、あんまりご存じじゃないかもしれないんですけども、吉岐で吉岐ウルトラマラソンというのをやっておまして、100キロほど走るというのがあります。実は、ウルトラマラソンは、長い距離を走る人たちの中ではすごく人気のある大会でございます。ユーチューブなんかでも出てくるんですけども、すごくいい大会で、県外からのお客さんも多数いらっしゃる。そして、来た方は、皆さん、泊まりでその大会に出られるというようなものでございます。

また、先日、五島つばきマラソンも行ってきたんですけども、それも非常にアットホームな大会で、その大会も参加される方は、皆さん、

泊まりがけで五島にいらして、そして走られる、そういった大会でございます。

私の場合、ランニングイベントの話ばかりするんですが、そういったスポーツイベント、具体的にこれから呼んでいこうとか、こういったものを増やしていこう、そういったものがあれば教えていただけますでしょうか。

【江口スポーツ振興課長】県で実施するスポーツイベントといたしましては、今年、日本スポーツマスターズというのを県が中心となって、市町とか競技団体にもご協力いただいて実施してまいります。本多委員からご質問がありましたマラソンイベントにつきましては、県下各地で開催されておまして、我々も一覧表にして、年間、いつ、こういったところでどんなマラソンがあるかというのは把握しております。数えますと20ぐらいの、いわゆるランニングのイベントが開催されております。それは市町であったり、もしくは民間の実行委員会で開催されている、いろんなものがあるかと思えます。

それで、県の方で予定しているというか、今後計画しているものについては、今のところ、ランニングイベントについてはございません。市町で開催していただいているので、そういったものの情報発信であったり、誘客につながるような情報提供、そういったものを県としては支援してまいりたいと考えております。

【本多委員】ありがとうございます。ランニングイベントが市町でなされているというのは、実は6月の一般質問の中でも答えていただきましたというようにお話だったんですが、実際に今年度、情報発信に携わられたイベントがあれば教えていただきたいです。

【江口スポーツ振興課長】市町で開催されるいろんなイベントにつきましては、いわゆるスポ

ーツイベントだけではなくて、観光イベントとか食のイベントとかいろいろあるんですけれども、そういったものについては長崎県の観光連盟のホームページで集約して発信するということがよろしいかと思ひまして、一般質問でもそのようにお答えしたところでございます。

それで、市町に対しまして、そういったものにつきましましては我々も把握はもちろんしているんですけれども、もっと細かい内容ですね、今年はいつ開催されるとか、どこでとか、募集が何人とかというのは、なかなか私たちでは一個一個の情報が把握できないものですから、市町にそういったイベントごとがあれば積極的に発信してくださいということを、登録していただければ旅ネットで発信できるような仕組みになっておりますので、そういうものに上げてくださいますということを促すというところまではやっております。

ただ、今後、マラソンというか、ランニングイベントの専用のページみたいなものの作成というのも検討してまいりたいと思っております。実は、サイクルイベントにつきましましては既にございますけれども、ランニングイベントにつきましましては、そういったものがないので、ランニングの需要も確かにございますので、そういったものについて検討してまいりたいと思っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】2点お伺いをいたします。

まず、午前中、予算のところでは少しお伺いしたんですけれども、ピース文化祭の組織変更の関係ですけれども、従来、班であったものを「ながさきピース文化祭課」という形で4月から組織がつけられるということで、この規模感といひますか、今、5人ですか、7人ですか、いらっしやると思ひますけれども、規模感と、それ

から具体的な業務担当といひますか、どの部分に人を割り振っていかれるのか、その辺のところ、班の名前とか、もしわかりましたら併せて願ひいたします。

【峰松文化振興・世界遺産課長】組織のお話でするので、私の方から答弁させていただきます。

今回、組織改正をいたしましてながさきピース文化祭課を令和6年度から新たに設けさせていただきますということで部長からご説明いたしました。これまでの先催祭の状況を見ますと、大体23名から24名、その程度の規模になっております。そういうことで、こちらといたしましてその程度の規模で進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

あと、組織、内部としましては、今のところは、例えば調整をする担当、開・閉会式、あと県事業を行うところとか、市町事業を行うところとか、障害者芸術・文化祭を担当するような組織をつくっていかうというふうにご検討しているところでございます。

【山本委員】ありがとうございました。特に市町の事業に関して、今の体制の中で市町と打ち合わせをされてきたと思ひますけれども、具体的になってくるといふことになると、やっぱり市町事業の打ち合わせをする担当の方が必要になってくるんだらうなというふうに思ひます。そういったところも含めて多分検討されていると思ひますけれども、磨き上げといひますか、市町の文化の磨き上げというところで、ぜひよろしく願ひしたいと思ひます。

それから、全体的に長崎で国民文化祭をする、去年は石川県だった、九州各県でもやってきた。長崎らしさといふのをどこの部分で出していくのかということで、基本理念の中にはいろいろあります。案ですけれども、事業を見ている感じで、例えば長崎の文化はいろいろありますけ

れども、わかりやすく言うと、例えば世界遺産がありますよ、日本遺産がありますよ、ジオパークがありますよ、云々というのがあります。世界遺産であったり、そういったものは市町事業の中には入ってくるんですけども、県主催の事業であったり、実行委員会の事業であったり、そういったところの中でちょっと弱いのかなというふうな印象を持っているんですけども、その辺のところはいかがですか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】先ほど説明させていただきました実施計画の中では、大きく県実行委員会が主催する事業と、そもそも県が主催している事業を国民文化祭に位置づける、そういう区分をさせていただいております。県実行委員会事業というのは、県の実行委員会でご承認をいただいて、お金の面でも実行委員会が主体的に実施をしていく事業になるんですけど、それについては意識的に6つの基本方針から、具体的にこの基本方針に沿って何をやっていこうかということを企画会議の専門家の先生方と相談しながら決めていった経過がございます。

委員ご指摘の世界遺産、日本遺産につきましても、個別の市町プログラムでは積極的にそういったものに取り組んでいただくよう、県の方からもご助言させていただきましたし、連携してやっていきたいと思いますというお話をさせていただきました。

先ほど申し上げた、県がもともと取り組んでいる事業で、世界遺産、日本遺産をどう位置づけていくかというのは、今後、担当課といいますが、担当の部署と一緒に検討していきたいと思っております。

全体としてどういうふうに取り組んでいくかというご指摘だと思いますので、それについては県の中でしっかり協議をしていきたいと思っ

ております。

【山本委員】ありがとうございます。もちろん県内のいろんな部署が関わってくるわけですから連携ということになってくるんですけども、先ほどから話に出てますように市町にいろんな文化とか行事とか伝統が残っているやつがある、それを磨き上げていくことを主に市町事業で取り上げていくとなった時に、文化財とかそういった話になってくると、学芸文化課との連携と申しますか、そういったものが必要になってくると思うんですけども、この辺のところの現状、そして、今後どういう連携を図っていけるでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】県の教育委員会学芸文化課との連携につきましては、まず、会議体としては企画会議の委員として学芸文化課の企画監に参加させていただいております。随時、文化財の視点でのアドバイスもいただいております。

それと、県の事業としての連携の話ですが、県の教育委員会が、例えば鷹島の水中遺跡でありましたり伝統芸能の普及推進について取り組まれているので、そういったものも国民文化祭の中に位置づけて県の実行委員会と同等に対外的に情報を発信していきたいと思っております。

【山本委員】ありがとうございました。よく言われる話ですけども、全国大会、特に国民文化祭というのは天皇皇后両陛下もお見えになるという非常に大きな大会であって、これを、すごいよかったという一過性のものでなくて、次の時代に残していく。それが何となく記憶として残すということだけじゃなくて、実際に形として残していくものが必要になってくるんだろうなと感じています。こういう大きな大会を機に準備する、あるいは大きな大会を機に次に向かって何かを作成していく。

そういった中で一例として、長崎県には、今、文化振興に関する条例であったり基本計画だったり、こういったものが長崎県にはないので、こういったものをつくる、もちろん前にできればいいんでしょうけど、それは時間的に難しいとして、これを機に振興条例であったり振興計画であったり、一例ですけれども、こういったものを含めて文化祭を機に将来につなげるということも考えながら進めていただきたいというふうに思いますが、何かございますか。

【峰松文化振興・世界遺産課長】この国文祭を契機としてということで、本県の文化を継承していくという姿勢は大事なことだと考えております。

その中で委員がおっしゃいますようなことが最適なのか、そういうところもピース文化祭を準備、開催していく中で考えていきたいというふうに考えております。

【山本委員】ありがとうございました。次の質問にいきます。

サイクルツーリズムの関係ですが、先ほど話が出ているんですけども、大村湾でサイクルーピングということでもかなり具体的に実際に動き始めるということですけども、県内各市でそういった構想であったり計画がある。島原半島に関してもサイクルツーリズムというのがあつる。県の検討会が、検討会といいますか、かなり具体的に進んでいる中で島原半島の話でいうと道路整備課が関わってくる、それからスポーツ振興課も関わってくる、もちろん観光振興課も関わってくるということです。

その中で、先ほどは大村湾の話でしたけれども、島原半島のサイクルツーリズムに関していうならば、島原半島全体を回るコース、それから、それぞれの市において観光につなげていこうということで、例えば島原のコースでいうな

らば、島原港で船で渡る、それから島原鉄道で諫早まで行くということで、それぞれサイクルートレインであったり、サイクルシップであったり、そういうふうな準備が今なされている。こういった他の交通機関との連携について今どのように進めておられるのかを確認いたします。

【江口スポーツ振興課長】今、長崎県内でサイクルツーリズムを推進しているところは四か所ございまして、島原半島、大村湾南部、上五島、下五島、この4つのサイクルートを土木部の方で設定されまして、道路整備をまずやっていたいただいて、それと並行してソフトの取組をやっております。

それで、今お尋ねになった公共交通機関との連携につきまして言いますと、今、具体的に動いております部分につきましては、島原半島につきましては、地域部会をつくって島原半島の三市、それから島原半島の観光連盟、それと今お話があった島原鉄道でありますとかフェリー会社、あと民間の観光事業者、そういった方も一緒になって島原半島のサイクルツーリズムをどうやって盛り上げようかということをお話しております。

その中で、今、委員からもご紹介があったサイクルトレインとか、フェリーに自転車を乗せて熊本との連携ができないかとか、そういったことを皆さんと一緒に検討しております。

あと、さっきの大村南部につきましては、旅行商品として観光振興の方で造成していただいでいまして、そこについても船会社と連携しているということをお知らせしております。

【山本委員】ありがとうございました。

それから、サイクルツーリズムについて私がお不勉強であんまりよくわかっていないんですけども、一般的に観光消費になかなか結びつきづらいのではないかと話があります。その

中で周遊はしてもらえけれども、周遊して終わりということではなくて、先ほど来話があるように、各地区に滞在してもらったり、少し長くいてもらったりというふうな形で、観光消費額につなげていく、あるいは宿泊であったり、そういうものにつなげていく。

先ほどの島原半島の取組の中で、例えば宿泊施設で空気を入れたり等のメンテナンスをするようなものを設置したり、そういう動きがあるんですけれども、観光振興課として観光消費にサイクルツーリズムをつなげていくためのイメージとありますが、そういったものがありましたら教えていただけますか。

【長野観光振興課長】我々、サイクルということをちょっと大きく捉えていってはどうかなと考えております。サイクルでいきますと、スピードを争うような形でやるサイクルもあれば、我々が今、大村湾で押しているのは、電動の自転車で誰もが、例えばこの格好でも汗をかかずに坂をゆっくりと登っていくといったようなサイクル、いろんな対応があるのかなと思っています。

ただ、サイクルを、いわゆる自転車を使うことで、車ではないので立ち寄りが容易になる。私も体験しましたがけれども、今まで感じたことがない、例えばこんなところに喫茶店とか、カフェがあったんだということに気づく、そういったことが消費につながるという一つの大きなコンテンツになるのかなと認識しているところでございます。

こういった取組をどんどん進めていければと考えております。

【山本委員】最後にします。このサイクルツーリズムということではなくて、単純に観光地から観光地を自転車で、レンタサイクルとかで回るとするのは、既に取組が過去にもあったわけ

ですね。それをサイクルツーリズムというのを今おっしゃったように非常に広く捉えられて、どういうふうに落としていくのかというのは、今、それぞれの市の観光課でも、どうやっていいだろうかということを実際に模索している状況だと思っておりますので、また一緒に考えていただければなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】宿泊施設関係の件でお尋ねいたします。

部長説明の追加資料の中にも記載されておりました。主要宿泊施設の宿泊客数が令和5年の1年間で前年に比べ17.3%の増ということで、コロナ前の令和元年と比べて同水準に回復しておりますという報告になっております。

先般、ある報道で目にしたのが、観光庁が発表した2023年の宿泊旅行統計の都道府県別のデータによると、全国でいけば2023年の延べ宿泊者数は、2022年から31.6%増ということで、多い順でいけば沖縄県が66.2%の増だったと、次いで東京、大阪、京都、福岡というような順番です。本県は、この資料によれば20.8%の増、766万人という公表です。

さっきの部長の説明資料は主要宿泊施設の宿泊客なので、もともとの数字が違ふとは思いますが、少なくとも本県は全国に比べると、全国平均は31.6%の増だから、7割ぐらいしか戻ってこないというような、数字上で言えばですね。

ただ、部長説明で言われているとおり、2022年自体が、もう既にほかの県よりも宿泊客が帰ってきているのであれば、おかしくはないというふうに見られるんですが、この数字をどういうふう理解すればいいのか、説明をお願いしたいと思います。

【長野観光振興課長】本日、部長説明で説明させていただいたのは、ご承知のように主要施設の状況でございますので、我々が定点で毎月観測していく際にこの数値を使わせていただいております。

そういったところでいきますと、推計として概ねコロナ前の宿泊客数に戻っているのかなというふうに認識しているところでございます。

先ほどあった国の統計もそうでございますけれども、先日、具体的な県の内容についても少し見えてきているところでございまして、コロナ前の数字と比べますと、これは日本人、外国人含めまして、コロナ前の2019年と比べても5.7%と、統計の取り方も若干異なる部分があるんですけども、動向としては、ほぼ同じのかなというところでございます。少なくともコロナ前の状態に回復しているということを期待して、年集計もこれから取りかかるといような形になっております。

【深堀委員】ありがとうございます。コロナ禍前までに回復しているような判断をしているということで、そこは理解をいたしました。

そこでもう一つ、今度は宿泊施設の稼働率です。宿泊数がコロナ禍前にある程度戻ってきたと推計しているわけですが、実際の宿泊施設の稼働率というのが、どれくらいまで回復してきているのか。午前中に質疑をした時に、私は、宿泊施設の従業員の方々が足りているんですかという話をしました。そこで課長からは、これも推計だけれども、感覚的には1,000人ぐらいが不足しているんじゃないかということをご答弁されたわけです。

そこで、そういった宿泊施設で働く人たちが不足していることが観光客を受け入れる、宿泊客を受け入れることに影響するんじゃないかなと私は思っているわけです。そういった意味で

宿泊客数は戻ってきている。じゃ、稼働率はどうかということをご教えてください。

【長野観光振興課長】本県の宿泊施設の稼働状況、これは国の統計を参考に答弁させていただきたいと思っております。

実際、宿泊施設のタイプ別、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテルがございまして、全体としまして宿泊の稼働率は55.3%といった数値が出ております。私が感覚で聞いたところでも、7割程度から8割程度しか実際は動かせないというお話もお聞きしますので、トータルで見まして、統計の中では55.3%といった数字が国の統計では出ているところでございます。

【深堀委員】わかりました。今の55.3%というのは長崎県ですよ、当たり前ですけどね。その時の報道の資料でいけば、宿泊施設の稼働率、これは全国の数字ですけども、2022年が46.6%、2023年度が57.4%に伸びたということで、宿泊客が増えることによって、当然のことながら稼働率もよくなってきている。長崎県も全国平均と大体同じぐらいの稼働率なのかなということは理解できました。

一番気にしていることを聞きますけれども、宿泊施設で働く人たちが不足しているということをご午前中確認しましたよね。それが結局、設備はあっても、部屋があっても、対応できる人、マンパワーが足りないことによって断らなければいけないというような事態が起こってないのかなと。そのあたりは現場の声を把握してませんか。

【長野観光振興課長】最近の状況は、まだ確認できていないところでございますけど、この制度を、先ほど2月補正の減額のところでもご説明した、いわゆる省力化であったりとか、あーいったものの補助金を設定する際にもお聞きし、その途中でもお聞きしているところです。状況

としましては、食の部分、いわゆる大量にお食事をとっていただくという部分があって、朝食であったりとか、夕食であったりとか、そういったのはお断りせざるを得ないというようなお話はお聞きしたところでございます。

部屋においても、当時の状況、設備を導入する前の状況、今まだそれを入れたばかりなので、どういった状況かというのはまだ把握はしてないんですけれども、あるフロアを1日使うと、本当はそれを当日全部布団も入れ替えをして、そのまま使ってもらうわけですが、そのフロアを全部その日に使えないといった状況とかいったことがあります。全体として売り出しとして100%出していたというような状況じゃないというのは、当時、確認はしているところでございます。

【深堀委員】了解です。いろんな観光振興対策、今、皆さん議論をいろいろされていて、それはもちろん必要なことで、私が今言っているのは、結局、観光客の需要が来ているんだけれども、それを受け入れきれない宿泊施設の状況を少しでもなくしていかなければいけない。そのためには働く人、人材を集めなければいけない。その一方で効率化することによって、省略化することによって、マンパワーを少なくしても受け入れられるような状況をつくらなきゃいけない。そのために当局として、文化観光国際部として事業者に対してどういう支援ができたのか。

今、いろんなメニューがあるわけですが、ようやく観光客が戻ってきてつつある、コロナ禍前に戻ってきているんだけれども、実際、宿泊施設側は、この期間にどうしても働く人たちを、人員を整理したりして、そこを急にそろえきれないという非常にジレンマがあるわけであって、そういったところに実際に現場のいろんな声を聞きながら的確な支援策を打ってほし

いと思うんですね。

当然、今もやられているとは思いますが、そういったところに主眼を置いた施策というのは、今からもまたどんどん打ち出していくというふうには理解しとってよろしいですか。

【長野観光振興課長】委員のご指摘もございましたとおり、省力化というところでいけば、施設であったり、設備であったりといったところで解決していくということが一つございます。

今回、いろんなお話をお聞きしますと、資金面、そこを全て準備するというのは、なかなか難しいというのをごさいます、投資に振り向けられるばかりのところではないというふうに認識しております。

ただ、人を確保するという点に関しましては、各事業者の努力も当然でございますけれども、求人を出してもなかなか集まらないという現状がございます。それに対しましては、我々も様々な形で協力していきたいと思っておりますけれども、将来を見据えた形で、今回、外国人材の受け入れというのも一つの仕組みとしてやっていかないといけない。

ただ、この仕組みの中で旅館ホテル組合の方にその音頭取りをやっていただくような仕組みをつくっていかうと思っております。これは外国人インターンシップを海外から受け入れるだけではなくて、その組合の方々ともお話をしているんですけれども、組合全体として、例えば国内に来られている留学生、こういった方々を受け入れるための窓口となって様々な旅館、ホテルに働きかけていく、あるいは国内の県外の大学、あるいは専門学校といったところと連携協定を結びながら人を確保していくといったような取組を業界全体で取り組んでいただく形を取ろうということで、今、お話をさせていただいているところでございます。

人材確保というのは、なかなか、一筋縄にはいかないのかなと、この1年、感じているところでございます。そういった取組を続けていって業界全体の人材確保につなげていければというところでございます。

【深堀委員】わかりました。ぜひ業界とも連携を密にしながら、課題というか、ものすごくハードルが高いことなんでしょうけれども、その中で最大限できることをお願いしたいなと思います。

次にもう一つ、修学旅行の件について確認をしたいと思います。

コロナ禍で一時減少した修学旅行でありますけれども、県の公表によると、昨年は約48万人、過去10年間で最多レベルまで回復したというふうに聞いています。高校生の行き先として、本県は全国で1位だったという報道もありました。非常にありがたいことだと思います。もちろん海外へ行く部分が国内に戻ってきて、その国内の中で長崎に流れてきたという結果であると思います。

その中でもコロナ禍が終わった後、海外に行く修学旅行も出てくると思うんですが、せっかく長崎に来てくれている修学旅行生を、これからも末永く来てもらうという意味では、やっぱり体験型のいろんなメニューがあれば、ただ観光するだけではなくて、学習とセットになった、DMO NAGASAKIが長崎SDGs平和ワークショップというのを企画して、ここに多くの修学旅行生が、こういったメニューで学習されているということでもあります。

こういったメニューを修学旅行に来る中学生、高校生に提供できれば、さっき私が言ったようなリピーターとして各学校が、これからも修学旅行は長崎だなと思ってもらえるというふうに思うわけです。

今、紹介したのは、DMO NAGASAKIがつくっている分ですが、当局として、こういった修学旅行向けの学習プログラムといいますか、メニューをどんどん、どんどん打ち出していくことが、高校生が全国1位で長崎に来てくれることになると思うんですが、そういった観点でのメニューづくりということについての見解を求めます。

【長野観光振興課長】委員のご指摘のとおり、修学旅行に関しましては、やはりニーズというものは、先ほど申し上げたような歴史の学習だったりとか自然環境、あるいは平和学習、やっぱり目的を持って来ていただくということなので、そういったコンテンツづくりというのは非常に重要でございます。現在、各市町で取組を進めております。これに関しましては観光まちづくりの支援、補助制度も活用していただきながら、造成支援を行っているところでございます。

ただ、長崎県内も離島を含め、各地域に修学旅行の受入れ体制を整えていくことが必要かなと思っております。今、長崎、佐世保を中心に来ていただいているところでございますけれども、離島あるいは半島にも広く来ていただくことを我々も考えておりまして、そのコンテンツづくりにつきましては、特に離島地域につきましては、今回、旅行代理店、専門家に入っただいて、実際、修学旅行を受けるようなコンテンツづくりの開発というところをアドバイスしながらやっていこうという動きも今年度から始めているところでございます。

こういった修学旅行受入れ体制をつくっていくには、目的に合ったコンテンツづくりが重要でございますので、そういったものを着実に進めてまいりたいと思っております。

【深堀委員】課長がおっしゃるとおりだと思います。

ます。次に言おうと思っていたことをちゃんと
言っていたので。というのが、私は長崎
市選出の議員ですけれども、さっき言った修学
旅行の宿泊が長崎と佐世保で9割というわけ
ですよね。結局、長崎県にはものすごく来てもら
っているわけだけれども、実際に泊まっている
のは長崎と佐世保ばかりだというわけです。
そこに離島であったり、半島であったり、いろ
んなところに、いろんな宝物、観光資源が長崎
にはあるわけであって、そこに誘導するとい
うか、周遊してもらう、長崎、佐世保だけじゃ
なくて。そこがこれから必要なことなんだろう
というふうに思っています。

今、課長の答弁でも、そういった課題がある
ということで、そういったコンテンツはつく
ていかなければいかんという答弁があったので、
それはもちろん了としますけれども、今これだ
け、全国の修学旅行生が一番来ている長崎の強
みをもっともっと生かせるようお願いをした
いと思います。

もう一つ最後に、オーバーツーリズムにつ
いてですが、特に日本でいえば京都とか、そう
いった国外の観光客がものすごく集中するよ
うなところがオーバーツーリズム、観光公害で
すね、こういったことの課題が顕在化し始めて
きているということなんです。長崎において
オーバーツーリズムの課題というのは、現に
今発生しているというふうな状況なのか、懸
念があるという状況なのか、そのあたりを教
えてください。

【高橋国際観光振興室長】オーバーツー
リズムにつきましては、平時の状態ではオー
バーツーリズムというほどまでは、課題があ
るといところは認識はしてないんですけど、
例えば大型のクルーズ船が来た時に中華街
のあたりに非常に多くの中国人観光客の方
がいらっしゃって、横断歩道も多くの人数
が渡っていて交通渋滞に

なるとか、そういったところの一部認識を
しております。

我々としましても、例えばクルーズ受入れ
の際には市とも共に連携してやっているわけ
でございますけれども、市の方からも交通整
備の方を出していただくとか、そういったこ
とで交通渋滞の対策などを行っているとい
うような状況でございます。

【深堀委員】わかりました。今、緊急とい
いますか、顕在化している状況にはないとい
うことですね。

気になって聞いたのは、国の方がオーバ
ーツーリズムで、そこを改善するためのいろ
んなメニューを今考えているという報道があ
って、全国各地域から公募により二十件ほ
どを採択するような方針がありました。オー
バーツーリズム対策に国のいろんな補助金
が活用できるようなメニューらしいんです
けれども、そういったところの情報はおも
ちろん持たれていると思います。長崎が
そういうところに応募しなければいけない
状況にはないというふうに理解をしていい
のでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】はい、そのよ
うに認識をしております。国の方針とい
うのも、京都だとか東京だとかに一極集
中するのではなくて、さらにもっと地方
部にも人を広げていって、日本全体とし
て平準化するというのも一つの策だろ
うというところがありますので、我々とし
ては、まずは地方部にもインバウンドの
方も多くお越しいただけるようにしっ
かりと頑張っていかなければいけな
いというふうな認識でございます。

【深堀委員】以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないよう
ですので、

文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時13分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時14分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月7日

自 午前 9時58分
至 午後 2時52分
於 委員会室3

生活衛生課長 岩松 尚 君
生活衛生課企画監
(動物愛護管理センター整備担当) 荒木雄一郎 君
食品安全・消費生活課長 立石 寿裕 君
水環境対策課長 松尾 晴彦 君
資源循環推進課長 赤澤 貴光 君
自然環境課長 笹淵 紘平 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 千住 良治 君
副委員長(副会長) 初手 安幸 君
委 員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 中島 浩介 君
" 深堀ひろし 君
" ごうまなみ 君
" 山本 由夫 君
" 饗庭 敦子 君
" 本多 泰邦 君
" 大久保 堅太 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【千住委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、理事者側から、概要説明時に出席がなかった幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

概要説明時に出席がなかった県民生活環境部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

【千住委員長】ありがとうございました。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第48号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案、及び第48号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君
県民生活環境部次長 峰松 茂泰 君
県民生活環境部次長兼地域環境課長 吉原 直樹 君
県民生活環境課長 猿渡 圭子 君
男女参画・女性活躍推進室長 松尾 由美 君
人権・同和対策課長 石田 祐子 君
交通・地域安全課長 瀨田 次則 君
統計課長 下野 明博 君

そして、委員会再開後、第48号議案についての討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

これより審査に入ります。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

県民生活環境部長より、予算議案、及び第48号について説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】 県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、令和6年2月定例会県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、県民生活環境部の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第15号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算」、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、第71号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」の4件であります。

はじめに、第1号議案「令和6年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和6年度当初予算においては、県議会や市町、有識者懇話会のご意見等をお伺いしながら策定した「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、施策を推進していくための基礎づくり・土台づくりを中心に、部局横断的に取り組んでいくこととしております。

併せて、県勢のさらなる発展を図るため、長崎県総合計画の着実な推進にも力を注いでまいりたいと考えております。

このうち、県民生活環境部では、「新しい長崎県づくり」のビジョンをはじめ長崎県総合計画を推進するにあたり、「誰もが安全・安心に暮らし活躍できる環境づくりや持続可能な地域づくり」を中心に各種施策に取り組んでまいります。

歳入予算については、計20億4,881万8,000円、歳出予算については、51億7,596万9,000円を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

（県民協働の推進について）

多様化する県民ニーズや地域課題にきめ細かく対応するには、多様な主体による協働の推進は不可欠なため、県内で活動するNPO等の団体が抱える運営上の課題に対して、専門的な知識や経験、ノウハウを有する企業人材等とマッチングし支援するプロボノの活用により解決を図り、団体の運営基盤強化や活動の活性化につなげていくこととしており、これらに要する経費として、248万1,000円。

4ページをご覧ください。

（共家事・子育て促進について）

女性活躍推進及び男女共同参画社会を実現するため、「男性の家事・子育て冊子」とその活用動画を作成し、こどもが生まれる予定の父親や子育て中の父親に配付・活用していただくことを通して、子育て世帯に対して共家事・子育ての意識啓発を実施することとしており、これらに要する経費として、802万5,000円。

（人権尊重社会づくりの推進について）

人権が尊重される社会の実現をめざして、様々な人権問題の解決に向け、県民の人権への理解を深めるため、各種講演会・研修会等の開催や人権・同和教育指導者の養成・活用等を行うこととしております。

また、県が人権施策を検討する際に基本的に必要な視点や考え方について有識者の意見を取りまとめるための検討会を設置することとしており、これらに要する経費として、3,958万6,000円。

（交通安全対策の推進について）

県民一体となった各季の交通安全運動や、交通安全教育・指導・普及啓発活動を実施するほか、交通事故死者数に占める割合が高い高齢者の交通安全対策として、交通事故防止に資する安全運転サポート車の普及啓発を推進するとともに、高齢運転者及び高齢歩行者等の総合的な交通安全教育を実施することとしており、これらに要する経費として、2,821万7,000円。

5ページをご覧ください。

（統計調査について）

「全国家計構造調査」や「農林業センサス」などの基幹統計調査を円滑かつ確実に実施するとともに、県民経済計算の推計を行うこととしております。

また、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進を支援するため、外部の専門家による実践的な統計研修や、県内全市町の窓口で転入転出の移動理由を把握するアンケートなども実施することとしており、これらに要する経費として、2億2,843万9,000円。

（動物殺処分ゼロプロジェクトについて）

人と動物が共生できる住みよい社会を実現するため、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿って、「収容数の削減」、「収容動物の譲

渡推進」、「市町や県民の参加と連携強化」を3本柱とする取組を推進するとともに、新たな動物愛護管理センターの整備を進めることとしており、これらに要する経費として、5,546万6,000円。

（食育の推進について）

「第4次長崎県食育推進計画」に基づき、全世代への食育を推進し、食育活動を県民運動として広げていくため、従来各市町、大学との連携に加えて、県内民間企業等との連携を強化してネットワークを構築し、食育関連イベントへの参加や情報発信等に一体となって取り組み、県民の食育への認知度向上を図ることとしており、これらに要する経費として、951万9,000円。

6ページをご覧ください。

（地球温暖化対策の推進について）

脱炭素社会の実現に向け、国の交付金や補助金等を活用し、市町が行う住宅等への太陽光発電設備設置補助事業や、事業者による温室効果ガス排出削減計画の策定・実践を支援するほか、省エネ・再エネの推進を県民、事業者、行政など県民総ぐるみの取組として進めることとしており、これらに要する経費として、2億4,580万4,000円。

（水道施設及び污水处理施設の整備について）

安全な水の安定供給のため、市町が実施する水道施設耐震化・老朽化対策への支援として国から県に一括して交付される交付金の市町への配分や、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業などに対する助成を行うこととしており、これらに要する経費として、9億9,922万9,000円。

（廃棄物対策の推進について）

廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄

物処理業者等に対する定期的な立入検査及び不法投棄監視パトロールや、優良な産業廃棄物処理業者育成のための講習会等を実施するとともに、PCB廃棄物の適正処理指導や、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策を行うこととしており、これらに要する経費として、2億252万7,000円。

7ページをご覧ください。

（生物多様性の保全について）

生物多様性の保全を推進するため、ツシヤママネコをはじめとする希少野生動植物の調査及び普及啓発、民間団体等が行う活動への支援、シカや特定外来生物等による生態系被害の防止対策等を実施することとしており、これらに要する経費として、6,165万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和7年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、令和6年度中に入札・契約事務等を行うため、環境放射線テレメータシステム保守・点検等に係る業務委託9,000万円など20件を計上いたしております。

次に、第15号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

収益的収入は11億7,601万4,000円、収益的支出は10億4,154万2,000円、資本的収入は3億9,795万円、資本的支出は5億2,870万3,000円を計上いたしており、債務負担行為につきましては、8ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、令和6年度当初予算の説明を終わります。

次に、第59号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につい

てご説明いたします。

引き続き、8ページをご覧ください。

歳入予算については、計1億3,003万1,000円の増、歳出予算については、計7,435万1,000円の増を計上いたしております。

これは予算年間所要見込額に基づく補正や国の補正予算措置に伴う補正であり、主な内容は、9ページ中段から10ページ上段に記載のとおりであります。

続きまして、10ページ中段からになりますが、繰越明許費及び債務負担行為につきましては、記載のとおりであります。

なお、債務負担行為につきましては、本議案と関連する第48号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、所管の自然環境課長から補足説明させていただきたいと存じます。

11ページをご覧ください。

次に、第71号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

収益的収入は3,915万9,000円の減、収益的支出は457万2,000円の減、資本的収入は3億6,813万2,000円の減、資本的支出は3億6,807万円の減を計上いたしております。

以上をもちまして、令和5年度補正予算の説明を終わります。

最後に、令和5年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和5年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきましては国庫支出金等に未確定のものがあり、また、歳出におきまして、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、

3月末をもって、令和5年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【赤澤資源循環推進課長】それでは、海岸環境保全対策推進事業の補正予算について説明させていただきます。

初めに、この補足説明資料につきまして、当初提出しました資料の2ページ目に記載に誤りがあり、差し替えとなりました。この場を借りておわび申し上げます。

それでは、県環分科会補足説明、差替のファイルをご覧ください。

この海岸環境保全対策推進事業は、「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、市町等が実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策を行うものであります。

今回の補正予算につきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための補正予算を活用して、令和6年度の事業予算を前倒しして確保するとともに、令和5年度国庫補助の交付決定等に伴い補正を行うものであります。

今回の令和5年度補正予算につきましては、令和5年度事業執行分に係る補正予算と令和6年度事業執行予定分に係る補正予算をまとめたものとなり、3に記載しておりますとおり、合計で4億4,357万6,000円を増額するものであります。

内訳につきましては、2ページ目をご覧ください

さい。

各年度ごとの事業執行分に係る予算額を記載させていただいております。令和5年度に実施する事業の補正前の予算は、の令和4年度補正予算4億9,780万8,000円と の令和5年度当初予算1億2,289万8,000円、合わせた計6億2,070万6,000円、下の参考のところの下から2行目になりますが、この数字になります。このうち6億824万円を国庫補助予算としておりましたが、令和5年度事業執行分に係る国庫補助交付決定額が5億1,572万5,000円となったことから、その差額9,251万5,000円を のとおり今回の補正予算で減額しております。

併せまして、令和4年度に国庫補助を受けて実施しました事業のうち、執行残となった808万2,000円につきまして国へ返還する必要があることから、不足額となった678万2,000円を一般財源として計上しております。

これにより、令和5年度執行予定分につきましては、5億3,497万3,000円が現時点での決算見込みとなっております。

続きまして、令和6年度に実施する予算につきましてですが、国の防災・減災、国土強靱化のための補正予算を活用する令和5年度補正予算5億2,930万9,000円と令和6年度当初予算9,857万2,000円の合わせて6億2,788万1,000円を計上しております。

なお、 の令和6年2月補正で計上しました予算5億2,930万9,000円につきましては、全額繰越を行うこととしております。

今回の令和5年度補正予算につきましては、5年度執行分に係る補正 と6年度執行分に係る補正 を合わせた 4億4,357万6,000円を増額するというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

【千住分科会長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【笹淵自然環境課長】それでは、補正予算及び第48号議案として提出しております「公の施設の指定管理者の指定について」、ご説明をいたします。

委員会補足資料の4ページをご覧ください。

本件は、今年度末で指定管理の期間が満了する田代原野営場について、来年度以降の指定管理者を指定し、野営場の管理運営負担金として債務負担行為を設定するものでございます。

今年度末で指定管理期間が終了する施設については、田代原野営場を含め4施設ございましたが、9月から10月にかけて指定管理者を公募したところ、田代原野営場については応募がなかったという経緯がございます。このため、応募要領を見直した上で、12月13日から1月9日にかけて再公募を行ったところ、現在の管理者である雲仙市から応募がありました。それを受け、1月15日に、有識者による選定委員会を開催し、管理体制、業務内容、効率性などの観点から審査を行い、候補者を選定いたしました。

5ページをご覧ください。

上段が施設の概要となっておりますが、下段の選定結果について、ご説明をいたします。

応募のあった雲仙市につきましては、長年管理を続けてきた地元自治体による管理運営であること、それから市の観光施策と連携した運営が可能であることなどの理由から、来年度以降の指定管理者の候補者として適切であるということで選定をされました。

また、債務負担行為として、野営場管理運営負担金を令和6年度から令和8年度の3年間の期間で、限度額537万円を設定する議案を提出さ

せていただいております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【千住分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【猿渡県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございます。

資料の3ページをお開きください。

県民生活環境部では、共家事・子育て促進事業など3件を計上しており、要求額と計上額の差につきましては、事務費または事業内容等の精査によるものでございます。

なお、各事業の内容につきましては、事業概要に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案、及び第48号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

予算に関して、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、部長説明の4ページの人権尊重社会づくりの推進について、お伺いします。

「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」を議会としては開会日に提出しております。そういう中で、今回、県が人権施策を検討する際に基本的に必要な視点や考え方について有識

者の意見を取りまとめるための検討会を設置するという事柄ですけれども、この詳細を教えてください。

【石田人権・同和対策課長】近年、性の多様性やSNS等での発信の在り方など、人権課題が多様化、複雑化しておりますので、来年度設置をします有識者による検討会では、改めて県が人権施策を進めていくにあたっての基本的な視点や考え方などについて、ご議論をいただきたいと考えております。人権条例の制定といった個別施策の議論につきましては、今後、検討会の進め方などを考えていく中で検討していきたいと思っております。

【饗庭委員】その中で、有識者の選定というのはこれから行われるかと思うんですけれども、どのようなことを基準に有識者を選定する予定か、教えてください。

【石田人権・同和対策課長】有識者につきましては、現在、どういった方にするかということで選定作業を進めているところですが、人権施策にお詳しい方をはじめ、本県の歴史的・社会的背景といったことにお詳しい方も入っていただいて、総合的に検討していただきたいと考えております。

【饗庭委員】では、具体的に有識者の選定の数と、予算をつくられてあるでしょうから、検討会を何回ぐらい設置するところを教えてください。

【石田人権・同和対策課長】検討会の委員の数といたしましては、大体6,7名を予定しております。検討会の開催数につきましては、その時の検討状況によって変わってくるかと思っております。一定数開催する予定としております。

【饗庭委員】予算を積み上げる時に、何回ぐらいと想定したのかなと思って聞いたんですけれど

ども、それはいいです。

最初に言った人権尊重に関する条例の制定ということで議会としては求めていますし、私も条例の制定が必要かと思っております。その中で、今、検討会の中でというお話でしたけれども、県としての考え方をお伺いします。

【石田人権・同和対策課長】人権条例について、県として、どういうふうを考えていくかということだと思っておりますけれども、県といたしましては、これまでも国の方で制定されております「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいた「人権教育・啓発基本計画」を平成18年に策定しております。人権尊重社会の実現を目指した諸施策を総合的に実施しているところであり、まずはこの計画の周知も含めて、その実効性を高めていくことが重要であると考えているところでございます。ですので、人権条例の制定といった個別施策の議題につきましては、今後、検討会の進め方などを考えていく中で検討をしていきたいと考えております。【饗庭委員】この人権尊重に関する条例は、九州の中で、ないのは長崎県だけかというふうに思っております。その中で、やはり積極的に進めていく方がいいのではないかと思うんですけれども、部長の考えをお伺いします。

【大安区民生活環境部長】一般質問の折にも少し答弁をさせていただいたんですけれども、県におきましては、先ほど課長も申し上げましたとおり、この間、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、ここの中で、いろんな国民の義務であったり、それぞれの責務等の規定がございます。これを踏まえた中でいわゆる「人権教育・啓発基本計画」を策定しております。その中で、いろんな施策を推進しています。そういう意味においては、その計画の

周知であったり、実効性を高めていくということで、これまで取り組んできているところがございます。

今般、議会の方から、条例制定を求める意見書をいただいているところがございますけれども、我々の問題意識として、近年、要するに、性の多様性、SNS等での発信の在り方といった中で、人権課題自体が複雑化、多様化してきているという状況にあって、そういうところで改めて我々の基本的な視点、考え方といったところについて、有識者の意見というのを聞く機会、そういう検討会を設置しようということがございます。まずは、そこでの検討会における議論の状況などを見て、人権施策の在り方といったところを考えていきたいと思っております。条例自体につきましては、その在り方等を踏まえた中で、方向性などについては、その後に検討をしていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ検討会を進める中でも条例制定も進めていただいて、長崎県として条例制定することを求めていきたいというふうに思います。

次に、5ページの動物殺処分ゼロプロジェクトについて、お伺いしたいと思います。

ここに書いてありますとおり、この3本柱を基本として取り組むということですが、具体的な内容を教えてください。

【岩松生活衛生課長】ご質問のありました動物殺処分ゼロプロジェクトでございますが、昨年策定いたしましたロードマップの殺処分ゼロを目指す上での3本柱、今、委員がおっしゃられました、収容数の削減に向けた入り口対策、譲渡を推進するための出口対策、市町や県民との連携強化を推進するというところで、3本柱で考えております。

具体的には、入り口対策といたしまして、不妊化の活動支援、いわゆる地域猫の不妊化手術の支援でございます。これを600頭分、1,141万2,000円を、加えまして、動物病院が少ない地域に同様の不妊化の支援を行うために、移動ができる手術ができる車両を運用している事業者さんをお願いしまして225頭程度、これに401万4,000円が主なものでございます。

また、出口対策でございます。ボランティアと連携した譲渡活動などにつきまして414万8,000円、また新しい動物愛護管理センターの整備に向けた検討につきまして3,220万1,000円を。

最後に、連携強化のためでございますが、啓発資材ですとか、学校教育の現場、また多頭飼育問題については福祉部門との連携、当然ボランティアさんとの連携も含まれますが、こういったものに235万8,000円の予算を計上しているところがございます。

【饗庭委員】譲渡のところ、ボランティアさんと連携して行うということですが、今の譲渡の状況、譲渡がちゃんと行われて増えていっているのか、そのあたりを教えてください。

【岩松生活衛生課長】ボランティアさんと連携した取組、譲渡の推進でございますが、例えば、写真展の開催ですとか、アニマルポートの休日開場、あと私どもが運営しております犬猫ネット、ウェブのホームページでございますが、こういったところで動物愛護団体さんが独自にやっておられる譲渡会、これはほぼ毎月、複数の団体さんがやっておられますが、こういったものの広報に努めているところがございます。

【饗庭委員】その中で、譲渡数というのが増えているのか、殺処分しないためには、譲渡して、

育てていただくのがいいかと思うんですけれども、その数の推移がわかれば、教えてください。

【千住分科会長】 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

【千住分科会長】 再開します。

【岩松生活衛生課長】 譲渡数につきましては、犬、猫合わせまして、今のところ、そんなに大きく変化がないような状況でございます。令和2年度が犬、猫合わせまして650頭、令和3年度が508頭、令和4年度は497頭ということで、ここについては、もう少し力を入れていかなければいけないと思っているところでございます。

【饗庭委員】 今の状況を聞くと、減っている状況かと思うんです。この3本柱の中には、譲渡を推進していくということですので、どうやってしていくのか再度、先ほどアニマルポートとかいろいろお話しありましたけれども、それはずっと今までもしてこられたことかと思うのですが、令和6年度で、譲渡数を増やすために推進していくためにはどのようにしていくのか、お伺いします。

【岩松生活衛生課長】 譲渡をするためには、動物の魅力度の向上ですとか、譲渡会の頻回の開催、こういったものが欠かせないと思っております。加えまして、私どもだけではとても手の及ぶところではございませんので、ボランティアさんとのさらなる連携強化が図られればと思っているところでございます。

【饗庭委員】 ボランティアさんとももちろん連携をしていくので、その中で、県としてはこうしていただきたいとかいうのを出していただくと、よりボランティアさんも活動しやすいのかなというふうに思いますので、そのあたりも進めて

いただければと思います。

もう一点、施設の計画で3,120万円とおっしゃったような気がするんですけれども、それは施設のどこまでの計画なのか、教えてください。

【荒木生活衛生課企画監】 新センターの整備運営方針についてですけれども、本県では、施設整備が10億円以上の公共施設整備事業については、従来方式に優先してPPP/PFI手法について、導入可能性を検討することとしております。今年度、そのPPP/PFI手法の導入可能性について調査を行った結果、事業費削減等の効果が明らかとなったことから、新センターの整備については、従来方式ではなく、このPPP/PFI手法にて整備を進めることとしております。

そういった中、PFI手法を導入した場合に、その実施については、10年、15年、20年などといった長期間の事業契約の締結を前提とすることになります。そこで、アドバイザー業務契約というものを結ぶことになるんですけれども、アドバイザー業務は、PFI導入の意思決定した対象事業について、その事業実施について、実施方針の策定などといった一連の事務を行う必要がございます。そこには金融や法務、技術等の専門的観点から契約締結に向けての助言を受ける必要があるとなっております。

具体的な業務としては、実施方針や要求水準書案の作成、公募に係る支援、基本協定や事業契約締結に係る支援などのほか、現地の測量も行ってもらうという内容になっておりまして、その経費として3,196万7,000円を計上しております。

【饗庭委員】 わかりましたけれども、それで、令和6年度は、どこまでを目標としておられるのか、お伺いします。

【荒木生活衛生課企画監】 令和6年度としまし

ては、事業者選定まで行いたいと考えております。

【饗庭委員】事業者選定というところまでということですが、早めの整備計画が求められているかと思っておりますので、ぜひ順序よく進めていただければというふうに思います。

次に、予算の横長資料の中の23ページの女性の活躍応援事業費について、お伺いしたいと思います。この中の最初のところで、キャリア形成の意欲向上や県内定着を図るため、企業見学や情報誌等で発信を実施するというところで537万6,000円計上してありますけれども、この企業見学と情報誌での発信というところを具体的に教えてください。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】お答えします。

まず、企業見学につきましては、女子高校生と大学生の企業見学を考えております。女子高校生の企業見学については、女子高校生が女性活躍推進企業の取組を知って、ロールモデルとなる女性社員と意見交換などを行うことで、将来の継続就業やキャリア形成、女性が活躍できる職種、地域のために仕事を役立てることへの理解を深めることを狙いとしまして、私立女子高校普通科の2年生の授業で実施する予定としております。今のところ、3校で実施しようとしております。

また、大学生の企業訪問ツアーですが、県外企業に目を向けている学生に対して、その企業の雰囲気ややりがいを知る機会とし、県内企業を就職の選択肢に入れていただくことで県内定着につなげることを目的として行っております。これは県内大学の就職課などを通して、夏休みと春休みに募集をして行っております。

最後に、情報誌等での魅力発信事業について

ですが、これは県内企業の幅広い分野で活躍する女性を情報誌などで発信することによって、地元でも希望する分野で働くことができるということを若い方に知っていただくために行う事業であります。

【饗庭委員】大学生においては、県内企業を知っていただいて、県内定着することが非常に必要かと思っております。

この事業も始められて約4年ということかと思っておりますけれども、県内定着というところで、県として、県内定着がどれほど進んだかというのが把握できていたら、教えてください。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】お答えします。

県内定着をどれぐらいしているかということですが、高校生については、ほとんどが進学希望ということで、就職決定時までの追跡調査は行っておりません。事業実施の後のアンケートは行っているところでありまして、今年度実施した3校の見学後のアンケートでは、約8割の生徒さんが、長崎に住んで働くことのイメージができたという回答しており、「長崎で働いてみたい」という気持ちになった、「地元ならではのよさ、地元で働くことのよさに気づけた」という記載もありましたため、将来に県内企業への就職につながることを期待しているところであります。

【饗庭委員】わかりました。

もう一点だけ、その次の「ながさき長崎女性活躍推進会議」の会員拡大を図るというふうにして書いてあるんですけども、現在の長崎での会員数と、今後拡大するに当たって、どれぐらいを目標にされているのか、お伺いします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】お答えします。

現在の会員数は、2月末現在で394企業・団体です。今年度3月末までに400社を目指しているところでありまして、来年度は、50社の増加を目標に検討していると聞いております。

【饗庭委員】ぜひ拡大していただいて、より女性の方が活躍できる場が増えるといいかと思えます。明日は国際女性デーでもありますので、ぜひ女性の活躍をお願いしたいと思います。

もう一点だけ最後に、横長資料の34ページの消費者トラブル市町連携・サポート事業費のところでお伺いしたいと思います。

最近、消費者トラブルも増えている状況かと思えますが、今の相談の件数がわかれば相談件数と、主にどのようなものが多いのか、お伺いします。

【立石食品安全・消費生活課長】現在、消費生活に関するトラブル、相談の受付を県のほうでもやっておりますけれども、数字といたしまして、今年度はまだ途中で集計できておりません。令和4年度の数字で申し上げますと、年間で受け付けておりますのが、2,337件のご相談をいただいております。そのうち主なものにつきましては、最近では、例えば化粧品関係で、インターネットでの通信販売などで、初回お試し無料とか、初回500円というようなところで申し込んだら、実は10回定期購入だったというのが小さく書いてあったり、書いてなかったり、そういうことに気づかずに、定期購入を知らずに購入してしまったというようなトラブルが非常に多くなっている状況でございます。

あと、最近では、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたことによって、18歳、19歳でも両親の承諾なしに契約をすることができるようになりましたので、数字としては、まだ急激に増えているということではござ

いませんけれども、今後は、そういう18歳、19歳、若者のインターネットを使った例えば出会い系サイトとか、インターネットゲーム、オンラインゲームの課金の問題、そういうところが非常に多くなってくのではないかと予想されております。

あと現状では、高齢者の方が、通信販売、訪問販売とか、そういうものでトラブルに巻き込まれるというのが割合としては非常に多い状況になっております。

【饗庭委員】結構トラブルも増えているかと思うんですけども、ここに相談に来られた方は、大体解決しているような状況でしょうか。

【立石食品安全・消費生活課長】ほとんどが電話のご相談が多いんですけども、基本的には助言というか、例えばクーリングオフができませんとか、そういう助言を行う場合ということも非常に多くなって、あとは例えば、トラブルの元になっている事業者に、相談者の方が自ら「返してください」とかというのを申し出ることができないということで、私どもが、相談員と一緒に事業者に連絡をして、「斡旋」と呼んでいきますけれども、トラブルになっている契約を解約してくださいとか、払ったものを返してくださいというような斡旋というのを一緒になって相談者の方とやっているということも非常に多くなっております。

【饗庭委員】わかりました。

相談を受ける体制としては、今、県としては十分な体制でできているのか、お伺いします。

【立石食品安全・消費生活課長】相談の体制につきましては、県は、県庁の中に長崎県の消費生活センターがございまして、6名の相談員がシフトを組んで常時対応しているところでございます。県内は、それぞれに消費生活センターも

しくは相談窓口というのが全市町にございまして、そこで全体で36名の相談員の方がいらっしゃいます。1人でされている市町というのもございまして、そういうところは、市町の方で対応できないような相談につきましては、極力県の方で指導、助言をしたり、相談を受けたりということで、連携して相談対応に当たっているところでございます。

【饗庭委員】 ぜひ市町と連携していただいて、消費者の方が、つながらないとかというようなことにならないようにしていただければと思います。

【千住分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【山本委員】 おはようございます。

私も、動物殺処分ゼロプロジェクト費に関して、お伺いをしたいと思います。

まず、前段として、殺処分数の推移ということで、平成29年の3,000頭から、令和4年740頭ということで、ずっと減ってきているんですけども、令和5年の途中経過というんですか、わかりましたら教えていただきたいのですが。

【岩松生活衛生課長】 委員がおっしゃられた数字というのは、全ての殺処分された動物の数でございます。本年度が県立保健所の分で、上半期の数字でございますけれども、4月から9月で、犬、猫合わせまして243頭ということになっております。

【山本委員】 ありがとうございます。

たしか令和5年の目標が犬、猫合計で454頭ということだから、かなり減っている、傾向として、すごくいい方向にいつているのかなというふうに思っています。

それから、不妊化の数、一般質問でも出ていたんですけども、すみませんけれども、もう一度、令和3年、令和4年、教えていただけます

でしょうか。

【岩松生活衛生課長】 これは県の実施分になりますけれども、昨年度は不妊化の支援を434頭、今年度につきましては700頭を目標にしておりますが、2月28日時点で525頭について支援を行っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

これを県が関与するというので、離島分で225頭と、動物病院、アニマルポートで600頭ということですから、800頭を目指していくというふうな理解でよろしいのでしょうか。わかりました。

次に、動物殺処分ゼロプロジェクトについては、ふるさと納税を令和4年からでしょうか、やっていらっしゃると思うんですけども、その当初からの実績金額を教えてください。

【岩松生活衛生課長】 令和4年から、ふるさと納税のメニューの中に、動物殺処分ゼロを追加していただいております。令和4年度の実績につきましては約3,760万円が、令和5年度、4月から12月になりますが、約6,100万円をお預かりしているような状況でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

今回の予算の中で、特定財源のその他と、それから一般財源で二千数百万円この殺処分ゼロプロジェクトに使っているんですけども、これはどっちがふるさと納税の分になるのですか。

【岩松生活衛生課長】 2,900万円の方でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

それから、先ほど、譲渡の推進のところ、ボランティアと連携した譲渡活動という質疑がありましたけれども、これは今おっしゃったみたいに、保健所のページで譲渡を促進したり、

それから県が主催して会を開いて、いろんなセミナー的なことをやったり、その時に譲渡会をしたりなされているんですけども、ボランティアで飼育をして譲渡をされている方がいらっしゃるんですけども、そういうところに対する経費の支援とか、そういったものというのは考えていないのでしょうか。

【岩松生活衛生課長】ボランティアさんに対する直接的な支援というのはメニューにないんですけども、例えば、ミルクボランティア、まだミルクをあげないと生き長らえることができないような子犬、子猫については、ボランティアさんについては現物を支給するという形で応援を行っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

ボランティアの方の中には、保護した猫自体が非常に大きな病気を持っている、その治療費がなかなか難しいということで、募金をされたり、クラウドファンディングをされたりというような形で、本当に苦労されているなというところがあります。なかなか直接的な支援というのは難しいかもしれないんですけども、そういった支援をしている方への周知であったり、呼びかけ、まずはそういったところから引き続きやっていただければと思います。

それから最後に、昨年条例が制定された後に、各保健所単位で、ちょっと名前がわかりません、ロードマップみたいなものを策定して、今後進めていくというお話だったんですけども、そのロードマップ、計画の内容と今の進捗状況を教えていただきたいんです。

【岩松生活衛生課長】委員お尋ねの部分なんですけれども、県といたしましては、ロードマップということで策定をいたしまして、先ほど申し上げましたように、3本柱で殺処分ゼロを目

指していくと。これを各保健所ごとにアクションプランという形で落とし込みをやっております。各保健所ごと、地域の実情に応じて、この地区は犬の問題が多い、この地区は地域猫の問題が多いけれども、例えばボランティアさんがいないとか、そういった実情に応じて、これもロードマップに合わせて入り口、出口、連携強化の具体的な取組内容、現状と課題の分析を行って進捗管理をやっていこうというものでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

この主な指標のところのさっき言われた1の入り口対策、2の出口対策というところにつきましては、目に見える形で進んでいるなというふうに思うんですけども、3番目の市町や県民との連携強化というところが、なかなかこれはそれぞれの市町はいろんな事情を抱えている中で、ちょっと遅れている部分、多分、市町によって差があるんだろうと思うんですけども、こういったところも保健所単位でアクションプランという形で進めていただいていることですので、そういったところを私たちも協力できるところは協力してまいりますので、市町それから住民の方への理解促進が深まるように、引き続き、よろしく願いをしたいと思います。

【大安県民生活環境部長】山本委員のご質問で、少し補足的に発言させていただきます。

動物殺処分ゼロのいわゆる殺処分数に関してなんですけれども、この動物殺処分ゼロの目標値につきましては、いわゆる譲渡適性のない動物でありますとか、治療の見込みのない病気の動物、こういったところは除いた数を目標として殺処分ゼロを掲げております。この実績値につきましては、令和5年度はまだ出ていませんけれども、令和3年度の937頭から、令和4年度

では412頭に減少をしております。今年度については、まだその数としての把握はできていないところですが、先ほど課長が答弁しました243頭、これはそれらを含んだ全体の数ということになってくるんですけれども、そういった目標に含まれない譲渡適性のない動物も含んだ殺処分の今年度の上半期の状況としては先ほどの数字で、前年度と比較して4割ぐらいに減少しているところがございますので、補足させていただきます。

【千住分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【深堀委員】今の動物殺処分ゼロプロジェクトの件で確認なんですけれども、令和6年度のこの予算の分で、先ほど答弁の中で、令和5年度が700頭を目標にして、直近は500いくらという数字が報告があったと思うんですけれども、これはもちろん県の事業の分ですよ。令和6年度の今回の事業での目標といいますか、予算を組んでいる不妊手術の頭数というのは幾らで検討していますか。

【岩松生活衛生課長】動物病院、アニマルポートで実施する分で600頭に加えまして、先ほど申し上げました移動できる手術車両で225頭、合わせて825頭を予定しております。

【深堀委員】ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、あくまでも県が主体となってやる分ですよ。実際には、県下で各市町、いろんな補助を出してやっていますよね。そこが行き届かない、民間ボランティアの方々が自費で手術をしている、年間100万円ぐらい自分の身銭を切ってやっている方もいらっしゃるというような報道がありますけれども、県は、今全体で、例えば野良猫だけに限っていいですけれども、県の事業以外で市町の事業、そして民間のボランティアの方々がやって

いる件数というのをある程度把握していますか。

【岩松生活衛生課長】残念ながら、ボランティアさんが自費でやっておられる分というのは把握し切れておりません。ただ、市町が不妊化について補助を行っている分については、令和4年度は9か所の市町で実施されておりまして、806頭の実績が上がっているというふうに承知しております。

【深堀委員】当然、各個人がやっている部分の把握というのは難しいというのはもちろんわかりますけれども、公的な支援が県の事業であったり、市町が補助をする形でもありますけれども、その予算が全く足りてないというのがよくお声としてあるわけです。県が令和6年度、825頭を目標にしているわけですが、不妊手術というのは、全体の動物殺処分ゼロを達成するためのある意味大きな、それを減少させるためにも貢献する話ですよ。全体を把握するのは難しいとは思いますが、ただし、長崎県全体でどれくらいあっているのか、その中から県としての事業規模として、これでいいのかというところは、検証できないと思うんですよ。令和6年度825頭を今予定しているけれども、これが本当に適正な規模なのかということは、全体を調査しないとわからないと思うんですよ。それは何かしらの手法でできないものなのか。いろいろ動物愛護団体の聞き取りとかいうこともすれば、ある程度、見えてくるんじゃないかと思うんですけれども、その点、いかがですか。

【岩松生活衛生課長】委員おっしゃられますように、いろんな団体さんがやっておられるという事実は承知しておりますし、例えば長崎市内では、近頃、避妊・去勢専門のクリニックをボランティア団体さんがつくられたり、先ほど申

し上げたような移動できる手術専用車両をクラウドファンディングでつくったりという動きがあることは承知しているのですが、例えば、全くもって個人のボランティアさんで2頭やりましたとかいう方も恐らくたくさんおられるのかなと思うのですが、その辺の拾い上げまでは少し難しいのかなと感じているところでございます。

【深堀委員】課長、答弁、そのとおりですね。1頭されたことまで把握できるかと、それはできるわけじゃないですよ。だけど、可能な範囲で、アバウトでもいいんですけども、ある程度の総数をつかんで、しかも、もちろんこれは県が独自だけでやる話でもないし、市町もしっかり責任持ってやってもらわなければいけないし、そこで足らざる部分を民間のボランティアに助けをもらう。そのために、適正な規模を市町ともしっかり連携をしながら、県が半分持つから地元は半分持つてねとか、そういう話すら、多分できてないんじゃないかと思うんですよね。9市町でしかやってないということなのだから。だから、やっぱりこれは行政全体として取り組んでいかなければいけない課題だという下で、ちょっとやり方を、今は令和6年度の予算を審議しているわけですけども、令和7年度以降に向けて、どういう形が一番いいのかというのは調査研究していくべきだと思うので、その点は、要望としてお願いをしておきます。

【千住分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【田中委員】3点ほど質問をします。

まずは、統計課に関してです。統計課は、大体私の感覚では、8割以上国からお金が入ってきて、それを委託を受けてやるような仕事なので、それはそれとして認識しているのですが、改めて、EBPMという文言が出てきた。これは

私は初めてで、EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進という、これは国の関係でやっているのか、長崎県の独自の政策として市町にお願いしているのか、予算の絡みも含めて、お聞きをしたいと思います。

【下野統計課長】EBPMに関してのご質問でございますけれども、EBPM、今お話しございましたけれども、証拠に基づく政策立案、各種施策を立案していくに当たっては、証拠あるいはデータに基づいて、より精度の高い政策を立案していこうということで、これは国の方がそういうふうな形の取組をここ数年進めているところでございます。

県におきましても、国の動きを受けて、やはりそういうより精度の高い政策立案が必要ではないかという中で、財政課、政策企画課等々が示します予算の方針等にもEBPMという言葉が出てくるようになってきております。そういう中で、証拠あるいはデータに基づくという部分になりますけれども、ここには統計データもございますし、各種行政データもあろうかと思えます。そういう中で、統計課といたしましては、公的統計の活用の部分のところ、事業課の方と連携をして、より精度の高い政策が構築できるような形の支援に取り組んでいきたいと考えております。

【田中委員】その中で、市町に対して、転入転出の移動の理由調査までやると。これはいいことだと思っているんですよ。人口減少、人口減少と言われている県にとって、統計がこういうことでやってもらえれば、少しでもプラスになる事業だと思っています。統計は大事なんですよ。統計、数字。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、水環境対策課にお聞きしますけれども、

これは生活基盤施設耐震化等交付金が中心になって行われているみたいだけれども、予算が大幅に減少している。4億1,900万円。これは需要がないからですか。私、中身がまだわからんところもあるんだけど、市町の水道の耐震化、それから老朽化も私は入っていると思うんだ。それが市町から要望が上がってきて、国から予算が下りてくる。佐世保市の話を見せていただくと、佐世保市の水道というのも100年近い歴史がある。戦前からあるので、老朽化しているのは間違いない。だから、石木ダムの関係で言うと、漏水率が高いじゃないか、高いじゃないかと言われるけれども、漏水率、高いんです。どこで漏水しているかがわからないんだ。どこで漏水しているかわかれば、それをちゃんと事業として取り組めばいいんだけど、そういうものも含めて、生活基盤施設耐震化等交付金の使い方というのは、もっと幅広く国に上げて予算をもらってきて実施すべきだと私は思うんだけど、数字と内容、システムに関して、お聞かせください。

【松尾水環境対策課長】 ご質問がありました4億円ぐらいの予算が減少しているということでございますけれども、今年の11月議会の時に、耐震化交付金の補正予算を5億円ぐらい頂いております。これはあくまでも令和6年度の前倒しということで頂いております、トータルをしますと、生活基盤施設耐震化等交付金につきましては、令和6年度の当初予算と、それから令和5年度の補正予算分を足しますと、令和5年度の当初予算、約11億円ぐらいになりますけれども、それとほぼ変わらないぐらいの予算でございます、あくまでも大幅に減ったというお考えではなくて、令和5年度の補正予算の方で先取りさせていただいたということになります。

【田中委員】 説明で理解をいたしました。

要は、私は長崎市の水道事情は知らないけれども、佐世保市の水道事業というのは歴史が古くから老朽化している。これは1割ぐらい漏水しているなんて言われても仕方ないぐらいに実際漏水しているんですよ。どこで漏水しているかがわからない。大幅にパーンとやると、すぐそこでやるんだけど、自然漏水と言う言葉は適切じゃないかもわからんけれども、あちこちで少しずつ、少しずつやっているわけね。だから、そういうものを企業会計だから、佐世保市あたりは簡単に先行投資できない。そういうものにこの交付金事業というのか、要請をして、国が受ける基準はあると思うけれども、もっとも佐世保市にもどうなっているんだということで予算を上げて、下りてくるとありがたいなと。県もいいことをしたということになるわけだから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後に、保健所関係。コロナの時に保健所は注目された。コロナが若干今、こういう形になっているからいいものの、保健所、何やっているんだという話だった。長崎県は、保健所がある長崎市と佐世保市は管轄外だから、県の保健所としては何か所あって、体制がどのくらいなのか。予算が、国の補助率があまりにも低過ぎる。保健所、国から来る金が。私は、保健所は、国から来る金が、それこそ統計じゃないけれども、8割ぐらい来て当たり前と思うけれども、全然入っていない。私も市会議員を経験したけれども、市の時代は、保健所は、おかしいよ、もっとお金をどんどん回せという話を国に対して要望した時代があった。補助率を高くしないから。県では保健所はあまり注目されていないけれども、実態がどうなっているのか、予算の

推移を含めて聞かせてください。

【岩松生活衛生課長】申し訳ございません、保健所の所管につきましては福祉保健部福祉保健課になっております。ただ、数だけ申し上げますと、今、県立保健所は県内に8か所、本土地区に4か所、離島地区に4か所あるような状況でございます。

【田中委員】人員不足まで話をしようと思ったけれども、しかし、管轄が違うならば置きたいと思えますけれども、そうすると、この生活衛生課の予算というのは、どういう予算になっているの。

【岩松生活衛生課長】当課が所管しております例えば食品衛生ですとか環境衛生、旅館ですとか、理容所、美容所、クリーニング所、こういったものに対する衛生指導、あと食肉衛生検査所が屠畜場でやっております食肉検査、先ほど来、話題になっております動物愛護ですとか、狂犬病予防、こういったものに関する予算でございます。

【田中委員】ついでと言っては申し訳ないけれども、食品監視指導員みたいな管轄の仕事がありますよね。あれは待遇悪いんだ。今は待遇よくなったかな。ボランティアみたいな感じでやっているケースが多かった。佐世保の場合はちょっと別で、ちゃんとジャージーのユニホームみたいなものをもってずっとやっていた。そうするとやっぱり権威がある。小豆色のジャンパーを来ていたけれどもね。だから、あれである程度、本当のいろいろな検査ができるんだけれどもね。待遇がよくなっているかどうかだけお聞かせください。

【岩松生活衛生課長】委員のご質問にあったのは、恐らく、食品衛生協会さんに所属されている食品衛生指導員さんのお話であろうかと思

ます。当然ながら、保健所の職員であります食品衛生監視員だけでは全ての飲食関係の施設、食品の製造業者に手が回るはずもなく、自主管理団体である食品衛生協会さんの食品衛生指導員さんに頼る部分があるんですけれども、基本的にボランティアさんという格好でお願いしております。以前、委員がご存じだった頃と大きく待遇が変わったかということ、変わっていないような状況だと思います。

【千住分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって、予算議案、及び第48号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第15号議案、第59号議案のうち関係部分、及び第71号議案については、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】観光生活建設委員会

関係議案説明資料、県民生活環境部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしております議案は、2ページに記載の3件でございますが、このうち第48号議案につきましては、先ほど、予算決算委員会観光生活建設分科会におきまして、予算関連議案と併せてご説明いたしましたので、第33号議案、第52号議案についてご説明します。

第33号議案「長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」につきましては、自然公園法の一部改正等にあわせ、国立公園・国定公園と同様に県立自然公園の保全管理の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

第52号議案「第四期長崎県教育振興基本計画について」は、現在の第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに令和6年度から5年間の本県教育の振興に向けた基本的な方向性や主要な施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（損害賠償の額の決定について）

令和5年12月に開催を予定しておりました令和5年度統計功績者表彰伝達式及び統計グラフコンクール入賞者表彰式を、大雪の予報のため県が中止したことにより、受賞者のJR切符の取り消しに伴い発生した損害賠償金1,120円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づき、去る1月31日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

（男女の家事・子育ての促進について）

男女が共に家事や子育てを担うことを進めるため、イクメンオブザイヤー2022のスポーツレジェンド部門を受賞された大久保嘉人氏をお招きし、去る1月28日に男性の育休・家事・子育てをテーマとしたトークイベント「パパとママの子育てプロジェクト」を開催いたしました。大久保氏にご自身の経験を語っていただくとともに、子育て中の3名の男性を交えた意見交換、さらには親子が共に楽しめる簡単な遊びを通して、参加者約220名に家事や子育てを楽しむことへの意識を深めていただきました。

今後も、男女が共に家事や子育てを担うことを促進し、女性活躍の後押しを図ってまいります。

5ページをお開きください。

（長崎県動物愛護管理センター（仮称）の整備について）

昭和51年に大村市に設置されたアニマルポートながさきについて、老朽化、狭隘化などの課題解決を図るため、新たな施設整備の検討を進めているところです。

検討にあたっては、昨年1月に学識経験者や動物愛護ボランティアなどで構成する「長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会」を設置し、これまでに6回の協議を行ってまいりました。

検討委員会においては、施設に求められる機能や規模、整備場所のほか、基本計画について検討を行っていただき、検討結果を踏まえて、県において、今般、施設の基本計画を策定いたしました。

今後は、この基本計画に基づき、民間活力導入にかかる実施方針等の策定などを進めていくこととしており、引き続き、施設の整備推進に

努めてまいります。

（地球温暖化対策の推進について）

地球温暖化対策については、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、関係機関と連携して各種対策に取り組んでいるところです。

温室効果ガス削減目標を含む本計画については、国の動向を踏まえ本年度中に改訂することとしておりましたが、昨年末に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）を受け、来年2月までに国の新しい削減目標が設定される見通しとなったことから、適切な計画内容となるよう、引き続き改訂作業を進めてまいります。

温室効果ガス削減に向けた取組については、これまでの取組に加えて、新たに市町が行う太陽光発電設備の導入促進への支援や、県民、事業者向けのアドバイザー派遣等を実施し、県民総ぐるみで省エネの徹底と再エネの導入が促進されるよう強化してまいります。

（長崎県污水处理構想の策定について）

下水道や浄化槽などの污水处理施設の早期整備及び将来を見据えた効率的な維持管理を図るための指針として、各市町が策定した整備計画をもとに、新たな長崎県污水处理構想の策定作業を進めており、この度、「長崎県污水处理構想2024（案）」を取りまとめたところです。

今回の污水处理構想においては、3つの基本方針として、「污水处理の早期概成」、「持続可能かつ強靱な污水处理システムの実現」、「下水汚泥の肥料利用や脱炭素の実現」を定めております。

具体の目標としましては、令和4年度末時点での污水处理人口普及率83.6%を、令和17年度には92.5%、令和27年度には96.6%まで向上さ

せることにしております。

今回の見直しについては、11月議会において素案をお示しした後、令和5年12月15日から本年1月15日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

県民の皆様から寄せられたご意見や議会のご意見を踏まえて最終案を取りまとめ、3月末までに策定し、公表することとしております。

このほかご報告いたしますのは、3ページから、ながさき女性活躍推進企業等表彰式について、人権尊重の社会づくりの推進について、交通安全対策の推進についてであり、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【笹渕自然環境課長】補足説明資料の3ページをご覧ください。

第33号議案として提出しております「長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」について、ご説明をさせていただきます。

このたびの条例改正につきましては、国立公園・国定公園の指定等を行っている国の法律である「自然公園法」が改正されたことを受けまして、同法に基づき県立の自然公園の指定等を行っている県立自然公園条例について、法改正の内容に合わせて所要の改正を行うものでございます。

具体的には、資料の2番目、改正の概要のとおりでございますが、まず1点目は、自然公園の保護、あるいは利用のための施設を公園事業と呼んでおりますけれども、この公園事業の位

置や規模を決定する手続において、軽微な変更については審議会の意見聴取を不要とする改正、それからその公園事業について、県が民間事業者を認可して、民間事業者が行う場合もごさいますけれども、その民間事業者が事業を売却あるいは譲渡した場合に、その地位の承継が可能となる規定を整備する改正でございませう。それから、特別地域において一定の許可が必要となる地域を特別地域として指定をしておりますけれども、その特別地域内において野生生物への餌やり等を規制の対象に加えるといった改正、それから地域に密着した公園管理を推進するために指定をする公園管理団体という団体がございますけれども、その団体の条例に基づいて行う業務について内容を見直したものでございませう。それから、特別地域において許可を要する行為に関する罰則の引上げの改正を行っております。いずれも法律の改正に合わせた改正内容となっております。

施行日については、令和6年7月1日を予定しております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【千住委員長】 以上で、説明を終わりました。

第48号議案に対する質疑については、分科会において終了しておりますので、第33号議案、及び第52号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第48号議案も含め討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第33号議案、第48号議案、及び第52号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【猿渡県民生活環境課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、昨年11月から本年1月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対し内示を行った補助金であります。

間接補助金の実績につきましては、記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金計15件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてですが、記載のとおり、大村湾南部浄化センター設備更新設計業務委託1件となっております。

なお、4ページに、入札結果一覧表を添付しております。

次に、5ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、

県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、対馬市、島原半島振興対策協議会外3期成会から要望のありました計2項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、5ページから6ページにそれぞれ記載のとおりであります。

次に、7ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。附属機関につきましては、上段に記載のとおり、長崎県男女共同参画審議会、長崎県環境審議会自然環境部会の2件、また私的諮問機関等につきましては、下段に記載のとおり、長崎県製菓衛生師試験委員会など5件を開催しており、会議の概要等につきましては、8ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

【千住委員長】次に、生活衛生課企画監より補足説明を求めます。

【荒木生活衛生課企画監】観光生活建設委員会、県民生活環境部補足説明資料の1ページをご覧ください。

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備基本計画の策定について、ご説明いたします。

まず、背景・目的でございます。

本県では、「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、国の基本指針を踏まえた「動物愛護管理推進計画」、「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例」、「動物殺処分ゼロに向けたロードマップ」に沿った取組を進めているところですが、現在の施設は昭和51年に建設された施設であることから、老朽化や収容能力の不足が認められ、啓発活動、譲渡活動を十分に行うことができない状況であることから、新しいセンターの整備の検討を進めており、その方

向性を示すために策定するものでございます。

次に、これまでの取組でございますが、令和5年1月に長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会、学識経験者や動物愛護ボランティアなどで構成しているものでございますが、これを設置し、これまで6回の検討委員会を開催しました。検討委員会では、動物愛護活動の拠点としての在り方や施設に必要な機能、整備場所のほか、基本計画についての検討が行われ、県では、その検討結果を踏まえ基本計画を策定いたしました。

次に、整備基本計画の概要について、ご説明します。

資料の2ページ目をご覧ください。

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備基本計画概要版でございます。左側に基本計画の目次、右側上段に基本コンセプト、その下に施設の概要を示しております。

まず、左側をご覧ください。

基本計画は、3つの章から構成しており、第1章は、整備に関する基本的な考え方として、整備の目的や基本コンセプトを掲載しております。

次に、第2章では、施設の整備計画として、整備場所や施設の概要について記載しております。なお、整備場所につきましては、大村市原町と池田2丁目の一部と記載しておりますが、具体的には、県の工業技術センターに隣接しているグラウンドとなっております。

最後に、第3章、整備運営計画として、事業手法や整備のスケジュールなどについて掲載しています。

次に、資料の右側上段をご覧ください。

基本コンセプトとなります。本施設は、「人と動物のかかわりを豊かなものとする施設」として、動物とのふれあい・譲渡促進、動物愛護

の普及啓発により、動物の尊厳への理解向上を図るだけでなく、将来の課題やニーズの変化に柔軟に対応できる施設を目指して整備を進めていきたいと考えています。

このコンセプトの下に、「命の尊さについて学ぶ施設」、「人と動物の健康と環境を守る施設」、「交流と連携を生む、親しみある施設」、「災害に備える施設」というコンセプトを設定しています。

それぞれのコンセプトについて説明します。

まず、「命の尊さについて学ぶ施設」についてです。動物の命について学び、人と動物が共生できる社会づくりに向けた、普及啓発の拠点とします。教育部局などの関係者と連携して普及啓発を進めていきたいと考えております。

次に、「人と動物の健康と環境を守る施設」についてです。適切な知識の普及啓発や必要に応じた収容などに対応することにより、不適切な飼育や所有者のいない動物を減らし、人と動物の健康と生活環境を向上させます。また、収容動物にとって快適な空間を整備し、健康管理や維持に必要な機能を備え、感染症防止の対策に対応した施設とします。普及啓発などの取組については、自然保護部局や福祉部局、県獣医師会など、関係部局、関係団体と連携して行いたいと考えています。

次に、「交流と連携を生む、親しみある施設」についてです。このセンターに来ていただける様々な立場の人々、例えば、センターで活動いただけるボランティアの皆様、譲渡会などのイベントに来られた県民の皆様、社会科見学などで学習目的で来られた子どもたち、休日に子どもを遊ばせるために家族で来られた方々など、いろいろな方々にとって快適で機能的な空間を備え、関係する様々な方が柔軟に利用できる施

設として、関係者間の交流や連携を促したいと考えています。そのため、センターの屋外空間を活かした快適で立ち寄りやすい施設とし、より多くの人々が動物に出会い、動物愛護について知る機会を広げたいと考えています。

最後に、「災害に備える施設」についてです。災害時の対応や配慮事項についての知識の向上を進め、災害発生時には、所有者が被災したペットの緊急避難や一時預かりなどの支援を実施します。

次に、下の施設の概要をご覧ください。

新センターにつきましては、今後、将来的に収容頭数が減少していくことなどを見据え、持続的、効果的に運営していくため、可変的な間仕切りによる収容施設の区画や空いた飼養室での一時預かりの実施など、フレキシブルに活用できるような施設の機能や在り方を検討していきたいと考えています。

収容機能は、犬で75頭、猫で25頭程度を想定しており、受入室や検疫室、隔離室、飼養室や哺育室といった機能別の部屋を設置します。治療・健康管理機能として、検査、診察や手術などを行える処置室を設置し、そのほかトリミング室などを設置します。

啓発機能として、様々な取組が可能となるよう、広くて明るいエントランスを設置し、また会議等を行う研修室は、複数の部屋に区切ることによって、相談対応や啓発活動に柔軟に利用できることを記載しております。また、譲渡の際に、来場者が動物と触れ合うためのふれあい室についても記載しております。

ほかの屋内機能としましては、来客者トイレや事務室、資材室等の管理機能、屋外機能として、動物の運動場や駐車場について記載しています。

なお、右側に記載していますのは、今ご説明しました諸室の配置や動線のイメージを示したものです。犬や猫の収容から検疫、処置、飼養管理、譲渡までの流れを考慮し、適切にゾーニングし、動線については、利用者と施設運営に関わる事業者それぞれに配慮し、管理区域を明確にします。

続いて、左側下段の第3章をご覧ください。事業手法についてですが、新しいセンターの整備においては、PPP/PFI手法を採用し、詳細な方式については、今後さらに検討を進めていく旨を記載しております。

整備スケジュールにつきましては、令和6年度中に事業者の選定を行い、令和9年度中の供用開始を目指していくこととしております。

以上が整備基本計画の概要でございます。

最後に、今後の取組予定でございますが、今後は、この基本計画に基づいて実施方針の策定作業などを進めてまいります。

以上で長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備基本計画の策定についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【松尾水環境対策課長】長崎県汚水処理構想の策定について、ご説明をいたします。

資料は、委員会補足説明資料、議案外1-「長崎県汚水処理構想の策定について」の1ページをご覧ください。

最初に、1の汚水処理構想の目的でございますが、汚水処理構想とは、従来は、下水道や浄化槽などの汚水処理施設について、それぞれの特性やコストを比較したうえで、最適な処理方

法のエリアを定め、汚水処理人口の普及拡大を主な目的として策定しておりました。

しかしながら、一定の普及が進んだ今日では、人口減少などによる料金収入の減収や職員の減少に伴い、下水道の経営は急速に厳しさを増しており、持続可能な汚水処理施設の運営管理など、将来を見据えた課題に対応していくための基本方針として定めましたものが、今回の汚水処理構想になります。

このような状況や課題を踏まえまして、2の汚水処理構想の概要ですが、まず（1）基本方針といたしまして3つ定めておりまして、1番目が汚水処理の早期概成、2番目が持続可能かつ強靱な汚水処理システムの実現、3番目が下水汚泥の肥料利用や脱炭素の実現の3つの基本方針を定めております。

最初の基本方針であります汚水処理の早期概成の具体的な取組の数値目標といたしまして、（2）汚水処理人口普及率の目標といたしまして、書いていませんけれども、令和4年度、汚水処理人口普及率83.6%から、中期目標でございます令和17年度までに92.5%、また長期目標であります令和27年度までに96.6%を目標値として掲げております。

次に、3の11月定例会県議会以降の取組について、ご説明をいたします。

昨年12月12日の当委員会で構想の素案を説明した後、12月15日から今年の1月15日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、8件の意見をいただきましたが、結果的に、本構想に修正を加え反映させる意見はございませんでした。

2ページ目をお開きください。

主な意見を紹介いたしますと、自治体やまちの在り方を踏まえまして整備目標を掲げるべき

ではないかとのご意見をいただきました。このご意見に関しましては、意見のとおり、各市町の地域の特性や将来の人口を見据え、経済性や効率性を検討した上での整備目標としておりますので、区分のBであります、既に構想案に盛り込まれているものと判断いたしております。また、ほかにも、汚泥処理にごみ焼却熱を利用する等、対策等を複合的に評価すべきではないかとのご意見をいただいておりますが、本構想の目的は、今後の汚水処理施設の整備や運営管理方針を定めるものであることから、区分Eのその他の意見というふうにさせていただきました。しかしながら、大変有益なご意見でございましたので、市町に対して情報共有をさせていただいております。

以上がパブリックコメントの結果になります。

その後、2月1日に、ながさき下水道等連携協議会を開催いたしました。各市町の首長、局長級の方々にご出席をいただき、説明をいたしまして、本構想案につきまして了承いただけて、取りまとめしております。

4の今後の取組み予定ですけれども、本委員会にご説明させていただいた後に、今月中に策定し、県ホームページで公表する予定とさせていただいております。

次に、議案外1 - 「長崎県汚水処理構想の策定について～長崎県汚水処理構想2024（案）の概要～」の概要版の1ページをお開きください。

この概要版につきましては、さきの12月委員会で説明した内容になりますので、要点についてご説明をさせていただきます。

第1章の概要及び第2章の汚水処理を取り巻く動向、次の2ページの第3章の基本方針につきましては、冒頭で説明した内容になります。

次に、第4章の汚水処理の現状と課題について、3ページの上段の地図を見ていただくとわかりますように、普及率の高い赤色の地域、これは長崎市とその周辺、西彼地域及び県央地域でございます。普及率が低いところは、県南地域、離島地域、半島地域が低いという状況でございます。

次に、4ページの下の方から下段の方に記載してあります第5章の基本方針の具体的な取組について、最後にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の汚水処理の早期概成の取組といたしまして、集合処理から個別処理へ見直し、浄化槽の普及促進を図ってまいります。

これは具体的には、18か所の未着手の集合処理区につきましては、今回、市町の方で改めてご判断をいただき、検討していただいた結果なんですけれども、廃止を前提といたしまして、集合処理を廃止する代わりに浄化槽による個別処理を推進してまいります。

これによりまして、下水道の現在着手済みの処理区における未普及地域の解消を重点的に推進することなどして、先ほど言いました目標の普及率につなげてまいりたいと考えております。

次に、5ページの上段の方にあります2つ目の方針、持続可能かつ強靱な汚水処理システムの実現のための具体的な取組といたしまして、汚水処理施設の広域化・共同化を推進することとしております。

具体的には、現在118か所ある汚水処理施設を令和27年度までに77か所に統廃合することで、改築更新・維持管理費用を削減し、また維持管理業務の共同発注、共同化などを行うことによりまして事業の効率化を図るなどし、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

す。

またほかにも、(2)施設の老朽化対策、(3)地震対策など、適切に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、6ページの中ほど、3つ目の方針、下水汚泥の肥料利用や脱炭素の実現のための取組といたしまして、(1)下水汚泥の肥料利用の拡大に向けた検討を実施するとともに、(2)温室効果ガスの削減に向け、下水道施設や中型・大型浄化槽における創エネ・省エネの推進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が本構想の具体的な取組になります。

どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大久保委員】先ほどの污水处理構想策定についてですけれども、このことは、今、環境だとか、カーボンニュートラルということでは、お尋ねしますけれども、普及率、現状が83.6%ということで、目標値、令和17年度には92.5%とありますけれども、現在のところ、全国平均よりも下回っている、全国平均は

92.9%ということですのでございますけれども、長崎県において、何が要因で伸び悩んでいるのか、そういった背景を教えてくださいたいと思います。

【松尾水環境対策課長】全国平均よりも低い現状の理由となりますと、基本的に、全国、一番伸びているのが下水道でございます。ただ、本県の場合は、水道でも言えることなんですけれども、集落が点在しているということで、下水処理場を造って、それから家庭まで延ばしていく管の延長がかなり長くなりますので、工事費的にかかりかかってしまうということで、集合処理になかなか適さない、離島もそうですけれども、半島地域も多いということもあるものですから、集合処理の割合がどうしても少なくなってくるということがありまして、それで下水道の普及が全国平均よりも低いというのがありますものですから、全体的にちょっと普及率が低くなっているということでございます。

【大久保委員】長崎県の人口密度が薄いだけに、そういった効率が図られないということなんです。

今回は、それを今後、人口減少に合わせて浄化槽に代えていくということですのでございますけれども、浄化槽と、今、18か所、集合処理の計画があったということですが、建設費はあれなんですけれども、メンテナンス、個人が負担するそういった費用というのは、下水を入れた時、集合処理を入れた時と個人で入れた時は、どれくらい差があるのでしょうか。金額も含めて教えてください。

【松尾水環境対策課長】毎年、政府施策要望等で上げる資料があるんですけども、そちらの方からしますと、まずは下水を使った場合、下水道での1年間の料金が1家庭大体3万円から3

万5,000円程度で、浄化槽ですと4万5,000円から5万5,000円ぐらいということで、年間で、維持管理費になりますけれども、1万5,000円から2万円程度浄化槽の方が高いという状況でございます。

【大久保委員】 集合処理を入れられないのは、その住んでいる地域の地の利がなかなか厳しいというところもあるんでしょうけれども、個人的にこれから浄化槽を普及させていくというところであれば、その毎年かかる費用負担というのを、それぞれの県民の生活を考えれば、浄化槽を入れるとより高くなるということでありますので、1万5,000円から2万円、この負担が減らせないかなと考えたくなります。

ちなみに、浄化槽を入れた時に、保守点検は何回しなければならなくて、うちも取っていますけれども、その上で、法定点検を1回する必要があるんですか。もう一回、その仕組みを教えてくださいたいと思います。

【松尾水環境対策課長】 浄化槽の管理者さんが浄化槽を設置する時に、設置届というのをお出しになると思うんですけども、そこに誓約書というのが多分書いてあると思います。その中で、まず保守点検につきましては、法律で決められた回数以上することとなっております。一般的に、5人槽が一番普及していると思うんですけども、法律では3回以上、県内聞いてみますと、大体業者さんは4回ぐらいはメンテナンスされているということでございました。

それともう一つ、年に1回清掃しなければいけないということを法律で書いております。

先ほど言いました法定検査につきましても、必ず年に1回、最初の設置時には7条検査と、毎年受ける11条検査というのがございますけれども、年に1回法定検査を受けることというこ

とで、3つが管理者さんが浄化槽を設置する上の義務というふうなことでございます。

【大久保委員】 点検で3回以上、大体4回ぐらいはされているということでございますけれども、その費用を下げられる、ランニングコストを下げられる対策というのは県としてあるのか、また各自治体、市町がされているのか、それは今、実態として、どういった状況でしょうか。補助だとかいうのは、どれぐらいあるのでしょうか。

【松尾水環境対策課長】 今、県内21市町ございますけれども、さっき言いました浄化槽の維持管理費に関する補助は、5つの市町がなされております。金額的には、たしか3万円から5万円という幅があると思います。平戸市さんが去年から離島、度島とか大島の方に浄化槽を運ぶ船賃、その補助をたしか8,000円されていると思います。

具体的には、維持管理費につきましては、今やっている5の市町さんというのは、もともと下水道が引いてあるということで、下水道と、先ほど言いました、ちょっと遠いところで下水が引けないという方々に対して、同じ市町でありながら下水道料金より浄化槽の料金が高いということがあるものですから、その穴埋めに対して補助をなさっているというのが現状でございます。

プラス・マイナス、必ずしもゼロにはならないんですけども、今、最低で5,000円補助されているところがありますけれども、これは11条の毎年やる法定検査分の費用について補助をされているという自治体もございます。

県の方で、維持管理等に対する何か取組はないかということなんですけれども、これは毎年、政府施策要望等で、浄化槽の要望で上げている

んですけれども、今、維持管理費に係る費用が高いということで、そのうち今おっしゃいました法定検査につきましては、基本的には、管理者さんが年1回の清掃であったり、点検をちゃんとしておけば、水質自体は、BOD20mg/とか、基準はありますけれども、それを満足しているということであれば、実際ちゃんとやっているのに、何でもう一回検査しなければいけないかと、そういうふうなご意見をいただきます。うちの方も政府施策要望の方で、例えば、法定検査分の費用というのは、あくまでも水質に関して、管理者さんはちゃんとやっているわけですから、それに関しては、何とか国の方で補助していただけないかというふうな要望をさせていただいております。

ただし、全部の人たちに対してではなくて、さっき言いました5市町さんとか、今、自主的に援助をされているところについて、やっているところに対して交付税措置とかをいただけないかというような要望をさせていただいている状況でございます。

【大久保委員】先ほどおっしゃるように、この点検をまじめにしている方というのは、3回ないし4回、日頃から費用を出してしている。法定点検という中で、協会から来られてされますけれども、要は、ちゃんとしているからきれいなんだということで、する必要ないから、それは払いたくない、こういった方もおられると。それを強引にもできないしということで、帰られるというケースもあると聞いております。

そういったことを改善するというのも必要であるし、未点検のところ、回り切れていないところも含めて、年間どれぐらいの件数、分母が幾らとあるのでしょうか。法定点検をできていない件数、そこは把握されていないのですか。ゼ

ロではないということですよ。

【松尾水環境対策課長】完全な数値は申し上げられませんけれども、現在、7万9,000基ぐらいの浄化槽がございます。そのうち、休止とか廃止届が出ているものを除いて、動いているであろうという戸数が7万5,000個ぐらいになります。その7万5,000個の中で、拒否をなさったり、台帳上はあるんですけれども、行ったらいなかったとかいうのが大体五、六千基ありまして、昨年度が大体6万9,000基の法定検査をやっているという実情でございます。もちろん拒否の分もございまして、そういうものを入れて、浄化槽協会が検査した件数というのは、約6万9,000基になります。

【大久保委員】年間五、六千できていないところもあるんじゃないかということですが、そういったことが、NHKの料金と一緒に、不公平があれば、またそういったところに不満が出る人、じゃ、しなくていいんじゃないかという話にもなるので、やっぱりそこはなるべく100%を目指してやらなければならないかなというふうに思っておりますし、先ほど、浄化槽と集合処理との差を埋めたいと私は言いましたが、なるべくなら県にしる、国にしる、行政が負担するのではなくて、仕組みでその金額に近づけられればなというふうに思っております。

例えば、今、法定点検を協会の方で30人ぐらい検査員を抱えられていて、県内を回られていると聞いておりますけれども、そういったものを、日頃点検をされている県内の各業者さん、3回、4回されている業者さんに、例えば採水員制度とかあるらしいですね。そういったことで委託することによって、費用を下げたりできないかなとも思うんですけれども、そういったと

ころは実情的に可能なかどうか、その可能性を教えてくださいと思うんですけれども、費用を下げるという意味では、いかがですか。

【松尾水環境対策課長】委員からご質問がありました採水員制度、令和3年の1月ぐらいに、浄化槽協会の会員でもあります5団体、浄化槽に関係する協会の方々の方から、ご要望が知事の方に出されております。内容は、さらなる法定検査の効率化検査をしてくださいと。それに伴い、法定検査の料金が5,000円ですので、何とか効率化検査をすることによって料金が下げられないのかというふうなご要望をいただきました。

それをいただきまして、私どもの方から浄化槽協会の方に、さらなる効率化の検査について検討してくださいということで、ワーキンググループ会議とかを県の間も入ってやっていたんですけれども、今の状況で申し上げますと、今、現場の方に行って、法定検査というのは内容が3つありまして、ちゃんと清掃とか点検をしているかという書類検査、現地を見て、浄化槽の形、臭いとか、割れていないか、漏れていないかとかという外観検査、浄化槽から出る放流水の検査と、この3つの審査をいたします。全て現地の方に行って検査をしているわけなんですけれども、その辺を、先ほど言われました、何とか保守点検の業者さんの中で採水をしていただくことによって、例えば、その採水した水を検査すれば、BOD値が基準値以下であったと。その水自体は確かにきれいですから、この浄化槽というのは清潔に保たれているんだというのはそれでわかりますので、そうすると一々行かなくても、そこで判定がつくということで、採水員制度というのを何とか普及できないかというふうな取組をしております。

それが協会支部の方とかも話をさせていただ

いて、今年の1月からなんですけれども、新上五島町の方で、業者さんの方で採水をしていただいて、これは一度、先に法定検査をやって合格しているところ、適正であるという裏づけを取った上で、まだ環境省協議が終わっていませんから、正式にやったら、まだ認められませんので、その前段として今やっております。なぜやっているかということ、例えば、採水して、宅急便とかで詰めて運んでしたり、採水する手間とか、そういうものも業者さんに払わなければいけませんので、そういうものを見積りを取るためにも今やっている状況でございます。それをするによって、現地に行かなくて判定が出るということになってきますので、その辺のやり方を今から見積りとかも取った上で、最終的に、今、物価等も高騰をしておりますので、現在の5,000円がどれくらい下げられるか、もしくは逆に、5,000円を上げないようにすることができるのかとか、そういうことも検討させていただいた上で、少しでも管理者の皆さんの負担の軽減になるようなことは、浄化槽協会と共にやっていきたいと考えております。

【大久保委員】先ほど、自治体も検討した結果ということでありまして、市民負担としたら、やっぱりそこが大事になってくるというふうに思っておりますので、そういったところは集合処理と近い形で仕組みづくりができれば、そこというのは県としても、行政として、そういったルールを解除することによってできることもあるかもしれませんので、そういった観点で、負担を軽くしながらも、しっかり環境対策に臨まれれば、行政の負担、金額的な負担もなるべくしないように仕組みづくりで変えられればというふうなことを思って提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【千住委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活環境部関係の審査を行います。

ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】午前中に大久保委員が汚水処理構想の件で、浄化槽に対する今ある課題等々をご質疑されて、非常に明確になったというふうに思います。そこで、まず、それに関連して質問をしたいというふうに思います。

今回、汚水処理構想2024の案の概要が説明されたわけですが、その前計画である汚水処理構想2017、ここと2024の違いというのがなかなか概要説明の中では明確に説明がなかったというふうに私は理解をしています。2017と今回の2024の違い、まずそこを明確に説明を求めます。

【松尾水環境対策課長】2017年度の汚水処理構想と今回の2024構想の違いでございますけれども、極端に申しますと、目標の普及率というものが違ってまいります。前回の基準年、構想をつくりましたのが平成28年になるんですけれども、平成27年の汚水処理人口普及率が78.8%ございました。それから10年、20年という形でどういう形で普及率を伸ばしていくかということで計画を立てました。平成27年から、令和8年の汚水処理人口普及率を90.2%、それから10年後の令和18年が97.3%という形で、かな

り高い整備率と申しますか、伸びるようにしていました。

これだけ何で高くなったかと申しますと、構想に一部書いてありますけれども、当時、下水処理場を造って、どんどん、どんどん下水道を延ばしていきながら普及させていきたいと思いますという計画がまだ残ってありました。ですので、浄化槽も一緒に延ばしてはいくんですけれども、どちらかというとメインが下水道の方になっておりました。そういうことで、高い伸び率となっております。

今回、私が冒頭でお示しましたように、なかなか下水道を普及していったとしても、赤字になっていきますよということで、今回の構想の中では、まだ未整備の処理区が約18処理区ございました。これについては全て廃止をしますということで関係市町より回答を受けました。それによって、今回お示した、令和4年度現在が83.6%ですが、10年後が92.5%、20年後の96.6%となっていきますけれども、この伸び方が、前回の構想ですと、大体年間で1.2%程度伸びていくんですけれども、今回の構想では0.5~0.6%ということで伸び率は低くなります。先ほど申しましたように、下水道をどんどん、どんどん延ばしていく構想と、それから下水道をやめて浄化槽、個人のお力に頼って伸ばしていくという構想になりますものから、どうしても伸び方というのは低くなると、そういうところが前回と今回の構想の一番大きな違いでございます。

【深堀委員】私も事前に説明を聞いていますから、今、課長が説明された内容については理解をします。理解はするんだけど、もうちょっと明確に示してもらいたい。というのが、例えば、端的に言えば、汚水処理人口普及率とい

う数字があります。これは2017の構想では、令和18年に97.3%を目指していた。今回見直した2024では、令和17年、1年違いますけれども92.5%、その10年度の令和27年度に96.6%。結局、目標には明確に10年ずらしているというわけです。

そして、その内訳は、下水道に関しては、もともと2017の構想では、令和18年に76.4%を目指していた。今回の見直しでは、令和17年に71.7%にした。そして、その10年後の令和27年に74.8%であり、2017の構想の目標は令和18年の目標よりも低いものになっている。

そして、浄化槽はどうなっているかという、もともと2017の目標では、令和18年に17.4%、それを今回、2024の構想では、令和17年に18.5%。浄化槽に関しては、前計画よりも1年前倒しで、もっと高い率にしている。だから結局、要は、先ほどから説明があっているように、下水の集合はなかなかいろんな状況の中で難しいから、浄化槽に切り替えていくというのが明確にこの数字でわかっているわけですよ。

その違いを、何で最初の概要の説明の時からそういうものを言わないのかと、私はものすごく、昨年度のこの委員会の中で説明したのかもしれないけれども、我々は今、何年かぶりに入っている人たちもたくさんいるわけで、前の説明を聞いてないわけですよ。そういったところが非常に不親切だなと私は説明を聞いていて思いました。意図的に説明しないのかとまで思いましたよ。

というのが、さっき大久保委員が質疑の中で、浄化槽にすることによって住民の負担がどうなるのかという質疑を交わしたじゃないですか。こういった計画、構想を変えた時に、こういう構想を変更することによって、少なくとも住民

の負担が明らかに増えてくるわけですよ。それに対して、さっきの質疑の中でも言われていましたけれども、国の政府施策要望に挙げていますという答弁をされてましたね。それはずっと過去からやっている話であって、こういうふうに構想を見直す時に、住民の負担が間違いなく増えるというのはわかり切っている時に、何で何かしらの対策を検討していないのか。今まさにこういう事業をやります、ということは言えなくても、こういう構想を切り替えることによって、浄化槽を普及させるためには、今までの施策では足らざる点を、こういったことを考えていきますという説明をしないといけないと私は思うんですけれども、その点、どう思いますか。

【松尾水環境対策課長】まず最初に、説明不足であったことについてはおわびいたします。申し訳ございませんでした。

先ほどから何度も申し上げますけれども、今回の構想で一番大きく変わったところというのは、先ほど言いましたように、集合処理から個別処理へ移行するというのがメインでございます。この計画自体は、先ほど言いましたように、地元自治体の方でそういうふうな方向性を出されたというのが大本にございまして、県としましては、確かに下水道を延ばしてもらえればいいんでしょうけれども、赤字になってしまうということであれば、それは市町さんの方が財政的に苦しくなってきますので、やはりその市町さんの意向というのは我々は絶対酌まなければいけないと思っております。そういう形で我々の方も、説明が足りなかったとおっしゃいますけれども、何とか今後、浄化槽が普及されていくというふうな方向にかじを切っているわけなのですが、その浄化槽に対しまして、管理

者の方々が下水道に比べて年間1万5,000円から2万円ぐらい高くなるということも想定されておりますので、先ほど申しました管理者に対して少しでも何かアプローチできないかということで、まずその維持管理費等の補助を国にお願いすることもそうですし、プラス今、法定検査、年間5,000円から6,000円という料金を頂いていると思います。それについても、先ほど言いました採水員制度とかいうふうな改革を進めることによって、少しでも管理者の皆さんのご負担を減らせるような政策に今まさに取り組んでおりますので、今後の状況をまた報告させていただくこともあろうかと思っておりますので、そこでまた改めまして検討結果を、採水員制度、法定検査の効率化検査についてご報告をさせていただきますようお願いしております。

【深堀委員】わかりました。

基礎自治体の方から、今の状況から鑑みて、下水をこれ以上はというのはよくわかるし、それは仕方ないと思っているんです。要は、それであっても汚水処理を普及させていかなければいけない。その一つの方策として浄化槽があって、浄化槽には、集合と比較してこういう課題があるから、そこをどうやってクリアしていこうかということをもう少し当局としても、いろんな検討をしながら、そういったことを説明してほしいなというふうにもものすごく感じたものですから、ここで言わせていただきました。

【田中委員】私は合併処理槽と呼んでいるんだけれども、理解はしてもらえと思うので、その件について、お聞きをしたいと思っております。

私も、今思うと、合併処理槽を入れたのは平成10年ぐらいだったかな、もう25年ぐらい前。それからずっとこの委員会に来てから私は言っているんだけれども、ちょっとお株を奪われて

しまっ、ええっと思っているんだけれども、要は、公共下水道は、皆さんは市町にハッパかけて普及率を高めていけばいい。そのほかにも、農漁村の排水事業とかある。そういうものも県が主体的にどんどん進めていけばいい。要は、私の場合は佐世保市ですけども、都市計画で、市街化調整区域は、ひとまずは下水道をしないということになっている。完備した後はするかもわからん。だから、それが周辺で結構あるし、私の近くも、ハウステンボスの針尾処理区はあるけれども、周辺は全部市街化調整区域で、下水道が来ない。となるとどうするかということ、合併処理槽と、当時入れた。

そうすると、実態を話すと、公共下水道だと大体月2,500円か3,000円ぐらいだと私は理解をしている。多くて3万6,000円。でも、現実、合併処理槽だと、そういうわけにいかない。あなたたちは法定検査は5,000円だと言うけれども、実態は、一緒になって清掃までやる流れになっているから、「清掃せんでいいよ」というわけにもいかない。流れになって、毎年、年に1回ぐらいはという話になるとね。そうすると、実態的には、3万5,000円の倍の7万円ぐらいは最低要る。もっと要る。

それはなぜかということ、個人差があるんだ。合併処理槽を導入する時の問題なんだよ。なぜ人数割りでセットしないのか。ここは5人が住んでいるから5人ぐらいでという感じじゃなくて、私の記憶では、建物の坪数で算定される。そんなになると、農家の方は延べ100坪ぐらいの建物は幾らでもある。そうすると、私は11人槽だ。実際は3人しか使っていないけれどもね。そうすると、全てがそれがずっと続いていくわけだ。だから、途中でおかしいじゃないか、おかしいじゃないかと言ったら、先ほど、こうい

うふうにしているいろいろ変えていますと言うので、まずそれを聞かせてもらおう。頑張って努力した結果のほどを。

【松尾水環境対策課長】今のご質問ですけれども、確かに人数でやるという話もお聞きしておりました。今、それが基準で決まっております。実際建坪の平米数によって何人槽を入れてくださいというのが今の基準になっております。

まず最初の基準なんですけれども、JIS規格の算定基準でやっておりますけれども、住宅に設置される浄化槽については、住宅の居住人員ではなく、住宅の延べ面積で算定するというふうになっております。具体的には、130平米以下は5人槽でいいですよと、130平米を超える分については7人槽と。130平米ですから、40坪になります。住宅の延べ面積が130平米を超える大きな住宅につきましては、将来的に居住人員が増える可能性もあるため、JISの算定基準のとおり算定するというふうになっております。しかしながら、JISの算定基準には、ただし書きといたしまして、建築物の使用状況や類似施設の使用水量などから、明らかに実情に沿わないと考えられる場合につきましては、算定した人数を増減することができるというふうな記述もございました。

このため、そのような要望というのがずっと来ておりましたので、ただし書きの運用について、県の方で、一戸建ての住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書きの取扱い要領というのを定めました。これは令和2年の4月1日から適用しております。内容が、本来であれば5人槽以上必要なところを、5人槽でいいですよとするための条件なんですけれども、その条件と申しますのが、まず住宅専用部分の延べ面積が200平米以内であることと、現

在の居住人員及び将来の居住人員の見込みが5人以下であるということであります。もう一つが、浄化槽への流入水量が一日当たり1,000リットル、1人1日大体200リットルと原単位がなっていますので、それ掛け5で1,000リットルというふうな、その全ての要件に適合した場合につきましては、5人槽にさせていただいてもいいですよということで、令和2年の4月1日から、そういうふうな特例を設けてやっております。

【田中委員】私の頭が、今言われた改定後のことではないので、若干進んでいるかなと思うけれども、それでもやっぱり私の頭は、家内から、6万円ください、7万円くださいとこうやられると、「何するんだ」と。法定検査ですと。年に1回といえども、「えっ、それは」ということで、私は25年間闘ってきたんだ。

しかし、今もって、あなたたちが言う方に改定したとしても、私の内容は、何の反映もできないのかな。私は、親の家を引き継いだから、古いけど大きい。延べにすると150坪ぐらいある。当時住んでいたのは6人だったけれども、今は3人しかいないから、その実態がずっと。年間5万円違ったとしても、もう25年で、極端に言うと125万円余計払っている。今からもまだ払う。

だから、システムそのものを考えるべきじゃないか。利用の実態に合わせたいろいろな料金設定をしないと、一番最初、建物の坪数で造らされたんだ。それを認めないからね。佐世保市が補助を出す時に、この建物ならば何人槽にしてくださいという話になるわけだ。それを改めてほしいという話なんだけれども、25年間、かみ合わなかったのかな。今度はかみ合うかな。

ぜひ、その検討をしてほしいと。そうしないと、我々も周辺の農家の皆さん方に、合併処理

槽をやってください、やってくださいと言えない。むしろ、相談を受けたら、やめた方がいいよと。大変だよ、これは一回導入すると、ずっと払っていかねばいけないという話をせざるを得ない。

そういうことだから、課長はさっき、個人的な話だった時には、知っています、前から言われていましたと。言われていたら、ちゃんとやってくれ。ぜひ、対応方をよろしく願いたい。

合併資料槽の話で今、話をさせてもらったけれども、飛び入りでやったので、ひとまず終わります。

【初手委員】汚水処理構想の関連で、ご質問を1点だけさせていただきます。課長は大変お疲れでしょうけれども、ご答弁、よろしくお願いします。

今日出されております資料の6ページをご覧くださいながら質問させていただきますけれども、ここの5の3に、下水汚泥の肥料利用や脱炭素の実現ということで、肥料に使おうというふうなご提案でありますけれども、今、下水道処理の汚泥は、最終的に、処分場で固形化して焼却処分をするというのが一般的に多いかと思っております。それを、一部なのか全部なのかわかりませんが、肥料化にしようというふうな一つの方針だと思いますけれども、実質的に、処理方法としては、コストの関係もあります、地域性もあることから、やはり全て肥料化というのは、かなり無理があるんじゃないかとも思いますけれども、その辺の対応については、それぞれの自治体の裁量権に任せさせていただくというふうな理解の仕方では今回のこの計画についてはよろしいかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

【松尾水環境対策課長】初手委員のご質問にお答えいたします。

まず、県内の汚泥処理の肥料の利用状況につきましてですけれども、県内の汚泥の発生量が令和4年度で約1万7,000トンございます。そのうちの約43%、7,300トンが肥料とされております。残りの56%になりますけれども、9,500トンが焼却した後に硬質スラグとして再生されて、道路工事の路盤材とか、そういう建設資材として使われております。本県の下水汚泥の99%が再利用されておまして、全国平均の75%を大きく上回っている状況でございます。

また、これは国からの要請が、令和4年度ぐらいから国の方が方針として、下水汚泥から肥料を作っていくましようというのが、汚泥の中にリン成分とかが含まれているんですけれども、それが海外からの輸入が大きいものですから、円安を加味して、物自体も高くなっていることで、かなり肥料代が高くなると。肥料代が高くなれば、当然、食べ物とかの値段に跳ね返ってきますので、そういうところから、なるべく自給自足できるぐらいの肥料を作りたいというのが出されました。

それに基づきまして、うちの方としましても、国の方から頂いた文書を市町に通知し、共有させていただいて進めているわけなんですけれども、全部肥料にしてくださいというお話、国はそう言っていますけれども、実際できるのかどうかというのがございます。

その検討を行うためにどうするかということで、まず下水の汚泥を肥料化するに当たっても、堆肥とは違って、牛とか豚の排せつ物とは違って、下水汚泥の中には、工業排水とかも入っていますので、重金属とかが入っているので、それ自体が肥料の成分として本当に大丈夫なのか

ということがありますので、そういうものをちゃんと調べなければいけないというのもございます。

また、それがもしなかったとして、これは肥料ができますねとなった時に、県内で肥料化できる施設というのは、ご存じの方もいるかもしれませんが、大きいところで2か所しかございません。そこで肥料化できる量というのは決まっております。だから、離島は別として、県内で全て持ってきたとしても、受入れ先があるのかという問題がまず1つございます。

それと、肥料は作りましたけれども、果たして、それが売れるのかとか、それだけの需要があるのかというのもございます。

その辺のことを総合的に自治体の方でご判断をしていただいた上で、例えば、その肥料施設まで持っていくのに何十キロも離れているのに、積んでトラックでそこに運ぶとなると、その分だけ相当また運搬費というのがかかってきます。運搬費とかが高くなってしまうと、その分、下水道料金とかに跳ね返ってきますので、肥料にしたは、いいけれども売れない、おまけに下水料金まで高くなるとなると、それはやっぱり自治体としてはできませんので、そのような事情を各自治体ごとに判断していただいて、私どもの方は、国に聞かれたらまずいんですけれども、何が何でも肥料にしてくださいとまでは言えないと思っていますので、そういう形で進めていただければと思っております。

【初手委員】 ご丁寧に、ありがとうございました。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【本多委員】 午前中に饗庭委員が質疑なされました人権施策を検討する際に基本的に必要な視点や考え方について有識者の意見を取りまとめ

るための検討会を設置する、その検討会の目的とかは、その質疑を経て一定理解することができました。さらにちょっと踏み込んだところをお聞きしたいと思います。

先日、長崎県内で性的マイノリティーへの理解促進などに取り組んでいる団体、Take it!虹の儀間代表を交えて勉強会を開いていただく機会がございました。性的マイノリティーへの理解は、地域社会として必要であること、あと長崎県は地域社会としてのその理解が決して進んでいるとは言えない状況であることも確認しました。

基礎自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入されるところが全国で増えてきているのですが、県内自治体のパートナーシップ宣誓制度の導入の数が九州の中で長崎県が一番低いということも勉強しました。

ちなみに、県内での導入自治体はどちらでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】 パートナーシップ宣誓制度につきまして、県内自治体で導入しているところは、長崎市と大村市の2市になります。

【本多委員】 ありがとうございます。

あと、九州では、県としても導入してきているところが増えておりまして、福岡県と佐賀県は、もう県として導入なさっております。また、大分県は来年度から県として導入するということを決めておられます。佐藤知事は会見で、全国的にも、より一層多様性を認め合う共生社会の実現が求められている、各市町村と調整して実効性のある制度にしていきたいというふうに答えていらっしゃいました。

ちなみに、よく基礎自治体とのいろいろ調整が難しいので、県としてやるのには少し時間が

かかるというようなお答えがあったりするようなんですが、その大分県は、今、18自治体中4自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入されているということでした。

それで、パートナーシップ宣誓制度は、導入された際のメリットを教えてください。

【石田人権・同和対策課長】パートナーシップ宣誓制度ですけれども、こちらは導入の検討過程ですとか、導入後において、性の多様性の理解を深めることにつながっていくものだと考えております。

【本多委員】ありがとうございます。

私の質問の仕方がいま一でした。申し訳ありません。そのパートナーシップ宣誓制度を使われる方のメリットをお答えください。

【石田人権・同和対策課長】大変失礼いたしました。使われる方は、例えば、同性同士の方で、婚姻と同じような関係にあられる方、こういった方が県営住宅とか市営住宅、そういったところに入れにくいんですけれども、パートナーシップ宣誓制度を活用して、パートナーだということを公的に証明する証明書があれば入居できるというようなメリットがございます。

【本多委員】ありがとうございます。

夫婦、家族とかに与えられる公のサービスが受けられるというのが大きなメリットだというふうにその時勉強しました。

デメリット、パートナーシップ宣誓制度が導入されていないところの同性のカップルの方は、そのメリットが受けられないということになります。それ以外で、実は、家族として認められていないので、例えば、家族じゃないから災害時の安否確認はできません。あと、パートナーが体調が悪くなった、そして急遽、入院が必要になった、家族ではないので、その時の入院の

承諾もできません。そういったところがあるというふうにお聞きしました。

先ほど、パートナーシップ宣誓制度が導入された際のメリットをお答えいただいたのですが、県としては、長崎県は多様性を認め合う土壤があるんだというところを県内外にアピールできるというのは、大きなメリットであるというふうに私は考えております。

性的マイノリティーの割合なんですけれども、研究機関等のデータによると、10%をちょっと切るぐらいいるということで、血液型のAB型の人ぐらいの割合だったり、日本における左利きの人の割合ぐらいいらっしゃるということで、実際に声は上げられていませんが、お困りの方が思ったよりも多くいるということ、そして県としての助けを必要としていらっしゃる方がいるということを含めて、その導入への思いをお願いいたします。

【石田人権・同和対策課長】先ほども申しましたけれども、パートナーシップ宣誓制度につきましては、制度の導入の検討過程とか、制度を導入後において、多様性の理解を深めることに寄与するものと考えているんですけれども、しかしながら、整理不足のままでの制度導入は混乱が生じるおそれがありますので、これまで市町や関係団体との意見交換ですとか、先進自治体の情報収集等、丁寧に課題整理を進めてきております。

現状では、提供する行政サービスの内容ですとか、市町との連携、あと民間事業者のサービス提供への影響など、検討課題は多岐にわたっておりますので、県として制度を導入した場合の市町の行政サービスについては、ばらつきが生じない方がいいというふうに考えております。そのため、制度を導入した場合に提供される行

政サービスについて、全ての市町と統一の方向性を見いだすため、議論を重ねているところでございます。

加えて、近年、性の多様性ですとか、SNS等での発信の在り方など、人権課題が多様化、複雑化していることもありますので、人権全般に関して、改めて施策を推進するに当たっての基本的な視点とか考え方について整理が必要と考えて、来年度、検討会を設置して、有識者による議論をいただくこととしておりますので、その検討会での議論の状況をしっかりと見極めていきたいと考えております。

【本多委員】ぜひ、その検討会での議論を基に、前向きに進んでいただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】1つだけ、食品ロス削減推進事業に関してですけれども、概要報告の中でもあったのですが、長崎県食品ロス削減推進計画に基づいて各種事業をやられているわけですけれども、数字は古いですが、世界規模でいけば年間に13億トン、全食料の生産量の3分の1が食品ロスになっていると。2017年の農林水産省の分でいけば、国内で年間612万トンが破棄されている。これは国民1人当たり一日1杯のお茶わん部分の食料が破棄されているという計算になると。その612万トンの内訳が、事業所系、スーパーであったり、飲食店、そういったところから328万トンで、家庭で284万トンというのが農林水産省が2017年に示された数字であるんですけれども、本県においても、当然こういった食品ロスというものについて、先ほどの計画に基づいて、いろんな啓発活動をやられているわけですけれども、その成果の今の状況をまずお尋ねしたいと思います。

【赤澤資源循環推進課長】全国規模の食品ロスにつきましては、先般、農林水産省等の方からも発表がありましたが、令和3年度現在ですけれども、全国で523万トン出ているという状況でございます。そのうち県内におきましては、令和3年度の数值として、食品ロス発生量としては約4万7,759トンと推計しているところでございます。

食品ロスの削減に関する啓発につきましては、10月が食品ロス削減月間ということになりますので、こういった月間であるとか、あるいは12月の、忘年会、新年会といった時期を中心にテレビCMなどを放映させていただいて、啓発活動を行っているところでございます。

また、小中学生を対象としまして、食品ロスの削減の重要性をテーマとしたポスターコンテストを県の方では開催しているところでございます。ここで受賞された作品につきましては、食品ロスのカレンダーを毎年作成しておりまして、そちらの方に掲載させていただき、九州食べきり協力店などに配付をさせていただいているところでございます。

そのほか、環境関係のエコフェスタ、エコイベントに県としても参加をさせていただいて、フードドライブ活動とか、そういったものに協力もさせていただいているところでございます。

そのほか、食品ロス削減の重要性を書かれたチラシであるとか、ホームページによる広報、それから県庁内でのデジタルサイネージの活用とかをさせていただいているところでございます。

【深堀委員】ありがとうございます。

令和3年、県内でいけば4万7,000トンぐらいの食品ロスが発生しているということでありましたが、これは減少傾向にあるというふうな理

解をしているのですか。あと、事業所系、家庭系という部分の分析、そういったところはどうなっていますか。

【赤澤資源循環推進課長】 前年令和2年度と比較しますと103トン減少しているところでございます。ただ、この令和2年度、令和3年度、こういったところにつきましてはコロナの影響があったということもありますので、そういったものによる減少というのもある程度あるのかなと思いますので、今後、注視していくところなのかとは思っております。

また、家庭系、事業系につきましては、令和3年度の実績でいきますと、1人一日当たり家庭系で32グラム、事業系で67グラム、合計99グラム排出しているということになっております。これにつきましては、令和2年度の98グラムと1グラムの違いがある、ただ令和元年度の108グラムから比べますと減っているところでございます。ただ、冒頭で申しましたとおり、令和2年度、令和3年度というところがコロナの影響もあったということで、家庭系が増えたのは、ある一定、巣籠もりとか、そういったものによる部分が出てくるのかなと、逆に事業系が減ってきているというのは、飲食店、そういったところに対する控えとかが出てきたものによるものかと考えております。したがって、令和2年度、令和3年度と確かに数字的には減りましたが、今後、きっちり啓発活動を行いながら、この数字が維持できる、もしくは下がっていくような取組をしていかなければいけないかなと考えております。

【深堀委員】 わかりました。

コロナがあったので、その数字の分析に関しては、いろんな活動の正確性というのはなかなか捉えづらいという部分はあると思うので

すが、確かに啓発活動することによって、家庭系は、より効果があると思うんです。ただ、事業所系に関して、啓発活動だけでどうなのかと日々思っているんです。現在、事業として、啓発活動がメインにはなるんですけども、啓発活動だけではなくて、実際に事業所系の例えば消費期限切れで廃棄する部分とか、そういったところに関して、より行政が関わってそこを削減していくという、現実的に食品ロスを削減するための啓発活動ではなくて、そういったことが考えられないのかなと日々考えているんですけども、そういった取組はありませんか。

【赤澤資源循環推進課長】 すみません、先ほど私の発言の中で、家庭系と事業系の数字を間違えて申し上げました。家庭系の方が67グラムで、事業系の方が32グラムでございます。おわびして訂正いたします。

今、委員ご指摘のありました消費期限切れとかそういったものに対する取組に関してですけれども、当然、こういった取組というのは今後重要になってくるかと思っております。一方で、こういったものに関して、例えばよくあるのが、食べ残しとか、飲食店の中で、残りましたものを持ち帰りしてもらおうとか、そういった取組というのはございます。こういったものに関しては、現在、国の方でも議論がなされているところでございます。特に、日本の文化の中では、こういったものを持ち帰った時に、万が一、何か問題があった時に、誰が責任を取るのかというのがあります。外国のなかでは、寄附とかであった場合は責任を問わないというところもあるようですが、日本の中では、まだそういったところはできていないということがあります。国の方では、今後、昨年12月終わりの頃ですけれども、食品ロス削減推進会議というも

のがありまして、その中で、この食べ残しとかに関して、持ち帰りをするためのガイドラインとか、そういったものをつくりますよという動きをされているというところでございます。したがって、そういったところを踏まえながら、県としても取組を進めていきたいと考えております。

【深堀委員】 わかりました。

昨年末に、そういったいろいろ協議をしたケースもあったということなので、それは絶対必要ですね。そういった食料を大切にするというか、食べ物を粗末にしないというのは、日本人として昔からある感覚ですので、それが本当に安心してできるような、事業者の皆さんも、そういうことに対して推奨できるような雰囲気といいますか、そういったものをつくっていくような取組をぜひお願いしたいと思います。

3010運動、ありますよね。部長、今日いろいろ懇親会がありますけれども、ぜひそういったところも所管部長としては言うべきじゃないのかなというふうに思っていますけれども、3010運動は、みんな知っているんですけれども、実際にそれを実践しているかという、どうも言葉というか、考え方はよく理解しているんだけど、実際には私の周りでは少ないのかなと感じているんですけれども、その辺、どうでしょうか。

【赤澤資源循環推進課長】 3010運動につきましては、私どもの方でも、適宜、会合とかそういった中では、3010運動ということをおっしゃっていただいているというところでございます。ただ、なかなかかけ声はあるんですけれども、実態として3010がされているかという、結構食べ残しが出ているというケースは多くございます。そういうところは一人ひとりの取組という

ところに訴えていくというところを、もう少し啓発の仕方も含めて考えていかなければいけないかなと考えております。

【深堀委員】 頑張ってください。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山本委員】 まず、午前中ちょっと話が出ましたけれども、移動理由アンケートのことでお伺いをしたいのですが、移動理由アンケートについては、令和4年の集計結果が公表されているんですけれども、回答率が転入で29%、転出で23%ということで、集計者数としては1万3,000人から1万1,000人というふうな状況になっているんですけれども、統計を取る上での必要な標本数とか、想定している標本数というのはあるのか、そしてこの29%とか23%という数字について、どうお考えなのか、まずお伺いをします。

【下野統計課長】 まず、その回収率についてのお尋ねでございますけれども、これは私どもも、より専門的な知識をお持ちの統計局の方にも一度確認したことがございます。まず、この回答率とその精度のところになるんですけれども、まず標本誤差とか、いろいろ統計の精度というのがあるんですけれども、基本的には、それは抽出調査の時に設計するものだというのが国の見解でございました。要は、一定のルールに基づいて抽出をして行った時に、その精度が全体の母集団をどう表しているのかという考え方になるんですけれども、この移動理由アンケートにつきましては、基本的に、母集団という対象が移動される方全員であると。そのうちに窓口等でご協力をいただいた方が、それぞれ転入、転出で1万3,000人とか、1万1,000人というところにつきましては、国の正式な見解でございますと、いわゆる精度・誤差という考え方の適

用というのは難しいかもしれないと。ただ、実情を把握するために、これだけの数を集められているというのでは、それはすごいことですねというご回答はいただいたところであります。

ただ、その中で、細かく見ていくには、より回答があるに越したことはありませんし、これは県全体の数字でございますけれども、これを市町の方でも活用していくとなってきました、さらに市町ごとでのより可能な現状を把握するためには、より高い回収率というのが求められるのかなと思っておりますので、引き続き、回収率の維持には努めていきたいと考えているところでございます。

【山本委員】ありがとうございました。

これは多分、長崎県がいろいろ先行してやっているなということで評価をしていることなんですけれども、今言われた回収率をどうやって上げていくのかということで、単純に、一番動くのが3月から4月ということで、一番集中的に来るということになると、どうしてもどちらもばたばたしているということで、そういった中で、先ほど上げていきたいとおっしゃったんですけれども、市町によってやり方は違うと思うんですけれども、具体的に、どういう形でこういうふうにした方がいいんじゃないかなと、それから市に対して、どういうふうに働きかけていくのか、お考えがありましたら、お伺いします。

【下野統計課長】この回収率を上げるためには、実際市町の窓口の方で転入、転出を取られる方に、市町の窓口の方にアンケート用紙をお配りいただいているというのが、この調査方法の大部分を占めております。そういう中で、どのような形で回収率を維持、アップしていけるかという中で、私どもも市町の方に訪問して、地方

創生の窓口の方、あるいは住民課の窓口の方とも意見交換をさせていただいている中で、やはり3月、4月の転入、転出のピークの時、自治体によっては行列ができるような状態の中で、なかなかアンケートにご協力をいただいて、どこかスペースでお書きいただくのは難しいというお話もよく伺っております。

そういう中で、アンケート用紙につきましても、例年、庁内あるいは市町のご意見も踏まえながら見直しをしておりますけれども、今年1月からのアンケート用紙の見直しといたしまして、まずこれまでもQRコードからネット回答、その場でできなくても後からできますよという形で呼びかけをしておりました。そういうQRコードのところの強調、あるいはそこが3分ほど、そんなに時間かからなくてできますよというようなお知らせのところを強調したり、あとこれも従前から、プレゼントを希望される方には抽選でプレゼントをしておったんですけれども、市町の職員さんも、時間がないので後から回答するよとおっしゃった方に、プレゼントがありますから、ぜひご協力をお願いしますと一声かけていただく時にも、プレゼントがあるというのをもっと強調してほしいというようなご意見とかも頂戴いたしましたので、今年1月からのアンケート用紙では、今申しましたようなところを強調して目立つような形にして、簡単にできますからと、プレゼントもありますからという形で、市町を通じてアンケートにご協力いただきたいと思いますと思っております。

また、県のホームページ等でも、そのようなお知らせ、あるいは全世界広報誌でありましたり、新聞の県からのお知らせ等でもお知らせをさせていただいております。あと、連携して、市町の広報紙の方でも、ぜひ移動理由アンケー

トの協力依頼を取り上げていただくようお願いをさせていただいているところがございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

今アンケートを取っているのは、大体市民窓口課とか、そういったところになるんです。県においても統計課の方でやっているけれども、実際分析をして、それを活かそうとしているのは政策企画課とか、そういうふうな形になってくる。だから、何のためにやっているんだ、社会減が多いんだということで、その分析、原因を、漠然としたことではなくてデータとして取りましょうということで始まっている話なので、そういう共通認識を持って、何とかして取りましょうというふうなところを、やり方はどんどん進化していくかもしれないんですけども、何とかして取りましょうというところを市町の窓口の職員さんにも認識をしてほしいと思いますし、多分、なかなか市町別にというのは支障があるのかもしれないんですけども、実際回収率が高い市、低い市あると思いますので、高いところが、ちょっとしたやり方、工夫で回収率を上げるということは多分、実際に行われているだろうと思いますので、そういったところの事例も広げていただきまして、またご指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一点、この件に関して、統計課は統計課でまとめてくださっている、それからそれをどうやって活用しているのかというのを政策企画課の方でしている。その中で、いろいろ分析をして、施策に反映していきますよということで、本来の趣旨に従っていっているだろうと思うのですが、その中で、今後の取組というところで、今おっしゃったようなアンケート項目の見直しとか改善というのを、多分、

政策企画課と統計課の方で話をされてやっというんと思うんですけども、EBPM、それも非常に重要なことだと思うんですけども、その手法というか、一つの考え方として、私も課長から教えていただいたんですけども、PPDACというんですか、最初、プログラムに問題があって、計画を立ててデータを作って、それを分析して、結論づけていくというふうなやり方がある。だから、まさにEBPMということはわかるんだけど、それを実際にやっていく中で、データが先にあるんじゃないで、問題が先あって、それをどうやって解決するかというところでデータを使っていくということで、統計課の期待が私自身も非常に大きいんです。だから、そういった意味で、今後とも、何をしたいかという所管課と併せて、ぜひ活用について取り組んでいただければと思います。よろしく願いしたいと思います。

次に、犯罪被害者支援の関係なんですけれども、令和元年に本県が犯罪被害者支援条例ができて、いろんな取組をなさっているというのはわかるんですけども、そういった中で、最近、犯罪被害者給付金の増額の話、まさにおとといですか、被害者支援弁護士の創設というふうな流れが出てきていると出ておりました。被害者の方の救済にとって、非常に前向きな話だろうと思うんですけども、この被害者給付金の増額、それから被害者支援弁護士の創設の国の動きにつきまして、ご説明をいただきたいのですが。

【濱田交通・地域安全課長】 ただいまありました犯罪給付金の増額とか、弁護士制度の創設についてですけども、これにつきましては先般、令和5年6月の犯罪被害者等施策推進会議において決定され、「犯罪被害者等施策の一層の推

進について」ということで決定されております。

これにつきましては、現状において、犯罪被害給付金制度につきましては、基本的には、省庁が警察庁ということになっております。ですので、増額と聞いておりますので、警察等の動向の情報等を収集したいと考えております。

また、弁護士制度の創設につきましても、法務省の所管で、いわゆる犯罪被害者等々について、初期の段階から弁護士をつけて、後々までの弁護活動等に従事させるというような制度と聞いております。これにつきましても、所管が違いますけれども、その情報等については、被害者支援に役立つものというふうに認識しておりますので、私たちも、関係機関と連携を取りながら、被害者支援の取組を推進していきたいというふうに考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

条例自体、とにかく犯罪被害者の方を理解をしましょう、寄り添いましょうというふうなところでスタートしている。その段階で、給付金が低いであったり、いろんな手続が、それぞれの機関、すごく頑張っていらっしゃるんですけれども、なかなかまだカバーできていない部分があるという意味で、前向きな話だと思いますので、実際決まりましたら、ぜひ県の方でも、周知を含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、子ども食堂と食育の関係についてお伺いをしたいんですけれども、先日、島原市の方で、ながさき子ども食堂ネットワークの研修会というのがありまして、私も少し関わっているので参加をしてきたんですけれども、私が思っている以上に、子どもの貧困だけじゃないというのが、ものすごく多彩な子ども食堂というのが、名前は子ども食堂ですけれども、非常に

幅広いなというのを感じました。やっていらっしゃる団体もそうですし、もちろん子どもさんも来られているんだけど、高齢者の方が来られてみたり、全く違うところで不登校の関係があつてみたりということで、これも貧困対策はもちろんなんですけれども、不登校であったり、高齢者対策、地域づくり、こういったものは広く関わってくるなというのを改めて感じました。

特に、第4次食育推進計画の中でも、地域における食育の推進というところで、子ども食堂などを含むNPO等に対して支援を行うと、子どもの共食であったり、栄養状態の確保とか、食育の推進に関する支援というところまで出てきている。そうすると、県の中でも、今、子ども食堂となると、こども家庭課が所管をしているんですけれども、食育となれば農林部が所管を試みたり、今、多分こちらの部の方になると思うんですけれども、具体的には、食育のこと、それから県民協働という意味で、食育に何らか関わってくるのかなと思うんですけれども、ちょっと漠然とした話なんですけれども、今、県民生活環境部としてのお考えをお伺ひしたいのですが。

【立石食品安全・消費生活課長】 子ども食堂につきましては、私どもが推進しております食育という観点からも、委員からも今ございましたけれども、子どもが一人で食事をするという、いわゆる孤食の問題もありますので、皆さん一緒に食べる共食という取組を食育の中の一つとして進めております。

そういう共食の場としての子ども食堂における食育の推進というものに対しまして、農林水産省が交付しております消費・安全対策交付金というものを活用しまして、長崎県といたしま

しても、県の食育推進事業補助金という制度を活用いたしまして、そういう子ども食堂における食育を推進する団体の方々にも、補助金という形で支援をさせていただいているところでございます。

もともと貧困対策ということで子ども食堂というのが始まったと思いますけれども、今、地域の方との交流の場とか、高齢者の方も一人で食事をされており、子どもだけじゃなくて、高齢者の方と一緒に食事をする中で、食事のマナーであったり、郷土料理を伝承したりといった様々な効果があるということで、非常に取組が広がっているところでございますので、そういった食育の推進という点で、今後とも引き続き、補助金も活用しながら支援をさせていただきたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

ながさき子ども食堂ネットワーク、今までどういう団体がされているのかとか、どういう個人がされているかというのは完全に把握をできてなかったのですが、多分、去年あたりからアンケートを取られたりして把握をされてきた。この団体に今、長崎県で53団体入っていらっしゃるということだったのですが、実際やっているけれども、その団体に入っていないという方もいらっしゃいます。お話を聞いていて、グループトークみたいなものはあったんですけども、本当に様々な環境があって、様々な問題であったり、前向きな話であったりしているので、これをまとめるのはなかなか難しいなというふうに正直思いました。ただ、情報交換とか、ネットワークを広げていくということは可能なんだろうなというふうに今の段階で思っておりますので、県の中でも、今ご答弁いただいたみたいに、いろんなところが関わってくるだろうと

いうふうに思っておりますので、引き続き、それこそ連携をとるという形でお願いしたいと思っております。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】 3点ほどお聞きしますけれども、まず1点目は、県の直接やっている長崎県流域下水道事業。これは私はなぜ聞くかということ、一時期、大村湾の浄化等々の問題もあって、南部にはこういうものが県が頑張っているけれども、大村湾の北部、ハウステンボス周辺けれども、IRが来れば全て解決するなと思って私も待っていたんだけど、IRがだめになったので、改めてお聞きするんだけど、佐世保市の普及率が79.5%、これはあまり多く要らないと思う。なぜなら、調整区域という形で、合併処理槽しかやれないですね。

そうすると、佐世保市の20%ぐらい、実態は、地域で言うと、江上、針尾、宮、三川内、早岐の一部なんだけれども、2万人以上の集積があるわけです。だから、そこに長崎県の南部地域の問題じゃなくて、北部地域の問題として、下水道事業を立ち上げてもらうと、これは県がやってくれば大変ありがたい話なんだ。だから、一時期、私も動いたことがある。ところが、資料を見ると、川棚町はるか上の方だものね。92%ぐらいいっているわけで、西海市だって82.3%、佐世保市からずっと上なので、多分、同調はもらえないだろうと思うけれども、佐世保市の一部地域だけでも、大村湾の浄化という大きな流れの中で、南部下水道事業、北部下水道事業という形になればいいなと思って質問するわけですが、南部地域の下水道事業がなぜ県の事業になったのか、それと今の規模。収支はもちろん合わせていると思うけれども、県の支出がどのくらいいつも出ていっているのか、この

辺を聞かせてください。

【松尾水環境対策課長】流域下水道の採択基準というのがございます。まず、南部が何で流域下水道として事業ができたかということなんですけれども、流域下水道自体は、平成5年ぐらいから計画をして、平成11年から供用開始していると思います。当時、まず流域下水道事業の採択基準と申しますか、一つに、環境基本法に基づく水質環境基準に定められた水域の水質保全に必要なものであることと、2番目が、当該流域下水道における水域については、次のいずれかに該当することということでございまして、水域内の人口が30万人以上であること、水域内人口が当該都道府県総人口の1割以上であることというものがございます。もう一つが、当該流域下水道の各処理区の計画人口につきましては、当該流域下水道に関わる水域の人口の5割以上であること、原則として10万人以上であること。ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また計画人口が5万人以上かつ関係市町村が3つ以上ある場合については、これも対象としますと。当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以上であるとか、そういうふうな条件がございまして。

南部ができた理由というのが、当時、まだ市町村合併の前でございました。多良見町と諫早市と大村市と3つございました。それを足して、処理する計画人口は、当時の計画人口で5万人以上ございました。本来は10万人以上当時なければいけなかったんですけども、何で5万人でできたかといいますと、水域の保全というのがありまして、大村湾というのが環境基準が定められておりますけれども、窒素、リンとか、富栄養化しております。そういうものに対して、

水質保全するためにやる分であれば、5万人以上でも構いませんよということで、南部ができております。それがまず、南部ができた理由です。

北部につきましては、先ほど言いました水域内の人口が30万人以上、例えば水域というのが、佐世保市さんが南部の方になってしまいます。そこで、例えば3市町以上とかが入ってこなければいけないんですけども、そうした時に、それだけの計画人口が取れるかということ、多分、その辺の要件でアウトになってくるということで、今後、ほかのところで流域下水道をやってももらえないかというお話も過去にあったと思うんですけども、その辺の要件の制限がありまして、たまたま南部ができた時には、5万人以上あって、大村湾の水質保全という目的がありましたからできましたけれども、残念ながら、現時点で、ほかの地域での流域下水道というのは、本県の中ではできないという状況でございます。

【田中委員】平成11年からすると、25年の歴史があるわけだね。

それで、収支はどうですかというのが1つ。県の持ち出しがどのくらいあっているのか。

それと、もう一回、現状の規模を聞かせてください。利用人口がどのくらいと。

【松尾水環境対策課長】まず、南部流域の全体計画ですけれども、計画区域が1,653ヘクタールで、計画人口、今、当時より人口が減っていますので5万人以下になっておりますけれども、4万2,430人で、日当たりの計画汚水量が、今、県全体計画で3万5,300トンでございまして。今の規模と申しますのが、最初の部長説明でもございましたけれども、令和6年度の収益的収支で申しますと、営業収益というのが下水道料金になり

ますけれども、7億3,800万円、営業外収益が4億3,800万円ということで、来年度の予定としては、11億7,600万円という収入がございます。それに対して、支出は、営業費用が10億1,500万円、営業外費用が2億7,000万円で、計10億4,000万円であり、約1億3,400万円の黒字を見込んでおります。

【田中委員】後で詳しい資料はもらうけれども、要は、県が持ち出しがあって、一部の地域だけにやっているとすれば、やっぱり不公平感が出てくるので、そういう話だ。不公平感の話。

時間の関係で、次に2番目の質問に入りますが、交通公園が今、所管がここになっているんだね。長崎市の交通公園。これは過去、いろいろいきさつがあって、佐世保市は全部佐世保市の負担でやっているのに、長崎市は全部県の負担かと、おかしいじゃないかといって、2分の1長崎市に入れてもらうようになってから10年ぐらいになるのかどうか知らんけれども、現実今、半分は長崎市が入れてくれているみたいです。

それは置くけれども、交通公園という存在が必要であるならば、佐世保市にも改めて造ってもらいたいなと。県が所管するね。佐世保市は、先般、名切公園の再開発ということで廃止になった。だから、佐世保市もぜひ交通公園ができるならばいいなと。どういういきさつで県が交通公園を造ったのか、そこら辺がわかれば、そして新しく造るとして、やり方としてはどういう方法があるのか、大ざっぱでもいいので教えてください。

【濱田交通・地域安全課長】まず、長崎交通公園ですけれども、この設立は、昭和46年7月1日であります。今から50年以上前の設立であります。設置目的は、当時、交通戦争と呼ばれた時

代で、非常に交通事故が多かった、そして子どもの犠牲者が多かった。そして、子どもの遊び場がなくて、道路等で遊んで被害に遭うケースも多かったということで、児童の交通知識の普及であったり、交通道德の涵養、そして県民の憩いの場を提供するというので、交通公園が設立されたと聞いております。当時、現在の国土交通省等の関係省庁から寄附金を得ながら設立したというふうに聞いております。

これにつきましては、地域に根差した交通安全教育については、地元自治体で実施すべきということで、設立の当初から長崎市と移管交渉を継続しておりましたけれども、現在までにおいて移管は達成していない状況でございます。

県といたしましては、地元に基づいた交通安全教育は地元市町で管理運営するのが適切という考えの下、引き続き、長崎市への移管協議を継続したいというふうに考えております。

ただ、一方で、長崎市と移管ができない場合というのは、施設の老朽化がますます進んでいくということもございますので、県といたしましては、今後、できるだけ早い時期に、今後どのようにするかということを検討していきたいというふうに考えております。

また、別の地域での設置ですけれども、当時と交通情勢も違います。先ほど申しましたように、交通安全教育については地元自治体で実施するのが適当と考えますので、今後、別の地域に交通公園等を設置するというような考えは、現時点ではございません。

【田中委員】この案件は、もう25年前からの長崎県の行革の案件です。私がクレームつけたんだ。長崎市は県が全額負担してやって、佐世保市は、佐世保市が全部負担、おかしいじゃないかと、長崎市に半分ぐらいは出させるとい

て、半分ですっと終わっていると思うんだけど、要は、意義ある施設である。子どもたちにとっては、私も、昔だけでも、子どもを連れて佐世保の交通公園には何回も足を運んだし、だから意義ある施設なので、つぶすよりも、何か新しく有意義なものとして造り替える方向づけの方がいいなと思っていますけれども、これは要望に代えておきたいと思います。

3番目に、九州自然歩道というのがある。私の地元の針尾島は、皆さんはあまり知らないけれども、ずっと202号に沿って九州自然歩道というのが指定されている。ただ、202号に沿った形でずっとやっておればまだしも、途中で山の中に入ったり、田んぼ道にずっと入り込んだりしているケースがある。そうすると、地元の人は九州自然歩道、ほとんど知らない。それこそ絵に描いた餅だ。だから、目的と、やっぱり何らかの管理をすべきだというのが私の見解なんだけれども、当局の見解を聞かせてください。

【笹淵自然環境課長】委員からご質問のありました九州自然歩道につきましては、環境省が全国の歩道を計画して、国と各都道府県が整備を進めている長距離自然歩道という施策の一つでございます。

九州につきましては、昭和50年から整備が進められ、九州を一周する総延長2,932キロに及ぶ歩道として整備されております。

全体の長距離自然歩道については、四季を通じて手軽に楽しく安全に、自らの足で歩くことを通じて、国土の豊かな自然や歴史文化に触れ合っ、国土の美しさ、それから地域の風土を再認識していく、それによって自然保護に対する理解を深めるといったことを目的とした施策として、昭和45年（1970年）から国の方で順次計画をして、整備を進められてきた制度でござ

います。

当時は、高度経済成長期ということもございまして、国土の急激な開発が進む中で自然環境が荒廃していく、そういったところに人と自然のつながりが失われてしまうんじゃないかといった危機感が非常に世論として高まっており、その中で、自らの足で歩くことを通じて人間性を回復していく、そういった世論の支持も受け進められてきた施策でございます。

長崎県のルートにつきましては、現在、562キロのルートが設定をされておりますけれども、県の方では、できるだけ歩く方がわかりやすいように、看板の整備や道標の整備を行っているところでございます。それから、管理につきましては、沿線の市町に対して、基本額に加えて、沿線の長さに応じた権限移譲交付金を支出しておりまして、それによって管理をしていただいている状況でございます。

【田中委員】いいことなので、それはそれとして認めるけれども、あまりにも認知度合いが、地元の人たちが、九州自然歩道がここに通っているんだよ、なんていうことを言う人は、私の知る限りはほとんどいない。だから、公道、これは国道202号に沿っていつているから、県道とかをそのまま併用して自然歩道に認知する、それはそれでいい。しかし、山の中とか、田んぼの中に入っていった時の管理みたいなものは、やっぱり指定した以上は、ある程度考えてもらわないと。私が言っているのは、早岐瀬戸の護岸が若干なっているので。しかし、悪いけど、ごみ捨て場みたいな感じになっているところも過去あった。自然歩道が歩けない。今は、若干港湾が整備したりなんかもしてくれているけれどもね。

だから、認知度、認識度、目的があるとする

ならば、地元が、九州自然歩道がここを通っているんだと、少し歩いてみようと思うようなものにした方が、目的があってやる以上はいいと思う。ぜひ国の方から予算を持って当たってほしいと、これはお願いをして、終わりたいと思います。

【松尾水環境対策課長】 申し訳ございません、先ほどの田中委員からご質問のありました流域下水道会計、企業会計の経営状況について、再度ご説明をさせていただきます。

流域下水道事業の令和4年度の決算につきましては、単年ですけれども、約1億8,500万円の黒字となっております。令和4年度の決算では、資金ベースでも、令和3年度末で4億2,200万円、令和4年度で4億8,800万円の黒字ということで、剰余金ですね、なっています、今のところ、企業会計、流域につきましては、県内半分ぐらいの市町さんは赤字とか、そういう経営で苦しんでいるところがございますけれども、うちの流域企業会計につきましては、諫早の工業団地さんの方から汚水が流れ込んでいるということもございまして、年間大体1億円ぐらいずつの黒字ということの状態で、経営自体につきましては、よい状態ということでございます。

【田中委員】 せっかく答弁いただいたので。黒字だと皆さんが言ってくれるのはそれはそれとして、しかし、もう30年近くたって、それから老朽化等々を考えれば、そんなに黒字、黒字と言える状況ではないと思う。黒字、黒字と本当に言えるなら、それは市町の業務だけれども県の方に、市町は赤字だけれども、県は黒字なら、県にやってもらおうという話にならざるを得ないところもある。

私が言っているのは、ハウステンボスなんです。多い時は3万人ぐらいの観光客の集積があ

る。そういうところで、もう老朽化している。そうすると、IRを機に改善しようと思ってずっと待っていた。IRはだめになった。佐世保市が今、移管を受けているから、佐世保市がやらざるを得ないだろう。どういう形でやるのかわからんけれどもね。そういうものを含めて、南部があれば、北部もいいんじゃないかという発想なので、検討してください。お願いして、終わります。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時52分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時52分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年3月8日

自 午前 9時58分
至 午後 零時25分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
”	外間 雅広 君
”	深堀ひろし 君
”	中島 浩介 君
”	ごうまなみ 君
”	山本 由夫 君
”	饗庭 敦子 君
”	本多 泰邦 君
”	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰幸 君
管 理 部 長	猪股慎太郎 君
乗合事業部長	柿原 幸記 君
貸切事業部長	江頭 興祐 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【千住委員長】おはようございます。委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より、予算議案の説明を求めます。

【太田交通局長】おはようございます。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第14号議案「令和6年度長崎県交通事業会計予算」、第70号議案「令和5年度長崎県交通事業会計補正予算(第1号)」の2件であります。

はじめに、第14号議案「令和6年度長崎県交通事業会計予算」につきまして、ご説明いたします。

交通局においては、県営交通事業として輸送の安全確保と輸送品質の向上に努めながら、地域生活交通の維持・確保を図るとともに、本県の観光振興へ貢献していくことを基本方針として運営を行っております。

交通事業を取り巻く経営環境は、コロナ禍の影響は残るものの、徐々に収入は上向くなど明るい兆しがある一方で、コロナ禍で増えた借入金返済の返済が始まること、また、運転士の確保難や燃料費の高騰など新たな課題が生じてきていることから、令和5年度をスタートとする経営計画後期5か年行動計画に沿った経営改善策を講じていくこととしております。

令和6年度においては、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式により路線バスの効率化を推進していくこと、子会社である長崎県中央バス株式会社を廃止し、諫早営業所及び大村営業所を交通局の直営とすることによ

り、感染症対策の強化や事務処理の効率化に努めること、貸切バスの集約化など営業所再編を実施するとともに、資産の有効な活用策を検討していくこと、運転士確保のための処遇改善策や新高卒者の採用など新たな対策を講じていくことなどに取り組むこととし、予算編成を行いました。

引き続き、健全な経営を行うことで、県民の皆様から必要とされる県営バスとなるよう努めてまいります。

業務の予定量。

業務の予定量は、車両数349両、年間走行km1,423万1,000km、年間輸送人員1,227万2,000人を予定いたしております。

収益的収入及び支出。

事業収益については、合計で53億9,090万2,000円を計上いたしております。事業収益の主なものにつきましては記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

事業費用につきましては、合計で53億954万8,000円を計上いたしております。事業費用の主なものにつきましては記載のとおりでございます。

4ページ中ほどをご覧ください。

収益的収入と収益的支出の差額は8,135万4,000円となり、消費税抜き収支差として、4,328万7,000円の黒字を見込んでおります。

資本的収入及び支出。

資本的収入につきましては、合計で6億6,580万7,000円を計上いたしております。

5ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、合計で9億7,901万円を計上いたしております。

建設改良費の主なものにつきましては、中古

車両の車両改造等に伴うバス改造費1億9,422万8,000円、バス購入に伴う車両購入費1億5,258万5,000円、デジタルタコグラフ更新等に伴う機械器具購入費6,071万4,000円でありませ

す。続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和7年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、令和6年度に入札・契約事務等を行うため、インタンク軽油購入等2億9,245万7,000円など6件を計上いたしております。

次に、第70号議案「令和5年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正。

事業収益につきましては、合計で1億7,141万8,000円の増を計上いたしております。

6ページをご覧ください。

事業費用につきましては、合計で291万円の増を計上いたしております。補正の主な内容につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出の補正。

資本的収入につきましては、合計で4,336万4,000円の減を計上いたしております。

資本的支出につきましては、合計で4,378万8,000円の減を計上いたしております。

7ページをご覧ください。

補正の主な内容につきましては記載のとおりでございます。

最後に、令和5年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和5年度の予算につきましては、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3

月末をもって令和5年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【猪股管理部長】それでは、私から、令和6年度当初予算案及び令和5年度2月補正予算案の補足説明をさせていただきます。補足説明資料の「令和6年度当初予算（案）及び令和5年度2月補正予算（案）について」をご覧ください。

まず資料の1ページ、令和6年度当初予算案ですが、収益的収支につきましては、一番上の事業収益（A）の部分が53億9,000万円、これに対し、中ほどの事業費用（B）の部分が53億1,000万円です。一番下が当年度の純損益になりますが、4,300万円の黒字を計上しています。

そして、令和5年度当初予算との比較ですが、運輸収入は乗合事業、高速事業、貸切事業の3つがありまして、まず乗合収入は32億2,800万円、空港リムジンバスの運賃改定や利用者の増などにより、前年度比3億5,200万円の増を見込んでおります。

続きまして高速収入が2億1,600万円、コロナ禍前に比べ大幅に利用者が減少しておりますが、昨年度と比較すれば利用者は幾分か増加し、前年度比3,000万円の増を見込んでおります。

続きまして貸切収入が6億6,900万円、運賃改定に伴う需要の減などにより、前年度比1,500万円の減を見込んでいます。

そして運輸雑入は3億3,400万円、前年度比

2,200万円の増を見込んでいます。

次に、営業外収益が9億1,900万円で、主に赤字路線の収支不足に対する補助金の減少に伴い、前年度比で9,600万円の減を見込んでいます。

そして特別利益として、諫早市多良見にある旧職員公舎跡敷地の売却益など2,500万円を見込んでいます。

続きまして事業費用ですが、営業費用が50億6,100万円で、前年度比6,400万円の増となっています。内訳ですが、人件費が31億3,000万円、前年度比で7億円の増を見込んでおり、これは、今年度をもって子会社である県央バスを廃止し交通局に統合することに伴い、県央バス社員を交通局職員として採用することによる増であります。

次に、物件費が600万円の増で、主にバス品費の増によるものです。そして、経費が10億8,500万円で、前年度比6億4,100万円の減を見込んでいます。これは、県央バスと交通局の統合により、県央バスに支払っていた運行業務委託料が減少することによるものです。そして、営業外費用が主に支払消費税で、前年度比1億3,500万円の増を見込んでいます。

収益的収支は以上になりますが、令和6年度は、直近の運輸収入の回復状況を踏まえ一定の増収を想定しており、また、費用面では経費節減に努め、物価高騰の影響を最小限にとどめることで黒字化を達成したいと考えております。

続きまして2ページをご覧ください。

資本的収支ですが、資本的収入は6億6,600万円で、主に企業債借入の減により前年度比4億8,200万円の減を見込んでいます。

資本的支出は9億7,900万円で、主に建設改良費の減により前年度比4億5,100万円の減を見込んでいます。

内訳の建設改良費ですが、令和5年度は長崎バスが所有している東長崎営業所の建物や敷地を購入し、支出が大きかったことから、前年度比で7億2,300万円の減となっております。

次に、2、交通事業会計の補助金等の概要についてご説明いたします。

上段の が、国・県・市の制度により公営・民営を問わずバス事業者に対して交付される補助金や不採算路線に対する関係市からの補助金等で、令和6年度は5億7,600万円を見込んでいます。

次に、一般会計からの繰入金ですが、これは国が定める繰出基準に基づくもので、国から交付税措置がなされているものであり、令和6年度は合計で8億3,000万円を見込んでいます。

続いて3ページ、3、令和5年度2月補正予算案をご覧ください。

上段の 収益的収支は、運輸収入の増などにより事業収益（A）の部分は1億7,100万円の増を見込んでいます。一方、事業費用（B）の欄については、事業費が減少するものの、収入増に伴う支払消費税の増加により300万円の増を見込んでいます。

この結果、2月補正後予算の収支は、約2億1,700万円の黒字と見込んでおり、前年度から2期連続の黒字となる見通しです。

そして、下段の 資本的収支につきましては、事業費の執行見込みや補助金収入の見込みなどを踏まえ、収支を補正しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】何点が質問させていただきたいと

思います。

最初に、部長説明の2ページで、「令和6年度においては」というところの4番で、運転士確保のための処遇改善や新高卒者の採用などを含めて予算編成を行ったということです。

具体的な処遇改善と、今回新高卒者がどれくらい見込めているのか、お伺いします。

【猪股管理部長】運転士の処遇改善ですが、なかなか運転士確保は難しい状況で、来年度から2024年問題もありまして、より抜本的に対策を講じる必要があると思って処遇改善をしたところでありまして、具体的には給料表のベースアップです。これは平成26年以降行っておらず、今年改定したんですけれども、来年度また再び改定しようと思うところでありまして、

ほかにはボーナスの支給率アップとか、あとは運転士を雇用する時に、最初は会計年度の運転士として雇用して、何年か後に正規職員に登用してきたんですけれども、雇用の安定を図るために早目に正規職員にするということで、2か月程度の研修終了後に正規職員にすると、そういったところで経費がかかっております。

新採の方ですが、運転士の平均年齢も高齢化しておりまして、より若手職員を採用したいということで、法律も令和4年5月に改正されて、大型二種免許の取得要件が21歳から19歳に引き下げられたこともありまして、そこで新高卒者を採用したいと思って制度を設計しました。11月に制度の設計ができたんですが、新高卒者の求人開始が7月からで、なかなか難しいかなと思ったんですけれども、募集をかけましたところ2名応募いただきまして、一応来年4月からは2名採用予定になっております。

【饗庭委員】ベースアップをするということですが、どれくらいする予定なのか教えていただ

きたいのと、新高卒者はもともと目標を何名としていて2名なのか、そのあたりを教えてください。

【猪股管理部長】給料のベースアップですが、トータルの人件費的には700万円ほどかかっていますが、一人当たりになると平均して1,500円から2,000円ぐらいのところですよ。

新高卒者の募集は2名程度ということだったので、そこは予定どおり確保できたかなと思っております。

【饗庭委員】新高卒者が入ることによって人員が2名増えるということですが、人員不足が何人ぐらいなのか、お伺いします。

【猪股管理部長】人員不足は、今年度が16人の欠員になりまして、来年度も同程度になるという見込みが立っております。

ただ、先ほど言いましたように処遇改善を図っておりまして、これまで試験をしても受験者数が2～3名程度と少なかったんですけども、1月の受験者が5名、2月の受験者が8名と、ちょっと増えてきているところがございますので、来年度夏前ぐらいには欠員を解消できるんじゃないかと思込んでいるところがございます。

【饗庭委員】夏前には解消されるということですよ。

これに関連するというか、バスのイベントを行われましたね、バスに乗ってみるみたいな。それによって、バスの運転士になりたいとか、就職したいというようなことがあったかどうか、教えてください。

【猪股管理部長】バスのイベントとして、昨年9月に、バスの日にちなんで「ながさきBUS FESTA」を長崎市内のバス事業者と共同で行ったんですけども、その時に、運転体験ということで募集をかけた上で、50名程度の応募があ

りましては、時間の都合もあって、実際に乗られた方は9名ぐらいだったんですが、終わった後にアンケートを取りまして、皆さん興味を持ったと、バス運転士になりたいというお声もあったんですけども、今のところ、その方が採用につながっているとは聞いておりません。実際にありません。

【饗庭委員】そういうイベントも通して人員不足が解消されるといいかなと思います。

もう1点、補正予算の中で、ちょっとよく理解できないところをお伺いしたいと思うんです。6ページに、収入については空港リムジンの増収による乗合収入の増となっているんですが、先ほど予算のご説明があったんですが、補正予算の分ではどれくらい増収になると理解したらいいのか、そのあたりがわからないので教えてください。

【猪股管理部長】運輸収入のうちリムジン関係の内訳ですが、空港リムジンは、令和5年の当初予算で5億5,500万円計上しておりまして、補正予算で6億9,200万円、増額が1億3,700万円と見込んでおります。そのうち、運賃改定を行いまして1,000円から1,200円に上げたんですが、その部分で9,000万円ぐらい上がっております。残りの部分は、利用者が増えたところによるものです。

【饗庭委員】利用者はどのくらい増えたのか、コロナ前に戻るような感じに増えているのか、そのあたりを教えてください。

【柿原乗合事業部長】空港リムジンバスの状況でございます。空港リムジンバスは、コロナ禍の中で非常に打撃を受けて、今、回復基調ということでございます。しかしながら、コロナ前の令和元年度2月までの累計という形で比べますと、利用者ベースでまだ83.5%といった状況

でございます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中島委員】議案説明資料の2ページで、コロナ禍で増えた借入金の返済が始まるということですが、総額がどの程度あるのかと、予算書のどこにその返済の金額が上がっているのか教えてください。

【猪股管理部長】まず、企業債の借入ですが、コロナの資金不足でお金を借りておまして、令和2年度に12億円、令和3年度に3億円、合計15億円の借入を行っているところでございます。

この資料のどこに入ってくるかといいますと、補足説明資料の2ページ、の資本的収支の下の方、資本的支出に企業債償還金という欄があります。企業債償還金で5億5,900万円を計上してまして、その中に令和6年度の1億円が含まれていることになります。

【中島委員】ということは、毎年1億円程度の返済が今から始まると、大体15年ということでしょうか。

【猪股管理部長】償還期間と返済ですが、令和2年度に借りた12億円は、償還期間が15年となっております。来年から1億円程度返済になります。そして、令和3年度に借りた3億円は、制度が変わって償還期間が25年となりまして、これは令和7年度から毎年1,400万円ぐらいの返済になります。なので、令和7年度からは1億1,400万円程度の返済となるところです。

【中島委員】1点確認ですけど、免許取得に關しての補助事業がございましたね。あれは予算に組み込まれているんでしょうか。

【猪股管理部長】交通局では免許取得資金の貸与制度を設けておまして、上限30万円をお貸しする制度があるんですが、それは今でも資本

的収支の投資の部分に含まれているところでございます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】1点だけ、県央バスの廃止の件です。

資料の中で説明はもちろんあったわけで、感染症対策の強化や事務処理の効率化につなげるためということになっているわけです。

令和6年度の予算で見ると、人件費は7億円アップしているわけですね。委託費は6億4,100万円減少している、これは県央バス等々による運行業務委託料の減ということ。その一方で収益としては運輸収入がアップをしている。

そもそも県央バスを、子会社をつくったのは、経営の効率化の観点からつくったはずですよ。今の状況の中でこれを統合することのメリットというか、コスト的な話も含めて、そこがいま一つ自分の中ではしっかりこないの、もう少しそこを。廃止するためには、廃止するための費用も生じるわけで、そのあたりは、もう少し県民が納得するような説明を欲しいんですけどね。

【猪股管理部長】今回県央バスを統合することの理由ですが、まず県央バスの経営状況は、コロナの影響を受けて県央バス単独での経営は厳しく、赤字が続いている状況でございます。

そして、話がありました人員体制のところでは、コロナが蔓延した時は、運転士が感染したりとか、運転士の家族が感染して濃厚接触者で休んだりとか、多い時は1つの営業所で運転士が10名を超えて休むことがございました。その時は、ほかの営業所の職員を応援して対応するんですが、交通局と県央バスで分かれています。応援に限度がございまして、特に交通局と比べて県央バスは規模が小さくて、応援の対応が非

常に難しかったところがございます。

コロナの時は何とか通常運行に影響を与えずに乗り切ることができましたけれども、場合によっては路線の縮小などでお客様に迷惑をかける可能性もありましたので、今後、同様の事態が生じても適切に対応できるように、県央バスと統合することで適切に運行できる人員体制を整えたいと思ったところがございます。

子会社の設立目的は、この県央部分はほとんどが赤字路線でありまして、地元市の補助金を受けながら路線の維持を図っているところがございますが、赤字額と補助金額に当時1億円ぐらいの乖離があったところがございます。

そこで、交通局よりも人件費を抑えた子会社を設立して、自らコストを下げることで地域路線を守っていくこととしたところであります。そういった目的で設立しておりまして、その1億円の効果は今でも継続しているところがございます。

今回、県央バスの給与水準をそのまま交通局に引き継ぐこととしておりますので、統合することによって人件費の増は生じないものと思っております。

また、これまで給与を交通局、県央バスと別々で支払っておりましたが、それを一本化することで、より効率的に事務の作業を進めることができますので、そこで時間外勤務とか、人員も事務職員の縮減を図れるところがございます。

あと、県央バスで公認会計士を雇用しているとか、法人税とか固定資産税とか税金、各種システムの保守代、そういった経費も節減できますので、業務効率化の減と合わせて1,500万円程度の収支改善を図れるのではないかと考えております。

【深堀委員】わかりました。るる説明があって、

改善効果としては1,500万円ほどであると。

さっきの補足説明資料で、人件費が7億円増で、委託料の6億4,100万円が減と。この金額の差は、それが丸々県央バスのことであるならば、説明はちょっとどうなのかなと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

【猪股管理部長】委員がおっしゃった人件費と経費の差、5,000万円程度は、先ほどお話ししました運転士の処遇改善とか、全体的な給料のベースアップを図るための費用でございます。

【深堀委員】わかりました。説明書きに県央バス統合による人員増と書いているものだから、そういうふうに理解をしたわけですけど。

もう一つだけ。県央バスという単体の会社を持っていることによって、地元の市町から補助金があるはずですけども、交通局に統合することによって補助金が減額されるようなことはないですか。

【猪股管理部長】先ほど言いました経費節減の分、人件費とかが抑えられますので、その部分で連動して多少は引き下げられるかもしれませんが、営業額としては人件費や諸経費で削減を見込んでいるので、その分でいくと諫早市で100万円とか、大村市で70万円程度とか、そういったマイナスにはなると思います。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】1点だけ確認させてください。

議案説明資料2ページの下の方に「貸切バスの集約化など営業所再編を実施するとともに、資産の有効な活用策を検討していくこと」とありますが、これをもっと具体的に、どのような形なのかをお知らせください。

【江頭貸切事業部長】の貸切バスの集約化ですが、貸切バスにつきましては、乗務員の不足等々もありますので、台数を少なく、少し規模

を小さくしているところですが、小さくする中で営業所を需要の高い地域に集約をするとか、専門性を高めることで1台当たりの生産性を高めて補っていくと、減車の影響を集約の効果でできるだけ補っていかうと考えております。

【ごう委員】台数を減らして、集約して再編しながら生産性を高めていくということですね。

需要の高い営業所というのは、どういうことなんですか。

【江頭貸切事業部長】貸切バスは、これまで矢上とか長与とか諫早とか、いろんな営業所に置いていたんですが、貸切バスは配車場所との距離感で競争力が変わってきますので、そういった意味では営業所によって稼働率は多少差がありましたので、主に需要の高い地域に貸切バスを集約することで、貸切バスが稼働しやすいような環境をつくっているということでございます。

【ごう委員】ということは、これまで矢上とか長与とかにあったものが、そこにはもう置かないことにして、需要の高いというと中心部ということになるんですか。

【江頭貸切事業部長】貸切バスの集約場所を長崎と諫早の2か所に集約をするというふうに考えております。

【ごう委員】わかりました。ということで、資産の有効な活用策につながると理解してよろしいですか。

【猪股管理部長】営業所の再編を行うことでバスの車両を移動させまして、長崎営業所の敷地を空けまして、長崎が一番地価も高く交通アクセスも良いので、そこの敷地を空けて土地を貸すことで資産活用を図っていきたいと思っております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】質問させていただきます。まず、

先ほどの補足説明のところ、私もちょっと理解できなかったところがあるんです。

要は、県央バス統合による人員増で7億円増えています。6億4,000万円が経費として業務委託料の減額とありますけれども、上の収益を見たら、営業収益では3億8,000万円とかですね。要は、7億円に対して3億8,000万円の売上増でしかなくて、簡単に言えば、ちょっとこれではつじつまが合わないなと思うんです。

要は、県央バスの売上が幾らで、経費、人件費が何人のどれくらいあったものを、統合によって県営バスに持ってきたことになるんですか。そういうことですよ、廃止による県央バスとの統合ということであれば。

幾らの売上の路線があって、どれだけの経費、人件費がかかっていたか、お尋ねします。

【太田交通局長】補足説明資料の収益的収支の乗合収入で、高速シャトルで7,900万円プラスとなっております。これは現在、県央バスで高速シャトルバスを運行しておりますので、その分が来年度、交通局に増収となって移ってくる形になります。

先ほど、人件費のところ7億円増えると、これは処遇改善も含めまして7億円増えるということ。県央バスの分の人件費が大体6億5,000万円くらい増えますので、今見込んでいるところでいきますと、収入の増と費用の増減分で合わせて、少しプラスかなというふうに考えております。

【大久保委員】私が聞いているのは、県央バスはどれだけの収入があって、そして何人の運転士で、収支で足りない分は多分、地元からの補助があったと思うんです。その部分も移行したんですよね、今回これに合わせて。ということだと私は見ているんですけど、そうじゃなかつ

たら教えていただきたいと思っております。

経費が6億4,000万円マイナスというところは、県央バスへの業務委託があったとも書いてあります。今まで売上はこっちにあって、運行を委託という形でお金をやっていた、それなら、それはそれでちょっと説明をいただきたいと思っております。

【太田交通局長】県央バスの運営の方式としましては、交通局から県央バスに路線バスと貸切バスの運行を委託します。その分を交通局は収入を得まして、必要な経費を委託料としてお支払いする形がまず1点。

一部に高速シャトルバスの独自運行分がございます。その収入が約7,000万円から8,000万円ぐらいありまして、その分は独自の人員を使って運行する形です。

ですから、今回県央バスを廃止することによりまして、交通局から運行を委託している部分がなくなりますので、これが丸々交通局の経費になってくるということです。収入にもなるし、費用にもなってくる。

もう一つは、会社がなくなりますので、県央バスが独自に運行していた部分を交通局が受け取って運行する形になります。それが新たに交通局のプラスになって、収入になってくる。費用も増えます。そういう形になります。

【大久保委員】私、初めて交通局に属するので、この基本的な体系が、言葉はあれですけど、抱え込んでいた、そしてそこに委託して交通委託費があるんだなと今日わかったので、その説明がいただいたかったと思っております。

もう一ついいですか。議案説明資料で、令和6年には、1から4まで事業が書いてありますが、長崎バスとの共同経営方式ということで、要は重複して走っている路線を効率化して1本にす

るということだと思んですが、それが大体何便ぐらいあるのかということ。

もう1つは、効率化だけで終わるのか、令和6年度において減便は予定されていないのか。減便というのは、純然たる減便として空白を生むような減便はあるのか、ないのかお尋ねします。

【柿原乗合事業部長】共同経営のことについてのお尋ねでございます。共同経営につきましては、長崎市域の持続的な路線バス網を構築しようということで、同じ長崎市を運行エリアにしております長崎バスとともに取り組むことになります。

こちらの内容につきましては、共同経営というのが独占禁止法の特例法に基づいて行うものでございまして、国の認可をいただき、お互いのバス事業者が、運行ダイヤであるとか、運賃関係であるとか、本来だめなことを話し合いができるようになって、路線の効率化を共にやっていきたいと思います。

内容としましては、令和4年度からの取組になったんですが、私どもが長崎市の東部、北部、中心部で運行しております。長崎バスの方は、当時、長崎市全域を運行されておまして、私たちが運行しているところでは、ほぼすべからく競合というか、両方とも走っている状況にあったわけでございます。

共同経営の取組をすることで、お互いの利用者等を開示しあいながら、どういうふうにするかというところで今やっていますのが、利用が落ちてきている、需要に見合った供給をしようじゃないかと、運行事業者を一元化して便数を適正化する取組をやってきております。

令和4年度は、東長崎、滑石、日見の3地区を対象に行いまして、適正化を図るということで減便は行われております。減便数が、すみませ

ん、手元に数字を持ち合わせておりませんが、概ね120便ぐらいだったのではないかと、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

令和6年度以降は、後ほどご説明させていただきたいと思いますが、引き続き中心部の路線を対象に取組をさせていただいております。同じような取組をしておりますので、便の適正化ということで、減便はやっぱり行われる形になります。

ただ、路線の廃止を伴うような減便ということ、言ってみれば代替機関がない交通空白地区になるような路線廃止はない予定です。運行事業者を一元化することで、片方が走っているところは片方がなくなることはあります。そういった意味で、各事業者ごとに廃止区間等が出てくる状況でございます。

【大久保委員】効率化というところで、空白を生まない業務改善、または連携はするべきだと思っております、その確認をさせていただきました。

あと1つ、3番の資産の有効活用というところですけど、まずもって令和6年の予算において、不動産収入とか資産を運用した収入はあるんですか。この予算に見えなかったというか、見つけきれなかったのか、どこの部分にあるのか、どういった内容なのか、教えていただけますか。

【猪股管理部長】資産の活用状況ですが、現時点で行っていますのが、長崎市の八千代町に本局、長崎営業所があります。その一部分の土地を、12月からカーシェア、レンタカーの企業に貸しているところでございます。あとは、八千代町に職員の立体駐車場を持っておりまして、立体駐車場の一部を月極めで貸付けているところでございます。

過去からも、ほかの駐車場は別途、万屋とか

で行ってきておりまして、今後も資産活用については状況を見ながら、その内容については拡大をしていきたいと思っております。

資料上のどこに入っているかというところですが、補足説明資料でいきますと1ページの収益的収支の運輸雑入の中に含まれています。

【千住分科会長】よろしいですか。

【柿原乗合事業部長】先ほどの答弁の中で、東長崎地区等の減便数について、私の認識が誤っておりまして、東長崎、日見、滑石は2段階で行って、4月に行ったものと10月に行ったものがございます。4月に減便したところに10月にコミュニティバスを運行して増便があったりしますので、最終的なものとしましては、東長崎地区、日見地区合わせて91便減便、滑石地区が90便の減便という形で、これは両社含みの数でございます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】今の久保委員と同じ質問をしようとしていたんですが、運輸雑入と、乗車券の販売手数料とかと一緒にしまっているから、不動産だけ特化した時に幾らなのか。運輸雑入の中に、いわゆる運輸雑入と不動産収入があるのかなと理解をするんですけど、不動産収入が幾らなのかと、多分聞かれていたんだと思うんですけど。

【猪股管理部長】令和6年度当初予算における不動産収入は、運輸雑入のうち、土地の貸付けの分が2,400万円程度、駐車場の貸付けが1,100万円程度を見込んでおります。

【山本委員】わかりました。運輸雑入というと、どうしても運輸に絡むような感じがするものですから、交通事業者って、これから安定的な収益を生んでいく中で、もちろん資産との絡みは

ありますけれども、不動産収入は定期的な収入かと思えますので、わかるようにしていただければと、表示の問題でお願いしたいと思えます。

もう1点だけ、数字の見方で。令和6年度当初に、収益的収入で固定資産売却益、旧多良見公舎云々売買益として2,500万円上がっています。資本的収入に固定資産売却代金として790万円と出ているので、感覚的に、売却益の方が多くて売却収入の方が少ないのは、ちょっと違和感があるんですけど、ご説明いただけますか。

【猪股管理部長】実際に売却した金額は、収益的支出の2,500万円と資本的収支の800万円を足した合計3,300万円ですが、資本的収支は、その簿価分を入れているところでございます。

すみません、説明にちょっと不足分がございまして。補足説明に書いてあります本原公舎の売却益の減というのは、本原公舎は令和5年度に売却してしまっていて、それで差額が生じているということで記載しております、令和6年度は違う公舎になりますので。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】久しぶりにこの委員会に来たので、勉強させてもらおうと思うんだけど、難しいのよね、前から言っているんだけど、民間と違うものだから、収支がね。民間だと損益計算書があって、それから貸借対照表、大体2つある。それに対する表は収益的収入・支出、貸借対照表は資本的収入・支出になるわけね、民間とあなたたちの関係で言うとな。

そうすると、民間の資産、負債、差引きの資本、これが表に出てこない。財産目録的なものが出てくれば、交通局はこれだけ持っていてと安心するんだけど、単年度だけの収支しか出てこないからね。だから、前から私は指摘していたんだけど、わかりづらい、企業会計

的なものがね。繰延勘定は出てこないけど、昔は繰延勘定が出ていた。償却の繰延勘定が、隠し財産みたいな感じで出てきたような時代もあった。それはさておいて、予算だから、予算でやります。

私の感覚では、昨年度と本年度を比較することでしか理解できないものだから、収益的収入では1億6,100万円の増、それから収益的支出では1億9,900万円の増、同じ増だけれども、その差額が3,800万円ほど出てくるのかな、199と161だからね。そこまではわかるんだけど、その先が、消費税抜き収支というところで、ちょっとまたえっと、これはどういうことだという話になるんだけど。

消費税がマイナス100万円、その後、最終的には、去年と今年を比較した感じでは、これで終わってしまうわけで、100万円だね。そうでしょう、この資料からするとね。だから、そこら辺がどうも感覚的にわかりづらい。なんでこれだけの収支が違ってくるのかと、消費税は売上でくるわけだからね。そういう感じがしますけれども、そういう理解でいいのかどうか。

それから、資本的収支でいうと、収入がマイナス4億8,200万円、支出がマイナス4億5,100万円で、これは資本の方が大きくなっているから、内容は少し改善しているのかなという感じがする。

その先まで話をすると、国・県・市からの制度補助金、これがいろいろと複雑な経緯があるのよ。端的に言って、市が負担するようになった、最近はね。路線バスで、諫早市とか中心かな。そういう流れの中で改善をしてくれているけれども、この内容だけ見ると、そうとばかりも言えないような。国・県・市からの制度補助金は、最終的には1億3,100万円くらい減っている

わけだからね、この数字からいうと。一般会計からの繰入金は、若干増えているのか、2,200万円ほどね。しかし、最終的には1億900万円のマイナスになっているね。

そういう流れの中で、何か答弁があれば聞きたいし、最終的には最後の質問で総論的な形をやると思っている。今は予算だから、予算の流れだけ、昨年度と今年どう違うんだという話を、ちょっと総括してもらえればいいんだけどね。

【猪股管理部長】端的に昨年度との比較ですが、この予算を編成した時は12月時点です。その12月時点における前年度との比較になりますが、コロナの5類化とかにより社会経済活動が回復しまして、そこで空港リムジンバスとか高速バスのお客が増加するなどして運輸収入が2億円程度上がっております。

一方、先ほど補助金の関係の話がございましたが、補助金関係は、運輸収入が増えていますから、それに伴って補助金自体も減っておりますし、またコロナ関係の補助金もなくなりました。そういった感じで、昨年と比較して1億円程度少なくなっております。

費用面は、昨年と比較してほぼ変わらないような状況でありまして、12月時点の経常収支はよくなっておりますことから、今年度も経常収支黒字は達成できるのかなと思っております。

引き続き、経営努力をしながら、黒字化になれるように取り組んでいきたいと思っております。

【田中委員】私も、100%理解できない中で、終わろうと思う。議案外の時にちょっとやりませけれども、コロナの関係があったので大変だったと思う。だから、それは後で総括的にちょっと、収支にどのくらいの影響があったのか。

基本的には、私が先ほど言ったように資産、

負債、自己資本、これが民間の流れなのよ。自己資本的なものがどのくらい見込めるのかというので安心感を持つわけだ、我々が企業として見た場合には。

これはちょっと言い過ぎかもわからんけど、交通局長は結構長いので、相当経営能力があると当局は見ていると思う。これは後でやりたいと思うので、ひとまず終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】よろしいですか。ほかに質疑がないようようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います

第14号議案及び第70号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

まず、交通局長より総括説明を求めます。

【太田交通局長】令和6年2月定例県議会 観光生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第36号議案「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」及び第46号議案「権利の放棄について」の2件であります。

はじめに、第36号議案についてご説明いたします。

この条例は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことから、交通局の会計年度任用職員に対し支給する手当の種類に勤勉手当を追加し、令和6年度から新たに支給しようとするものであります。

次に、第46号議案についてご説明いたします。

この議案は、平成29年度に発生した貸切バス運賃、通行料及び駐車料の未収金について、強制執行が可能な仮執行宣言付支払督促の確定を行ったうえで、債務者の資産や現況調査等を行うなど、その回収に努めてきましたが、回収できる資産が確認できないこと、また、事業を休止し再開の見込みがないことから、権利を放棄しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項につきましてご説明いたします。

経営改善の取組について。

交通局においては、コロナ禍によって令和2年から大幅な減収が続いておりますが、特別減収対策企業債による運転資金の確保を行うとともに、給与費削減や投資の抑制などの経営改善策を講じてきております。

令和4年度には、独占禁止法特例法に基づき、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バスの再編を実施し、収益の改善に寄与しております。

全体の収支においても、営業収入の伸びや経営改善策の効果などから、物価高騰対策等での補助金を受けながらではありますが、経常収支で黒字を達成したところでです。

令和5年度からは、経営計画後期5か年行動計画に基づき、引き続き路線バスの効率化などに取り組むこととしております。また、今年3月に長崎バスから東長崎営業所施設を取得することで、今後、営業所再編や資産活用の拡大など、効率的な運営や収益の拡大を推進していくこととしております。

これらによって足腰の強い経営体質とし、健全経営を実現してまいります。

経営状況について。

交通局の令和5年度の4月から12月の経営状況につきましては、営業収入において、貸切バスが運転士不足の影響や修学旅行が平年並みとなったことなどから減収となっておりますが、乗合バス、高速バスで大幅な増収となっております。

また、営業費用については、燃料費等で物価高騰の影響はあるものの、運転士不足に伴う人件費減やこれまでの効率化の効果などから前年度並みとなっており、経常収支（税込み）については、前年度同期より1億3,000万円改善し、約2,000万円の黒字となりました。

残る第4四半期においても収支は堅調に推移すると見込んでおり、今年度の最終の経常収支（税抜）については、経営計画の目標を達成できるものと考えております。

バス運転士の確保について。

交通局においては、令和2年以降、コロナ禍によって高速バス等の減便を行ったことなどから、バス運転士の採用を抑制してはりましたが、コロナ後を見据え、昨年からの採用を再開し

たところでは。

しかしながら、採用試験への応募者数がコロナ禍前に比べ大幅に減少しており、このためバス運転士の不足数が増加し、路線バスの運行においては公休日の職員による勤務が増加し、また、貸切バスにおいては受注を抑制せざるを得なくなるなど、職員の働き方や経営に影響が生じてきております。

バス運転士の確保は喫緊の課題となっており、交通局においては、バス運転士を安定した魅力ある職業としていくため、給与改定の実施や会計年度任用職員を正規職員へ任用することなどの処遇改善を行うとともに、新高卒者の採用や退職した元職員への再就職の勧誘などを行い、職員採用の強化に取り組んでおります。

乗合バス事業の状況について。

交通局においては、コロナ禍を契機に、また、独占禁止法特例法の施行を踏まえ、令和3年6月に長崎バスとの間で、長崎市域における持続可能な路線バス網の構築のための連携協定を締結し、令和4年度には両者が協調して、長崎市内3地区で共同経営方式による路線再編に取り組んだところですが、今年4月1日には長崎市内4地区（本原、目覚、風頭、立神）において、事業者の一元化に取り組むこととしております。

また、今年4月には、バス運転士の労働規制が強化され、拘束時間等を定めた改善基準告示の改正などが行われることから、通勤・通学に不可欠な朝の運行便数を可能な限り保ちつつ、利用の少ない時間帯での減便や最終便の繰り上げなどを行うこととしております。

一方で、バス利用者の利便性向上を図るため、今年3月13日からバスロケーションシステムの運用を開始する予定としており、これによってバスの遅延情報や接近情報をスマートフォンア

プリ等でリアルタイムに確認できることから、待ち時間の不安解消や乗継利便性の向上、台風や積雪時等における情報発信の強化が図られるものと考えております。

追加1をご覧ください。

長崎～佐世保線の利用促進について。

交通局においては、高速バス長崎～佐世保線について、県内外の観光客や通勤・通学等の利用促進、収益改善を図るため、共同運行会社である西肥自動車株式会社（西肥バス）と連携し、各種取組を実施しております。

これまで紙式回数券の廃止に合わせて、ニモカカード等の利用によるICカード割引やポイント還元サービスを新設するとともに、西鉄バスや九州急行バスとも連携して、福岡～長崎～ハウステンボス・佐世保～福岡を結ぶ高速バス路線等の周遊型乗車券「とりっぶきっぶ」の発売を行っております。

今年4月1日からは、春のダイヤ改正に合わせ、現在の19往復を2往復増便し21往復とすることで、概ね30分から60分間隔で運行することとしており、また、県営バス・西肥バス、どちらの運行便でも利用できる「共通定期券」の運用を開始することとしております。

今後もお客様が快適にバスを利用いただけるよう、他のバス事業者と連携しながら、様々な輸送サービスによる利便性向上に努めてまいります。

元に戻っていただきまして、貸切バスの状況について。

貸切バスについては、県外からの修学旅行が前年度4月から12月の実績217校に対して今年度同期間で175校となり、前年度の一時的な県外修学旅行の需要増から平常ベースに落ち着く一方で、クルーズ船の入港に伴う運行が増えて

おり、今年度4月から12月の長崎港に入港したクルーズ船87隻のうち61隻分の運行に携わり、延べ612台の運行を行っております。

一方、運転士不足に伴い受注台数を抑制しなければならず、今年度4月から12月の収入実績は、前年度同期間の9割弱となっており、受注に際しては、クルーズ船など他の予約と重なり、交通局の車両だけでは対応できない日も多くあったことから、近隣のバス会社のご協力をいただき運行するなど、関係機関との連携を図りながら対応しております。

交通局においては、今年1月の国の基準運賃見直しに合わせて貸切バスの運賃等の改定を行ったところですが、今年4月には、長崎営業所及び諫早営業所へ貸切バスを集約することとしており、貸切バス運転士の専門性を高めるなどサービスの向上に努めてまいります。

職員の処分について。

交通局の子会社である長崎県中央バス株式会社においては、今年1月19日の運転士のバス乗務前の呼気検査において、基準値以上のアルコール分が検出されたため、当該運転士を待機するとともに、バスの運行は代替りの運転士によって通常通り運行しました。

また、このことによって、去る1月29日付で当該運転士に対し、停職2月の懲戒処分を行いました。

これまで「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づく職員への積極的な指導や、家族に対して協力を要請するなど、業務に支障を及ぼす飲酒の防止に取り組んできましたが、バスの乗務を行っていないとはいえ、今回の不祥事が生じたことは誠に遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

今回の事案発生を踏まえ、改めて乗務前日における飲酒時間の管理徹底を図り、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大久保委員】1点確認させてください。局長説明の2ページ、経営改善の取組について、3行目、「給与削減や投資の抑制など経営改善策を講じております」ということです。給与削減は経営改善としてわかるんですけど、投資の抑制というのは、こういった内容の投資抑制（発言する者あり）

これは議案じゃないんですね。すみません。

【千住委員長】議案に対する質疑はありませんか。

【深堀委員】第36号議案は、地方自治法の改正に伴いということですが、これは一般の県職員では今年度から実施をされていますよね。このタイミングがずれているのは何か理由があるんですか。

【猪股管理部長】地方自治法の改正で、今回、勤勉手当を導入することになったんですが、これについては法律の規定がございまして、令和6年4月から適用することとなっております。

知事部局の方は11月議会上に上程して、そこで承認を得ていると認識しているんですが、私どもは労働組合との協定を結んでから効果が発生しますので、そこで時間を要したところでござ

います。

【深堀委員】わかりました。実施時期は一緒なんですね。ただ、議案として提出した時期が違うということですね。了解しました。

このことが、先ほどの予算にも、令和6年度の人件費の部分には当然のことながら影響していると理解していいですか。

【猪股管理部長】今回の勤勉手当の見直しによりまして、会計年度任用職員の人件費が170万円ほど増加するようになりまして、それは予算上反映しております。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第36号議案及び第46号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたしま

す。

1,000万円以上の契約案件につきましては、昨年11月から本年1月までの実績は、資料2ページに記載のとおり1件となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、乗合事業部長より補足説明を求めます。

【柿原乗合事業部長】それでは、令和6年4月に実施を予定しております長崎市域乗合バス事業共同経営計画について、補足して説明させていただきます。

この共同経営につきましては、先ほどもちょっと言及させていただきましたが、長崎市域の持続的な路線バス網の構築を目指して長崎バスと連携をいたしまして、両者の重複路線を対象に行っている路線再編の取組のことでございます。令和4年度には東長崎、日見、滑石の3地区で開始をしておりますが、今回新たに追加をして取り組むこととしております本原地区、目覚地区、矢の平地区、立神地区の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、観光生活建設委員会補足説明資料共同経営の内容の1ページをご覧ください。まず、本原地区における共同経営の内容についてご説明をいたします。

本原地区につきましては両者競合しているんですが、長崎バスの新地中華街から三川町線を廃止いたしまして、原則県営バスの運行に一元化したいと考えております。

なお、西山台団地方面から長崎北高校へのスクールバスを長崎バスが運行しているんですが、それにつきましては引き続き長崎バスが継続して運行をいたします。

また、利用実態を踏まえて改めて便数設定を行いまして、供給量の適正化を図るとともに、労働規制強化に対応するために最終便の繰り上げを行いたいと考えております。こちら重複路線の「フランシスコ病院前」というバス停における昼間の時間帯を、1時間当たり3往復6便に設定をし、最終便につきましては中心部向けが19時19分、郊外向けが22時39分となる予定でございます。

2ページをご覧ください。次に、目覚地区の概要についてご説明をいたします。

目覚地区は現在、両社局が同じ経路で交互に運行している路線でございます。こちらは私も県営バスの運行に一元化をいたします。この一元化に伴いまして、県営バスの運行便数を増便しまして、現行と同程度の1時間当たり1往復2便の便数を確保することとしております。

また、路線維持を図っていかないといけないということで、路線収支の改善を図っていくことも重要となってまいりますので、こちらの運行区間につきまして、現在は中央橋まで行っている区間を長崎駅前の交通広場発着として運行の効率化を図らせていただきたいと考えております。

併せて、ほかの地区と同様でございますが、労働時間規制強化に対応するために最終便の繰り上げを行いまして、こちら重複している「あじさい荘」というバス停があるんですが、こちらの時刻が中心部向けを19時20分、郊外向けを19時47分となる予定でございます。

3ページをご覧ください。次に矢の平地区の概要についてご説明をいたします。

矢の平地区につきましては、県営バスが風頭線ということで運行しておりますけれども、こちらの運行を廃止いたしまして、長崎バスの運

行に一元化をいたします。

なお、この路線を通る東長崎方面からの長崎南高校へのスクール便が走っておりますが、こちらにつきましては引き続き県営バスが運行をいたします。

また、利用実態を踏まえて便数設定を行いまして供給量の適正化を図るとともに、他地区と同様に最終便の繰り上げを行います。矢の平1丁目バス停における昼間の便数、1時間当たり1往復2便、最終便は中心部向けが17時50分、郊外向け19時51分が最終便の通過予定時刻となる予定でございます。

4ページをお開きください。続きまして、立神地区の概要についてご説明をいたします。

立神地区につきましては、主に昼間帯、概ね9時から11時の時間帯におきまして、県営バスの浜平～立神線を浜平～長崎駅前の区間に短縮することで、長崎バスの運行に一元化をいたします。

なお、朝夕の時間帯につきましては、造船等の通勤需要がございますので、県営バスが運行を継続いたします。

また、ほかの地域と同様でございますが、やはり最終便の繰り上げを行いまして、労働規制の強化等に対応することとしております。塩浜町バス停で中心部向けが21時35分、郊外向けは21時31分が最終便の通過となる予定でございます。

5ページをお開きください。これらの4地区合計で共同経営を実施するに当たっての目標数値を立てる必要がございます。いわゆる改善効果ということになります。

まず収益性に係る改善効果でございます。こちらは上段の表になりますが、令和6年度に4地区で、両社局の合計の効果額で1億1,330万円を

見込んでおります。この効果額は、このまま何もしなければ4地区の合計の収支が1億5,567万円の赤字になると見込まれるところを、先ほどご説明いたしました共同経営の取組を行うことで4,236万円の赤字にまで圧縮することから、その差額分の1億1,330万円を両社局合計の改善効果と見込んでおります。

下段の表をご覧ください。この表は、共同経営の実施によりまして、運行をしております運転者及びバス車両がどのくらい効率化を図られるかについての目標になります。目標数値といたしましては、4地区の両社局合計で平日1日当たりの運転者が19.1、車両数が15.5台の改善効果を見込んでおります。

県営バス、長崎バスの両者とも、人口減少、少子・高齢化等に伴う利用者の減少に加えまして運転士の不足、労働規制の強化によって厳しい状況にありますけれども、持続可能な路線バス網の構築を目指しまして、今後も協力して取り組んでまいります。

最後に、バスロケーションシステムのサービス開始について、補足してご説明をさせていただきます。パンフレットが作成できましたので、お手元に配付させていただいております。こちらを簡単にご説明をさせていただきます。

バスロケーションシステムにつきましては、今年度、国・県・市の支援を受けまして、今年導入に向けて進めてきたところでございます。来週13日水曜日にサービス開始を予定しております。併せて同日付でアプリの配信も開始いたします。

スマートフォンのアプリをお手元のデバイスにダウンロードしていただきまして、パンフレット裏面にイメージ図がございますが、バスの接近情報といったものをリアルタイムに確認が

できることのほか、例えば台風であるとか積雪であるとか、イレギュラーな運行状態の時の運行状況等、プッシュ通知を使うことで素早く確実にお届けできる仕組みを構築しております。

また、こちらの接近情報につきましては、東長崎地区の矢上バス停に、今はスマートバス停ということでデジタル式のバス停標柱を設置しています。こちらのスマートバス停にも接近情報を併せて表示をしていきたいと考えております。これによって、待ち時間の不安の解消であるとか、乗り継ぎの利便向上を図ってまいりたいと考えております。

補足説明は以上でございます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】 今説明があった共同経営、当然これは意義のあることで、進めていただくことに賛同しているわけですが、今の説明の中で、この4路線の最終便が繰り上げになるんですね。

これを計画する段階で、お客様というか乗客の動向を踏まえた上で、この時間に最終便を繰り上げて問題がないというふうに判断をされたのか、ちゃんと精査されたのかどうかです。確かに運転士不足や働き方改革の中で、こういったことを集約するのは理解しているんですよ。しているんだけど、片一方で帰宅困難者とかが出てくるんじゃないかというおそれ、ものすごく懸念するわけです。そのあたりはどうい

うふうに把握をしているのかを、まずお尋ねします。

【柿原乗合事業部長】 委員おっしゃるように、今回最終便の繰り上げということを、これは両者ともにさせていただいております。今回の共同経営の計画の中で、路線の利用実績を見て、その上でこういうことをさせていただくということでございます。

ただ、もちろんゼロということではございません。コロナ禍の中で、遅い便は総じて利用が少なくなってきたところも踏まえて、こちらは大変申しわけないですけれどもというところで最終便を繰り上げさせていただいているというのが実情でございます。

【深堀委員】 理屈はわかっているんですけど、地元をしっかり説明しているのかなというのがね。私は本原なので、私のまさに地元なんですけど、中心部向けは22時21分から19時19分と大幅に繰り上げられているんですよ。そこには働いている人たち、通勤・通学の人たちも当然多数いらっしゃるわけですよ。そういうところで2時間、3時間も繰り上げて、本当に大丈夫なのと私は感覚的に思うわけですよ、近隣に住んでいる住民として。そのあたり、どうですか。

【柿原乗合事業部長】 確かに中心部向けは、通常でいくと逆便といいましょうか、ご利用が少ない時間帯にはなります。今回の4地区につきましては、全ての連合自治会通じまして両方で説明を行ってきています。そうした中で、こういった取組に係る経過であるとか、背景であるとか、そういうことも含めてご説明をさせていただきました。

もちろん今よりはサービスとしては落ちてくるということで、地元としてそんなに歓迎するという話ではきつくないとは思いますが、お

話をさせていただいた状況としては、やはり今の厳しい状況を理解していただいたと思っています。その上で、一定仕方がないねというような形だと思います。そういった形で理解していただいたのかなというふうに思っております。

特に、今ご指摘のありました本原地区の郊外向けと中心部向けが極端に違います。最終便で特に利用が多い帰りということになると、この時間では郊外向きになるかと思っております。最終便を繰り上げるに当たって、やり方として、全部が全部そうではないんですが、例えば22時39分を運行する前の逆便の運行を廃止させてもらって、その分、この22時39分のバスの便を確保しようという形を。ちょっと苦肉の策かとは思いますが、利用が多いというか需要が見込まれる方向の最終便を一定確保するように、私どもとしては工夫をさせていただいたというような状況かと思っております。

【深堀委員】 わかりました。この説明資料だけを単体で見ると「おっ」と思うんです。本原地区についてフランススコ病院前というバス停を単体で捉えたら、そうなるでしょう。近隣のバス停で見れば、別の代替路線があってカバーできる部分も多分あると思うんです。この単体で見たら「えっ」と思うんだけど、そういったところをしっかりと丁寧に住民にも説明をしないと、これだけの説明だったら非常に混乱すると私は思います。

これは1つの意見として、「ここがこうなるんだけど、代替としてこういうものがあるんです」といったしっかりとした説明をぜひお願いをしたいと、これは要望にとどめておきます。

もう1つ、運賃の件なんですけど、説明資料の中で基準賃率というのが示されています。令

和元年10月1日改定、県内のバス会社の1キロ当たりの運賃が載っています。県営バスは1キロが33円00銭ですよ。これは県内では2番目に安いということです。

今、令和6年度の予算を審議したし、運転士不足の状況、共同経営による経営の効率化、県営バスの廃止、いろんな取組をやっている中で、この料金水準が全国的に見て今どうなのか、その見解をまず教えてください。

【柿原乗合事業部長】今の運賃水準、長崎がどのくらいなのかというお尋ねだと思います。

現状はなかなかですね、全国の運賃水準を比べる指標があまり出回っていないので、過去からいきますと、全国でも長崎は安い方でした。特に長崎バスは、全国でもトップレベルの安さを誇っていたところがございます。そこを含めて、私どもも含めてですけど、長崎では総じて安価な水準にあるのではないかと思います。

特に近隣であるとか全国的にも運賃を改定する動きがっておりますので、そういうことを総じて踏まえますと、今現在、長崎はやはり安いというか、低い水準にあるのではないかと考えております。

【深堀委員】利用する県民にとって、安いことは非常にありがたいことです。恐らく、今説明があったように、県営バスの1キロ当たりの基準賃率は全国的にも安いと理解をしています。

何を言いたいかというと、交通局の使命は、日常生活を支える交通基盤として、地元行政と連携しながら、地域生活路線を将来にわたってしっかりと守っていくこと、これが一丁目一番地です。それを考えた時に、今のバス事業を取り巻く環境を見た時に、この料金レベルでいいのかなと。将来にわたって県民の足を守っていく上で、安いのは確かにいいんだけど、運転士

が集まらないから路線を切らないといけないということになる前に、原油だってものすごく上がってきているわけですから、適正な料金に上げていくことも選択肢としてあっていいと私は思うんです。だから、あえて聞いているんですけど、将来にわたって今の県営バスの路線を守っていくという観点から考えた時に、安ければいいというものじゃなくて、適正な料金水準を考えないのか、お尋ねをしたいと思います。

【太田交通局長】深堀委員がおっしゃいますように、適正な価格を設定することは必要だろうと思っております。

ただ、バス事業者といたしまして、現在、コロナで減りました乗客に合わせた形での便数の設定とか、運行の形態ということをやっております。そういうのが一定おさまった段階で、適正な価格という部分で運賃の見直しも考えていく必要があるというふうに考えております。

【深堀委員】上げると言っているわけではないですよ。誤解しないでください。適正な水準がどうなのかというところをしっかりと精査して行ってほしい。そうしないと、将来にわたって守れないと思います。このままでいけばですね。だから、いろんな取組をぜひ考えてほしいということで、意見として言わせてもらいました。よろしくお願いします。終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】私も何点が質問させていただきたいと思います。

今の共同経営の内容の最終便の繰り上げは、本当に大丈夫なのかなという心配があります。これは共同経営の最終便の繰り上げですけども、ほかのところでも若干、改正があっているのかなと思うんです。今回の改正では、共同経営以外のところでは最終便の繰り上げはないの

か、確認をお願いします。

【柿原乗合事業部長】まず、現状、共同経営を含めてほかの路線関係も、まだ国の認可等をいただいている状況でございますので、確定めいた形でお答えするのはなかなか難しいところであるんですが、今回最終便を繰り上げさせていただくこと背景が、やっぱり労働規制強化に対応するところになります。

端的に申しますと、1人の乗務員が1日に運転できる時間が短くなります。そうした時に、バスの乗務員は朝早くから夜までと結構長い拘束の運行、形態をとっているんですが、そうした場合に拘束を縮めるとなると、朝のダイヤを遅くするか、夜のダイヤを早めるかということになってきます。

朝のダイヤは、通勤・通学需要等で時間もタイトというところがあって、そこをいじるのはなかなか難しいだろうと。遅い便は、コロナ禍の中で利用が減ってきたところもございましたので、そういったものを見ながら、ご理解をいただきながらということになると思いますけれども、やむなく最終便の繰り上げということをさせていただいております。

そういったことからいたしますと、今回の共同経営だけではなく、長崎市内は特に遅い時間まで走っているところがあるので、特に遅い便、いわゆる深夜便みたいなものの繰り上げは、やはり計画させていただいている状況であります。

【饗庭委員】私たちの地域も最終便がだんだん早くなって行って、すごく利用しづらいと、改正があるたびにご相談をいただくところです。今回、共同経営に関しては地元の皆さんの意見を聞いたということですけど、普通の路線を全部聞くのは非常に難しいかなと思うんですが、やはり県民の皆さんの足としてはですね。

年々、外に行けなくなると、私の地元も、なかなか長与から出ないみたいな感じになっていてですね。そのあたりも、県の交通局だけではないですけれども、交通事業として考えていただくことが必要かなと思うんです。

労働条件を考えると、おっしゃるように長時間労働になるので、だからこそ人手不足の中で運転士を集めることが必要と思うんですよね。だから、その辺で今後もどんどん、どんどん変わっていくだろうと思うんですが、労働者の拘束時間を短くして、最終的にはバスが短くなってもしようがないよねみたいな形で理解していただくことになるのか、そのあたりを再度伺います。

【太田交通局長】今問題になっておりますのは2024年問題ということで、バスの運転士を含む運輸関係労働者の労働条件の改善でございます。これによりまして、現状のとおり走りますと、必要な人数が大幅に増えるわけです。それを改善するためには、運転士を増やすか、便を切るかしかないわけでございます。

全国的にバスの運転士は不足しておりまして、これは長崎県のバス事業者、交通局も含めまして同じでございます。なかなか集まらない現状がございますので、その中で、どうしたらお客様に迷惑をかけないかと工夫しながらやっている状況でございます。

その中では、丸っきり現状のままということではなく、なかなか難しゅうございますので、先ほど乗合事業部長からお答えしましたが、やはり多いところは残し、一定少ないところを減らしていくという作業はどうしても必要になってまいります。これはもう県営バスだけではなくて、県内のバス事業者もそういう格好だと思っておりますので、まずはその辺をご理解いただいて、そうい

う形でバスの路線を何とか維持していきたいという思いはバス事業者として持っているところでございます。そういうことでご理解をいただければと思います。

【饗庭委員】理解はするところでございますけれども、県民の皆様からいろんなご相談を受けるので。

おっしゃるように、労働者を守るということが必要かと思っております。先ほど説明があったバス運転士不足のところ、公休日の職員による勤務が増加しているということですが、どれくらい増加しているのか、お伺いします。

【猪股管理部長】公休出勤の運転士の数は、コロナの時には比較的運行が落ち着いていましたので、そんなになかったんですけども、現状でいきますと、コロナの時と比べれば倍程度の公休出勤になっております。

【饗庭委員】倍程度というと、1か月に公休日が8日間ですか、何日かあった場合に、その半分くらい出るというような理解ですか。

【猪股管理部長】公休日の出勤日数についても労使で協調規定で決めているんですが、最高でも月4日間と決めております。今年度は月4日間が多かったんですけども、過去は公休出勤日が1回とか、2回とか、そういう状況でございました。

【饗庭委員】月4日間が最高で、そこが増えていると、今後はそれを改善していくとは思いますが、ずっと言われていますように人手不足、運転士不足があるので、公休日に運転することによって長時間労働、過重労働につながるかと思えます。

そのあたりで令和6年度はどんなふうにしていこうと思っているのか、お伺いします。

【猪股管理部長】令和6年度当初も欠員が見込まれるところです。今後も採用試験を継続して行いまして、先ほど話しました処遇改善とか、そういったところで受験者も増えてきておりますので、早期の欠員解消を図って、運転士の公休出勤がなくなるように、縮減するように取り組んでいきたいと思えます。

【饗庭委員】ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、長崎・佐世保線の利用促進についてお伺いしたいと思います。

新しい取組は本当にいいと思うんですけども、紙の回数券が廃止されるということで、長崎から佐世保によく行かれる方は、今まですごくお得感があったのが、お得感がなくなって利用しなくなるみたいな話を聞いて。

ここにはICカードでその分を補填するみたいに書いてあるんですけども、廃止する分だけが結構伝わっているような感じなんです。そのあたりはどのように県民の皆さんに情報発信をしていくのか、お伺いします。

【柿原乗合事業部長】長崎～佐世保線のICカード割引につきましては、既に昨年度に実施をいたしてありまして、現状、ICカード割引をかけて、1か月に当該路線をご乗車いただく回数に応じて、ニモカのポイントでお返しをするポイントバックシステムというものを構築しております。現状、それも概ね切り替わりまして、当該路線のICカード利用が大分多くなってきた実態でございます。

コロナ禍の中で、佐世保線の減便等を少し行っておりました。その関係で運行間隔が少しいびつになったのがそのままになっていたものですから、現状の利用の動向等を見ながら、便数を少し復便し、運行間隔が1時間以上空かない

ような形でダイヤ改正をいたしました。

併せて、決して人数は多くないかもしれないですが、定期券の利用者の方がいらっしやいました。県営バスの便と西肥バスの便があって、県営バスの定期券を買われた方は県営バスしか乗れない、西肥バスの定期券を買われた方は西肥バスしか乗れないので、今回そういったところをなくして、両者の便にどちらでも乗れる共通定期券というサービスを、4月1日にダイヤ改正と合わせて実施をしてみたいと考えております。定期券は3月18日から販売開始となりますので、パンフレット等、車両でも周知を図って、できるだけ多くの方に見ていただけるように努力をしてみたいと考えております。

【饗庭委員】定期券が共通で使えるのはすごくいいと思っているんです。

私は勘違いしていて、回数券は既になくなっているということですね。最近、佐世保の方に行った時に、なくなるから非常に困るというようなお話をいただいたんですが、なくなったのは昨年ですか。（発言する者あり）わかりました。

じゃあ、利用促進に向けて、これからも広がっていくということで理解したいと思います。ありがとうございます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】議案外で、交通局の将来展望というか、そこら辺を含めてちょっとお聞きしたいと思います。

まず一つは、コロナの影響の総括はできましたか。まだまだ進行中みたいな関係なのかな、数字的には。コロナの影響についての感覚的なものを、ちょっと聞かせてほしい。

【猪股管理部長】コロナの影響ですが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症により、経

営の方にはかなり影響がありまして、令和2年度で6億円の赤字、令和3年度で3億円の赤字、令和4年度でやっと4億5,000万円の黒字となっているところでございます。

運輸収入が増加してきておりまして、少しずつですけども、コロナ禍から改善してきている状況かなと思っておりまして、令和5年ベースでいきますと、運輸収入自体がコロナ前の15%マイナスぐらいの水準までできております。これが、令和2年度は38%のマイナス、令和3年度が33%のマイナスだったんですけども、そこが現状は15%マイナスまで戻ってきているかなというところでございます。

【田中委員】数字的にはっきりしたものは、もうちょっと先になるかと思うけれども、コロナ前から、大丈夫か、大丈夫かという話を私はしていたのでね、経営が大丈夫なのかという話をね。

それで、5か年計画、令和5年から令和9年度の計画がありますよね。これをまず把握しなければ、今年度の予算だっちはっきり理解できないところがあるわけですね。5か年計画の大筋の流れと、順調にいける見通しが立っているのかどうか、そこはどうですか。

【太田交通局長】今年からの後期5か年行動計画の中身につきましては、本委員会に交通事業の概要ということでご説明した説明資料にございますが、令和2年から始まりましたコロナ禍に対しては、既にありました経営計画を見直しまして、投資の抑制、職員給与の削減等を行って経費を削減する、そういう対応を行ってまいりました。

一定落ち着きましたところで、昨年度、後期5か年行動計画という令和9年までの計画をつくっております。その中では、経営改善の取組

といたしまして、長崎自動車株式会社との共同経営方式での路線の再編、営業所の配置見直しと資産活用の拡大、子会社であります県営バス株式会社の廃止と効率化の推進、貸切バスを適正規模にすることなどを含めて計画をつくりまして、今現在それを進めている段階でございます。

現在の収支見通しといたしましては、令和5年度、初年度におきましても計画を達成できる見込みと考えておりまして、今後いろんな取組を図りながら着実に経営改善を図っていききたいと思っております。

ただ、何分いろんな情勢が変わってまいりますので、その時、その時で経営の改善を一つひとつ見直しながら図っていくことが大事なことだと思っておりますので、ぜひ今後ともご指導賜りますようによろしくお願いいたします。

【田中委員】過去、結構議論したことがあるんだけどね、公共事業として県営バスの存続の必要性があるのかと。全国で県営バスはほかにはないんだから、長崎県だけなんだから。

そういう中で公的な資金が、あなたたちは交付税措置で入っていると言うけれども、そこら辺も疑義があるよというような話をしたこともある。それは小さなことで、もっと大きな流れからすると、長崎バスとの競合で経営的にマイナスがあるんじゃないかと。

それは市民・県民サイドから見れば、両方がどんどんやってくれた方が助かると思うよね、便利性から見るとね。しかし、県営バスは長崎県下全部を網羅しているわけじゃないんだから。

本当は雲仙との貸切バス、定期バスがスタートなんだからね、長崎～雲仙の観光バスが。その後、長崎市、諫早市、大村市が、島原市は少なくなっているのかな、便数等々はね。佐世保

便も若干あるけれども、大体はもうないに等しい。全県下を網羅した県営バスならば、それはまた考え方も違ってくるけれども、一部地域で、県民の人口集積は多いが、地域としては網羅していないという感じで、私は見解が皆さん方と少し違うところがある。

公営企業といえども、赤字は出してはだめだよと、赤字が出ないようにということで、ようやく長崎バスとの共同経営がスタートした。契機は私の議論からスタートしたかと思っているんだけど、私は自負的にね。佐世保市営バスが西肥バスと一緒にになった、あの頃からずっとやった記憶があるのね。

それはそれとして、共同経営の内容を見ると、令和6年度に1億1,330万円の改善効果を見込んでいるということで、これはもう立派な成果だよね。なぜ早くやらなかったかという気がする、赤字がどんどん出る前に。

だけど、地区別に見ると、共同経営を行った場合でもマイナスというところが3か所あるんだね。立神地区だけなんだね、一応数字的にプラスになっているのは。だから、共同経営を行った場合でもこういう赤字が出ると。本来ならこれだけ赤字があって、共同経営を行ったらこれだけになった、縮小したから1億1,330万円の効果が出てきたわけだけれども、これが本当に純粋な黒字みたいな感覚は、ちょっと違う感じがするね。これだけかかっているのを、こういう解消をして、これだけ赤字幅が少なくなったんですよと、そういう感覚なので、はっきり言えば、もっと頑張って、共同経営を行った場合は赤字にならないようにと。

これは、相手方の長崎バスも利益を被っているところがあるんじゃないの、県営バスだけじゃなくして。だから、スタンスなんだよね。市

民・県民サイドから見れば、便利な方がいいんだ。赤字だろうが、何しろ便利な方が。しかし、経営という観点から見れば、そうはいかない。やっぱり最低、赤字にならないような路線で確保していかなくちゃ。

もう昔になったけど、県営バスは再建管理団体になった歴史があるわけだからね。税金を、公金を投入した時代、私が議員になるちょっと前だった。入れ替わるぐらいだ。そんな感じがあるので、若干心配して、過去何回も議論して、大丈夫なのか、県営バスの運営は大丈夫なのねと、いろいろ試行錯誤したけれどもね。

コロナがどんときて、あれは本当に大変だと思った。しかし、県当局は結構支援してくれたよね。私、財政に話したことがあるんだけど、少し県営バス中心の支援になりつつあるんじゃないかというようなことまで話をしたことがある。しかし、国からくる金だから、県営バスに入れるのも、それはそれとして意味があるという理解をしてきたんだけどね。

だから、共同経営の改善効果が出てきたところで、今後もっと取組を進めてもらわなければいかん。どうですか、見解を聞かせてください。

【太田交通局長】先ほどの改善効果は、県営バスと長崎バス両者を合わせた改善効果でございます。大体同数程度の効果を見込んでおります。

それと、なぜ長崎バスとの共同経営での路線再編が行えるようになったかというのは、一つは、コロナによりましてバス事業の経営が非常に厳しくなりました。先ほど管理部長からご説明をいたしました。減収幅で言いますと、令和2年度におきまして21億円減収になっております。トータルでいきますと50億円を超えるような減収になっているわけでございまして、こ

れを改善するために、いろんな形での効率化を図っていかないといけない、これは県営バスだけではなくて、長崎バスも同じような状況でございます。

そういう中で、これまで競争環境にありましたバス事業が、一緒にやっていかないといけないような環境になってまいりましたので、これを一緒にやろうということで、令和3年から連携協定を結びまして実際に取組を始めたところでございます。

今後の共同経営の取組については、今年4月のダイヤ改正で、先ほどご説明をしました4地区で実施をいたします。また、長崎市内ではまだ重複している路線が幾つかありますので、そういうところをどういう形にしていくかというのは今後の課題としてございますが、今のところはまだそこまで整理がつかない状況でございます。

【田中委員】共同経営の改善効果は、長崎バスと県営バスと合わせてと、これは長崎バスも助かっているだろう。だから、やるべきだという話はずっとやって。この文言の中には独占禁止法の関係がちょっと絡んでいるようなところもあったけれども、県営バスとしての経営は経営として、ちゃんと健全経営をやってもらわなければいかんわけだからね。

ちなみに、こういう目標を掲げて実施しながら、長崎市、諫早市、大村市からの通常路線バスへの補助的なものが、差額負担みたいなものが入っていたと思う。長崎市、諫早市、大村市程度だったと私は理解しているけれども、今はどんな感じですか。路線バスに対しての算定基準みたいなものは変わらないのか、聞かせてください。

【柿原乗合事業部長】路線バスの運行に係る補

助金でございますが、いただいている補助金は路線の性質等によって分かります。

広域路線は国庫補助という形で国からいただく、準広域というところは県からの補助金がございます。それから単独市で出てくる補助というところは、委員おっしゃるように諫早市、大村市から引き続き補助をいただいているところでございます。

今回の共同経営に伴いまして、東長崎地区の一部、地域線を運行するようになりましたので、今は長崎市からコミュニティバスの運行分ということで補助等をいただいている状況でございます。

【田中委員】終わりにしますが、この共同経営は、一つの前進だと私は理解しています。

長崎市からは、もらっていなかったのか。諫早と大村だけだったのか、路線バスの負担金をもらう制度をつくってやっていたのは。

長崎市から、本当はもらわなきゃいかんね。市営バスはあちこちあるけど、県営バスというのは、珍しいというか1者しかない、長崎県だけしかね。そこら辺の感覚は、やっぱり長崎市にもある程度わかってもらわなければいけないね、長崎市民の皆さんの足として県がやっているわけだから。

だから、県営バスは未来永劫にやってくれとは言わんけれども、まず赤字が出ないように、この計画に沿ってうまくいくことを願って、1年間また議論をしていきたいと思っています。

【千住委員長】一旦休憩します。

午後 零時 2分 休憩

午後 零時 2分 再開

【千住委員長】委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】12時も過ぎまして、状況を察しながら質問したいと思います。

私からは、皆様と同じように、将来にわたっての県民の足ということで、どう守っていくかという観点でお尋ねしたいと思っております。

最近の新聞記事でも、地域交通というところでは西肥バスも、ここ数年で2,000便以上の減便をしていたりと、地域交通に関わるということというのは、本当に厳しいんだなというふうに思っております。

その中で、地域交通に関わる今の状況というのは、県営バスに対してもですね。5か年計画はありますけど、5年先を見て、どれくらいの減便とかの推測ができるのか。先ほどの話のように重複するところの減便だけじゃなくて、空白を生む、時間のところもそうですけど、最終便の繰り上げ、切り上げもそうですけれども、そういったところがどれくらい厳しい状況になるのかということをお尋ねいたします。

【太田交通局長】今のバス事業において各地区で減便等が行われておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症によりまして利用者が大幅に減った時期がございます。それに合わせて私どももかなり減便をした経過がございますが、現在は運転士不足が非常に大きな重荷になっておりまして、走らせたいけれども走らせられないというような状況が、各事業者において、これはもう本当に例外なく進んできているものと考えております。

そういうこともありまして、今後の予測という形でどれくらい見込まれるのかと言われても、今後の運転士の確保状況等も含めて、なかなか予測がつかない部分がございますので、なかなかお答えできない状況かなというふうに思っております。

【大久保委員】 いずれにしても、今の100%をずっとこれからやっていけるかといったら、人口減少がありますので、やはりダウンサイジングはしていかなければならないと思っておりますし、そうなるんだらうなということはあると思います。それがどれだけのパーセント減らさざるを得なくなるか、こういったところは未知数であるとは思っておりますけれども。

その中で、先ほどもありました全国でも唯一の県営バスということですが、保有資産を活用していきたいと計画にありました。この保有資産は、土地建物含めて交通局のものがほとんどで、今、使われている部分は、その保有資産を活用する収入とか売却する収入も全て交通局で管理できるのか、確認させてください。

【猪股管理部長】 交通局で行っています資産活用については、全て交通局の資産でありまして、その収入は全て交通局で活用できるものでございます。

【大久保委員】 今、不動産とすれば、どれぐらいの資産があるのかはわかりますか。貸借対照表があれば、それでわかるでしょうけれども、わからなければわからないでも構いません。

【猪股管理部長】 令和5年度の資産でいきますと、土地で約56億円、建物で約28億円となっております。（発言する者あり）土地で56億円です。建物は、減価償却がございまして10億円の資産価値になります。

【大久保委員】 令和6年の計画にも資産活用をしていくとありました。その上で、議案外の部長説明資料には、投資は抑制していくということだったんです。それはちょっと整合性が取れないなと思ったんですけど、こういった観点で投資を抑えていくということでしょうか。

【太田交通局長】 投資を抑制するというのは、

令和2年からコロナで大幅な減収になりましたので、バスの購入をやめると。毎年3億円程度の車両購入費がございましたので、それを一旦止めて、資金の出を止めるという形を取りました。

バスの購入を止めておりますと古い車両ばかりになりますので、今後はこれを順次更新をしていこうということで、後期5か年計画の中には、その投資を再開することも含めて費用に計上しながら計画をつくっております。

土地の56億円の資産がありますが、ほとんどの資産は営業所として活用しておりますので、丸々56億円を活用できるわけではありません。

今年3月に長崎自動車から東長崎営業所の土地と建物を購入いたしましたので、1つ営業所が増えました。玉突きのように、ある1つの営業所ぐらいを空けて、それを活用しようということでございます。

【大久保委員】 もう1つ、給与面、待遇面でお尋ねしたいんですが、給与は県営といえども、県職公務員に準じた給与じゃなくて、これまでも厳しい時には組織内で協議しながら減額をしたり、独自に給与体系を組んで乗り越えてきたと聞いております。それはそういうことでよろしいのでしょうか。組織内だけでやってきたと。

【猪股管理部長】 交通局員の給与は運賃収入で賄っております。知事部局とは別の支出になっております。経営が厳しい時は、労働組合と協議をさせていただきまして、知事部局では人事委員会勧告とかで給料が上がっているところを交通局では行わないとか、厳しい時には期末勤勉手当をカットしたりとか、そういった形で職員と労働組合の理解をいただきながら、これまで経営に取り組んできた経過がございます。

【大久保委員】 そこで、本当に厳しくなった状

況の時に、県営バスは県営であります。給与補填だとか、または運営の赤字補填とか、各市町がほかの民間の各バス会社にやっている支援以外は、直接的に補填はないということですか。

【猪股管理部長】過去におきましては知事部局からの繰出しがございましたけれども、ここはあり方検討会とかで議論がなされまして、国の定める繰出金以外は廃止と、少なくしていこうという方針がありましてですね。

過去には、大きくて平成17年度には3億5,000万円程度の別途の繰出金があったんですけども、そういったものは少しずつ廃止をしてきておりまして、現在は国が定める繰出基準に基づくものしかいただいている状況でございます。

【大久保委員】そこで私が思っているのは、不動産活用というところ。これからダウンサイジングしていく中で、なるべく便数を維持していくためには、不動産収入も大きな一つの柱にしていかなければならないんじゃないかと思っております。

バス運行だけで採算を取ろうとしたら、結局、採算が合うところはするし、合わないところは切るということになるんですけど、それをなるべく赤字路線も維持していこうというのが、県営バスもそうですけれども、長崎バスもそう、西肥バスも、なるべく赤字路線も守ろうと一生懸命にされていると思っております。

その中で不動産の価値を最大限に生かして、柱として収入を得ることは、路線をなるべく10年20年と減らさない方策の一つになるんじゃないかなと思っております。

そういったところで見れば、県営がいいとか悪いとかの話じゃなくて、運用するためにも民間で、限りなく民間でないと、手足がちょっとくびられた形になるのではないかと私は思っ

ております。そういった面で、県営から民間に移した方が、感覚的には自由度が上がると思うんです。

逆に県営であるメリットはどこにあるのかと思うんですけど、私も初めてなので、このメリットを教えていただきたいと思っております。何も補填もないんですね。よろしく願います。

【太田交通局長】まさに大久保委員が言われますように、投資によって、資産活用によって収入を拡大していこうというのは、本当に同じ思いでございます。それを行うに際しては、公営という制約は少しございますけれども、その中で知恵を出し合いながらやっていこうと今は進めております。

県営バスで存続することのメリットということでございますが、県営バスは、昭和9年に雲仙国立公園が開設された際に、雲仙公園へお客様を運ぶということで創設をされて、今年で90年になります。この間、路線バスを運行し、貸切バスを運行し、高速バスを運行することで、県民の皆様、ご利用いただく皆様の信頼を勝ち得てきたわけです。

そして、バス事業者間においても、県営と、ほとんどは民間のバス事業者ですが、その中で信頼関係を醸成してきたということがございます。

それともう一つは、職員の中でも県営バスにいるということの気持ちの問題、非常に自分の誇りと思っていただけていると思います。

県営バスは1つの企業体としてこれまでやってきましたので、県営バスというのが1つの大きな価値になっていると思います。それを民間でとなった時に、その信頼が揺らぐおそれがあるんじゃないかなというふうに思っております。

【大久保委員】今まで県営という看板の中でやってこられたとおっしゃるんですが、今ある姿は姿として、これからの形としては、やはり稼ぐということを大きく出していないといかんというふうに思っております、その中で、本業もしかりですけれども、やっぱり副収入、不動産収入とかの活用でしっかりとやっていくべきじゃないか。

タイミング的にも、今、長崎を中心として100年に一度の変革ということで再開発も行われておりますし、大事な中央部分に土地を持っています。ただ土地を貸すだけではなくて、例えばテナントとか、民間事業者と組んでやるとかということを考えられるんじゃないかと思っております。県営ということで、後ろに県がついていることで、その自由度が少なく制限されるんじゃないかと思っております。

例えば何かしようとした時に、そんなものを県がしていいのかと、これは民業圧迫じゃないかというようなことで制限されるよりも、その資産を十分に活かしながら民間感覚でやる。今まさにやっていることが民間感覚、民間に限りなく近い組織になっているんじゃないかと。厳しければ内部で身を切る改革もされていることを見れば、私は、そういったところの方がもっと羽ばたいて、皆さんがしっかりと雇用も守り、そして路線も守れるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

【太田交通局長】公営事業に対しまして、総務省におきまして、附帯事業を活用しなさいという通知もきております。私どもも、これまで例えば県外への高速バスを運行するとか、土地の利用についてもいろんな形でやってきましたし、今後いろんなアイデアを出しながらやっていく

ことには変わりございません。

先ほども申しましたが、県営バスでやっておりますが、長い県営バスの歴史の中で、平成16年に県議会のいろんなあり方の検討の見直しのご意見も頂き、県の内部で、ほかのバス事業者のご意見、市町村の意見もお聞きしながら、県営バスで当面は運営しようということが決まって、現在、私どもは県営バスとして運営しております。そういう形で、公営事業としてできない部分もあるかと思っておりますけれども、リスクをできるだけ少なくしながらリターンを取っていくという形が県営バスの中でもできるのではないかなというふうに思っております。

ご意見としては、できるだけ県営バスがフレキシブルに、民間と同じようにもっとやれることがあるんじゃないかというご意見だと思いますけれども、できることはある程度やっていけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、現在のままでもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

【大久保委員】太田交通局長の、この組織を守らなければならない、また、ドライバーが日々努力されている、その雇用もしっかりと守らなければならないという熱意は十分に伝わってきました。

お互いが考えているベクトルは同じだと思っておりますので、今後こういった形が、一番よりよくこの組織と路線を守れるかということと一緒に考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時21分 休憩

午後 零時22分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了
いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 零時22分 休憩

午後 零時23分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思
いますので、しばらく休憩いたします。

午後 零時23分 休憩

午後 零時25分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は
ございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、正副委員長にご一任
願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び
予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いた
します。

お疲れさまでした。

午後 零時25分 閉会

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年3月8日

観光生活建設委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 33 号 議 案	長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 34 号 議 案	長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 35 号 議 案	長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 36 号 議 案	長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 44 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 45 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 46 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 47 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決
第 48 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 52 号 議 案	第四期長崎県教育振興基本計画について（関係分）	原 案 可 決
第 53 号 議 案	長崎県観光振興基本計画の変更について	原 案 可 決

計 11 件（原案可決 11 件）

委 員 長 千 住 良 治

副 委 員 長 初 手 安 幸

署 名 委 員 本 多 泰 邦

署 名 委 員 大 久 保 堅 太

書 記 中 尾 勝 三

書 記 河 内 隆 志

速 記 (有)長崎速記センター